平成23年第3回(9月)坂城町議会定例会会期日程

平成23年9月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内容
1	9月 1日	木	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ・議案上程(一般会計決算案詳細説明)・監査報告
2	9月 2日	金		〇休 会(一般質問通告午前11時まで)
3	9月 3日	土		○休 会
4	9月 4日	日		○休 会
5	9月 5日	月		○休 会
6	9月 6日	火		○休 会
7	9月 7日	水		○休 会
8	9月 8日	木		○休 会
9	9月 9日	金	午前10時	○本会議 · 一般質問
1 0	9月10日	土		○休 会
1 1	9月11日	日		○休 会
1 2	9月12日	月	午前10時	○本会議 · 一般質問
1 3	9月13日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問・一般会計決算案総括質疑委員会付託・特別会計決算案総括質疑委員会付託
1 4	9月14日	水	午前9時30分	○委員会(総務産業、社会文教)
1 5	9月15日	木	午前9時30分	○委員会(総務産業、社会文教)
1 6	9月16日	金		○休 会
1 7	9月17日	土		○休 会
1 8	9月18日	日		○休 会
1 9	9月19日	月		○休 会
2 0	9月20日	火	午前10時	○本会議 ·委員長報告 質疑 討論 採決 ・補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

9月1日上程

人権擁護委員の	9月 1	日	適任	
報告第 2号	町長の専決処分事項の報告について	9月 1	日	同意
議案第37号	坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任に			
	ついて	9月 1	日	同意
議案第38号	千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任につ			
	いて	9月 1	日	同意
議案第39号	平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算			
	の認定について	9月20	日	認定
議案第40号	平成22年度坂城町有線放送電話特別会計			
	歳入歳出決算の認定について	9月20	日	認定
議案第41号	平成22年度坂城町国民健康保険特別会計			
	歳入歳出決算の認定について	9月20	日	認定
議案第42号	平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金			
	等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定に			
	ついて	9月20	日	認定
議案第43号	平成22年度坂城町老人保健特別会計歳入			
	歳出決算の認定について	9月20	日	認定
議案第44号	平成22年度坂城町下水道事業特別会計歳			
	入歳出決算の認定について	9月20	日	認定
議案第45号	平成22年度坂城町介護保険特別会計歳入			
	歳出決算の認定について	9月20	日	認定
議案第46号	平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会			
	計歳入歳出決算の認定について	9月20	日	認定
議案第47号	平成23年度坂城町一般会計補正予算(第4			
	号)について	9月20	日	可決
議案第48号	平成23年度坂城町有線放送電話特別会計			
	補正予算(第1号)について	9月20	日	可決
議案第49号	平成23年度坂城町国民健康保険特別会計			
	補正予算(第1号)について	9月20	日	可決

議案第50号	号 平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金		
	等貸付事業特別会計補正予算(第1号)につ		
	いて	9月20日	可決
議案第51号	号 平成23年度坂城町下水道事業特別会計補		
	正予算(第1号)について	9月20日	可決
議案第52号	号 平成23年度坂城町介護保険特別会計補正		
	予算(第1号)について	9月20日	可決
議案第53号	号 平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会		
	計補正予算(第1号)について	9月20日	可決
9月20日上和	星		
発委第 3	号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書		
	について	9月20日	可決
発委第 4	号 原子力発電からの撤退を求める意見書につい		
	7	9月20日	可決

平成23年第3回坂城町議会定例会

目 次

第1日	9月1	1日 (7	木)	
○議事日程・・・				2
○会議録署名譲	美員の指名	;		3
○会期の決定・				3
○町長招集あレ	さつ…			3
○人権擁護委員	員の推薦、	報告第	第2号、議案第37号~議案第38号の上程、	
提案理由の説	. 質別	邑、採 沒	央	1 1
○議案第39号	一議案第	第535	号の上程、提案理由の説明、詳細説明・・・・・・・	1 3
第2日	9月9	9日(全	金)	
○議事日程・・・				4 8
○一般質問	塚田	正平	議員	4 8
	入日	時子	議員	6 2
	吉川ま	ミゆみ	議員	7 5
	山﨑	正志	議員	8 4
	塚田	忠	議員	9 4
	中嶋	登	議員	106
第3日	9月1	2 日	(月)	
○議事日程…				1 2 0
○一般質問	大森	茂彦	議員	1 2 0
	塩入	弘文	議員	1 3 5
	窪田	英子	議員	1 5 0

	柳澤	澄	議員	1 6 1
	塩野入	猛	議員	1 7 5
第4日	9月13	日	(火)	
○議事日程・・・・・				190
○一般質問	西沢 恀	2子	議員	190
	池田	弘	議員	2 0 4
○一般会計決算夠	E 総括質疑	色、季	員会付託	2 1 3
○特別会計決算夠	E 総括質疑	色、季	5員会付託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2 6
第5日	9月20	日	(火)	
○議事日程				2 3 2
○請願・陳情採浴	夫			2 3 3
○議案第39号~	~議案第5	3 号	けの質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3 3
○追加議案上程、	提案理由	の診	祖明 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	262
○発委第3号~多	後委第4号	よの質	〔疑、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6 4
○町長関会あいる	\$ ~			264

平成23年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成23年9月1日

2. 招集の場所 坂城町議会議場

3. 開 会 9月1日 午前10時00分

4. 応招議員 14名

1番議員 塩入弘文 8番議員 入日時子君 君 告 川 まゆみ 君 茂彦君 9 IJ 大森 3 IJ 西沢悦子君 10 IJ 中 嶋 登 君 4 IJ 塩野入 猛 君 IJ 塚 田 忠 君 11 英 子 君 弘 君 5 窪 田 12 IJ 池 田 6 IJ 塚田 正 平 君 13 IJ 柳澤 澄君 7 山崎 正志君 祐 夫 君 IJ 14 " 宮島

- 5. 不応招議員 なし
- 6. 出席議員 14名
- 7. 欠席議員 なし
- 8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 山村 長 弘 君 副 町 長 宮 下 和 久 君 教 長 長谷川 君 育 臣 会 計 管 理 者 中 村 清 子 君 課 中 一 夫 務 長 田 君 企画政策課長 君 宮 﨑 義 也 まちづくり推進室長 青 木 昌 也 君 住民環境課長 陽 君 田 塚 福祉健康課長 郁 夫 君 塚 田 子育て推進室長 田民男 天 君 産業振興課長 奈 千 秋 君 小 建 設 課 长 荒 川正朋 君 教育文化課長 沢 三 中 恵 君 収納対策推進幹 春 日 英次 君 総務課長補佐 木 知 之 青 君 係 務 長 総 総務課長補佐 澤 君 柳 博 財 政 係 長 企画政策課長補佐 中 村 淳 君 企画調整係長 代表監查委員 大 橋 房 夫 君

9. 職務のため出席した者

議会事務局長 塩澤健 一 君 議 会 書 記 金 丸 惠 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 報告第 2号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 7 議案第37号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 議案第38号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について
- 第 9 議案第39号 平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第40号 平成22年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第41号 平成22年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第42号 平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
- 第13 議案第43号 平成22年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議案第44号 平成22年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て
- 第15 議案第45号 平成22年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 議案第46号 平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 第17 議案第47号 平成23年度坂城町一般会計補正予算(第4号)について
- 第18 議案第48号 平成23年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第1号)について
- 第19 議案第49号 平成23年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第20 議案第50号 平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正 予算(第1号)について
- 第21 議案第51号 平成23年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第22 議案第52号 平成23年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第23 議案第53号 平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に

ついて

- 11. 本日の会議に付した事件
 - 10. 議事日程のとおり
- 12. 議事の経過
- 議長(宮島君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。 ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

- ◎日程第1「会議録署名議員の指名について」
- 議長(宮島君) 会議規則第120条の規定により、8番 入日時子さん、9番 大森茂彦君、 10番 中嶋登君を会議録署名議員に指名いたします。

- ◎日程第2「会期の決定について」
- 議長(宮島君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの20日間といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月20日までの20日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は2日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知願います。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長(宮島君) 町長から招集のあいさつがあります。

町長(山村君) 皆さん、おはようございます。

本日ここに平成23年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にお

かれましては、全員のご出席をいただきまして開催できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、本日は9月1日、防災の日であります。しかしながら、本年は特別な意味を持った 防災の日であるというふうに思っております。3月11日の大震災から、ほぼ約半年になろ うとしております。

私は、前回の6月議会終了日の夜、坂城ライオンズクラブのメンバーとともに陸前高田市を訪問いたしました。避難所となっておりました広田小学校では、坂城町のばらの花やばら祭りの来場者の皆さんから寄せられた応援メッセージボードなどをお贈りし、また、さらには町の猟友会のご協力をいただいたイノシシ肉の豚汁をつくり、被災者の皆さんに食べていただいたり、それからサバ汁、タケノコ汁なんかも食べていただきました。その後、陸前高田市役所の仮庁舎に表敬訪問いたしました。自治体がなくなる、役所が被災するということはこういうことかという非常に強い衝撃を受けました。

遠く青く穏やかな太平洋が何事もなかったように輝いていましたが、目の前には一面の瓦 礫しかありません。車のナビゲーションでは建物の名前や商店の名前について繰り返し述べ ていましたが、目の前には何もないのでございます。都市の目印がひとつもない世界でした。 「頑張れ日本」「負けるな日本」国民が心をひとつにして取り組んでいかなければならないと 痛切に感じました。

3月11日を境に日本人の考え方、判断基準が大きく変わったと言われています。現地を 見た人、テレビでリアルタイムの惨状を目の当たりにした方、変わらないでいられるでしょ うか。私たち行政に携わる者として、そんな住民の皆さんと同じ感覚を持ち続けたいと思っ ております。

それにつきましても、現在の政局は、被災地の皆さん、我々国民とどれほど遊離していたかと思うのは私ばかりではないと思います。一昨日、ようやく新たに野田総理大臣が選出されました。新総理大臣には早急な震災への対応のみならず、いまだに終息の見えない原発事故、放射能問題、加えてアメリカ、ヨーロッパの経済不安を起因とする円高、日本の政治はこのままでいいのか、一刻も早く世界に信頼される政府、国際政治を担える国になるよう建て直しを願わずにはいられません。

さて、福島第一原発事故から牛肉や野菜、一般廃棄物焼却施設、浄水場など空間放射線量が国民の不安を高めております。7月26日、県環境保全研究所が実施いたしました役場と村上小学校での測定では、1時間当たりの被爆限度量(0.19マイクロシーベルト)を下回る測定結果となり、ほっとしているところでございます。また葛尾組合の飛灰や、いわゆる焼却灰(主灰)の測定におきまして放射性セシウムが検出されましたが、いずれも国の定める基準値を大幅に下回っておりましたが、今後も推移を見守っていきたいと考えております。

夏休みの期間中、放射性セシウムに汚染された腐葉土がカインズ・ホームセンターで販売されたという報道がありました。調査したところ、坂城中学校で購入していたということがわかりましたが、既に12袋がプランターで使用され、8袋が未使用の状態でした。

教育委員会では、県農政部・県教育委員会と協議をし、プランターと未使用袋をシートにより覆い、販売した業者に回収をしてもらいました。また回収後に同地で放射能量を検査し、人体への影響のない範囲であったと報告がありました。夏休み中ではありましたが、経過と結果につきましては、全生徒に早急にお知らせするよう指示をし、中学校において対応をしていただきました。

私は、これら放射線量の問題につきましては、本来国の責任において国民の不安を取り除くことが当然と考えていますが、いまだに適切な対応がなされていない現状であります。また県の対応も不十分であると考えております。

今回の9月補正に放射線測定器の購入を計上いたしました。これは1台ですけれども、具体的な測定場所をこれから定め、定期的に測定し、結果についてはホームページや広報で公表してまいりたいと思っております。

また中部電力浜岡発電所など原子力発電所の相次ぐ運転停止も加わり、電力供給の不安も大きく、毎日朝のニュースの中で使用電力予想が発表され、節電が呼びかけられております。国境を越えて他国から電力供給が可能な欧州と比べることのできない日本の、特に坂城の"ものづくり"が危機を迎えておると思っております。電力を一企業単位で考える現在の政府のやり方には問題があると思っております。「企業の町さかき」として自治体全体で電力を考えるという必要があります。今後のエネルギー問題への対応は町の重要課題であると考えます。

その第一歩として、既にお話ししましたが、メガソーラー・プロジェクトには参画の意志を表示しております。また、そのほかに国の補助事業「スマートコミュニティ構想普及支援事業」にも応募申請をいたしました。

この事業は、電力の需給両面での変化に対応し、情報通信技術を活用し、効率的に需給バランスをとったり熱や未利用エネルギーを含め、エネルギーを地域単位で総合的に管理し、融通し合えるような、いわゆる「スマートコミュニティ」の導入につなげるための調査をするものです。大変競争率が高いということでありますが、採択の可否は厳しいと考えますが、町としての姿勢を示すことも重要なことと考え、申請をいたしました。

次に円高の問題でございます。

輸出関連企業が多い坂城町にとりまして、円やドルの為替問題は重要なポイントとなります。震災後の落ち込みから回復傾向が見え始めたところで、アメリカの経済不安を発端とした円高となり、戦後最高値となる75円台に突入する事態となり、国政の混乱の中、鎮静化

が見えてまいりません。このまま打開策が打ち出されない場合、町内企業の業績に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

町といたしまして資金需要が高まる年末に向けて、円高等の影響を受けやすい中小企業の皆さん方の資金繰りを支援するため、制度資金に係る規則改正をし、あわせて預託金に係る補正予算を今議会に計上いたしました。中小企業の円滑な資金供給を図ってまいりたいと考えております。

さて、9月議会は決算議会でございます。22年度決算状況について申し上げます。

歳入につきましては、平成20年秋以降の世界的な経済不況は翌年度の個人所得に深刻な影響を与えたことから、平成22年度の個人町民税につきましてはマイナス20.1%、1億5,537万5千円の減でしたが、法人町民税は企業業績がやや回復に向かい、プラス26.7%、4,651万9千円の増で、町民税全体としてはマイナス11.5%となりました。固定資産税については主に償却資産分が減額となり、3.2%の減となりました。町税全体では前年度対比マイナス5.9%、約1億5千万円の減収となったところであります。地方交付税につきましては、基準財政収入額が税収について減額算定がなされたことを主な

地方交付税につきましては、基準財政収入額が税収について減額算定がなされたことを主な要因としまして交付基準額が伸び、普通交付税・特別交付税合わせて前年度対比25.2%、約2億4,400万円の増額となった次第でございます。

財源にゆとりがあるとされる財政力指数というのがございますが、これは3カ年平均が 0.751でありまして、県下市町村の中では、現在のところ4番目に位置しております。 長野県77市町村がありますが、1位が軽井沢、2番目が南相木村、3番目が諏訪、それに 次ぐ坂城町という順序になっております。

国庫支出金につきましては、平成21年度のような大型の経済対策臨時交付金がなかったことから、前年度対比約2億2,700万円の減となり、歳入全体としては前年度対比マイナス8.8%の61億7,302万円となりました。

一方、歳出につきましては、持続的な行財政改革を進める中で引き続き経常経費の削減に 努めておるところであります。性質別に見ますと人件費が減少しておりますが、子ども手当 の支給が開始され、扶助費が伸びました。22年度は定額給付金事業や大きな税還付がなか ったことから補助費が減少いたしました。

また普通建設事業費につきましては、まちづくり交付金事業が21年度に終了したことから前年度との比較では大きく減少いたしましたが、直売所の整備、県の安心こども基金を活用しての公園遊具整備などを実施いたしました。投資的経費全体では前年度対比ではマイナス60.6%となったところであります。

歳出全体では、前年度対比マイナス9.3%の60億7,007万円、実質収支8,078 万円という決算になった次第であります。 また「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による財政健全化の5指標でございますが、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」については黒字でありまして「実質公債費比率」が16.8%、「将来負担比率」が79.9%であります。また下水道事業に係る「資金不足比率」は資金の不足がありませんでしたので数値が入りません。

指標のいずれも、いわゆる早期健全化基準を下回っておりまして健全と言える状況でありますが、引き続き将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいりたいと思います。さて、私が今年5月に町長に就任した際に、実際には5月6日ですが、初登庁の日に町の全職員に今後のまちづくりに生かすための提案を私に直接提出するようお願いしました。何件ぐらい出てくるかなと思って不安な面もあったのですが、職員からは全員提案をいただき、自分の仕事の枠を超えた206の提案や目標などが寄せられました。これを集約、整理した提案を「チャレンジSAKAKI」と命名し、今後まちづくりの新たな取り組みとして課題を検討し、精査しながら、実現できるものから各課の枠を超えたチームを立ち上げ、順次取り組んでいきたいと思っております。

チャレンジする内容としては、簡単なものから難しいものまで、あるいはすぐできるもの、10年かかるものいろいろあるかもしれませんが、幾つか取り上げますと、職員の中から、ぜひともエレベーターをつくりたい、駅前の活性化を図りたい、ワイナリーをそろそろやりたい、農業振興、観光を充実したい、投票所のバリアフリーを実現したい、税金等のお支払いのコンビニ収納等やりたいというような意見がたくさん出ております。

すぐできるものは今議会に補正予算を計上いたしました。また来年度の予算に計上するもの、3年ごとの実施計画に反映させるもの等、私も「チャレンジSAKAKI」が今後のまちづくりにどのように反映されていくのか楽しみにしております。こんなチャートをつくりましてやっております。今月の「広報さかき」にも折り込みしましたけれども、そんなことで頑張りたいと思っております。

また私が選挙公約に掲げました「活力あふれる元気なまち」「人の輝くまち」「笑顔のまち」「誇れるまち」の4つの柱建てでの施策展開にかかわりまして、平成24年度からの実施計画において具体化していくと申し上げてまいりましたが、この8月から実施計画の策定作業を開始いたしました。既に私と各課ごとのヒアリングを実施しました。先ほど申し上げた「チャレンジSAKAKI」での提案も含めて政策の柱建ての調整を図りながら進めているところであります。

実施計画を平成24年度予算策定に反映させるために、11月末ごろまでに方向性を完了させたいと思っております。その中間におきまして、これも今までやっておりませんでしたが、町民の代表や有識者の皆さん方の意見を聞いて実施計画に反映したいというようなことも考えております。

7月27日に調印式を行いました上田地域定住自立圏構想につきましては、それぞれの部門ごとに「共生ビジョン」の策定作業が行われておりますが、その内容が見えてきた段階で実施計画との調整も図り、24年度予算の中において係る経費を計上してまいりたいと考えております。

8月6日に開催されました第34回町民まつり坂城どんどんは、昼のイベント、夜の踊り流しと盛大に開催することができました。

今年は「つながろう日本」をテーマに栄村物産展の開催や被災地から坂城町に避難されている方々の招待、踊り流しの商品に東北地方の物産を加えるなどの特色を設けました。また夜の踊り流しには48連約1,400人の参加をいただき、大いにもり上がったところであります。来年は第35回目という節目の年にもなりますので、今年以上の参加をいただけますよう、実行委員会の皆様には工夫いただければということでお願いをしております。

それから、これも新しい取り組みですが、これまでなかなか把握できなかった町内企業の 経済動向につきまして、町内の主だった企業から生産量・売り上げについて過去3カ月と前 年同期との比較、それから今後の3カ月間の見込みを定期的にご回答をいただくことのご協 力をいただいております。

1回目は4月から6月の3カ月、7月末までにお寄せいただきました。回答率は85%でした。

状況を申し上げますと、生産量では3カ月前との比較でプラスまたは変わらないという回答が大半を占め、3月11日発生の東日本大震災により落ち込みが懸念されましたが、プラス・マイナスでの平均値4.7%のプラスということで、先ほど申し上げましたように4月から6月までの調査です。ですから地震の後どうなっていますかという3カ月後の調査になりましたが、平均で4.7%のプラスということで、生産量からは順調な回復がうかがわれました。

今後も、この調査を3カ月をひとつのサイクルで行い、これを各企業にもフィードバックをしながら町行政にタイムリーに反映していきたいというふうに思っております。

さて、特産品振興では、ねずみ大根キャラクターの名前募集に県内外から約800件の応募をいただきました。今後、決定に向けて審査を進めてまいるとともに、このキャラクターをPRしていきたいと思っております。多分名前が決まるのは9月いっぱいぐらいかかってしまうかなと思っておりますが、このキャラクターのPRということも積極的にやっていきたいと思っております。関連する補正予算も計上させていただきました。

子育て支援のひとつとして、6月議会でも答弁をいたしましたが、町として「ながの子育 て家庭優待パスポート事業」に取り組むため、関係経費の補正予算を計上させていただきま した。18歳未満のお子さんをお持ちの世帯を対象とする本事業におきましては、当町では、 およそ1,450世帯が対象となる見込みで、町内の多くの店舗にも協賛をいただき、地域 全体で子育て家庭を応援できるよう、町商工会とも連携をしながら、来年の年明け、1月か らスタートできるように進めてまいりたいと考えております。

9月19日の敬老の日を迎えるにあたり、町でも高齢者の方々の長寿を祝福し、敬老の意を表するために、この9月10日に、米寿、白寿、100歳以上の方々、約100名おられますが、その方を1軒1軒私がお邪魔することにしております。敬老訪問事業をしたいと思っております。

今年の敬老慶祝事業の対象者は、77歳の喜寿の方が169名、88歳の米寿の方が84名、89歳から98歳が318名、99歳の白寿の方が7名、100歳以上が9名でございまして、全体で587名でございます。

なお、最高齢の方は明治40年生まれの男性で、この8月に104歳になられました。

公共下水道につきましては、下水道普及率の向上を図り、環境整備を計画的に進めており、 現在、南条地区では町横尾地区を中心とし、下水道の面的整備工事を実施中であります。村 上地区では上五明を通過する幹線の工事が完了し、引き続き網掛・上平地区の面的整備が行 えるよう、県道長野上田線と上室賀停車場線に布設する幹線の工事を行っていく予定であり ます。

また町横尾地区終了後は、産業道路東側の下水道の面的整備工事を進めるための補正予算を計上いたしました。

町総合防災訓練が8月28日、南条小学校において開催されました。南条地区の住民の皆 さんには大変暑い中、大勢の皆様にご参加いただき、誠にありがとうございます。

今回は東日本大震災及び長野県北部地震を受けまして、今まで以上に多くの住民の皆様方に体験、参加できる新たな訓練や避難所開設訓練を加えるなど充実した防災訓練となりました。また消防団の火災想定訓練、消防組合による高所救出訓練は大変迫力あるきびきびした訓練を行っていただきました。

災害の未然防止、また被害の軽減を図るためには、行政機関のみならず地域住民の皆さんにおいても日ごろから災害に対する備え、災害時における自主防災会等の防災活動が重要なものとなってきております。台風シーズンを迎えるにあたり、家庭と地域、行政の連携のもと、防災意識の高揚と防災対策の徹底に万全を期する所存でございます。

それから、既に皆さんご存じかと思いますが、消防関係でひとつうれしいニュースがございました。

7月31日、伊那市で開催されました第53回長野県消防ポンプ操法大会に坂城町として 10年ぶりに出場しました坂城町消防団第2分団は、県下各地区の代表12チーム中第7位 の好成績をおさめることができました。この成果が坂城町消防団全体のさらなる操法技術の 向上につながり、地域の防災活動にも生かされることを期待したいと思っております。

先週行われましたびんぐしの里薪能が8月27日、びんぐし公園野外舞台において、町内外から1,200人を超える多くの皆さんが集まり開催されました。前日まで大変心配した雨もからっと上がり、坂城町の周りでは大雨だったそうですけれども、びんぐしの丘、坂城町だけはすばらしい晴天になりました。会場には長蛇の列ができ、関心の深さがうかがわれました。

松尾実行委員長さん初め実行委員の皆様方には、準備から後片付けまで大変お疲れさまで した。

子どもたちは今年の1月から東京の能楽師、人間国宝の松木千俊さんから指導を受けた「鶴亀」の練習を半年間やっておりましたが、その成果を披露し、宮入小左衛門行平刀匠による緊張感ある「奉納鍛練」、広い分野で活躍されている野村萬斎師の狂言「樋の酒」、「能」では重要無形文化財保持者の松木千俊師が「シテ」を舞っていただき、大変すばらしい日本の中世からの伝統に触れることができました。能では「小鍛冶」をやっていただきました。子どもたちには思い出深い舞台となり、今後もこういった地域の皆様の活動に対しまして町として支援してまいりたいと思っております。

8月15日に開催されました第56回成人式には、最近にない該当者の8割を超える大変 多数の新成人が出席をしていただきました。新成人代表者からは「明るい未来を築く担い手 となる立派な社会人を目指したい」との決意発表があり、非常に心強く思いました。今後の まちづくり、国づくりに力を発揮されることを期待したいと思っております。

22年度の繰越事業として進めてまいりました南条小学校体育館の耐震化工事は予定どおり完成し、8月末に引き渡しがされました。引き続き今回の6月補正でお認めいただいている南条小学校及び村上小学校の普通教室棟、特別教室棟の耐震化に伴う実施設計を進めてまいります。これは前回の6月補正でお認めいただきました。

このたび東京に本社がある株式会社学研教育出版が文部科学省の補助事業「地域における子どもたちを対象とした高度ICT育成」事業に坂城町とともに申請をし、先日、文科省から正式に採択の連絡がありました。この地域における「21世紀型生きる力」の育成目標の策定と活用に関する高度ICT育成人材開発のモデル化事業に坂城町として参加することにいたしました。こういう試みも積極的にやっていきたいと思っております。

文部科学省の発表しました「教育の情報化ビジョン」の中で、21世紀を生きる子どもたちに求められる力として、確かな学力、豊かな心、健やかな体等の「生きる力」と、必要な情報を主体的に収集・判断・処理・表現・発信・伝達できる能力等の「情報活用能力」を挙げており、今回、坂城町の子どもたちに、この実証的学習に参加してもらい、21世紀の社会で貢献できる人を育てるための育成目標を策定するものです。

この調査研究会の委員には東京工業大学の清水康敬名誉教授、東京学芸大学の伊藤一郎準 教授に加え、私も委員の一人として坂城町としてかかわってまいります。

以上、町政の一端を申し述べましたが、本議会にご審議をいただきます案件は、人事案件3件、専決報告1件、一般会計・特別会計の22年度決算の認定8件、一般会計・特別会計の補正予算7件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げまして招集のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎日程第4 諸報告

議長(宮島君) 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付の とおりであります。

また地方自治法第243条3第2項の規定により、株式会社坂城町振興公社にかかわる平成23年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任 委員会に審査を付託しましたので、ご報告いたします。

議長(宮島君) 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第 8「議案第38号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」までの4件を一括議 題とし、議決の運びまでいたしたいと思います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(宮島君) 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長(山村君) それでは日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」提 案理由をご説明申し上げます。

本年12月31日をもちまして3年間の任期が満了となります小熊暁美氏にかわり、塚田安紀子氏に人権擁護委員としてご苦労いただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

塚田氏は人格、識見高く、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方でございます。

次に、専決第9号「平成23年度坂城町一般会計補正予算(第3号)について」ご説明申 し上げます。

本件は、集中豪雨による農業用道路、林道の復旧事業及び町消防団第2分団がポンプ操法 県大会に出場するということのため、7月27日に専決をいたしたものでございます。 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ634万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億4,797万5千円としたものでございます。

歳入につきましては、林道災害復旧事業にかかわる国庫補助金74万円、財政調整基金繰入金560万5千円でございます。

歳出につきましては、南日名地区の農業用道路の復旧事業として297万円、林道水晶線の復旧事業として195万円、第2分団の県大会出場経費として47万5千円、千曲川バラ公園のポンプ修繕として30万円、南条小学校と村上小学校のプール修繕として65万円の増額でございます。

次に、議案第37号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上 げます。

本案につきましては、9月30日をもって玉木守二委員の3年間の任期が満了するにあたり、 引き続いて地域の信望が厚く、経験も豊かな同氏を再任いたしたく、地方自治法第423条第 3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第38号「千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、坂城町、千曲市、葛尾組合、千曲坂城消防組合で共同設置をしております千曲市・坂城町等公平委員会委員について、本年11月20日をもって堀内重徳委員の任期が満了となりますが、引き続いて経験豊富で人格・識見ともにすぐれている同氏を再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長(宮島君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時40分~再開 午前10時55分)

議長(宮島君) 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)適任」

◎日程第6「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」「専決第9号 平成23年度坂城町一般会計補正予算(第3号)について」「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)承認」

◎日程第7 議案第37号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について 「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)同意」

◎日程第8 議案第38号 千曲市・坂城町等公平委員会委員の選任について「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)同意」

議長(宮島君) 日程第9「議案第39号 平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第23「議案第53号 平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」まで15件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。 職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(宮島君) 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長(山村君) それでは議案のご説明を申し上げます。

議案第39号から53号まで順次ご説明申し上げます。

まず議案第39号「平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。ご説明申し上げます。

平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額61億7,302万7千円、歳出総額60億7,007万8千円でありまして、歳入歳出差引額1億294万9千円から、道路改良事業、小学校耐震化事業などにかかわる繰越事業の充当財源として2,216万3千円を除いた8,078万6千円が実質収支額であります。この実質収支額から5千万円を財政調整基金に繰り入れた残額の3,078万6千円が平成23年への繰越金でございます。

歳入の主な内容についてですが、平成20年度以降の世界的な経済不況は翌年度の個人所得に深刻な影響を与え、個人町民税が前年度対比で20.1%の減、逆に法人町民税は企業業績がやや回復に向かい、26.7%の増、固定資産税については、主に償却資産分についての減額となり、3.2%の減、町税全体では前年度対比マイナス5.9%、約1億5千万円の減収で、23億9,800万円あまりの収入となったところです。

地方交付税につきましては、算定の基礎となる基準財政収入額が税収について減額算定がなされたことなどから交付基準額が増加し、普通交付税・特別交付税合わせて前年度対比25.2%、約2億4,400万円の増額となった次第であります。

そのほか国庫支出金につきましては、新たに子ども手当の負担金などが交付されましたが、

21年度のような経済危機対策臨時交付金や公共投資臨時交付金といった経済対策の交付金が大きく減少したことから、前年度対比では約2億2,700万円減の4億6,500万円の歳入となりました。

また繰入金につきましては、小学校耐震化事業にかかわる文教施設整備基金や公共投資臨時基金から必要な繰り入れを行いましたが、財政調整基金からの繰り入れがございませんでしたので、前年度対比約1億4千万円の減となりました。

歳入全体では前年度対比マイナス8.8%、金額で5億9,400万円の減となった次第でございます。

次に歳出でございますが、性質別に申しますと、投資的経費につきましては、継続事業のA01号線及び坂都1号線事業のほか小学校耐震化事業、直売所の整備、県の安心こども基金を活用した公園遊具の整備などを実施、普通建設事業費全体で3億9,400万円の歳出となりました。21年度まで、まちづくり交付金事業が進められておりましたが、事業が終了したことから前年度対比では60.6%の減となった次第でございます。

義務的経費につきましては、人件費が行財政改革の推進により3.1%の減額、その他経費につきましては、定額給付金事業や大きな税還付がなかったことから補助費等が33.6%の減となりました。

繰出金につきましては、国民健康保険、介護保険の特別会計への繰り出しが増えましたが、 下水道事業会計への繰り出しは、国の経済対策による交付金が減少したことなどを主な要因 として減少し、繰出金全体では35.1%の減となっております。

歳出全体ではマイナス9.3%、金額で6億2,200万円の減額となった次第でございます。

詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りいたしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりでございます。また、その内容につきましては後ほど担当課長からご説明申し上げます。

次に、議案第40号「平成22年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入総額は4,686万4千円、歳出総額は4,483万5千円、この歳入歳出差引残高は202万9千円でございます。このうち120万円を設備基金に積み立て、残りの82万9千円を平成23年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、有線放送電話使用料、工事負担金収入、各種事務手数料及び広告放送 料等であります。

歳出の主なものは、有線設備の保守管理を初めとする通常の運営管理費用でございます。 次に、議案第41号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ いて」でございます。

平成22年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額15億5,572万円、歳出総額15億3,100万円で、歳入歳出差引残高は2,472万円で、このうち800万円を国民健康保険基金に積み立て、残りの1,672万円を平成23年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主な内訳といたしましては、国民健康保険税3億6,516万9千円、国庫支出金3億4,770万円、療養給付金交付金1億1,886万7千円、前期高齢者交付金4億460万7千円、共同事業交付金1億5,273万5千円、繰入金8,523万2千円でございます。

歳出の主な内訳といたしましては、保険給付費10億9,099万1千円、後期高齢者支援金等1億7,699万7千円、介護納付金7,185万6千円、共同事業拠出金1億5,485万1千円でございます。療養給付費と療養費、高額療養費等合わせた支払額を前年度と比較いたしますと、全体では0.6%の増となっており、制度別の内訳では一般被保険者分で1.8%の減、退職被保険者分で26.5%の増となっております。後期高齢者支援金等は対前年度比8.2%の減、介護納付金につきましては3.7%の増、共同事業拠出金につきましては8.4%の増となっております。

次に、議案第42号「平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入 歳出決算の認定について」でございます。

歳入総額536万8千円、歳出総額522万8千円、歳入歳出差引残高は14万円で、平成23年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主な内訳といたしましては、貸付元利収入508万3千円、繰越金28万4千円で ございます。

歳出の主な内訳といたしましては、元利償還金333万5千円、一般会計繰出金188万円でございます。

次に、議案第43号「平成22年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入総額37万1千円、歳出総額37万1千円、歳入歳出差引残高は0円でございます。

歳入の主な内訳といたしましては、支払基金交付金8万円、医療費返還金等29万1千円 でございます。

歳出の主な内容といたしまして、一般会計繰出金28万8千円、償還金8万3千円でございます。

なお、本特別会計につきましては、後期高齢者医療制度への移行から3年を経過いたしま したことから、平成22年度をもって廃止いたすものでございます。 次に、議案第44号「平成22年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

公共下水道事業の進捗は、積極的な事業区域拡大により、平成22年度末の時点で供用面積は381haに達し、下水道普及率では約65%となっております。これに対する水洗化率は64%で、6,646人、119事業所にご利用いただいております。

平成22年度の決算につきましては、歳入総額11億6,839万5千円、歳出総額11億5,486万6千円、繰越額の1,322万2千円を除いた30万7千円が実質収支額でございます。

歳入の主な内訳といたしましては、受益者負担金1億1,453万7千円、下水道使用料及び手数料9,450万5千円、国庫補助金2億3,406万1千円、一般会計からの繰入金4億1千万5千円、町債2億9,326万円でございます。

歳出の主な内訳といたしましては、上流処理区維持管理負担金4,678万1千円、実施設計測量等委託料1億3,673万円、下水道工事請負費5億3,719万3千円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金2,051万2千円、長期債元利償還金3億2,856万4千円でございます。

次に、議案第45号「平成22年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

介護が必要な高齢者が、できる限り自立して暮らせるように、社会全体で支え合う仕組みである介護保険制度の運用にかかわる特別会計であります。

歳入総額11億2,910万1千円、歳出総額11億1,544万7千円、歳入歳出差引 残額は1,365万4千円でございまして、うち20万円は基金の方に積み立てをし、残り の1,345万4千円を23年度に繰り越してございます。

歳入の主な内訳といたしましては、介護保険料2億27万8千円、国庫支出金2億6,100万8千円、支払基金交付金3億3,140万9千円、県支出金1億5,921万9千円、繰入金1億6,656万5千円でございます。

歳出の主な内訳といたしましては、保険給付費10億7,519万8千円、地域支援事業費1,376万2千円、要介護認定事業費の総務費1,378万8千円、基金積立金351万1千円でございます。

続きまして、議案第46号「平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について」でございます。

歳入総額1億4,251万5千円、歳出総額1億4,221万8千円、歳入歳出差引残額は29万7千円でございまして、全額を23年度に繰り越してございます。

歳入の主な内訳といたしましては、後期高齢者医療保険料1億961万9千円、一般会計

繰入金3、276万5千円でございます。

歳出の主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億4,122万9千円、事務費等総務費98万7千円でございます。

次ページから平成23年度補正に関するものでございます。

議案第47号「平成23年度坂城町一般会計補正予算(第4号)について」。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,065万3千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を58億3,862万8千円といたすものでございます。

歳入の主な内容につきましては、地方交付税で4億2,481万8千円、緊急雇用創出事業等の県支出金で413万1千円、臨時財政対策債などの町債で1億5,950万5千円、前年度繰越金で2,078万5千円のそれぞれ増額であります。

また、これに関連しまして、財政調整基金、減債基金からの繰り入れを減らし、繰入金につきまして3億2,568万6千円を減額するものでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、豪雨による農業用道路、水路などの改修のため376万円、県営灌がい排水事業の負担金250万円、円高対応として中小企業振興資金貸付預託に1千万円、下水道事業特別会計繰出金で600万円、太陽光発電システム設置補助として100万円、基金の積み立てとして財政調整基金に1億5,404万8千円、文教施設整備基金に1億円をそれぞれ増額いたすものでございます。

次に、議案第48号「平成23年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万9千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を4,183万8千円といたすものです。

歳入につきましては、繰越金81万9千円を増額し、歳出につきましては、設備基金積立 金81万9千円を増額いたすものでございます。

次に、議案第49号「平成23年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億4,374万1千円といたすものです。

歳入につきましては、平成22年度精算に伴う国庫負担金、療養給付金交付金の追加交付 及び平成22年度決算による前年度繰越金などでございます。

歳出につきましては、歳入と同じく平成22年度精算に伴う国庫負担金の返還金と予備費の増額などでございます。

歳入の主なものといたしましては、療養給付費交付金追加交付590万8千円、特定健診 国庫負担金追加交付2千円、前年度繰越金1,622万円、国庫補助金、保険事業分67万 円をそれぞれ増額し、歳出の主なものといたしましては、国庫支出金返還金1,497万7 千円、予備費782万3千円をそれぞれ増額いたすものでございます。

次に、議案第50号「平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正 予算(第1号)について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万円を追加し、歳入歳出予算の総額を431万1千円とするものです。

内容は、平成22年度決算の繰り越しによるもので、歳入につきましては、繰越金14万円を増額し、歳出につきましては、一般会計繰出金14万円を増額いたすものでございます。 次に、議案第51号「平成23年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,830万5千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を9億2,050万5千円とするものです。

歳入の主な内容につきましては、繰越金30万6千円、町債9,500万円、消費税還付金1,699万9千円、一般会計繰入金600万円をそれぞれ増額し、歳出の主な内容につきましては、公共下水道事業費1億2,406万1千円、補償金免除繰上償還による長期債元金93万8千円をそれぞれ増額し、また消費税額の確定に伴い、一般管理費700万円を減額いたすものでございます。

次に、議案第52号「平成23年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,345万2千円を追加し、歳入歳出の総額を12億333万4千円とするものです。

内容は、平成22年度分の介護給付費等に関する国庫負担金、支払基金交付金の精算等に かかわるもので、歳入につきましては、繰越金1,345万2千円を増額し、歳出の主な内 訳につきましては、国庫負担金返還金873万8千円、支払基金交付金返還金458万4千 円を増額いたすものでございます。

次に、最後ですが、議案第53号「平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万5千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を1億5,052万5千円といたすものです。

歳入につきましては、繰越金29万5千円を増額いたし、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金27万3千円、予備費2万2千円をそれぞれ増額いたすものでございます。

以上よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますよう、よろしくお願いいたし

ます。ありがとうございました。

議長(宮島君) 続いて、各課長等に議案第39号「平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに、歳入について。

財政係長(柳澤君) 平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして逐次ご説明申し上げます。

私からは歳入全般について、決算書、事項別明細書の13ページ、町税からご説明申し上げます。

款 1 町税につきましては、収入総額が 2 3 億 9 ,8 8 9 万 6 千円で、前年度と比較しまして金額で 1 億 5 ,0 8 7 万 8 千円、率でマイナス 5 .9 %の減収となりました。

内訳でございますが、平成 20 年秋以降の世界的な経済不況が翌年度の個人所得に深刻な影響を与えたことによりまして、個人町民税については 1 億 5 , 5 3 7 万 5 千円の減、マイナス 2 0 . 1 %、一方、法人町民税は、企業業績がやや回復に向かい、 4 , 6 5 1 万 9 千円の増、プラス 2 6 . 7 %でした。町民税全体では 1 1 . 5 %の減となっております。

固定資産税につきましては、主としまして償却資産分につきまして減額となり、4,715万8千円の減、マイナス3.2%でした。

軽自動車税については率でプラス2.1%、町たばこ税については税率の改正が行われ、 プラス5.2%、入湯税についてもプラス4.0%の決算内容となっております。

続いて14ページにかけまして、款2地方譲与税につきましては、道路地方特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税がなくなり、地方揮発油譲与税が交付され、全体では7,344万5千円で、前年度対比150万7千円の減、マイナス2.0%となっております。

14ページの交付金関係では、款3利子割交付金が決算額945万2千円で前年度対比52万9千円の減額、款4配当割交付金は、決算額239万3千円で前年度対比1万7千円の減額、また款5株式等譲渡所得割交付金については、決算額87万8千円、前年度対比35万6千円の減額となりました。

次に、款6地方消費税交付金につきましては、決算額1億8,022万円で、前年度対比マイナス0.2%、31万円の減といった状況になっております。

次に、15ページの款7自動車取得税交付金については、決算額1,631万9千円で、 自動車税制における軽減措置の継続に伴い、前年度対比マイナス9.2%、165万8千円 の減となっております。

款8地方特例交付金につきましては、子ども手当の開始に伴う児童手当及び子ども手当特例交付金、地方公共団体の減収を補うため減収補てん特例交付金が交付されました。経過措

置が終了した特別交付金がなくなったことから、特例交付金全体では2,265万円、前年 度対比マイナス43.6%、1,751万8千円の減となっております。

次に、款9地方交付税についてでございます。

普通交付税は、基準財政収入額が税収の法人税割について減額算定されたことなどから 12.8%の減少、一方の基準財政需要額は、雇用対策地域資源活用臨時特例費が算定に加わりましたが、単位費用の改正や臨時財政対策債への振り替えの拡大等により総体的には減少で、マイナス2.7%となりました。基準財政収入額が大きく減額算定されたことで普通交付税額は10億6,735万3千円で、前年度対比2億1,302万5千円の増額となったところであります。

また特別交付税につきましては、1億4,790万2千円でした。普通交付税の法人税割の精算に伴う経費の算定などがあり、前年度対比では27.1%、3,149万7千円の増額となりました。

なお、財政力指数でございますが、平成20年度から22年度までの3カ年平均が0.751でありまして、前年度と比較して0.057ポイント下降していますが、県下77市町村の中では4番目に位置しております。

款10交通安全対策特別交付金につきましては、決算額207万6千円で、前年度対比 13万円の減といった状況であります。

次に、16ページにかけましての款11分担金及び負担金につきましては、児童福祉関係の負担金が減少しましたが、県営事業に係る農林漁業関係負担金が増加し、決算額は1億2,517万8千円で、前年度対比2.0%、250万円の増となっております。

18ページにかけましての款12使用料及び手数料については、8,447万9千円で、 家庭系一般廃棄物処理手数料の導入などから前年度対比20.1%、1,416万7千円の 増であります。

続きまして、18ページから21ページまでの款13国庫支出金につきましては、当該年度の国の施策や町の導入施策等により差異の出るところであります。子ども手当の開始に伴い、民生費の国庫負担金が増加する一方、21年度交付されました経済危機対策臨時交付金、公共投資臨時交付金といった地域活性化交付金が大きく減少したことから、決算額は4億6,495万6千円で、前年度との比較ではマイナス32.8%、2億2,697万5千円の減となりました。

次に、21ページから25ページにかけての款14県支出金につきましては、決算額3億2,687万8千円で、前年度対比4,861万5千円の増でした。雇用創出を図る労働費関係の補助金や安心こども基金事業補助が増加したことなどから前年度対比では17.5%の増となったところです。

25ページの款15財産収入の内容につきましては、普通財産の貸付、公有財産売払収入 として土地の売り払い、また基金積立金利子が主なものです。

決算額は9,888万円で、前年度対比8,464万8千円の大きな増となっておりますが、これは国債の運用による収入増と面積の大きな町有地の売り払いがあったことなどによるものです。

続きまして、26ページの款16寄附金につきましては、教育関係、民生関係、また、ふるさと寄附金としてご寄附をいただいたものがございます。決算額は106万円となっております。

次に、款17繰入金につきましては、主としまして学校耐震化事業のために文教施設整備基金から1,948万2千円、地方単独建設事業の負担軽減を図るために公共投資臨時基金から2,390万6千円の繰り入れ、その他それぞれ事業目的に応じました特定目的基金からも所要額の繰り入れを行っており、決算額は5,614万9千円となりました。前年度との比較では、財政調整基金からの繰り入れがなかったことなどから1億4,107万9千円の減少となっております。

次に、27ページの款 18 繰越金につきましては、2, 471 万7千円で、これは前年度の純繰越額 2, 052 万7千円に繰越明許費に係る繰越充当一般財源の419 万円を加えたものであります。

款19諸収入につきましては、決算額5億1,592万3千円で、前年度対比1,973万2千円の減となっております。

収入の主なものは、町税延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入、学校給 食費納入金等であります。

歳入の最後になりますが、30ページ、款 20 町債につきましては、決算額 5 億 5 , 322 万 3 千円で、前年度対比 1 億 2 , 749 万円の減額となったところであります。

主なものは、坂都1号線、A01号線整備に係る一般単独事業債、そして臨時財政対策債等でございます。

以上、歳入総額は61億7,302万6,962円で、前年度と比較してマイナス8.8%、 金額で5億9,354万3千円の減額となりました。

なお、調定に対する収納率は全体で95.73%でございます。

これにて歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長(宮島君) 審議の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。 (休憩 午後12時01分~再開 午後1時30分)

議長(宮島君) 再開いたします。

_				-	-	 	<u> </u>			-		-													
				- —	_	 	- —	_			_			 _			- —	_		 - —	_		 - —	 	
_					_	 	- —	_			-			 _			- —	_		 - —	_		 - —	 	
_					_	 					-			 _				_		 - —	_		 - –	 	
_					_	 		_			-			 _	_			_		 - —	_		 - —	 	
_					_	 	- —	_			-			 _	_			_		 - —	_		 - —	 	
_				-	-	 - —	_		-																
長	(7	宮島	引君	<u>†</u>)		 - —	—			_	— –		- —	 		<u> </u>			-	 		—	 		

議

議長(宮島君)

次に、歳出について。議会費は省略をいたしました。

総務課長(田中君) それでは歳出につきまして順次ご説明を申し上げます。

事業ごとの詳細説明につきましては、平成22年度主要施策の成果及び実績報告書をご覧 いただきたいと存じます。

それでは決算書34ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職及び職員25人分の給料、手当、 共済費等経常的経費でございます。報償費は町功労者表彰記念品と退職職員の記念品等でご ざいます。なお、対象となりました退職職員は12名でございます。健康スクリーニング、 健診委託は人間ドックを受診していない職員、短期雇用の臨時職員を含めまして43人が受 診をしております。委託先は厚生連佐久総合病院でございます。人間ドックを含め職員のほ とんどが年1回は何らかの健診を受け、健康管理に努めているところでございます。職員研 修事業といたしましては、B・Iプラザで開催した長野大学講座前期講座に職員延べ77人 が出席いたしました。また県市町村研修センターの認定研修として3名が海外研修に参加い たしました。研修先は中国でございまして、中国の経済、文化、そして坂城町からの中国進 出企業の状況等について研修をしてまいりました。

なお、町職員の給与、定員管理につきましては、町広報紙、ホームページでも公開してお ります。

36ページ、目2文書費は、町全体の文書発送の切手代、文書配達委託、例規集の加除に 係る印刷、6台分のコピー賃借料が主なものでございます。

37ページ、目3財政管理費の印刷製本費は、当初予算の印刷代、有料道路通行料は町全 体の有料道路の使用につきましてETCカードで管理をしております。積立金は財政調整基 金、減債基金、昨年度新設いたしました地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金等への積 み立てでございます。決算状況につきましては、10月号の広報紙に掲載予定し、主要施策 の成果及び実績報告書につきましては、町ホームページで公開をしております。

- 会計管理者(中村さん) 38ページ、目4会計管理費でございますが、需用費の中の消耗品費ではファイル類など庁内共通で使用する事務用品の購入が主なものでございます。印刷製本費は封筒、決算書などの印刷でございます。また役務費は口座振替、公金収納、派出業務の手数料でございます。
- **企画政策課長(宮崎君)** 続きまして、目5財産管理費ですけれども、これは町の普通財産の管理等にかかわる経費でございます。主なものとすれば、国道バイパス事業によりまして鼠区管理の共有地売却に伴うもので、事前協議によりまして19節において環境整備等補助金として交付してございます。

次に、目6企画費の企画政策推進費の主なものにつきましては、節19において長野、上田両広域連合への負担金のほか、次の39ページで太陽光発電システム設置への補助27件分、また坂城高等学校創立100周年記念事業への補助金を交付いたしました。温泉管理事業につきましては、節18において湯さん館の備品として源泉用水中ポンプを購入したほか、節19で優待事業として割引入館料の2分の1を負担したところでございます。また節25において振興公社からの納付金を基金として積み立てております。総合計画策定事業につきましては、昨年度は第5次長期総合計画の策定年ということで、節1において委員の報酬、節11需用費で計画書の印刷製本、節13で長野学園への策定調査等の委託料を支出いたしました。

40ページにかけてですが、まちづくり推進事業費につきましては、節1で27名の行政協力員への報酬や節13において文書配達等の行政事務委託などの行政協力員会の経費、節19において創意工夫による自主的な地域づくり活動への補助が主な内容でございます。昨年度の地域活動支援事業につきましては、15区2団体の事業を採択し、支援しております。次の国際交流事業につきましては、節19で町国際交流協会への補助金を交付したところであります。目7広報広聴費、広報広聴一般経費につきましては、庁舎内等のインターネット環境の保持などにかかわる経費を計上しておりますが、主なものといたしまして節13でインターネット系サーバー及びシステムの保守を委託したほか、節14で、これらハードウエアリース料、節18では端末11台分の更新整備を行いました。

41ページ、広報発行事業につきましては「広報さかき」に要する経費で、節11において広報紙の印刷製本を行ったほか、節18において動画の録画編集機器類の購入をしてございます。次の有線放送電話特別会計繰出金につきましては、節28において同特別会計への繰り出しを行っております。

次の電子自治体事業につきましては、国の施策として申請や届出手続の電子化を構築していこうという中でセキュリティーが高い市町村行政ネットワーク、LGWANと言われてい

ますが、これが構築され、その経費を支出しているところでございます。主なものとすると、 節13において装置の保守料、節14で回線使用料、節19で県へのネットワーク負担金を 支出しております。

42ページ、電算一般経費につきましては、町の窓口業務にかかわる電算化の主たる経費を支出しているものでございます。主なものとしては、節13において電算機のハード・ソフトの保守料、節14でソフトの使用料及びハードのリース料というふうになってございます。

総務課長(田中君) それでは42ページ、目10業務管理費は役場庁舎管理全般に係る光熱水費、エレベーター等の設備の保守点検料、修繕料、電話料金、総務課管理の庁舎に係る燃料等でございます。また昨年は役場に来られた方への利便性を図るため、役場前庭駐車場、役場北駐車場への区画線を少し広目に引き直しをいたしました。

住民環境課長(塚田君) 43ページ、目11防犯対策費です。節11需用費の主なものは、防犯灯に係る光熱水費、修繕料でございます。修繕については36カ所を実施しております。節15工事請負費では、各課から要望のありました防犯灯新設工事で3カ所に設置いたしました。なお、建設課所管で社会資本整備総合交付金、効果促進事業、通学路防犯灯整備工事により18カ所の防犯灯設置が行われております。節19負担金補助及び交付金は更埴防犯協会連合会等関係団体への負担金、補助金でございます。続きまして目12交通安全対策費では、交通安全対策一般経費につきまして交通指導員9名の報酬のほか、毎年、新入学児童に配付しております交通安全ヘルメット等の消耗品費、交通安全協会坂城支部に対する補助金等が主なものでございます。平成22年中の町内の人身事故は71件で、前年対比5件の増。負傷者数も1名の増で99人となりました。交通死亡事故も2件発生し、3名の方がお亡くなりになっております。今後、関係機関との連携をさらに強め、年4回の季別運動の展開等により町民一人一人の交通安全意識の高揚を図り、改めて死亡事故ゼロ1,000日を目指してまいります。

なお、万一の事故に備えて東信地区交通災害共済の加入促進を図っており、現在、加入率は49.8%、7,955人が加入されております。

続いて44ページ、目13消費生活費の主なものは、消費生活指導員4名の報酬と町文化祭にあわせて開催しております消費生活展に係る需用費で、節19負担金補助及び交付金は消費者の会への運営補助で、リフォーム作品の作品展示、廃天ぷら油を利活用した手づくり石鹸の利用促進など環境問題への取り組み、そして振り込め詐欺や悪質商法防止等の啓発などの活動に対してのものであります。

企画政策課長(宮崎君) 45ページ、目14男女共同参画推進費につきましては、同事業推進 に向け経費を支出したところでございます。主なものといたしまして、節8で11月に開催 いたしました女と男ふれあいさかきの講師の謝礼、節11において男女共同参画計画書等の印刷製本を行いました。また節19において女性団体連絡会及び坂城男女共同みんなの会に活動補助をしてございます。

- 総務課長(田中君) 45ページ、目17災害援助費は、東北地方太平洋沖地震災害援助金、長野県北部地震災害援助金として、それぞれ被災された方々に見舞金をお送りいたしました。項2徴税費、目1税務総務費は、固定資産税評価審査委員3名の報酬、職員9名分の人件費等経常的経費でございます。目2賦課徴収費は固定資産税に係る前納報奨金で、納期前前納いただきました件数は3,354件、金額は467万円でございます。印刷製本費は納税通知書等であり、通信運搬費は納税通知書、督促状等の送付に係るもの、委託料は課税収納に係る電算委託及び電子申告導入委託、平成24年度の評価替えに向けましての固定資産評価基礎調査整備委託等でございます。償還金、還付加算金につきましては、419万円、前年度に比べ、約1億898万円減少いたしました。
- 住民環境課長(塚田君) 47ページ、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なものは、職員の人件費等経常的経費でございます。節11需用費は、住民票等の用紙、申請書の印刷、節13委託料は人口統計処理、住基ネットセキュリティー対策、全国町字ファイルの処理等の委託費、節14使用料及び賃借料は戸籍システム、外国人登録システムのソフトウエア、ハードウエアに係るものでございます。また顔写真付きの証明書として利用できます住民基本台帳カードは43枚を交付いたしました。平成15年8月からこれまでの発行総数は297枚でございます。
- 総務課長(田中君) 48ページから50ページは、項4選挙費でございます。目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員4名の報酬が主なものでございます。目3参議院議員選挙費は、7月11日に参議院議員選挙を実施いたしました。投開票事務に係る職員手当、投票管理者及び立会人さん等への費用弁償、ポスター掲示場の設置に係る委託費、投票用紙、自動読取分類器等を備品として購入いたしました。

49ページ、目4長野県知事選挙費は、8月8日に長野県知事選挙を実施いたしました。 支出内容は参議院議員選挙費と同様、投開票事務に係る職員手当、投票管理者及び立会人さ ん等への費用弁償、ポスター掲示場の設置に係る委託費、開票用机、投票用紙自動読取分類 器の増設等を備品として購入いたしました。

50ページ、目6県議会議員選挙費は、今年4月10日に実施されました県議会議員選挙の事前準備にかかった経費、職員手当、ポスター掲示場の設置に係る委託費等でございます。

企画政策課長(宮崎君) 続きまして、項5統計調査費、目1統計調査総務費、統計一般経費に つきましては、県民手帳、県政要覧等の購入費が主なものでございます。

次の51ページにかけての目2委託統計調査費につきましては、工業統計調査、学校基本

調査、輸出生産実態調査、国勢調査、2010年世界農林業センサスの5つの指定統計調査 にかかわる支出となってございます。

- 総務課長(田中君) 51ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員さんの報酬等 でございます。
- 福祉健康課長(塚田君) 続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費についてでございます。51ページの一番下からでありますが、社会福祉一般経費、内容は52ページからになります。福祉委員の報酬、職員の人件費のほか、53ページ、節19負担金補助及び交付金は、福祉委員協議会への補助金、民生委員活動費交付金など福祉関係団体への補助金等でございます。社会福祉協議会補助事業は、結婚相談等のヤングヒューマンネットワーク事業のほか、心配事相談所、戦没者追悼式などの事業に対する社会福祉協議会への補助金でございます。国民健康保険特別会計繰出金事業は、国保特別会計への繰出金でございます。
- 住民環境課長(塚田君) 53ページ、目2国民年金事務費でございますが、国民年金業務につきましては、1号被保険者の資格取得喪失、保険料の免除申請に係る届出処理などの窓口事務を受け持っております。節11需用費の消耗品費では、成人者への啓発として年金手帳ケースを購入し、成人式での配付を行いました。節13委託料は、国民年金加入等の日本年金機構報告用データ作成に係る電算委託が主なものでございます。
- 福祉健康課長(塚田君) 54ページ、目3老人福祉費の老人福祉一般経費は、節19負担金補助及び交付金で、更埴地域シルバー人材センター負担金、老人クラブ補助金、美山園デイサービスセンター建設償還補助などでございます。老人福祉町単事業は、節19負担金補助及び交付金で各地区で実施されます高齢者祝賀行事への補助、節20扶助費は敬老祝金事業で、対象者は573名でございました。老人医療費給付事業は、扶助費として68歳、69歳の住民税非課税の方に対する医療費の助成でございます。

55ページ、高齢者生活支援事業につきましては、医療機関等への送迎などの外出支援サービスに係る経費でございます。介護保険特別会計繰出金事業は介護保険特別会計への繰出金でございます。後期高齢者医療保険事業でございますが、広域連合への事務費負担金、医療給付費負担金、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。介護予防施設運営事業は、ふれあいセンター運営費などの支出でございます。

続きまして、56ページの目4心身障害者福祉費の心身障害者福祉一般経費では、節19 負担金補助及び交付金で障害者程度区分認定審査会負担金としての長野広域連合負担金、障 害者スポーツ大会への負担金、補助金、視覚障害者支援事業への補助、施設整備補助として スパークさかき改修事業の補助、福祉施設自主製品販路拡大を目的といたしました店舗をけ やき横丁に開設する事業への補助が主なものでございます。重度障害者介護慰労金支援事業 では、在宅介護者への介護慰労金で、該当された方は14名でございました。福祉タクシー 委託事業では、利用券交付者数151名、利用回数は1,679回でございました。

57ページにかけましての心身障害者町単事業では、節19で腎臓機能障害者通院費補助、 節20扶助費で重度の障害者に対する福祉年金の支給、難病の特定疾患者見舞金が主なもの でございます。福祉医療給付事業では、節13委託料で国保連等への給付事業に関する審査 事務等の委託、節20扶助費は重度障害者に対する福祉医療費の給付でございます。自立支 援給付一般事業費は、主治医意見書等の障害者自立支援給付に係る事務的経費でございます。 介護・訓練等給付事業費は、扶助費で介護普及事業としての居宅介護支援や生活介護支援事 業、また訓練給付事業としての就労移行、就労継続支援事業などへの支出でございます。

58ページ、自立支援医療事業費は、自立支援法に基づき、身体の障害除去や病状を改善するための手術など公費負担分の医療費の給付を行ったもので、対象者は1名でございました。補装具支給等支援事業費につきましても、同じく自立支援法に基づき、身体機能を補う用具について給付を行ったもので、対象者は21名でございました。地域生活支援事業費は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができる支援として、節7賃金で手話通訳者の派遣事業、節13で千曲市との協働による相談支援事業、地域活動支援センターの委託事業、節20扶助費で移動支援事業、日常生活用具支給等の事業を行ったものでございます。自立支援対策特別対策事業につきましては、自立支援法の施行に伴う激変緩和措置で、新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過措置として円滑な移行促進を図るため、県による障害者自立支援対策臨時特例交付金により造成された基金を活用した事業で、扶助費として事業費運営支援、通所サービス利用促進事業等を実施したものでございます。

5 9ページ、障害者計画策定事業は、障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する 基本的な計画として平成23年度から32年度までの10年間を計画期間とした障害者計画 を策定したものであります。

企画政策課長(宮崎君) 続きまして、目5人権同和推進費でございます。節8におきまして、人権を尊重し、豊かな福祉の心を育む町民集会への講師の謝金を支出いたしました。節11において、同和対策農機具の大型トラクターの修理等をしてございます。また節13では同和対策集会所等4カ所の管理委託、節19では解放運動団体への補助金を交付しております。続きまして60ページから61ページにわたりまして、目6隣保館運営費でございますが、隣保館一般事務経費につきましては、職員1名の人件費及び隣保館運営にかかわる経常経費でございます。また、この経費の中で地域住民の福祉の向上と人権啓発の拠点として相談事業や各種講座、交流事業として、ふれあいフェスティバルを実施いたしました。経費の主なものといたしましては、節8において隣保館ふれあいフェスティバル及びふれあい講座の講師の謝金を支出しております。

福祉健康課長(塚田君) 続きまして、目7高齢者対策費では、節20扶助費で養護老人ホーム への入所措置を行い、高齢者の福祉の増進を図る事業で、年度末の入所状況は、はにしな寮 へ8名、昭和寮へ1名の計9名でございました。

62ページにかけての目8地域包括支援センター費、地域包括支援センター一般経費は、要支援・要介護の高齢者及びその家族の地域ケアを支援する中核機関として地域包括支援センターの運営を行ったところでございます。臨時職員の賃金のほか、委託料、使用料及び賃借料で介護予防ケアマネジメント業務委託、介護給付システム保守委託、介護給付システムリースが主なものでございます。老人福祉センター委託事業は、社会福祉協議会へ老人福祉センター夢の湯の管理委託を行ったものでございます。住宅整備事業は、要介護認定3、4、5の高齢者及び重度障害者が日常生活で使用している居室、浴室、トイレなどを改修することに要した経費の一部を補助するもので、利用者は1名でございました。このほか高齢者の寝たきり予防としての生きがい活動支援事業、在宅介護者支援としての家族介護支援事業などを実施し、介護ニーズの総合的な対応と地域の高齢者や、その家族の福祉の向上に努めたところでございます。

63ページの緊急通報体制整備事業は、報酬といたしまして独り暮らし老人訪問員110人分、委託料として安心電話の保守管理料が主なものであります。次に項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の児童福祉一般経費では、備品購入費といたしまして安心こども基金を活用し、音訳ボランティアの音訳利用による児童の情操教育のための録音再生装置等を購入いたしました。児童手当は、子ども手当の創設に伴いまして22年6月に支給いたしました22年の2月、3月の2カ月分のみの支給でございます。乳幼児医療給付事業は、小学校入学前までの乳幼児の医療費に加えまして中学3年生までの入院に係る医療費の自己負担分を助成したものでございます。少子化対策事業は出産祝金で、対象者は107名でございました。

64ページの子ども手当は、中学校卒業までの子どもを養育している方に対しまして月額 一律1万3千円を支給したものでございます。22年度は23年2月支給分までということ で、22年4月から23年1月までの10カ月分の支給でございました。繰越子ども手当は 子ども手当創設に伴う電算システム改修について平成21年度から繰り越して行ったもので ございます。目2母子福祉費、母子等福祉事業費では、小・中学校入学と中学校、高校卒業 者に母子家庭等児童激励祝金を支給いたしました。母子・父子医療給付事業は、母子家庭・ 父子家庭の福祉医療費でございます。

65ページにかけましての目3保育園総務費、保育園一般経費は、主に人件費関係でございます。負担金補助及び交付金は、他市町村への広域入所負担金として対応したものでございます。

子育て推進室長(天田君) 続きまして65ページから69ページにかけまして、目4南条保育

園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれ各園の運営に係る経常的な経費で、主なものは臨時職員の賃金、給食の賄材料費でございます。クラス数及び年間延べ入所児童数につきましては、南条保育園は15クラス、延べ2,098人、坂城保育園は10クラス、延べ1,384人、村上保育園は6クラス、延べ1,007人でございました。特別保育事業といたしましては、早朝並びに夕方の延長保育、障害児保育、南条並びに坂城保育園での一時預かり保育の実施、また地域活動事業では未就園児に保育園を開放するなかよし広場の開催、地域のお年寄り等と交流を図る世代間交流事業を実施いたしました。

- 教育文化課長(中沢君) 69ページからの目8児童館運営費、次のページの目9放課後児童健全育成費については、町内3児童館の運営に関する経費で、館長の報酬及び厚生員の賃金、その他経常的経費でございます。3児童館とも年間250日の開館で、放課後の過ごし方、夏休みの過ごし方など工夫して運営したところでございます。
- 子育て推進室長(天田君) 続きまして、70ページから71ページの目10子育で支援センター事業費は、賃金を初めとする支援センターの運営に係る経常的な経費でございます。利用者は延べ1万3,338人、相談件数は297件でございました。家庭児童相談員による相談日を定期的に設けたほか、随時スタッフが電話や面接に応じ、相談事業の充実に努めてきたところでございます。
- 福祉健康課長(塚田君) 続きまして、71ページ、一番下から次の72ページにかけましての項3災害救助費、目1災害救助費では、火災に伴う見舞金といたしまして6件の支出がございました。

続いて73ページにかけましての款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費のうち保健衛生一般経費は人件費などの経常的な経費でございます。精神保健福祉等事業では、精神保健福祉法に基づきまして精神障害者及びその家族等の相談に応じるとともにデイケアを行い、あわせて長野精神保健協議会、長野県家族会連合会等と連携し、活動を支援したものでございます。

74ページにかけましての目2予防費の予防費一般経費は委託料で、休日等の緊急救急医療を確保するため在宅当番医医療体制を千曲医師会、埴科歯科医師会に委託したものでございます。負担金補助及び交付金は、二次救急医療体制づくりのため病院群輪番制を実施するとともに夜間における小児初期救急に対応するため、上田市小児初期救急センターへの負担金でございます。結核関係一般事業では、結核レントゲン検診を実施いたしまして、感染予防に努めたところでございます。992名の方が受診を受けられました。

75ページにかけましての乳幼児健診事業では、母子保健法により乳幼児の健康診査及び健康相談を実施いたしました。役務費として乳幼児の身体・精神の発達及び歯科検診における医師への検診手数料、委託料では妊婦健診を実施したものでございます。予防接種事業で

は、乳幼児、小・中学生、高校生及び一般の方を対象に各種予防接種を行いました。また高校1年生の女子を対象とした子宮頸がん予防接種、生後2カ月から5歳未満児を対象といたしましたヒブ小児肺炎球菌予防接種をそれぞれ全額公費負担で実施いたしました。需用費の医薬材料費はワクチン等の購入費、委託料は予防接種の医療機関への委託料でございます。繰越予防接種事業は、新型インフルエンザの流行に伴いまして、平成21年度に引き続き生活保護世帯と町民税非課税世帯に対しましてワクチン接種の費用を全額補助したものでございます。

76ページ、目4健康増進事業費の健康増進事業でございますが、健康診査及び胃がんなどのがん検診等の受診促進を図り、早期発見に努めたところでございます。国の女性特有のがん検診推進事業により節目年齢の女性にがん検診無料クーポン券を配付し、受診促進を図りました。

77ページ、いきいきヘルスアップ事業では、特定健康診査、一般健康診査受診者の判定結果から要経過観察者、要生活改善、要指導者に対し、集団学習会、健康相談、家庭訪問、運動教室などを実施し、治療の必要性や生活習慣の改善に理解を深めていただきました。後期高齢者健康推進事業は、75歳以上の方の健康増進を図るため、人間ドック、一般健康診査の助成をいたしたものでございます。食育健康づくり推進事業は、食育基本法に基づき、食育や健康づくりのため料理教室や講演会などを開催したものでございます。目5保健センター管理費でございますが、保健センター管理に要した経常的な経費でございます。

住民環境課長(塚田君) 78ページ、目6環境衛生費でございますが、主なものは環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託、不法投棄ごみの撤去や獣医師会への狂犬病予防注射などの委託料、毎年6月の環境月間にあわせて実施いただいている各区の環境浄化整備事業に対する補助金でございます。

なお、雑排水浄化槽汚泥の処理料は、前年対比12.85%減の463 tでした。

同じく目7公害対策費は町内河川及び地下水の水質調査に係る委託料でございます。3月に実施している定期調査結果については毎年「広報さかき」6月号でお知らせをいたしております。

続いて79ページ、目8環境保全対策費では、主に不法投棄防止対策用の啓発看板の作成 をいたしました。

建設課長(荒川君) 目9上水道費についてでございますが、上水道一般経費といたしまして公 衆衛生の向上と安心・安全の飲料水確保のため、町の県営水道普及促進補助金交付要綱に基 づいて給水装置の設置を行った方への補助金でございます。続く目10の合併処理浄化槽設 置費につきましては、補助対象となる28基分の浄化槽設置に係る補助金と小網地区活性化 委員会への補助金が主な内容となっております。 住民環境課長(塚田君) 同じく79ページ、項2清掃費、目1清掃総務費では、毎年全戸配付 しておりますごみ・資源物分別収集計画カレンダーと同じく全戸配付のごみの出し方、保存 版の印刷費、また区が実施いたしましたごみ危険物収集場の整備に対する補助金11件が主 な内容でございます。

なお、カレンダーにつきましては、英語、ポルトガル語、中国語版も作成しております。

目2塵芥処理費でございますが、節11の消耗品費として指定ごみ袋55万枚を作成、購入しております。すべての指定袋には、ごみの出し方について日本語と同じ内容を英語、ポルトガル語、中国語で記載しております。また印刷製本費では、ごみ処理手数料の有料化導入を踏まえ、前年度37万枚作成いたしました手数料納付済みシールを8万枚作成いたしました。節13委託料については、可燃・不燃・資源ごみ等の収集運搬処理、容器包装等の収集運搬、粗大ごみ不法投棄処理に係る委託費用でございます。さらなるごみの減量化に向け、分別収集の徹底、啓発を図ってきたところです。そのほか節19負担金補助及び交付金は、長野広域連合及び葛尾組合の負担金、ごみ減量化容器等設置補助事業補助金、PTA等の非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金などが主な内容でございます。

なお、生ごみ堆肥化容器等の購入費に対する補助につきましては、22年度から補助限度額を4万円に引き上げました。その結果、前年度比51件増の68件の補助件数がございました。

続いて81ページ、目3し尿処理費については、千曲衛生施設組合の負担金及びし尿投入 手数料に係る負担金でございます。

なお、処理量は前年対比8.9%減の7,288㎏でございました。

産業振興課長(小奈君) 81ページから82ページにかけて款5労働費、項1労働諸費、目1 労政費でございますが、主なものといたしまして、労政一般経費では職員の人件費の支出と 節19負担金補助及び交付金のテクノハート坂城協同組合の運営補助と、同組合が実施した 国の補助事業である中小企業人材確保推進事業の自己負担分への一部補助が主なものとなっ ています。次の勤労者福祉対策事業では、節19負担金補助及び交付金で国の補助と千曲市 からも負担をいただいております更埴地域勤労者共済会への補助金が主なものとなっており ます。また節21貸付金につきましては、勤労者生活資金貸付預託金となっています。ちな みに22年度3月末で貸付累計は5件で、約92万円となっております。勤労者総合福祉セ ンター管理一般経費では、節13のセンターの管理委託料を支出いたしました。

次に款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、これは農業委員会に係る経費でございます。83ページにかけて農業委員会一般経費では主なものとして農業委員16名分の報酬と職員の人件費、農業者年金業務につきましては、加入者の手続等の事務及び加入推進に向けた経費となっています。

次に84ページ、目2農業総務費の農業総務一般経費では、職員の人件費等の経常経費で あります。

85ページにかけて、目3農業振興費では、農業振興一般経費として、節13委託料では有害鳥獣の駆除を猟友会へ委託し、節19の農産物災害対策事業補助金は昨年7月17日の雹害により品質低下したりんごの出荷ケースへの補助金であります。また有害鳥獣から農産物を守る電気柵等への設置補助24件分であります。入横尾、北日名、南日名、島、小野沢の5集落を対象とした中山間地域直接支払事業補助も行いました。次に、地域営農推進事業は当町にふさわしい長期的な農業農村の振興を図るための事業でありますが、節19で農業支援センターへの補助、特産品振興事業補助として味ロッジわくわく坂城へ補助金を交付したところであります。

86ページにかけて需給調整推進対策事業につきましては、国の新たな施策である米の戸別所得保証制度モデル対策事業が実施された中、坂城町水田農業推進協議会を通じ、単独の転作推進助成金を交付し、事業推進に努めた結果、おおむね計画どおりの生産調整が達成できました。農振地域整備促進事業は農業振興地域整備計画の実施と推進についての経費であります。次の農地銀行活動促進事業は、町内5カ所のファミリー農園の借上料で70件の貸し付けが行われております。農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費が主な支出となっています。次の、ふるさと雇用坂城特産いいもの振興事業につきましては、国のふるさと雇用再生特別交付金制度を活用し、坂城町振興公社や味ロッジわくわくさかき等の特産品の販路を拡大するため、コーディネーターの雇用を坂城町振興公社へ委託し、推進を図ったところでございます。

87ページ、ねずみ大根祭り事業につきましては、ねずみ大根の知名度を高め、伝統的、かつ固有の食文化を発信した事業に係る支出であります。事業の趣旨等をご理解いただく中で坂城テクノセンターを通じ、県の助成金をいただき、実行委員会方式でイベントを開催することができました。次の直売所整備事業につきましては、中之条の国道沿いに元気づくり支援金を活用して地場産直売所の整備を行ったもので、補助金趣旨を踏まえた農業関係団体の共同作業を基本に進め、10月28日にオープンをいたしました。あわせて国の森林・林業・木材産業づくり交付金を活用して同じ敷地内にトイレを整備したものでございます。

88ページ、目4畜産費でございますが、家畜の診察、生産管理を通じて畜産農家の経営向上を図るため、東信農業共済組合に設置されている家畜診断所の運営に係る分担金及び北信地区家畜畜産物衛生指導協会の負担金でございます。目5農地費では、農地一般経費として、19節の負担金について、これまで実施をいたしました土地改良事業にかかわる農林漁業資金の償還負担金、件数78件でございます。また六ケ郷用水組合やそれぞれの土地改良団体への負担金を交付いたしました。

次の89ページにかけて、農道等基盤整備町単事業は町が実施いたしました農道整備、水路改修工事等19カ所のほか県の元気づくり支援金により自ら工事に取り組んでいただいた込山平沢線の補修工事を実施いたしました。町単補助事業では、自治区からの要望を受け、原材料支給や工事に対する補助を行い、18カ所の整備を進めました。次の農地水環境保全向上対策事業につきましては、19年度から始まった事業で、農業者と集落、地域住民が共同で農業・農村資源を管理し、環境を保全していく活動に対し、国、県、町が支援をする事業で、補助対象環境が整っている上平みどりの里への補助に対し、19節において地域協議会へ負担したものでございます。農山漁村活性化支援交付金事業につきましては、同じく19年度から始まった土地改良事業で、越水や漏水被害を起こしている中之条用水54mの整備と水門の改修を行ったところでございます。

90ページにかけて県営灌がい排水事業につきましては、おおむね7年計画で事業化をする六ケ郷用水の改修工事に係る概要書作成委託の当町負担金でございます。農山漁村地域整備交付金効果促進事業につきましては、県の交付金を活用して六ケ郷用水の支線81mについて水路改修工事を実施したものであります。

次に91ページにかけまして、項2林業費、目1林業総務費は、職員の人件費のほか19 節の間伐対策事業補助金を森林税を活用した森林づくり推進支援金を得て所有者負担をなく すため、1ha当たり3万円の補助ということで請負者に交付したものでございます。中之条 区有林、南条生産森林組合林の間伐が対象となっています。

92ページにかけて、松くい虫防除対策事業につきましては、被害木の伐倒駆除1,097 m²を行ったところでございます。町有林管理事業につきましては、林業委員を委嘱し、町有林の管理、整備を行っているところですが、主には節7で下草刈りや除間伐作業等に係る支出でございます。次の特用林産振興事業につきましては、五里ケ峰トンネル横坑前に建設した特用林産物生産施設、原木きのこの生産施設に係る光熱水費等経費を支出いたしました。次の緊急雇用森林環境整備事業は、国の緊急雇用創出制度を活用し、長野森林組合に委託し、育樹祭で残っていた小網山の枝打ちを実施いたしました。

次に93ページ、目3林道事業費、林道事業一般経費につきましては、林道の維持管理に伴う経費ですが、主なものとして、節15の工事請負費で北山線の補修ほか8カ所の整備を行ったほか、元気づくり支援金を活用し、節14の使用料、賃借料や節16の原材料費を用い、籠岩線舗装工事を実施したところでございます。次の緊急雇用林道作業道環境整備事業につきましては、国の緊急雇用創出制度を活用し、長野森林組合に委託し、林道更埴坂城線、北山線の側溝清掃、五里ケ峰作業道、葛尾遊歩道の草刈り等を実施いたしました。

続きまして、94ページにかけまして、款7商工費、目1商工総務費でございますが、その主なものは職員の人件費となっています。また19節において中小企業能力開発学院事業

への補助、坂城テクノセンターへの職員派遣団体補助金を支出しております。

項2商工振興費でございますが、95ページにかけて商工振興一般経費として19節において商工業振興補助金、17社へ交付してございます。商工会改善普及事業、商工会のまちづくり事業への補助金を交付いたしました。また新たに坂城WAZAパワーアップ事業をスタートし、町内事業所に勤務し、推薦されました優秀な技能者等への表彰を行ってまいりました。続いて中小企業対策事業としまして、19節で保証料補給金103件、東京ビッグサイトで開催された機械要素技術展等への出展補助、節21貸付金では、中小企業振興資金の貸付預託金を町内4金融機関に支出し、21年度では23件、7,650万円の融資を行いました。中心市街地活性化事業につきましては、節11で中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーターに係る光熱水費と節13で株式会社まちづくり坂城へ同コミュニティセンターの管理委託を行いました。

続きまして96ページ、目3観光費でございますが、観光一般経費として報償費、委託料で葛尾城、弧落城遊歩道、南条記念公園の草刈り等手入れ作業を地元区等へお願いしております。需用費の印刷製本費では観光パンフレットを印刷いたしました。また19節において各観光団体等へ負担金を支出いたしました。町民祭り事業につきましては、実行委員会への補助となっていますが、参加連は46連、1,300人であります。ちなみに23年度は48連、1,400人の参加をいただきました。

目4商工企画費でございますが、97ページにかけて、商工企画一般経費といたしまして、信州大学繊維学部と町とで連携・協働に関する協定を結ぶ中で産学官連携コーディネート事業を委託しており、13節において支出しております。また19節において工業関係各種団体へ負担金、補助金を交付しております。次の工業団地整備事業につきましては、節11光熱水費でテクノさかき工業団地街灯の電気代を支出し、工業振興施設等整備基金の利子分の積み立てをいたしました。次に坂城テクノセンター支援事業につきましては、同センターの運営補助並びに建設費償還補助を行いました。

98ページにかけて、鉄の展示館管理一般経費では、管理に係る経費の支出でありますが、昨年度は宮入一門展とお守り刀展を企画展として開催したところでございます。これに係る8節の報償費の謝礼、11節需用費のパンフレット等の印刷費、節12役務費の通信運搬費や展示品の保険料、広告料を支出いたしました。節13の委託料では、館の管理等の業務について株式会社まちづくり坂城へ委託料として支出いたしました。次に、坂城町の遺産、信濃村上氏再発見事業では、地域活性化センター助成金を活用して地域の歴史資源として村上氏にスポットをあてた展示とシンポジウムを開催したところでございます。これにかかわる8節の報償費の謝礼、11節需用費のパンフレット等の印刷費、節12役務費の通信運搬費や展示品の保険料、広告料、節13委託料で展示品の運搬費を支出いたしました。

建設課長(荒川君) 款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、職員の人件費が主な内容でございます。

続きまして、100ページからの項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費のうち道路橋梁総務一般経費は、道路照明の電気料と道路台帳の保守管理業務に係る委託経費が主なものでございます。続く町単補助事業は、各区の建設土木に係る補助事業であります。交通安全施設整備事業では、カーブミラー、ガードレール、転落防止柵等の設置など22カ所を整備いたしました。目2道路維持費の道路維持一般経費でありますが、節13委託料では街路樹の剪定、除草及び清掃作業委託と冬期間の町内主要幹線道路の除雪、融雪剤の散布委託が主なものであります。節15工事請負費では町内一円の道路の舗装、側溝等の26カ所にかかります維持補修工事を行いました。節16原材料費では、道路補修用の舗装材料、側溝の蓋、そして冬期の融雪剤等の購入費であります。

101ページからの目3道路新設改良費のうち道路改良事業A01号線についてでありますが、事業費支弁の人件費のほか、節15では南条小学校東側付近の道路改良工事、節17公有財産購入費等で事業に係る用地買収経費が計上してございます。続く道路新設改良一般事業では、比較的小規模な道路拡幅に係る用地の取得を行いました。地域活力基盤創造交付金効果促進事業では、地方道路整備事業とあわせまして防犯灯18基の整備を行いました。

102ページから103ページの繰越道路改良事業A01号線では、やはり南条小学校東側産業道路の山金井交差点北側の道路改良工事を行いました。繰越道路新設改良一般事業につきましては、平成21年度の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を利用して南条地区及び上平地区の道路改良工事を行ったものであります。目4の橋梁新設改良費の繰り越し、昭和橋改修事業についても同様に国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金により昭和橋の部分改修工事を行ったものであります。続きまして項3の河川費でありますが、目1河川総務費では河川愛護団体20団体へ補助金を交付いたしました。目2河川改良費では、節15工事請負費で例年行っております河川、水路のしゅんせつ工事と地域活性化・きめ細かな交付金を活用いたしまして入田川の改修工事を行いました。

議長(宮島君) 詳細説明の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。 (休憩 午後2時30分~再開 午後2時41分)

議長(宮島君) 再開いたします。

建設課長(荒川君) 103ページから105ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費に つきましては、職員の人件費のほか町営住宅、改良住宅に係る維持管理経費であります。

なお、104ページから105ページにかけての節15工事請負費では、上平団地の火災焼 失に係る解体撤去工事を行いました。目3住宅建築物耐震改修事業費でありますが、節13委 託料で5件の耐震診断と節19の負担金補助及び交付金で1件の耐震補強工事に伴う補助金 を交付いたしました。

105ページから106ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費のうち都市計画総務一般経費では、都市計画事務事業に係る職員の人件費並びに県道上室賀坂城停車場線、田町工区の整備にかかります県事業の負担金が主なものであります。

106ページからの目2街路事業費でありますが、主なものは坂城インター線から谷川に至る区間の街路整備で、事業用地の取得及び支障物件の補償を行ったものであります。

なお、用地補償契約の時期が年度末であったため、一部を平成23年度へ繰越事業として 取り組みました。このほか県事業で進めております坂城地区の田町線に関連する町道取り付 けに係る用地取得関連工事を行ってあります。

107ページ、目3下水道費ですが、これは下水道事業特別会計への繰出金であります。 続きまして目4公園管理費のうち公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など、 さかき千曲川バラ公園を除く公園緑地の管理費で、節13委託料では、指定管理者制度によ る株式会社坂城町振興公社への委託と遊具等施設の保守点検及び施設の維持補修工事が主な ものであります。なお、22年度におきましては、県の安心こども基金事業により5カ所、 20遊具の新設、修繕を実施いたしました。

108ページ、花と緑のまちづくり事業では、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化が主なもので、バラ公園の維持管理のほか緑化木、苗の頒布等を行いました。ふるさと雇用バラの里管理事業についてでありますが、これは雇用対策として雇用機会を創出し、雇用の受け皿をつくり出す事業の一環で、地域の創意と工夫で継続的に働く場をつくり出すというもので、建設関係では、バラの里管理事業で新規雇用2名、そして、びんぐしの里環境整備事業では1名それぞれ雇用機会の創出に取り組みました。続きまして、同じく国の雇用対策を受けて一時的な雇用機会を創出するため3つの緊急雇用創出事業を実施いたしました。緊急雇用ばら祭り会場整備事業では、ばら祭り開催期間中の交通誘導と駐車場整理を行いました。同じく緊急雇用オリジナルローズ普及事業では、坂城の輝きを接ぎ木により増殖し、普及拡大に努めたものであります。緊急雇用千曲川水辺公園整備事業では、さかき千曲川バラ公園に隣接する千曲川水辺公園、野草園の水辺環境整備を行いました。

109ページから110ページにかけての項6高速交通対策費についてでありますが、目 1の高速交通総務費の主なものは、節11需用費の光熱水費で、坂城駅前トイレの上下水道、 電気代、高速バス停駐車場、テクノさかき駅街灯等の電気代であります。節13委託料では、 坂城駅、テクノさかき駅の管理業務委託費と町内循環バスの運行事業委託であります。節19 負担金補助及び交付金につきましては、テクノさかき駅公衆トイレの光熱水費などの負担金 のほか、坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会及び坂城町地域交通利用促進協議会へ の補助金であります。目2高速交通対策整備事業費の主なものにつきましては、渇水対策事 業として設置した8カ所の井戸の電気代であります。

110ページから111ページにかけての項7地籍調査費、目1地籍調査事業費の主なものは、事業にかかります導水路の境界立ち会いを初め境界復元に伴う用地測量等の委託経費であります。

住民環境課長(塚田君) 続きまして、111ページから113ページにかけて款9消防費、項1消防費でございますが、目1常設消防費は千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊の負担金でございます。目2非常備消防費については、消防団員に係る報酬、退職報償金、共済負担金、分団運営補助金、婦人消防隊運営補助金、出動交付金等が主なものでございます。平成22年中の火災件数は10件で、前年対比1件の増でございました。目3消防設備費については、消防団詰所、ポンプ車、積載車等の機械器具や防火水槽、消火栓等の維持管理に関する経費でございます。主なものといたしまして、節15工事請負費では防火水槽の修理として有蓋化整備1件を行いました。節18備品購入費では、消防ホース及び非常用備蓄資機材の購入、第3分団の小型動力ポンプの更新をいたしました。節19負担金補助及び交付金では、消火栓工事負担金については新規1基、修繕2基、移設1基の整備をいたしております。また繰越事業として大規模災害や武力攻撃事態が発生した場合の緊急情報を国から瞬時に伝達する全国瞬時警報システム、Jアラートのシステム整備を行いました。

建設課長(荒川君) 目 4 水防費でありますが、これは水防用備蓄材の購入が主なものであります。

なお、水防訓練につきましては、町の総合防災訓練にあわせて実施をいたしました。

教育文化課長(中沢君) 続いて113ページの一番下でございます。款10教育費について申 し上げます。

次のページ、款1教育総務費、目1教育委員会費の一般経費は、教育委員の報酬を初め研修会への旅費、委員会を運営するための経常的経費でございます。目2事務局費の一般経費は、教育相談に係る相談員の報酬、特別職・一般職の人件費、節13委託料では、教職員の健康診断、小・中学校のごみ収集運搬委託料、節19負担金補助及び交付金では、児童生徒が加入する災害共済掛金等の負担金です。

なお、積立金として文教施設整備基金へ1億5,369万8千円を積み立てました。

教育振興事業では、外国語、不登校などの支援のため指導者賃金、負担金補助及び交付金では、町奨学金坂小学有林、坂城高校振興補助、金管バンド等のクラブ活動や特色ある学校づくりへの交付金が主なものでございます。

116ページ、小・中学生国際交流事業では、中国教育交流事業として上海嘉定区にある 実験小学校の小学生と坂城町の小学生とが相互の理解と国際感覚を養うため、相互に訪問し、 教育交流を行いました。国際交流村事業では、中学生を対象として外国の方との交流を図り、 外国語の文化や言葉を理解し合う中で国際感覚を養っております。私立幼稚園補助事業では、町内に住所を有し、私立幼稚園に通園する園児の就園奨励や園の振興補助運営費を補助いたしました。教員住宅管理事業につきましては、町内4カ所にあります教員住宅の維持管理に要する経費でございます。学力向上事業では、小学校2年生以上中学3年生までの児童生徒を対象に、相対評価テストを実施し、問題解決型の学習による日々授業実践を通じて学力の充実を目指しました。また小学校4年生以上の体力テストを実施し、体力づくりの教育指導も実施したところでございます。

117ページ、問題をかかえる子ども等自立支援事業は、長期に欠席をしている小・中学生を対象に大峰教室への通室により学校に復帰できるよう指導員を配置し、学習の援助、面接相談、家庭訪問、学校訪問を実施いたしました。学校支援地域本部事業は、地域全体で学校を支援する仕組みをつくり、地域コーディネーターを中心にボランティアによる学級支援や校内ばら園の栽培支援、英語教育、部活動、ものづくり実践教育などの支援を実施したものでございます。緊急雇用創出事業では、県の補助事業の活用により各小・中学校の状況にあわせ、体験活動や理科学習指導などの支援のための賃金を計上し、雇用の創出を図ったところでございます。

118ページ、項2小学校費、目1小学校総務費の一般経費では、職員の人件費のほか節15工事請負費は南条小学校のプールの濾過装置、漏水箇所の修繕工事、3小学校の遊具の補修工事を行ったものでございます。小学校耐震化事業は、南条小学校体育館の設計及び耐震補強、大規模改修工事を進めました。年度内に完了できないことから工事は23年度へ繰り越しとして行ったところでございます。繰越小学校耐震化事業では、坂城小学校体育館南校舎昇降口棟、プレイルーム棟の補強及び大規模改修工事を実施いたしました。目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容でございますので、南条小学校について申し上げます。節1報酬は、学校医、薬剤師の報酬、節7賃金は臨時職員の賃金、節11需用費は清掃、保健、プール等の消耗品、燃料費は電気、水道などの光熱水費など校舎管理にかかわる経費

保健、プール等の消耗品、燃料費は電気、水道などの光熱水費など校舎管理にかかわる経費でございます。節13委託料は、警備保障、電気、保安等の設備管理と児童の心電図、貧血検査などの委託料及び学校庁務の業務委託料となっております。節18備品購入費では、椅子など学校備品を購入いたしました。

続いて120ページ、目3南条小学校教育振興についても各小学校ともほぼ同じ内容でございます。教科学習にかかわる費用が主なものです。節8は、報償費は体験学習やクラブ活動指導の講師謝礼、節11需用費では、教科学習用の消耗品と教材用品を購入しております。18備品購入費では、教材用備品等でございます。節20扶助費の就学援助費、特殊教育就学奨励費は、小・中学校合わせて126名、総額861万3千円でございました。就学援助

費、南条小学校は191万1千円、坂城小学校126万円、村上小学校94万6千円、坂城中学校449万6千円となっております。

123ページ、中学校費、目1中学校総務費の一般経費では、英語指導助手、情報機器等の保守にかかわる委託料が主なものでございます。目2学校管理費は、小学校同様学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費で、需用費として消耗品、光熱水費、修繕費など経常的経費、委託料として設備管理委託等が主なものでございます。

125ページ、目3教育振興費は、節11需用費の教科学習の消耗品、各教科の教材備品の修理が主なものでございます。節18備品購入費では、理科実験用備品、楽器などの技術科、家庭科など各教科で使用する備品が主なものでございます。節20扶助費として就学援助費等449万6千円が主なものでございます。22年度小学校37学級830名、中学校14学級440名でございました。

続いて目4社会教育費、目1社会教育総務費について申し上げます。社会教育総務一般経費は、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか127ページ、節19負担金補助及び交付金では、文化協会、婦人会、千曲川坂城陣太鼓保存会などへの補助金でございます。文化の館事業では報償費としてお茶会等の講師謝礼、庭木手入れの役務費でございます。

128ページ、目2公民館費、公民館一般経費では、節1報酬は副館長、分館役員の報酬のほか節19負担金補助及び交付金では分館活動費として27区への補助が主なものでございます。また各種公民館事業は、節8報償費として講座等の講師謝礼、文化講座の開催、納涼音楽祭、成人式、文化祭、席書大会等、また体育事業として春のスポーツ大会、町民運動会、分館対抗球技大会などを行い、また分館報は年3回発行したところでございます。19負担金補助及び交付金では、シネマフェスタ実行委員会への補助を実施いたしました。分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の整備を行い、7分館へ補助を行ったものでございます。目3図書館費では一般経費の節1館長の報酬、節7臨時職員のほか節8報償費は図書館講座に係る講師謝礼、節13委託料では館内清掃委託、電気保安点検等施設の維持管理にかかわるものが主なもので、130ページ、節18備品購入費では一般図書3,493冊の購入を行いました。

なお、年度末蔵書数は12万2,014冊となっております。

図書館ネットワークシステム事業として2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館等と 連携を図り、図書の検索、予約、貸し出し等の充実を図り、そのための施設の保守委託、賃 借料、共通経費の負担金が主なものでございます。

131ページ、目4文化財保護費の文化財保護一般経費につきましては、節1報酬は文化財保護審議委員及び文化財調査委員の報酬、節7は一般事務発掘整理作業等の賃金、その他

文化財センターの運営に係るものでございます。節19負担金補助及び交付金は、文化財の保護、伝統芸術の保存、継承のための保存団体、無形文化財保持者等への補助が主なものでございます。

132ページ、坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係るものでございます。村上義清を主体とした信濃村上氏の常設展や恒例になりました古雛祭りを共催で開催いたしました。また江戸時代の和算家の市川佐五左衛門信任の末裔であります市川信彦さんから関連資料を寄託いただきましたので、講演会を開催し、あわせて貴重な資料の一部を展示しております。さかきルネッサンス文化財展示事業では、文化財センターにおいて青木下遺跡の出土品を中心に町内各遺跡から出土した旧石器時代から中世に至るまでの土器や石器の展示を行い、町内外の方に公開したものでございます。

133ページ、埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為に伴い、試掘調査を行い、遺跡の保護に努めたところでございます。また試掘調査2カ所、立会調査19カ所、出土品の保存処理を行いました。同じく133ページ、資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る費用で、歴史の森教室、絵画展を開催し、県宝としての遺産のPRに努めたところでございます。

134ページ、目6文化センター管理費一般経費は、文化センターの維持管理にかかわるものが主なものでございます。節13委託料では、宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託及びエレベーター、電気保安、浄化槽等施設整備にかかわる委託でございます。次に目7青少年育成一般経費では、子ども会リーダー研修会、通学・合宿などに支援をし、青少年の健全育成に努めました。節15工事請負費では、安心こども基金を活用した公園遊具の整備等工事費、節18備品購入費では安心こども基金を活用し、図書及び書棚を購入しました。節19負担金補助及び交付金では、青少年を育む町民会議への補助をいたしました。

135ページ、目9生涯学習振興費につきましては「いつでも、どこでも、誰でも」をテーマにさかきふれあい大学を運営し、生涯学習推進に努めております。教養講座6回、専門講座20講座を開催し、大勢の皆さんに参加していただきました。そのほか出前講座、長野大学・坂城町講座等講師謝礼等に係る費用が主なものでございます。13委託料としてライフステージエコーの実施に係る経費が主なものでございます。

136ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費の一般経費では、体育指導委員への報酬や節8報償費では競技審判、競技役員への謝礼、大会参加費などです。19負担金補助及び交付金では体育協会、スポーツ少年団への補助を行いました。また各種スポーツ教室開設事業では、高齢者スポーツ交歓会、スキー、スノーボード教室などのスポーツ教室指導者謝金です。また体育施設整備事業では、節13委託料としてグラウンド等体育施設の整備委

託、節14使用料は体育施設、用地の借上料などが主なもので、体育施設の維持管理、補修 等を行い、利用しやすい施設の整備を行ったところでございます。

137ページ、目2武道館管理費の一般経費は、指導員賃金のほか施設の管理費で、中学校の剣道部、体育協会スポーツ少年団の剣道、なぎなた等心身の鍛練の場として活用されております。

続いて138ページ、目3食育・給食センター運営費について申し上げます。食育・学校 給食センターでは、児童生徒に栄養バランスのとれた給食を提供し、心身の健全な発達を促 し、体力及び学力の向上を図りました。1日当たり1,386人の給食を実施いたしました。 1食当たりの給食費は、小学生265円、中学生310円で、主な支出は職員の給与、臨時 職員の賃金、賄材料費、調理業務委託、ボイラー管理や給食配送委託などでございます。以 上です。

財政係長(柳澤君) 続きまして、139ページから140ページにかけての款12公債費についてでありますが、これは長期債の償還元金とその利子分の支出でございます。22年度は元金、利子合わせて7億5,775万8千円で、前年対比11万4千円の微増となっております。平成18年度から地方債の発行につきましては国の許可制から協議制に移行され、従来の起債制限比率に変えて実質公債比率が導入されています。平成22年度は3カ年平均で16.8%になっており、前年度と比べて1.7ポイント減少したところです。また地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政指標についてですが、主要施策の成果及び実績報告書の2ページ下段で報告してございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、黒字につき、数値は入りません。また将来負担比率については、一般会計等の地方債残高のほか下水道事業特別会計や葛尾組合等の一部事務組合、広域連合への元利償還金に対する繰出金や負担金、さらに土地開発公社等に対する債務負担をも含めた自治体が背負っている実質的な将来負担の重さを示す指標であります。平成22年度においては、79.9%で、前年度対比37.8ポイント減少いたしました。また下水道事業に係る資金不足比率については資金が充足されているため、これも数値は入らない状況となっております。

歳出の最後になりますが、140ページ、款14予備費につきましては、町営住宅上平団 地の火災に係る解体工事などで土木費に261万円、坂城小学校の校庭及び水道管の修繕工 事などで教育費に59万9千円を充用いたしてございます。

以上歳出総額は60億7,007万8,205円で、前年度対比マイナス9.3%、6億2,177万5千円の減額となりました。

なお予算に対する執行率は、全体で97.72%でございます。

これをもちまして平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長(宮島君) 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

日程第9「議案第39号」から日程第16「議案第46号」までの8件は、平成22年度 一般会計及び特別会計の決算認定案であります。

これについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員(大橋君) 議長より発言の許可をいただきましたので、まず、ごあいさつを申し上げます。

この6月1日より監査委員を務めることになりました大橋でございます。何分にも初めてですので、よろしくお願いいたします。

それでは監査委員を代表してということで、平成22年度坂城町一般会計・特別会計及び 財政援助団体の決算についてと財政健全化判断比率についての審査の概要について報告いた します。

去る平成23年7月22日より7月29日までの間と8月17日において町長から審査に付されました平成22年度坂城町一般会計・特別会計の歳入歳出決算がお手元報告書に書いてある記載のとおりであります。

坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

また地方自治法第199条第7項の規定によります財政援助団体については、本年度は坂城町文化協会及び坂城町体育協会の財政的援助に係るものの審査を実施しました。また地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によって義務づけられております健全化判断比率の審査もあわせて実施いたしました。

審査の方法ですけれども、歳入歳出決算書、今見ていただいた書類等をもとにいたしまして、関係管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性の審査を行い、関係各課より主要施策の成果及び説明を聴取して審査いたしました。

また町が補助金を交付している団体のうち坂城町文化協会及び坂城町体育協会について同様の方法で審査を行いました。

健全化判断比率については、その比率の算定の基礎となる書類をもとにして計数の正確性 の審査を行い、関係課から説明を聴取して審査を行いました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されておりまして、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。また坂城町文

化協会及び坂城町体育協会について、いずれも正確に処理されており、適正であると認めま した。

なお、坂城町文化協会については、事業に鋭意取り組まれておりますが、補助金は各団体の活動資金に充てることを重点に配分してください。また坂城町体育協会については、構成団体の活動状況を把握する中で補助金の配分の見直しを検討してください。また財政健全化判断比率及び算定書類は、いずれも関係法令に定める様式に従って作成されておりまして、比率の計数は算定書類と符合して正確であることを認めました。

以上が審査報告ということになりますが、次に資料として右の3ページ以降です。決算の概要と監査委員の審査所見という形で触れさせていただきます。

決算の概要ですけれども、既に数値として触れられているところでありまして、話がちょっと戻ってしまうので恐縮なんですが、一応説明させていただきます。

平成22年度決算におきまして、一般会計の歳入総額は61億7,302万6,962円で、前年度と比較しまして5億9,354万3,328円の減となり、前年対比8.8%の減となりました。また歳出総額は60億7,007万8,205円で、前年度と比較して6億2,177万5,069円の減となっています。対前年比9.3%の減であります。結果、歳入歳出差引残額は1億294万8,757円で、前年度と比較して2,823万1,741円増の決算状況となりました。

また特別会計では歳入総額40億4,833万5,985円で、前年度と比較して6.4% の増、歳出総額は39億9,396万6,580円で、前年度と比較して9.7%の増、結果として歳入歳出差引残額は5,436万9,405円で、前年度と比較して1億1,178万4,284円減の決算状況であります。

資料をめくっていただいて、次に財政に関する指標です。

まず経常収支比率です。

経常一般財源総額に対する経常的経費、充当一般財源の割合でございます。これは比率が 高いほど財政の硬直化が進んでいるという見方です。前年より8.5ポイントの減となり、 大幅に改善されていますが、引き続き抑制には十分留意してください。

次に、財政力指数は基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合でございます。数値が 1に近いほど財源に余裕があると言われています。単年度で0.074ポイント減となりま した。引き続き財政の健全化に努めてください。

公債費比率は標準財政規模に対する地方債元利償還金の割合でございます。繰上償還分は 除かれますけれども、また実質公債費比率は下水道会計等も含めて計算した数値であります。 それぞれ前年対比減となっております。事業推進にあたって起債も必要となりますけれども、 運用には財政規模との均衡を図りながら十分留意してください。 次に、一般会計の詳細です。

平成22年度の一般会計の歳入総額・歳出総額は記載のとおりですけれども、歳入歳出差引残額が1億294万8,757円で、そのうち5千万円を地方自治法233条の2の規定により基金として積み立て、残額の5,294万8,757円を翌年度へ繰り越しています。歳入の収入率ですが、既にお話が出ているところですけれども、予算現額に対する収入率は95.7%であります。

なお、平成22年度款別収入は、その表のとおりでございますので、ご覧いただきたいと 思います。

次のページに入りますけれども、町民税の収入状況につきましては、前年度と比較して 11.5%の減となりました。法人町民税は景気回復傾向が見られまして、26.7%の増 となっております。

収入率については、前年度比 0. 7ポイントの減となっていますが、今後も引き続き徴収率の向上には努めていただきたいと思います。

収入未済額について、前年度と比較して1,012万5,738円の増となり、年々増加傾向にあります。鋭意未納額の解消に努めてください。

不納欠損処分については、地方税法に基づくものでやむを得ないものとして認めました。 一方、歳出についてです。

比率も既に触れられているところですけれども、予算現額 62 億 1 , 183 万 8 , 400 円 に対し、支出済額 60 億 7 , 007 万 8 , 205 円、平成 23 年度への繰越額は 9 , 652 万 5 , 868 円、不用額は 4 , 523 万 4 , 327 円でありました。予算現額に対する執行率は 97.7%であります。各事務事業については鋭意取り組まれておりました。以下主なものを記載してあります。お目通しいただきたいと思います。

今後におかれましても、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりにさらに積極的 に取り組まれ、適切かつ効率的な執行を望みます。

右のページには平成22年度款別支出の状況が表として記載されております。

資料、ちょっと進みまして、10ページ、基金の運用状況についてでございます。

それぞれの計数は正確でありまして、運用方法につきましても基金名で言いますと地域活性化公共投資臨時基金、文教施設整備基金、びんぐし湯さん館施設整備等基金、ふるさとまちづくり基金等々設置目的にあった事業に充当され、その処理は適切であると認めました。また決算審査時におきまして本年度施工された工事のうち記載されております5カ所について巡検いたしました。いずれも計画どおり執行されていることを確認いたしております。

資料13ページです。

一般会計各課等指摘事項ということですが、過日の決算審査において関係各課より事業内

容を聴取する中で、監査委員の立場で今後の課題として認識するものをまとめてみました。 個々の事項について触れると相当時間がかかりますので、ここでは省略いたします。お目通 しいただきたいと思います。

次に、特別会計及び特別会計指摘事項ですが、それぞれの会計について報告書の記載をもって、ここでは省略させていただきます。

20ページ、実質収支に関する調書です。

決算書のそれぞれの会計において末尾のページに記載されております。いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

最後に、財政健全化法に基づく財政健全化判断比率の審査結果について報告いたします。

冒頭、町長の招集ごあいさつの中でも数字的には触れられておりますし、先ほどの担当課からの方の報告においても既に数値に関しては言葉として話されているところであります。 21ページは活字にして細かく説明してありますので、ちょっとお目通しいただきたいと思います。

財政健全化判断比率の指標としまして、1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、 実質公債費比率、4、将来負担比率、5、資金不足比率の5つの指標があります。

1の実質赤字比率は普通会計における決算が黒字でありましたので、数字が入りません。

2の連結実質赤字比率についても、これはすべての特別会計を含めた地方公共団体の決算額で判断いたしますけれども、これも黒字でありましたので数字が入りません。

3の実質公債費比率については、前年度比1.7ポイント減の16.8%となり、改善されております。

将来負担比率については、昨年より37.8ポイント減となり、大幅に改善されております。今後も下水道事業の特別会計、それから一部事務組合、広域連合、土地開発公社などと 連携を図りながら将来にわたる負担軽減、健全な財政運営を図ってください。

資金不足比率については、公営企業としての下水道事業会計の資金が充足されておりますので、これも数値が入りませんでした。表にあります早期健全化基準は、たとえればイエローゾーンであります。坂城町の数値はすべて基準値以下でありますが、引き続き将来に向け、負担の軽減、健全な財政運営に努めていただきたいと思っております。

以上をもちまして平成22年度の決算審査の報告とさせていただきます。

議長(宮島君) 以上で提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたします。

お諮りいたします。

明日2日から9月8日までの7日間は議案調査等のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認めます。

よって、明日2日から9月8日までの7日間は議案調査のため休会することに決定をいたしました。

次回は9月9日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後3時31分)

9月9日本会議再開(第2日目)

- 1. 出席議員 14名
 - 塩 入 弘 文 君 8番議員 1番議員 入日時子君 2 " 9 " 吉川 まゆみ 君 大森茂彦君 3 " 西沢悦子君 中嶋 登 君 10 " 忠 君 4 " 塩野入 猛 君 11 " 塚 田 窪 田 英 子 君 5 *"* 12 *"* 池田 弘 君 塚田正平君 柳澤 澄君 6 " 13 "

14 "

宮島 祐夫 君

- 7 ″ 山 1 2. 欠席議員 なし
- 3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

山崎正志君

町	長	Щ	村		弘	君
副町	長	宮	下	和	久	君
教 育	長	長名	11(臣	君
会 計 管 理	者	中	村	清	子	君
総 務 課	長	田	中	_	夫	君
企画政策課	長	宮	﨑	義	也	君
まちづくり推進室	至長	青	木	昌	也	君
住民環境課	長	塚	田	陽	_	君
福祉健康課	長	塚	田	郁	夫	君
子育て推進室	長	天	田	民	男	君
産業振興課	長	小	奈	千	秋	君
建 設 課	長	荒	Ш	正	朋	君
教育文化課	長	中	沢	恵	三	君
収納対策推進	幹	春	日	英	次	君
総務課長補	佐	青	木	知	之	君
総 務 係	長					
総務課長補	佐	柳	澤		博	君
財 政 係	長					
企画政策課長補	住	中村			淳	君
企 画 調 整 係	長	Т'	小儿		仔	白

4. 職務のため出席した者

 議会事務局長
 塩澤健一君

 議会書記
 金丸惠子君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) ゲリラ豪雨の被害についてほか

塚田正平 議員

(2) 福祉施策についてほか

入日時子 議員

(3) 子育て支援についてほか

吉川まゆみ 議員

(4) 町内の医療体制はほか

山崎正志 議員

(5) 坂城町地域防災計画についてほか

塚田 忠議員

(6) 中之条地区に防災センターをほか

中嶋 登議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長(宮島君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の 会議を開きます。

なお、会議に入る前に一般質問の期間中、カメラ等の使用の提出がなされておりますが、 これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長(宮島君) 質問者は、お手元に配付したとおり、13名であります。質問時間は答弁を含め、1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に6番 塚田正平君の質問を許します。

6番(塚田君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

東日本大震災から6カ月が過ぎても復旧・復興はまだ緒についたばかりの災害列島は、台 風12号の記録的な大雨により死者・行方不明者が100名を超す最悪の被害をもたらしま した。亡くなられた方とその家族、被害を受けられた方にお悔やみとお見舞いを申し上げま す。

記録的な大雨は河川の氾濫や土砂崩れにより被害を大きくしています。治水対策では山林 の荒廃による森林が水を蓄える保水力が低く、大雨に弱い原因と言われています。

1. ゲリラ豪雨の被害について

最近しばしば発生するバケツをひっくり返したような大雨に雷と突風のゲリラ豪雨は、短

時間に狭い範囲で数10mmの豪雨です。昔から夕立の激しい大雨はありましたが、このところ毎年のように2回か3回は局地的に降る大雨で側溝はあふれ、道路は川と化す被害が多発しています。8月14日には、まさしくゲリラが襲いました。以下は普通河川と農業用水に都市化と開発行為による生活排水と豪雨による雨水が集中し、各所で氾濫したものです。

- イ. 小河川・前沢川の氾濫について
- ロ. 坂都1号線冠水による一時通行不能について
- ハ. 県道坂城インター線の側溝と排水の状況
- 二. 中之条用水は都市排水路か

以上4点について被害の状況をお聞きします。

建設課長(荒川君) 私からは、1のゲリラ豪雨の被害について順次ご答弁申し上げます。

まずイの小河川前沢川の氾濫についてでありますが、近年、局地的な豪雨が全国各地で発生し、観測史上にない豪雨により浸水被害等が発生しております。坂城町においても今ご質問にもございましたとおり、去る7月11日と8月14日には、それぞれ10分間の雨量が最大8mmを記録する短時間での豪雨があり、各地で河川や水路からあふれた水が敷地に流入する事象が発生し、土嚢を届ける等の対応をいたしました。

ご指摘の前沢川でありますが、8月14日の豪雨時で泉団地の北側付近からあふれて水田に浸水し、水田伝いに流れて1号線と交差をする東側の部分で再び前沢川に戻って流れる状況であったことを水田所有者のお話や写真により確認しております。

泉団地と前沢川周辺の排水路については、町横尾から入横尾へ通じる泉区中央通りを境に 南側は谷川へ傾斜し、北側は前沢川へ傾斜している地形となっており、北側区域の側溝から の排水がそれぞれの通りでヒューム管 8 カ所から前沢川に流入し、中間では浄化槽からの排 水と考えられる塩ビ管からの排水も 3 カ所流入している状況です。ヒューム管からの排水の 一部は前沢川の河川断面の中に設けられていますが、地形的に団地側の地盤が高いことから 河川断面より上で排水となっている箇所が多く、豪雨時にはヒューム管からの排水が勢いに よって水田側に流れ込んでしまう状況となっております。氾濫の改善を図るため、水量を減 らす方法について現地も確認したところですが、現状、調整池などの設置は用地的な関係か ら困難な状況であります。他の河川等への分散については、泉区中央通りの北側側溝は地形 的に前沢川に流れるようになっておりますが、団地西側から坂都 1 号線までの間で谷川に接 続している道路もないため、やはりこれについても分散を図ることは困難な状況であります。 なお、泉区中央通り南側については、谷川側への傾斜となっており、グラウンド付近西側 の通りと、もう 1 カ所西側の通りでは、それぞれ側溝の排水は谷川に流入しており、その側 溝に勾配的に接続が可能な範囲については、一部分散が図られるかと考えます。少しでも水

量の分散を図り、現状の勾配などを確認検討し、またヒューム管からの排水について改善が

図られるところは対応してまいりたいと考えます。

次に、口の坂都1号線冠水による一時通行不能についてお答え申し上げます。

1号線と交差する前沢川の横断につきましては、これまで800mmのヒューム管であったものを道路改良にあわせて縦横を1.2mのボックスカルバートに改め、道路の高さも一番低いところで約50cmほど上げるなど改良を進めてまいりました。1号線東側区域からの排水が道路側溝に接続をされ、道路勾配も急なことから、豪雨時には接続部分で排水が吹き上がり、一時的に路面を流れ、低くなっている前沢付近で冠水をする状況となっています。雨の勢いがおさまってくれば側溝に排水されて冠水の状況は解消されていきますが、東側区域からの側溝接続部分で吹き上がらないように改良が可能か、これにつきましても検討したいと考えます。

また坂都1号線町横尾工区、今年度事業完了の予定でおりますけれども、この工区につきましては、地形的な関係から道路側溝の排水は前沢川となります。今年度の道路改良工事で西側の側溝整備も進み、前沢川に流入する水量の増加も見込まれるため、道路改良にあわせて河川の嵩上げなど越水対策について検討したいと考えています。

次に、ハの県道坂城インター線の側溝と排水の状況であります。

坂城インター線は勾配もきつく、国道からインターまでの排水がまとまって流れていくと 流末処理が困難なことから、県営水道中之条配水池の西側町道に御堂川へ排水する暗渠が設 けられています。この通りから国道側については、国道北側と南側でそれぞれ横断をし、関 連事業で改良工事が行われた町の排水路に合流、流末は中之条用水に接続されています。去 る8月14日の豪雨時には、水の勢いで、この水路の合流部にある升の蓋が浮き上がり、隣 接する宅地へ浸水を防ぐために土嚢を設ける対応をいたしました。これにつきましても、状 況を確認しながら嵩上げ工など必要な工事について検討したいと考えます。

産業振興課長(小奈君) 私の方からは中之条用水についてお答え申し上げます。

中之条用水は農業用水として活用しているもので、中之条用水組合の皆様と連携を図りながら水量調整など用水の適切な管理に努めているところでございます。この中之条用水へは 前沢川を初めインター線周辺の用水及び周辺の雨水等が流れ込んでいるため、近年の都市化 に伴いまして、特にゲリラ豪雨のような大雨の際には用水が越水する状況にございます。

町では平成20年度から22年度の3年間で県の農山漁村活性化支援交付金事業を活用し、 越水被害や漏水被害を起こしている中之条用水路を改修するとともに、洪水対策として清水 踏切付近に自動点灯式の水門を付した千曲川方面への排水路を新設いたしました。

今後は、とりわけ越水被害の恐れがある中沢地区において、しなの鉄道を横断する管路の 断面を大きなものに改修する必要が生じており、地域の方からも早急な対応についてご要望 をいただいているところです。 なお、この箇所につきましては、先般、長野地方事務所との事業管理計画に関する打ち合わせの際に県営事業としての対応が可能であるとの見解をいただいております。しなの鉄道との協議も必要となりますが、県を初め中之条用水組合や地域の皆様のご協力をいただきながら有効な対策を検討してまいりたいと考えております。

6番(塚田君) ただいま何カ所かの豪雨被害の状況を伺ったわけですが、前沢川という非常に 小さな普通河川、これにこれだけ多くの排水が集中していること自体が問題であります。

ですから、先ほど課長からも話がありましたように、分水の面で非常に地形的に傾斜が中之条寄り、要するに前沢川寄りになっているということで、谷川へは流せないと、そういう説明でありましたけれども、相当下の方まで引っ張ると、谷川の若草橋周辺まで引っ張れば、何とか排水ができるのではないか。とにかく水の量を根本的に減らさない限りは、この前沢川、どのくらい改修しても結局は中之条用水に集中して中之条用水もまた各所であふれていると、そういう状況です。

先ほどの説明、横尾団地、要するに泉団地ですが、ここからは8カ所プラス3カ所と、こ ういう非常にすべて前沢川に集中しています。これはぜひ今後、下水道等の関係では、排水 路も含めて検討をぜひしなければならない。

横尾団地は昭和35年に住宅団地と整備されました。そして60年に大規模な改修がされて、そして町営住宅8棟、県営住宅4棟と、この近代的な住宅に生まれ変わったんですが、この住宅団地、坂城で一番の大きな住宅団地の建設に際しても、排水については何ら手がつけられていなかったと。私は、この県営住宅があるということ自体含めて県との、やはりいろいろな事業も模索する必要があるのではないか。今後その点について県と協議するという予定があるかどうか、気持ちがあるかどうか伺いたいと思います。

また下水道工事が町横尾から泉区にまで進んでいますが、旧南条保育園の跡地、これも分譲されるということで、今、造成され、また排水路もつくっております。側溝ですが。この側溝についても、結局は前沢川がまた合流するということです。ですから、今、工事をやっているところについては、少なくとも貯水槽なり流れを遅くする、そういう手立てをぜひつくってほしい。その前に造成されました城坂団地ですか、城坂団地もすべて直接前沢川へ流れていますよね。ですから、団地をつくるとか、そういう大きな造成開発行為をするときには、金井中之条工業団地が遊水池が2カ所あります。大木久保住宅団地の造成にも下の方に遊水池が1カ所あります。ですから、泉団地とか、こういう大きな開発行為をするときには、やはりそれなりの遊水池または貯水槽なりをつくるということが必要ではないか。ですから、結局、最後はみんな便利な方へ流れてしまう。

そしてまた、つけ加えますが、直売所のあいさいの駐車場、これも6月の議会で舗装をするという予算がつきましたけれども、私も前聞きましたけれども、あれだけ大きな面積の排

水が、また、その前沢川へ流れると。これはぜひ浸透性の舗装にして前沢川へ、できるだけ 負荷がないような、そういう工事をしてほしいと思います。

以上述べましたけれども、バイパスについては、ぜひ谷川寄りのバイパスについては、泉団地からのそのバイパスをぜひ、これは今の下水道等の工事の中で検討する必要があるのではないかと、そういうふうに思います。

あと坂都1号線について、冠水ですか、これは坂城町一番の都市計画道路、非常にすばら しい道路ですよね。この道路は、まだ中之条の一部、今年度完成するというこの1号線が、 もう既に冠水被害があると。このことは、今年度の中之条工区の中の工事の際に、ぜひ貯水 槽をやはり何カ所かつくる必要があると、そういうふうに思います。

次に、県道の坂城インター線ですが、このインター線の水が相当、私の組合なんですが、 そこへ集中して流れております。そして、先ほど課長からもありましたように中之条用水に 最終的に入っていると。これについても当初、県の工事の中ではバイパスを通して千曲川へ 直接流すと、そういうような要望があったはずなんですけれども、それがなくして、結局 18号の信号のすぐ下で貯水槽2つに分かれて、そこで中之条用水までつながっているとい うことです。ぜひこれは県道のことですから、貯水槽をもう少し大きなものにするように、 そういう要望を出したいと思います。

それと中之条用水の都市排水化ということは、今までずっと議論しましたように、都市化によりまして中之条用水が金井、町横尾、泉団地、そして中之条の大分宅地化された部分がほとんど中之条用水に入っているということ。これは現実的に別に大きな排水路をつくるとか、水路がない中で大変厳しいと思いますけれども、先ほどの課長の答弁のように、ぜひ県の事業として抜本的な改修をすべきだと思います。この中之条用水の一番千曲川の合流する、千曲川に入る地点は、まだU字溝も整備されていない。ただ土砂がたまっていく。雨のたび、大雨のたび、土砂が堆積しているというような非常にお粗末な状況であります。これについても全面的な改良をぜひすべきだというふうに思います。以上で2回目の質問とします。

建設課長(荒川君) 先ほどご質問にもございましたとおり、泉区周辺の水処理につきましては、中央通りを境に北側が前沢川への傾斜、そして南側については谷川方面への傾斜ということで、2カ所につきましては排水路が設けられて谷川に合流ができております。

ただ、旧の泉区集会所付近から西側につきましては、地形的にも谷川の堤防の方が高くて、どうしても排水がとりにくい状況がございます。加えて黄金橋付近から谷川の右岸になりますけれども、用水が引水をされておりまして、それがちょうど今申し上げた付近から斜めに泉地区道路の方に入っていって町横尾の方への用水となっております。こうした引水の具合、地形の状況をとらえながら少しでも多く分散ができるかどうか検討しながら、有事に備えて、雨を集めるのもそうなんですけれども、危険を回避できるような仕組みにできるように検討

してまいりたいというふうに考えます。

また先ほどお話ございましたとおり、県営住宅ということもありますので、県の方にも相談をしながら、これについてはインター線の排水についても同様でございまして、近年、都市化の中でいずれの団体もこういった事象に悩んでいるという部分があるかもしれませんが、町といたしましても相談をし、対応できる部分については要請もし、工夫を凝らしながら浸水被害に努めてまいりたい、そのように考えております。

ちょっと先ほどご答弁では申し上げませんでしたが、昨年のゲリラ豪雨、昨年も2度ほど激しい雨がございました。そんな反省を踏まえて今年、行政協力員会議、また町単の過疎回り等においても区長さん方に浸水の危険のある箇所、事前に土嚢等配付した方がよろしい箇所等お教えいただくと。そんな中での対応も進めてきております。

あと現在、旧南条保育園跡地の宅地造成工事が進められているところですが、一定の開発 規模以上の場合には、その地域から発生をする雨水を計算をして調整値を設けるという開発 行為の基準の中で、そういった定めがございますが、南条保育園については、それには至ら ない区域の開発ということで、現状、今、区画整理の方が進められている、そんな状況にな ろうかと思います。私からは以上、そのような形で県にも要請を図りながら浸水対策につい て協議をしてまいりたいというふうに考えます。以上です。

産業振興課長(小奈君) 私の方から、まず地場産直売所、こちらの舗装についてから申し上げます。

こちらの方ですが、6月定例議会の中でも答弁の中でありましたが、県の元気づくり交付金活用で進めていることから、申請、決定等の手続が進み、試行期限があることから浸透性の舗装というのを今からやることはいたしませんが、排水についてさまざまな形の中で配慮する形で進めてまいりたいということで、現在、設計、それから、これから施工の方へと移ってまいりたいと考えております。

また、もうひとつ、中之条用水の最下流は千曲川との接点になるという中で、ちょっと千曲川との協議みたいな大きな課題がある中で、なかなか遅々として進んでまいりませんが、地域の要望等もある中で、可能なこと、そのような形の中で協議は進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

6番(塚田君) 今、最後に直売所の舗装の件で、もう設計が進んでいるから難しいという答弁 でありましたけれども、金額的に、あの舗装で浸透性の舗装をするに普通の舗装に比べて2~3割高いだけだと、そういう中で、いくら予算があるとはいえ、そういう配慮が何ででき なかったのか。たった2~3割ですよ。今後のことについては、排水について慎重な対応をしてほしいと思います。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

2. 下水道の不公平について

千曲川流域下水道は、平成3年に事業化され、平成8年に一部供用化されています。これまで町は流域下水道の最上流の地理的条件から遅れていると説明していますが、流域下水道全体の中で供用開始は最初の長野市と比べても4年の遅れです。平成22年度末の整備率が65.4%であり、せめて隣の千曲市の88%の整備率に近くなければならないのに、20数%の遅れは、この坂城町の下水道の最も大きな不公平であります。

- イ. 受益者負担金の未納状況は
- ロ. 使用料の滞納状況は
- ハ. 接続率向上の対策は
- ニ. 取り残された面整備について

町の公共下水道は一部供用開始から10年がたち、最初に水洗化された受益者と10年遅れの人、そして、この先また10年も待たなければならない人といろいろな面で格差が生まれ、不公平が生じています。負担金や使用料の未納・滞納は、下水道会計に一般会計からの、いわゆる税金の投入で会計が維持されていること、すなわち水洗を利用できない町民も負担させられている不公平であります。また10年、20年というスパンは人生の上からも世帯の時代変化の上からも、これから先の接続率の低下につながるものと思います。「下水道への接続のお願い」では「法律によって下水道への接続をすること」とありますが、この下水法の罰則とはいかがなものか、お聞きします。

また面整備も急ピッチで進んでいますが、隣の家は水洗になっているのに、隣の組合はとっくに工事が終わっているのに、なぜ、うちだけが残されているのか、大変不思議な現象が起きております。低い土地だとか、1軒だけだとか、地理的条件における未整備地域の状況とマンホールポンプについてお伺いして1回目の質問とします。

建設課長(荒川君) 私から、2の下水道の不公平について、イの受益者負担金の未納状況から 順次ご答弁申し上げます。

まず、受益者負担金の未納でございますが、平成22年度の決算ベースで現年及び過年分を合わせた収入未済の合計額は1,925万80円となっています。滞納者は年金による生活であるとか、事業経営の不振など経済的な困窮を理由にそんなお話を頂だいしております。一括納付が厳しい場合には、誓約書等により分納をお願いをいただいております。滞納対策といたしましては、督促書・催告書はもとより電話、個別訪問等により直接お話を伺う中で納付のお願いを申し上げています。

続きまして、使用料の滞納状況でありますが、やはり受益者負担金と同様に22年度の決算ベースでは、現年及び過年分を合わせた収入未済の合計額は212万300円となっています。滞納の理由も受益者負担金とほぼ同様な状況で、ご家庭の経済状況等お伺いをしなが

ら分納のお願いをし、都度臨戸徴収を行い、収納率の向上に取り組んでいます。

続きまして、接続率の向上対策についてでありますが、平成22年度末の下水道処理区域内の人口は1万266人となり、このうち2,136件の方に接続をいただきまして、都合6,646人の方がご利用いただき、接続率では64%となりました。

接続の状況につきましては、おおむね供用開始後1年以内に4割から5割の方が接続をされ、その後2年から3年をかけて6割程度へと普及拡大する傾向にあります。実際に下水道施設をご利用いただくには、家庭内の排水設備や建物の改修など費用負担が伴うことになり、あらかじめ生活設計に組み入れていただくような啓発も進めていかなければならないと考えております。広報や下水道工事に着手する際の地元説明会はもちろん、昨年度、上平においては区の協力を得ながら区報への掲載や全戸へ今後の事業計画図を配付させていただきました。本年3月には金井区から出前講座の要請をいただき、やはり下水道事業の今後の見通しについて概要の説明をさせていただきました。引き続き機会をとらえながら普及啓発に努めてまいりたいと考えます。

なお、町の下水道条例では「排水設備設置義務者は公共下水道供用開始の日から1年以内 に排水設備を設置しなければならない」とございます。これが先ほどございました接続の義 務の話になりますが、これについて罰則の規定はございませんけれども、早期水洗化に向け て引き続き事業啓発を図ってまいりたい、そのように考えています。

最後に、取り残された面整備についてであります。

これまで国の補正事業や経済対策など積極的な事業推進によりまして、昨年度新たに千曲 川の右岸では、国道西の中之条地籍、町横尾、泉、そして入横尾地区について認可区域の拡 大を行いました。一方の千曲川左岸においても同様に村上小学校周辺から上平地域の認可区 域の拡大を行い、事業化を図っています。そして、一部町横尾工区については22年度の繰 越事業によって対応したところですが、実質的には認可区域の拡大に伴って今年度から新規 事業化となる状況であります。

今後、関係機関との諸協議や上水道の移設など準備が整ったところから順次事業化を進めてまいりたいと考えます。

なお、マンホールの設置についてでありますが、現在、中径マンホール、それから低宅地 用のマンホールポンプが18基以上ございます。どうしても河川の縦断占用でございました り、下水の管路から著しく低い箇所の排水につきましては、こういったマンホールポンプに よって対応せざるを得ない状況にございます。下水の事業進捗とあわせながら、ご利用者の 利用状況等も踏まえ、逐次事業化を進めてまいりたい、そのように考えております。

今後の設置予定につきましては、やはり現況の地形状況や下水道管等交錯をする地下埋設 物件との高さ調整など、極力下水管路については自然流下を基本と進めておりますので、実 施設計段階において検討を図りながら対応してまいりたい、そのように考えています。

6番(塚田君) 2回目の質問に入ります。

下水道については、受益者負担金の未納、また使用料の滞納、これについて、特に長い滞納・未納者は、いつから発生して、それがどのような状況で今まで続いてきているか。例えば受益者の場合は、要するにさっき言いましたように10年前から坂城で供用開始されているわけですから、そのときから含めまして長い人は何年前から受益者負担金の未納があるか。それと使用料については、先ほども話がありましたように、経済的ないろいろな状況から言いましても大変だというような家庭等が言われましたけれども、この使用料についても何年ぐらい使用料の滞納がされているのか。

このことは上水道と下水道はライフラインの表裏一体の関係ですから、水道を止めてしまえば生活が成り立たないということでありますから、先ほど罰則は特別ないということですけれども、下水道法ではちゃんとうたわれているんですよね。接続をするようにと。だから、厳格に言えば、この受益者負担金、使用料等何らかの罰則があると思うんです。この罰則を実際使用すれば生活ができないというような大変厳しい状況になりますから、できるだけ適用しないように滞納とか未納については努力をされていると思うんですけれども、でも、これについても本当にあまり長ければ、長く滞納されているというようなことがあれば、これは下水道会計全体の上から言っても、また今後の下水道の整備の上から言っても、これは大きな不公平につながってくると、そういうことですから、もしわかりましたら、その滞納と使用料の滞納の状況を伺いたいと思います。

あと接続率の向上については、下水道の接続には多額の費用がかかります。そして高齢者は、もう今さら水洗もないよと、また合併処理浄化槽の設置をされている家や集合住宅の場合には、緊急性や必要性が薄いわけであります。先ほど説明がありましたように、1年以内に排水、3年以内には汚水までと、そういう接続をお願いしているということですが、今後下水道の供用開始が拡大されるについて接続率が低下することは明らかであります。

先日、9月1日の新聞には「長野市は緊急経済対策として住宅リフォームの補助申請を受け付けた。これで前日の夜から先着順を求めて700人が列をつくり、午前中で受け付けが終了した。また長野市は12月に補正を出して要望に応える」と、そういうふうな新聞報道がありました。町は、この下水道の接続率の向上のためにも、ぜひ住宅リフォームの補助制度を新たに設ける必要があるのではないか。その点についてお聞きをして2回目の質問とします。

建設課長(荒川君) まず受益者負担金、使用料の未納の状況のお話でございますが、件数、金額等は把握をしておるんですけれども、何年からというのが実は今、手持ちの資料にございません。

ただ、昨年度、22年度において、収納対策強化ということで12月から3月までの間、 臨戸徴収等を強化を行いまして失効することのないような対策をとっております。その中で は、古い方は平成13年度からの下水の接続の方がいらっしゃって、その方についても分納 誓約等のお願いをいただけている、そんな状況でございます。

使用料については、やはり何年というものが手持ちの資料にございませんけれども、現年分では30名の方、過年度分では20名の方の滞納がございます。件数といたしますと、納付ごとの月の累計になりますので、件数を申し上げると大変大きな数になりますけれども、滞納者の累計のお話でお答えをいたしますと、使用料に関しては現年滞納分を合わせて50名、件数といたしますと331件、これが先ほど申し上げた212万300円という収入未済の金額という内訳になります。納付の時期をとらえながら職員が臨戸徴収でお願いに上がっている、そんな状況の中では引き続き強化をしてまいりたい、そのように考えております。あと本年4月から下水道条例の一部改正を行いまして、収納対策の一環といたしまして、下水道事務に従事する職員が徴収職員証というものを持ちまして、場合によっては、まだ行使したことはございませんが、滞納者の方の財産調査等も職権で行えると、そういった仕組

あと下水の接続率向上のお話は、先ほども申し上げましたとおり、下水の整備は多額の経費がかかりまして、その経費、建設費のおおむね2割相当ということで受益者負担金の納付をお願いをしております。自ず整備まで時間差がございますけれども、ご利用いただけるようになった段階で賦課納付のお願いをしているというのが受益者負担金の仕組みということで、これにつきましても工事説明の際に改めてお願いを申し上げている状況であり、例年5月、広報で新たに下水道の使用区域が拡大になった時点で賦課区域のご案内でございましたり、今後納付書をいつぐらいにお願いをしていくと、そんなお話も改めて宣伝をさせている、そんな状況でございます。

みもとりながら収納の向上に努めてまいりたい、そのように取り組んでいます。

住宅リフォームのお話は、ちょっとお答えしかねる部分がありますけれども、下水の接続率向上に向けて、下水道事業といたしましても水洗化ローンという仕組みを持って町内の金融機関さんと連携をし、利子補給、借り入れによって整備を行う場合に利子補給という仕組みも持って、これについての宣伝もあわせて行っている、そんな状況でございます。以上です。

6番(塚田君) 3. 森林整備について

5月20日、南条の日向山で町の植樹祭が行われ、ヒノキの苗1千本が植えられました。 その峰付近には、30年ほど前に植樹された杉の林がありました。坂城は少雨でがら土のため、成長は遅いが、間伐や手入れがされていれば十分の太さになっているはずであります。 植樹祭のため林道や作業道を整備し、せっかく植林しても鹿の食害や下草に負けて枯れてし まいます。坂城町の総面積の67%を森林が占め、そのほとんどが民有林であります。その43%は人工林、いわゆる戦後の住宅用材として植林された40年、50年ものの間伐手遅れ林です。町の森林整備の現状と課題について伺います。

- イ. 農業経営基盤強化促進法の指針と現況は
- ロ. 森林税の活用と効果は
- ハ. 松くい虫対策は

平成17年改正の促進法で調査された森林原野化した農地の現況と平成20年度実施の森 林税の事業内容と補助金、交付金の活用状況をお聞きします。

また松くい虫の伐倒駆除の現況と空中防除についての県の指針について伺い、1回目の質問とします。

町長(山村君) 質問ありがとうございます。私の方から松くい虫対策について先にご説明申し上げます。

今お話ありましたように、先だっての町の植樹祭、南条小学校の生徒を入れて大変すばら しいことをしました。まさに「先人木を植え、後人その涼を楽しむ」ということでございま す。

さて、最近のニュースで台風12号が和歌山県、特に古代からあるうっそうとした森林を持っている那智、那智の大社の近くまで深層崩壊というようなことが起こって大変な災害に遭われております。特に、ご存じのように松は乾燥した野生地だとか尾根だとか、それから普通の木ではなかなか生えにくい、そういう場所にも植えられる非常に貴重な樹木であります。特に坂城町のような、必ずしも土壌が豊かではない、あるいは尾根がある、急峻なところがというところにとりましては、松を保全するということは非常に山を保全するということに等しいと思っておりまして非常に重要な問題だと思っております。

ご存じのように松くい虫の対策につきましては、3年前に空中散布というのを停止いたしました。ご存じのように千曲市では継続しております。私は、今年がいよいよ3年目になりますので、結論を先送りしないように、山の保全、松くい虫対策がどのような方法が合理的で科学的に正解なのかということを年内に、12月までに結論を出そうということで、委員会をつくりまして、長野県からの専門家にも入っていただいて議論を始めたところでございます。

それから今、塚田議員からお話ありましたように、県の方でも、実は8月11日に報告案、答申を出すということでございますが、一応報告は出ましたけれども、それで県としての方針を出すというところまで至っておりません。従いまして、今、各市町村を回って実情をヒアリングしているというような状況でございます。

先だっても9月になって6日に長野県の専門家がお見えになりまして、私どもからのイン

タビューですね。ヒアリングをしました。それに対して私どもの意見も申し上げました。ただ、議論の中で言いますと、私は松くい虫に対しては現在でも伐倒処理、それから樹種転換ですとか、いろいろな手をやっております。ですけれども、やはりこれはあらゆる方法を用いて解決しなきゃいけないんだろうと思っております。先ほど申し上げたように、特に私のふもと、自在山のふもとに住んでおりますけれども、毎日毎日見上げると、松がどんどん赤くなっているのがわかります。

そこで自在山の岩井堂、三角山ですね。自在山の半分は千曲市がずっと継続して空中散布を続けております。その半分側の坂城町は3年間停止をしております。これが科学的に見てどういう効果を得ているのか、どういう結果になっているかということを分析したいと思っております。

それで松くい虫対策として空中散布をやらなきゃいけないのか、ほかの方法もあるのか。 これを公平な目で、科学的な根拠を持って判断したいと思っております。一方、空中散布に よって健康被害を受けられたという方がいらっしゃることも存じております。ですから、そ ういう方々のこともよく考えまして、坂城町としてこの3年間経過した段階で、来年どうす るのかという結論を出したいと思っております。私はできるならばこれは先送りしないで、 適切な決断をしたいというふうに思っております。

私としましては、後生の人からこの空中散布をやめているというこの3年間の間、坂城町は一体何を考えていたのかと、何をしていたのかということを言われているうちに山崩れが起きたとか、大変な被害が起きたということになってはならないと思います。この3年間の空中散布をやめているというこの状況を、たまたま私どもは岩井堂、自在山でまことに科学的に立証できる材料があるんだろうと思っております。それを見極めて対応していきたいと思っております。

ですから、先ほど申し上げたように、健康被害を受けられた方のご意見もよく聞いて、長野県ともよく検討して、なおかつ先ほど申し上げた防災上の観点ということを真剣に考えて、 最適な方法というのを決めていきたいと思っております。

先ほど申し上げました、あまりこれは先送りしないで、年内に結論を出したいと思っておりますので、塚田議員を初め皆様方のご意見を賜りたいとも思っております。

以上、松くい虫についての対策を申し上げました。以上でございます。

産業振興課長(小奈君) 私のほうからは3.森林整備についての農業経営基盤強化促進法の指針と現況はから順次お答え申し上げます。

農業経営基盤強化促進法は、平成5年に農用地利用増進法を改正し、新たに制定されたものでございます。この法の趣旨は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらが農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するために、農業経営の改善を計画的に進める農

業者に、農用地の利用集積、経営理念の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するため の措置を講ずることにより、農業の発展に寄与することを目的としたものでございます。

坂城町では、この法に定められました基本構想、これは定めておりませんが、第2条の規定により、農業生産の基盤の整備、開発等種々の事業を展開しているところでございます。その1つとして、耕作放棄地対策は重要な事項であり、農業委員さんを中心に調査等を実施しているところでございます。平成22年度の調査結果では、坂城町の遊休農地約153haのうち、約107ha、70%が原野化され、復旧が困難な状態であります。遊休農地でも山間部の農地が原野化している状況にあり、農地の流動化ができず、かつ植林による林地化もされずにあります。農地が遊休化し、かつ林地化せずに原野化した土地についての取り扱いについては、県といたしましても農政部局と林務部局が連携し、農地振興課が行う耕作を調査の結果をもとに、森林政策化が森林地域調査編入事業という新規事業を実施するなど、問題意識を共有して取り組んでいただいているところでございます。

この事業では、各市町村の耕作放棄地の中から、森林に編入することが適当だと認められる農地を抽出し、間伐などにより適正な管理ができる森林に地目を変更する手続を行いますが、森林簿や林間道への追録、樹種や樹齢の調査など膨大な時間と手間が必要とされるため、実施できる市町村も限られ、なかなか進まない状況と聞いております。

坂城町においても種々の事業を取り入れておりますが、進んでいない状況でございます。 いずれにしましても、農業振興の観点からは果樹等の振興作物の推進と担い手の育成、一方 では適正な森林整備として推進する方策、この両方が連動していかなければ解決できない課 題であると認識し、方策の検討を進めてまいりたいと考えております。

次にロ. 森林税の活用と効果について申し上げます。

長野県森林づくり県民税は、平成20年度から24年度までの5年間を区切りとし、森林の多面的な機能を森林所有者のみでなく、県民全体で保全していくことを目的に、平成20年度導入されたものでございます。この税の使途につきましては、主に里山の間伐に活用されており、1つ目に手入れの遅れた里山の間伐推進。2つ目に地域独自の森林づくりの推進。3つ目に県民の森林づくりへの参加促進と大きくこの3つに分類されております。

森林税を財源として市町村に交付されるものとしましては、森林づくり推進支援金と木育 推進事業補助金があります。森林づくり推進支援金は市町村の人口や森林面積、間伐の実績な どを勘案して配分され、坂城町では平成20年度は71万6,000円、21年度は117万 2,000円、22年度は112万5,000円の交付を受けました。町では間伐事業を推 進するため、とりわけ課題となっております里山の森林整備が促進される事業を実施してま いりました。

個人所有林につきましては、所有面積が少ないことに加え、世代交代等により境界が不明

なものも多く、森林整備が行き届かない状況にありますので、一定の面積を集約化して間伐 等を行っていくことも現在課題となっております。町では長野地方事務所による指導のもと、 長野森林組合と連携し、森林所有者や実施事業体の負担を軽減するための補助事業を引き続 き実施しながら、森林整備の促進を図ってまいりたいと考えております。

木育推進事業補助金は、平成20年度9万5,000円、21年度16万7,000円、22年度19万3,000円の交付を受け、森林を理解する学習機会として、南条小学校より間伐材を利用したいすづくりや、坂城小学校の学友林作業などの木育活動に対しての支援ということで行っております。引き続き森林関係者だけでなく、子どもや企業など幅広い皆さんに森林づくりに参加していただく取り組みを支援していきたいと考えております。

さらに、ハ. 松くい虫対策。私のほうからは松くい虫対策3つのうち、現在の伐倒駆除の 状況についてお答え申し上げます。

松くい虫の被害防止、被害拡大防止には発生木の93%除去が必要とのことから、ここ3年でも平成21年度1,301㎡、平成20年度は1,097㎡を実施し、今年度も2,169万円の予算により、900㎡の処理を発注したところでございます。また、森林保全推進による森林パトロールの実施、山林所有者や地域住民が自ら実施する伐倒駆除や間伐に対する支援等を展開しているところでございます。以上です。

6番(塚田君) それでは、2回目の質問に入りたいのですが、森林整備については、これはまたゆっくりと議論をしたいというふうに思いますけれども、先ほどの松くい虫のことについて町長から答弁がありましたけれども、この松くい虫についてはもう3年を経過して、やっぱり経過する中で、町としてどのような結果を出したのか、出すのかと。その辺が非常に不明確なのです。ですから、その点については、これは緊急の問題、特に今、毎日目にする山の姿。その中で松くい虫の被害が非常に多くなっています。その中で松くい虫をどのように食いとめるかということは緊急な課題だと思っています。ただ、時間がありませんから、質問はやめまして、まとめたいと思います。

都市化と水洗化により快適な住環境が確保された反面、雨水などの排水路整備が置き去りにされた結果、自然に負荷を与え、犠牲を強いています。毎年豪雨のため、中小河川や側溝があふれる被害が常態化しています。泉団地と県道インター線の排水対策、中之条用水の農業灌がい排水事業は県の補助事業として、抜本的な改修を行うべきです。また、国道沿いに積まれた土のう袋がなくなるよう、国道工事事務所に雨水対策を強く求めます。私たちの目の前にある里山の整備は遅々として進んでいません。

林野庁では、東日本大震災の復興のための木材需要が大きく増えるとして、国の交付金の森林整備基金の3年延長されます。林業の再生と里山の整備に対して、町の積極的な施策を望んで一般質問といたします。

議長(宮島君) ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午前11時01分~再開 午前11時12分)

議長(宮島君) 再開いたします。

次に、8番 入日時子さんの質問を許します。

- 8番(入日さん) 通告に従い、一般質問を行います。
 - 1. 福祉施策について
 - イ. 在宅重度心身障害者等日常生活用具給付、貸与事業について

要綱を見ますと、給付は盲人用テープレコーダー、盲人用時計、点字タイプライター、電磁調理器、盲人用音声式体温計、点字図書、盲人用体重計、聴覚障害者用拡大読書器、非光学式読書補助具、聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信機器、文字放送レコーダー、便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、携帯用会話補助装置、入浴補助用具、移動用リフト、歩行支援用具、透析液加湿器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、火災報知機、自動消火器、ストマ装具、紙おむつ等の衛生用品、点字器、情報通信支援用具、点字ディスプレイ、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用通信装置、頭部保護帽、人工喉頭、歩行補助杖、収尿器、居宅生活動作補助用具の38種類。貸与は緊急通報装置、福祉電話、ファクスの3品目となっています。これらの給付・貸与の状況について答弁を求めます。

ロ. 身体障害者用自動車改造費補助金交付について

重度の身体障害者が自分で運転できるように自動車を改造した場合、10万円の補助が出ます。しかし、重度障害者で車を運転できない場合は家族が通院や通学の送迎をしなければなりません。重度障害者を持つ家族が車椅子のまま乗れるように改造したり、寝たまま乗れるストレッチャー用に改造する車に対しては補助が出ません。とても不公平ではないでしょうか。重度障害者の家族の車も補助対象にできないか、答弁を求めます。

ハ. 知的障害施設等通園、通学補助金について

交付対象者は、町内に住む知的障害者や障害児などで、宝池園、宝池慈光園、稲荷山療育園、上田養護学校、その他町長が認めた施設となっています。知的障害者だけでなく、身体障害者も対象になるのか、答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

福祉健康課長(塚田君) 入日議員さんから福祉施策につきまして3点にわたってご質問をいただきました。順次お答えを申し上げてまいります。

まずイの在宅重度心身障害者等日常生活用具給付・貸与事業についてでございます。

この事業は、町在宅重度心身障害者等日常生活用具給付・貸与事業実施要綱に基づきまして、障害者自立支援法の市町村地域生活支援事業として実施をしているものでございます。 在宅で町内に住所を有する重度心身障害者、または障害児の方、在宅する難病患者の方など の生活上の便宜を図るための日常生活用具の給付、または貸与をするものでございます。 用具の給付・貸与の状況はということでございます。

平成22年度におきましては、63件の給付をしてございます。内訳といたしましては、 消化管や尿路疾患などでストマ造成をされた方のストマ用品、これが54件と全体の86% を占めております。そのほか入浴補助用具ですとか頭部保護帽、ネブライザーなどで9件の 給付ということでございます。

ちなみに今年度の状況を申し上げますと、8月末現在でありますが、30件の給付を行っておりまして、やはりストマ用品が9割にあたる27件、そのほか入浴補助用具等で3件の給付をしております。

続きまして、ロの身体障害者用自動車改造費補助金交付についてお答えを申し上げます。

この制度は、町身体障害者用自動車改造費補助金交付要綱に基づきまして、日常生活用具 の給付・貸与制度と同様、障害者自立支援法の市町村地域生活支援事業として実施をしてい るものでございます。

制度の内容は、身体に障害を持たれている方が自ら自動車を運転して就労や地域生活など の社会参加を促進するために、ハンドルなどの運転装置、アクセルなどの駆動装置の改造経 費につきまして、10万円を限度に助成をする制度でございます。

この制度の対象となる方は、通常の車両では運転が困難な上肢、下肢、体幹に重度の障害をお持ちの方で、一定の所得に達しない方ということでございます。

補助の実績でありますが、昨年度、一昨年度はございませんでした。今年度は現在のとこ るアクセルの改造ということで1件の申請をいただいております。

この制度につきましては、障害を持たれている方自らが運転をして好きな時間に好きな場所に行くための利便を図ることで、地域や社会のいろいろな場面への参加と本人の自立を促進するということに大きな意味があると解釈をしているところで、本人の車両改造に対する補助としてございます。

家族の車の改造費に対する補助につきましては、長野市さんではそんな制度があるかというふうにお聞きをしておりますが、県下ほとんどの市町村が当町同様本人の運転する車両を対象としているという認識をしております。

ご質問をいただきました家族の車の改造費に対する補助につきましては、それによって障害者の社会参加の促進を図れという趣旨のご質問かと存じます。車両の改造をしても運転が困難という方も確かにおられるかと存じますが、町といたしましては、障害を持たれている方の移動支援という点につきましては、福祉タクシー利用券の交付や外出支援サービス、町内循環バス料金の減免ですとか障害者等移動支援事業といったその他の諸制度、サービスがございますので、そのような制度を総合的・複合的にご活用いただく中で支援をしてまいり

たいと考えているところでございます。

次に、ハの知的障害者施設等通園、通学補助金についてお答えを申し上げます。

この制度は、町知的障害施設等通園・通学補助金交付要綱に基づきまして、知的障害児通 園施設や養護学校等に通園・通学をされている方に交通費の一部を助成するという制度で、 平成22年度におきましては、15名の方に補助をしてございます。

この制度におきましては、先ほど申し上げました知的障害者をお持ちの方が通われる施設や学校のほか、肢体不自由児施設への通園・通学についても、この要綱の中で対象として掲げられております。従いまして、お尋ねの身体障害者、または身体障害児の方への制度適用につきましては、肢体不自由児施設、現在、県内には、この施設2カ所ございますけれども、ここに通われている上肢・下肢・または体幹の機能に障害のある児童が対象になろうかと存じます。

なお、町では、今回ご質問をいただきました制度を含めまして、障害を持たれている方への諸制度につきましてご理解をいただけるように「障害者福祉のしおり」という冊子を作成いたしまして、手帳交付の際に給付や交付を受けられる日常生活用具や補装具の例示、医療費の助成制度などの説明が掲載された県のご案内とあわせて障害者の方にお渡しをしながら周知に努めているところでございます。以上でございます。

8番 (入日さん) イの日常生活用具ですが、ネブライザーが3件、22年度。23年度8月末までで1件ということですが、この間、ある障害者の方に伺ったら、ネブライザーの給付対象者が呼吸機能障害3級以上となっていて、町の窓口へ行ったけれども、断られてしまったと。だけど、重度で寝ていることが多いために咳をしても自分で痰を出す力がなかったりとか、やはり寝ていることが多いと抵抗力がないためにいろいろな病気が併発して悪化してしまうと。そういうときにやはりネブライザーというのは、私も知らなくて調べたら、痰を柔らかくしたり薬を飲む力のない人に霧状にして薬を与えるということで、寝たきりで痰が絡まって取りづらい人とか誤飲をしやすい人、嚥下力のない人には必要なものだということです。町内でも「町の福祉課に相談したが、呼吸機能障害でないので対象外だと言われた」という人も何人もお聞きしました。「他の市町村では呼吸機能障害者でなくても医師の診断書があれば給付されるのに、坂城町はどうしてだめなの」と聞かれて私も困ってしまったのですが、坂城町でも医師が必要だと認めた書類があればネブライザーの給付が受けられるように改善すべきだと思いますが、町側の答弁を求めます。

それから、ロの身体障害者の自立でこれはやっているので家族のは対象外だと言われましたが、福祉タクシーは確かにあるのですが、特に重度障害児の通園とか通学は毎日のことなので、とても福祉タクシーでは費用がかかり過ぎて経済的に大変だと。なぜ本人が運転できる人は改造できるのに、本人が運転できない、いわゆる本当に重度なんですよね。そういう

人たちの交付対象がないのかと。これは長野市だけで、ほとんど近隣でも実施していないということですが、やはり困難な状況のところに手を差し伸べるということが福祉の第一の目的だと思うんです。そういう意味では、現状を見て、やはり必要だと思えばそれは給付対象にすべきだと私は思いますが、その辺について町長のお考えを伺います。

それから知的障害者はそういうふうに書いてあるけれども、肢体不自由児も対象ですよと。私も「等」と書いてあるので、最初窓口の人は「これは知的障害者だけですからだめですよ」と言われたので、再度その要綱を見直して「これ、『等』と書いてあるし、この施設に行っているんだから対象になるでしょう」と言ったら「あ、そうですね」と言って「じゃあ、対象になりますね」ということだったのですが、結局役場の職員もころころ変わりますし、よく読まないとわからないような書き方が多いので、非常にぱっと見たときに、これは知的の障害者だけなんだなととられやすいんですよね。そういう意味で、やはり誰もが見てわかる、そういう要綱のつくり方をすべきだと思うんです。先ほど肢体不自由児もこれは対象ですよと言ったのなら、知的障害者及び身体障害者と明記すべきだと思いますし、あるいは知的とか身体を抜かして障害者というふうに明記してもいいのですが、そういうふうに改善すべきだと思いますが、それについて再度答弁を求めます。以上です。

町長(山村君) ありがとうございます。私も何点か答えさせていただきまして、あと塚田課長からも補足します。

ネブライザー、これは医師の診断により必要だというなら、これはやればいいと思います。 何か問題があったら言ってください。これはやればいいと思います。

それから自動車の改造ですけれども、基本的には運転する人が活躍できるように改造するということなんですけれども、今、入日議員が言われたように、福祉の目的からすれば家族が使う車でも改造する場合に何らかの補助があってもいいかなというふうに思います。私の経験で、ほかの自治体でやっているようなところもあったように記憶しています。後ろのハッチバックを開けて車椅子が入れるように、例えばスロープの費用を出してあげるとか何かあったと思います。これも勝手なことを言うとスタッフから怒られるかもしれませんけれども、巨額なお金じゃないと思います。ですから、どういう形で補てんできるか、何かの利子補てんするか、あるいは上限を設けて何万円までということでやりたいと思っています。私は坂城町でハンディを持った方が積極的に社会へ出るということには力を入れたいと思っておりますので、それは検討させてください。

あとほかの部分は塚田課長から。

福祉健康課長(塚田君) 私からはネブライザーの関係のご質問について、まずお答えをさせていただきます。

今お手元にございます、お持ちの例規集の中の要綱、確かに3級ということになっており

ます。ご質問いただきましたような状況もございます。他市町村の状況もございまして、町の方でも検討いたしまして要綱の改正をいたしました。8月17日付で施行したところでありますけれども、先ほどございましたように、3級という形になっておりますけれども、同程度ということで書き加えをいたしまして、議員さんお話しのように医師の診断があれば該当するというような形に改めさせていただいたところでありますので、ご理解をお願いいたします。

それから3点目、ハの関係の要綱の名称の関係であります。

確かにおっしゃるように頭に知的障害と書いてありますと、そのほか該当しないだろうという誤解といいますか、正確に情報が伝わらないというようなことがあろうかというふうに思います。福祉の関係ではさまざまな補助制度がございまして、たくさんの要綱がございます。他の部分も含めまして、わかりやすい形になるように必要に応じて見直しをしながら改めるべきところは改めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

8番(入日さん) ネブライザーの給付対象は拡大されるということで大変うれしく思います。 それから自動車改造の補助金は、上限が10万円ですので、ぜひ町長がおっしゃったよう に補助する方向で改正されるように期待しております。

それから、ハのことについては、誰が見てもわかりやすいようにというふうに見直すということですので、ぜひ早急にお願いしたいと思います。

障害者や家族にとって生きるということは毎日が戦いなんです。日本は先進国と言っていますが、福祉面ではとても遅れています。障害者も健常者も同じように尊厳を持って生きられるような基盤整備がされていません。もっと私たちも国に対して福祉施策に対し、声を挙げるべきだと思います。特に重度障害者の移動入浴者の利用等は急務だと思います。坂城町でもいろいろな福祉施策があります。これらが使う人の身になってつくられているのか、本当に困ったときに利用できる制度になっているのか、相談窓口は困っている人の立場に立ってアドバイスしているのか、常に点検し、人の輝くまち、笑顔のまちになるようにしていきたいものです。

今まで坂城町は福祉が遅れていると近隣市町村から言われてきました。首長もかわったので、今までのような汚点を返上し、「坂城町の福祉もよくなったね」と一日も早く言われるようになることを願って次の質問に入ります。

2. 町道について

イ. 側溝について

台風12号は各地で記録的な豪雨となり、死者・行方不明者は全国で100人以上となりました。崖崩れや道路の寸断で孤立する地区も出るなど、被害の大きさに驚いています。亡くなられた方のご冥福を祈るとともに、被災された方が一日も早くもとの生活に戻れること

を願うばかりです。

さて、坂城町でも大雨が降ると町道が川のようになる箇所が多々あります。また敷地内に水が入り込み、床下浸水になるところもあります。町では、これらの箇所には土嚢を用意してありますが、女性やお年寄りの力では、とても重くて大変です。特に水を含んだ土嚢は動かすこともできません。土嚢が置いてあるために車の出入りや歩くときの障害にもなります。坂城小学校のある坂都11号線は、校庭の水抜きパイプが道路に出ているため、雨が降るとパイプから滝のように水が流れ、道路が川のようになります。側溝も水があふれ、道路に水が逆流する始末です。坂城保育園や周辺の家にも水が流れ込みます。また産業道路も拡幅していないところは山側に側溝があるだけで道の下側の家は、いつも浸水の被害を受けています。町道の側溝工事や家の浸水防止対策について、どのように考えているのか、答弁を求めます。

建設課長(荒川君) イの側溝についてお答え申し上げます。

町道の側溝については、都市計画道路や宅地造成事業など、そういった形で整備をされた 部分につきましては、ほぼ両側が側溝整備されているところでございますけれども、その他 の道路につきましては、整備されていても片側のみであったり、いまだ側溝が整っていない 道路も数多くございます。道路事業による整備や町単補助工事等で順次できるところから整 備を進めていますが、近年、短時間で多くの降水量を記録する集中豪雨などにより路面排水 や水路からあふれた水が道路を流れ、敷地に浸水する事象が発生しています。

町では昨年の降雨状況などを踏まえ、行政協力委員会の際や町単補助工事の現地確認の際に機会をとらえながら各区長さんから地域の情報をお教えいただき、住宅への浸水予防箇所を把握し、事前に土嚢を配備したり、もちろん急激な降雨の際も職員はもとより消防団に出動要請を行い、土嚢配備や警戒など浸水対策に努めています。また浸水がある宅地沿いで側溝がある場合にはコンクリートの蓋を編み目状のものに改めたり、側溝がない場合であっても下流側で別の宅地に流入する恐れがない箇所につきましては、舗装の縁をもり上げる、バスカーブと言いますが、舗装のもり上げをして、できるところから雨水の浸水対策に努めています。常習的に浸水の恐れがある箇所で水路改修等が必要な場合については、水路の状況も確認をし、排水の分散も視野に入れながら検討してまいりたいというように考えています。以上です。

8番 (入日さん) 先ほどの塚田議員の質問にもありましたが、ちょっと雨が降ると今も川のようになってしまうというところが多々あります。いつも浸水を受ける地域というのは大体決まっていて、そういう家は、やはり家の傷みも激しいと思うんですよね。やっと見舞金、浸水に対しても出るというようになりましたけれども、家を建て替えるということは非常にお金もかかりますし、とてもそんな数万円の見舞金ではおさまることではないし、雨が降るた

びに心配していなければならないんですよね。土嚢を並べたりとか。そういう大変さを本当に役場の職員の方は理解しているのかなと。限られた予算で、先ほども舗装のもり上げとかを一時的な対処としてはすると、水路改修も予算をとりながらやっていくと。だけど、町単工事で少しずつ改修するといっても、町単工事は1区にすごい少ないお金で、とてもとてもそんな町単工事でなんかやっていたら何十年先になるのという話になってしまうんですよね。A01号線もあそこで止まっちゃっていますし、なかなか今までも補助がなければ事業を進めないようなところがあったので、やはり毎回毎回浸水被害で苦しんでいるようなところは、例えば今一番すぐできる方法としては、道路に水抜きのパイプを入れて、ともかく敷地に浸水しないように改善すべきだと思うんですよ。坂城小学校のあの通りも雨が降るとすごいんですよね。保育園のお迎えだとか児童館、そこにありますが、児童館の送り迎えでも非常に皆さん大変にいつも雨が降ると本当に川みたいな道の中を歩いていくということで、非常に何とかならないのということがいつも言われています。あそこの側溝自体が浅いのか何かいつも水が吹き上がって蓋が水の力で取れちゃうようなところがあるんですよ。だから、そういうわかっているのに全然改善されないということは非常に怠慢ではないかと、私に言わせればそう思うんですが、それについて再度答弁を求めます。

建設課長(荒川君) 今年度に限って申し上げますと、7月11日、そして8月14日というのは、先ほどもご答弁申し上げたところですが、ちなみに7月11日の降雨状況を申し上げますと、10分間の雨量で17時30分から40分までの間に7mm、そして、その次の40分から50分までの間に5mm、一時期小康状態になりまして、また6時から6時10分の間に8mm、都合1時間では28mmの降雨がございました。10分間雨量が7mm、8mm、これは時間換算をいたしますと、50mm近い降雨の状況になる。実際的に一定の時間をかけてそれだけの雨が降る分であれば対応ができますけれども、やはり宅地化が進み、舗装が整ってくる状況の中で短時間の降雨では水が大変集まりやすい状況にもある。

そういった中で、昨年の降雨状況も踏まえて極力住宅が浸水をすることのないようにということで、応急的な措置ではございますが、土嚢の配備等というのは本年春から区長さんともお話を伺いながら努めてきているところです。

また8月14日の降雨につきましては、ちょうどお盆の最中でございまして、時間的には3時過ぎだったと思いますが、やはりあのときも本当に30分ほどの雨だったんですけれども、15時20分から30分までの間に8mm、そして、その後20分から30分までの間に5mm、このときには1時間雨量では14mmでございました。実際的には、ほぼ20分、30分の間でそれだけの降雨があったという状況であります。しかも、この雨量計は一カ所でございますので、局地的な雨になりますと、実際はそれ以上の降雨もあったというふうにも想定をされるところですが、いかんせん急激な降雨ということで、なかなか対応も苦慮をして

いる、そんな状況でございます。

繰り返しになりますが、職員も諸状況なかなか把握もし切れない部分もございますけれど も、天候の様子を見ながら事前に対応をとったり、降雨の際にはすぐ出動できるような体制 をとって土嚢の配付等の浸水被害対策には鋭意努めている、そんな状況でございます。

また、できるところで側溝の縁をもり上げてアスカーブというものであったり、段差解消 等図って水を分散ができるような仕組みで舗装のすりつけ工事もできるところから現在も進 めております。

ただ、パイプで抜く云々という水を集めて放流の先、やはりそこが受け口があるかどうか という条件もございますので、やはり流路、水の流れ先の具合を見ながら対応せざるを得な いのかなというふうに考えています。

ちなみに坂城小学校周辺、坂城保育園のところも現在、雨水の北側の日名沢川の方に何と か対応ができないのか、勾配的には逆になるわけですけれども、現在、土地開発公社で進め ている仮設の駐車場用地の整備がございますが、その排水とも絡めて調整をしている最中で ございます。

8番(入日さん) 近年、そういう集中豪雨が非常に増えてきていますが、本当にこの間の台風や長野の豪雨災害なども、長野県でも結構起こっているんですけれども、本当に災害はいつやってくるかわかりませんし、坂城町でも河川の氾濫や土砂災害がいつ起こるかということは誰もわからないわけですよね。自然災害は防ぎようがありませんけれども、災害を拡大しない努力は必要だと思います。「備えあれば憂いなし」の諺にもあります。浸水被害を一刻も早く解消し、安心して住めるまちづくり、天災を人災にしないまちづくりを望みます。

次の質問に入ります。

- 3. 小・中学校について
- イ. 設備面について

昨年の10月議会でも学校の冷房について質問しました。地球温暖化の影響で真夏日や猛暑日が増えています。昨年、坂城中学校の教室の温度は37度あったそうです。先日、3小学校の冷房設備を聞きました。3小学校ともパソコン教室と音楽室は冷房があります。しかし、保健室はありません。毎年、熱中症で病院に搬送される人が増えています。学校の部活や体育の授業で生徒が熱中症になり、倒れたというニュースが報道される時代です。坂城町も教室の温度が35度以上になることがあります。せめて保健室は冷房が必要ではないでしょうか。子どもたちが具合悪くなって真っ先に行くところは保健室です。35度もある部屋で休息できるとお考えでしょうか。ゆっくり体を休め、授業に戻るためにも保健室にクーラーが必要だと思います。

また中学校は保健室にクーラーがありますが、音楽室はありません。ピアノなど高い楽器

があるので、楽器への影響を心配していました。

村上小学校はプールの中に張ってあるシートがはげて浮いていました。毎年張り替えているそうですが、毎年浮いてしまう、はげてしまうそうなんです。プールの回りのマットも破れてコンクリートがむき出しになっていました。厚い特殊なマットなので値段も高くて、なかなか買えないと言っていました。しかし、マットの穴に足を引っかけ、転んで怪我をしたら学校の管理責任が問われます。町の責任にもなります。そんな危険な状態を放置しておいてもよいのでしょうか。プールに水を入れるバルブが1カ所のため、大プールと小プールの水面が同じ高さになり、小プールに水が少ししか入らない。小プールに水を入れるのにとても苦労しています。シャワーの水道管も老朽化し、何度も修理しているそうです。2つのプールのバルブを変えるなど水回りの見直し、改善が必要だと思います。

南条小学校は以前から雨漏りが問題になっていました。屋根をすべて直すと3千万円から4千万円かかるということで見送られた経過があります。この間調査したところ、特に家庭科室は雨漏りがひどくて漏電の恐れがあるので蛍光灯を外してありました。渡り廊下も雨漏りがあります。音楽室の出窓に雨が当たり、窓枠がさびて落下の危険性もあります。2階の窓には落下防止の柵がなくて危険です。校長先生が窓を全開しないようにビスで止めて工夫しているようですが、事故が起きないように落下防止柵をとりつける必要があると思います。床の傷みもひどく、部分的に直しているのでパッチワーク状態です。はがれて浮き上がったところで子どもが足を引っかけないか、怪我をしないか、とても心配していました。水道管も老朽化し、漏水しているので特殊棟のバルブを毎日帰るときに閉め、朝来たら開けるということでした。しかし、ほかでも漏水しているが、どこのところかわからないで困っているということでした。

坂城小学校は水道管が老朽化し、休みの後、水を出すと水道管がさびているので褐色の水が出る。朝来て水を流して褐色が消えるのを確認してから使っているとのことでした。また音楽室の冷房も古くて、業者から、いつ壊れてもおかしくないと言われています。

3小学校ともできてから30数年が経過し、水道管も劣化しています。今、横町、立町の水道管を新しくやり変えていますが、小学校もやり変える必要があると思います。教育委員会の調査や学校からの要望で、これらのことは担当課も把握していると思います。設備面について今後どのように改善に取り組むのか、答弁を求めます。

ロ. 備品、消耗品費について

村上小学校の音楽室のピアノは音響部に亀裂が入っていると調律師に言われたそうです。 亀裂が入っていてはきれいな音は出ません。ピアノの心臓部にあたる部分が壊れたというこ とです。ピアノは高いので、なかなか買ってもらえないと嘆いていました。しかし、このよ うな状況を放置しておいてよいのでしょうか。音楽は情操教育であり、教育のレベル低下に もつながると思います。

今回、監査の中で各学校から共通にコピー用紙などの消耗品費が足りない、増額してほしいと言われました。後で調査したら紙だけでなくトナーやカートリッジ、インク・マスター等が値上がりし、消耗品費が不足しているとのことでした。各学校の21年度と22年度決算の消耗品費を比較すると、南条小学校は約14万円、坂城小学校は約5万円、村上小学校は14万6千円、坂城中学校は約34万円減っています。小学校では10万円ほど不足になるのでPTAの資源回収などから補助してもらっているとのことでした。中学校では各学科に消耗品の削減を協力してもらっている、体育などにはかなり我慢をしてもらっている、コピー用紙が不足するので、PTA関係は用紙代を負担してもらっているとのことでした。今は重要な通達などもメールで来ることが多く、現場では印刷する手間や紙代が多くかかるようになりました。毎年10%シーリングで削られるので、現場ではやりくりに苦慮しています。備品や消耗品費について、今後どのように対応するのか、答弁を求めます。

教育文化課長(中沢君) 小・中学校の設備についてお答え申し上げます。

町内の小学校は、すべて昭和50年代前半に建設されております。南条小学校が昭和52年に建設されてから34年間経過し、坂城小学校、村上小学校がともに昭和54年に建設され、32年が経過しております。坂城小学校につきましては、平成11年に北校舎の補強と改修を行い、平成22年に校舎の耐震化工事にあわせまして南校舎等の大規模改修を行ったところでございます。3小学校ともに修繕箇所がございます。児童の安全を第一に考え、現在、南条小学校、村上小学校の校舎の耐震化事業を優先して行っているところでございます。

ご指摘のありました箇所につきまして、3小学校の保健室の冷房装置、坂城中学校、音楽室の冷房、坂城小学校、音楽室の冷房につきましては、冷房の必要性を考えた上で今後検討していきたいと思います。

村上小学校のプールの老朽化につきましては、大規模な改修が必要になるかと思われます。 村上小学校だけでなく、他の坂城小学校、南条小学校の状況を確認する上で検討していきた いと思います。

坂城小学校の上水道につきましては、長期休み終了後、赤水が出るということでございま す。赤水が消えるまで、しばらく水を出すという措置をとって使用しております。

南条小学校の雨漏り、床の改修、2階の窓に落下防止用の柵の設置ということでございますが、小学校の修繕費で対応できる部分につきましては、南条小学校、また他の小学校とも修繕費の中で対応してまいります。現在、校舎の耐震化事業を優先的に進めております。修繕につきましては、緊急性の高いものから修繕をしていきたいと考えております。

次に、備品、消耗品についてお答えいたします。

村上小学校のピアノについてでございますが、購入後37年経過し、老朽化しております。

現在、大切に使っております。今後も大事に使っていきたいと思っております。またトナー、カートリッジインク・マスター、コピー用紙の消耗品が不足しているということでございます。

各学校とも現行の予算の中で節約をし、使用しております。必要なものを必要な分だけ使用するよう、お願いし、節約を図ってまいりたいと考えております。

8番(入日さん) 冷房のことについては必要性を考えて今後検討すると。前回質問したときに 小学校は2%しか冷房がついていないと。それは保健室だとか音楽室だとかパソコン教室だ とか、そういう特殊教室ですよという答弁がありましたが、保健室はほとんどの学校、やは り最優先にしているんですよね。必要性を考えてと一体何を言っているか。具合悪くなった とき、やはり真っ先に行くところが保健室なのに、保健室に入って、また具合悪くなったら 保健室の意味がないじゃないですかね。私はそう思うんですけれども、これは必要性を考えての以前の問題で、本当に必要だと思うから質問しているので、もうちょっと誠意のある答 弁をお願いしたいと思います。

それからプールについては、非常に改修が必要だということはわかっていると。だけど、 お金がかかるので今後どういうようにやっていくかという答弁がありました。

それからピアノも37年間、買ってから経過して老朽化していると、承知しているということですが、今まで大切に使ってきたから37年間使えたんだと。今後も大切に使うと言いましたが、心臓部が壊れているピアノをどうやって大切に使うんですかね。これはやはり買い換える必要があると思うんですけれども、その点について再度答弁を求めたいと思います。

それから22年度の決算で文教施設整備基金は4億2,153万円あまりあります。南条小学校の建て替えも視野に入れて、これは積んでいるんだと思いますけれども、危険箇所の修繕や保健室の、先ほど言いましたけれども、保健室のクーラーは本当に早急にやるべきことではないか。私は、これは基金を使ってでもやるべきことだと思っています。

これは何年も前から、今回、課長はこの4月からかわられたのでちょっとあれだと思うんですが、教育長は長年このことをずっと教育長の任にあるのでご承知のことと思いますので、南条小学校の雨漏りについては、どのように改善するつもりなのか、また漏電の対策、改修はどのようにするつもりなのか、老朽化した水道管の対応はどのように、いつまでにするつもりなのか、そのことについて答弁を求めたいと思います。

それから、これだけのいろいろな要望が学校から上がってきているのに、なぜ今まで改善されなかったのか、非常に私は不思議なんですけれども、そのことについても教育長に答弁を求めたいと思います。

教育長(長谷川君) 老朽化した校舎のことにつきまして、いろいろな点でのご指摘を今頂だいをしているわけでありますけれども、ある面で言いますと、それらについては十分今までも

実情を理解しながら進めてきているつもりであります。

まず保健室のクーラーにつきましてですが、保健室には小学校の場合には扇風機が今ついておりますが、そのほかに換気扇が2基入っておりまして、空気の入れ換えができるようになっているのですが、学校の保健室の構造によっては、子どもたちが休む場所に、どうも空気がなかなか流れていかないというような場所もあるというふうに、この間行ってみたところでは、そんなところも感じました。クーラーにつきましては、ご指摘のことは理解できることはそのとおりでありまして、今後検討させていただきたいんですけれども、いろいろな施設面で不備が出てきております。そして、それはみんなそれぞれ高額な費用がかかる状況でありまして、例えば雨漏りでありましても、漏水にしても漏電にしてもそうでありますが、そういう中で一番最初にやらなければいけないものは何かなというようなことを考えながら、だんだん進めていきたいなというふうに思います。

例えば水道につきましては、特に南条などは、どこで漏水しているかということがなかなか判明しないという現実の中では、水道管は全部もう1度布設し直すと、しかも見える場所に今度は布設するというようなことも当然考えなければいけないのかなというふうに思いますし、プールなどもそうでありますが、いろいろな、すぐやらなければいけないと思えることが数々ある中で、順番と、それから、これはもちろん町の収入の状況、財政の状況と勘案しながらお願いをしていくことでありますので、そんなことで、しばらく我慢をしなければいけない部分があるのかなというふうに思っているわけであります。

それから備品等のことにつきましても、ご指摘いただいたことがあるかとは思いますけれども、今、町教育委員会としますと、一番力を入れているのは不登校の子どもを減らすこと、それから教室に1時間入っていられないで途中で飛び出しちゃったりする子どもたちを少なくすること、それから学力の向上、体力の向上、さらには新しく始まりました英語活動の充実というようなことをかかえているわけであります。これを何とか解消する、少しでも子どもたちが毎日学校へ今日も行って勉強しようという意欲を持ってきてもらえるような学校にするために、今、重点的に予算を充当し、先生方にご努力をいただいているわけで、そういう部分がありまして、備品とか消耗品について若干行き届かないところがあるかなと思います。今子どもたちにやってやることで一番大事な、大切なことはどこかなという観点で、そんな判断をさせていただいているわけであります。そういう現状の中での、遅々としてという言葉になるのか、あるいは先ほどですと、怠慢という言葉にあたるのかもしれませんけれども、限られた中での最大限の努力をしているというふうにご理解いただければありがたいなと思っております。以上です。

議長(宮島君) 答弁漏れです。

教育文化課長(中沢君) 失礼いたしました。ピアノにつきましては、専門業者に調査を依頼し

て今後使用が可能か、修理が必要か等精査する中で対応を考えてまいりたいと存じます。

8番(入日さん) クーラーのことについては、特に保健室は基金を使ってでも早急に、それは 設置すべきではないかと私は思います。

それからピアノのことに関しては、修理が可能かどうかという話ですが、修理が不可能だから言っているのであって、とても修理が可能だったらこんな声を学校の方からも上げてこないんですよね。不可能だから何とかしてほしいと、そういうことを言っているので、ぜひやはりこれも基金を使ってやる、買い替えるべきではないかと私は思います。

それから南条小学校の水道管はやり直す方向で検討するということですので、ぜひそうしていただきたいと思います。

不登校にお金を、重点を置いているので、なかなか消耗品までは回らないという答弁でしたが、毎年10%シーリングをかけられてしまうので、本当にぎすぎす、予算をどこで削ろうかと本当に現場の先生方は苦慮しているんですね。そういう意味で、やはり、ただ10%シーリングを上からかけるのではなくて、現場の声を聞いて、やはりそれなりの対応をすべきではないかと、そういうことを私はお願いしたいと思います。

今回通告しなかったので質問できませんでしたが、各学校の放送室の放送機器が古くて非常に故障が多くて何とかやっと使っているという状況で、新しくしてほしいと、もう何年も前から要望しているんです。だけど、1千万円ぐらいかかるということで先延ばしになっていますという話を聞きました。山村町長は教育や福祉に力を入れるとおっしゃっていましたので、学校の要望を踏まえた対応を期待しています。

それから老朽化の激しい南条小学校は、耐震化よりも私は建て替えるべきだといつも思っているのですが、坂城町の学校の耐震化率が非常に遅れているということで、中沢町長がそちらを優先させたいということで今、耐震化が始まっているわけですけれども、本当に南条小学校の迷路のような校舎を建て替えて、2棟ぐらいにしたら駐車場のスペースも広がりますし、敷地にゆとりがあれば児童館も非常に老朽化していますので、児童館も併設できたら本当にお母さんや子どもたちに喜ばれるのではないかなと思います。「どのくらいかかるの」と言ったら「最低でも7億円ぐらいかかるんじゃないの」と言われましたが、一日も早い建て替えが必要ではないかと思いますので、今後の実施計画の中で考えていただきたいと思います。

教師が授業以外にこういういろいろなことで煩わされるということのないように環境を整えてやるのが町としての責務だと思います。未来を担う子どもたちが安心して学校生活を送れるように、町長のモットーである笑顔のまちになるように、ともに努力していきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

議長(宮島君) ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(休憩 午後12時07分~再開 午後1時00分)

議長(宮島君) 再開いたします。

次に、2番 吉川まゆみさんの質問を許します。

2番(吉川さん) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、今議会開会日の町長のあいさつで、チャレンジSAKAKIと銘打ち、今までに 実現できなかったまちづくりへの取り組みが町職員全員の思いとともにスタートしたと伺い ました。そして町長の新しい坂城町としてチャレンジしていきたいとの言葉に期待を大にす るものであります。

私は今回の3・11大震災から学んだ言葉があります。それは「まげでたまっか」。負けてたまるかと被災地の方が笑みをたたえながら頑張っている姿でした。そして、もっとうれしかったのは、なでしこジャパンが初優勝したことです。メンバー全員が心をひとつにして最後まで諦めず戦い抜いたこと、それが多くの方に生きる勇気をくれました。ぜひこの被災地の方やなでしこジャパンのように諦めずにひとつひとつのことに挑戦し、町民の生活にその成果があらわれるよう期待をしております。

それでは質問に入ります。

- 1. 子育て支援について
- イ. 5歳児健診と発達障がい児への支援は

先日、子育て支援センターへ行ってまいりました。印象的だったのは、双子の男の子のお母さんが「この施設のおかげで毎日イライラせずに子育てができます」と言っていたことです。いつでも誰でも子どもを連れていかれる居場所があるということが、こんなにも育児負担を軽くしてくれ、ひいては親子の関係がうまくいく。つくられてから10年目のこのセンターは、大変子育てママにはありがたい存在です。特に結婚して慣れない土地に来た母親にとって安心の居場所であり、ある意味では何でも相談できるおばあちゃんの存在なのかもしれません。

さて、ここ最近、軽度発達障害の子どもが増えていると聞きます。発達障害とは先天的に脳の一部がうまく働かない障害で、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害ADHD、学習障害LDなどがあります。こだわりが強く、コミュニケーションが苦手といった特性を持ち、ほとんど知的障害を伴わず外見ではわかりにくいそうです。

文部科学省の平成14年の調査では、小・中学生の6.3%に軽度発達障害が見つかり、1クラスに2人程度いるとされております。この軽度発達障害ですが、早期発見・早期療育の開始が重要であるとされ、5歳児健診を取り入れ、早期に改善に取り組む自治体が増えております。長野県では平成21年度に8市町村が実施をしております。国が自治体に義務づ

けているのは、1歳半と3歳を対象にした健診ですが、発達障害に焦点をあてた内容にはなっておりません。厚生労働省による平成18年度の研究報告によれば、鳥取県の5歳児健診で9.3%、栃木県では8.2%の児童が発達障害であると診断をされ、こうした児童の半数以上は3歳児健診で何らその障害が見つからなかったそうです。

鳥取大の小枝教授は、3歳で多動は普通だが、5歳になれば、それなりの社会性が身についていて見極めが可能ですと5歳児健診の重要性を指摘しております。また3歳児健診から就学前健診までに間があき過ぎ、発見の遅れや対応の遅れが、ひいてはその子の一生を左右するかと考えます。

現在わが町での現状と5歳児健診導入への考えはどうなのかお聞きして、1回目の質問といたします。

福祉健康課長(塚田君) それでは、子育て支援について、5歳児健診と発達障害児への支援についてということでご質問でございます。お答えを申し上げてまいります。

まず、町の現状といたしましては、乳幼児健康診査や健康相談を実施する中で子どもの身体発育や精神発達の確認、病気や発達障害等の早期発見、親の心理的問題や育児に対する相談に対応しているところでございます。発達障害児の早期発見・早期支援については、主に1歳児健康相談、1歳6カ月児健康診査、2歳児健康相談、3歳児健康診査におきまして、経過観察が必要だと思われる子どもさんにつきまして個別の発達相談を実施したり、発達を支援するためのたんぽぽ教室への参加を勧めたりしております。また、これらのかかわりの中で必要に応じまして小児発達外来等の専門医への受診や子どもの発達に即した専門的な支援を必要とする場合には、療育施設での遊びの教室や通園訓練による支援を実施しております。

町では保育園や子育て支援センター、保健センターや療育施設等子育て支援をサポートしております関係者が必要に応じて連携を図り、より適切な支援ができるよう努めておるところでございます。保育園に入園後は、子どもの特性に応じまして加配の保育士を配置し、子どもの発達に即した保育支援をしており、また、各小学校におきましても、児童支援員を配置するなど支援の体制をとっておるところであります。

保健センターで行っております個別発達相談の実施状況を見ますと、延べ相談件数は、平成13年度が27件、平成22年度が36件でございました。過去10年間の相談件数は、 多少増減ありますけれども、傾向とすれば増加傾向にあるという状況であります。

日々心身ともに成長、発達をしている幼児期におきまして、軽度の発達障害を3歳児健康 診査以前に発見し、支援をしていくことは子どもの発達支援をしていく上でも、とても重要 なことです。しかし、軽度発達障害等の主な症状を見ますと、落ち着きがない、ほかの子ど もさんに手が出る、高いところが好き、言語発達が遅いなど子どもの成長過程においても普 通に認められる事柄が多いわけでありまして、周囲に正しく理解されないまま成長していく ことが懸念されます。

町では就学前の子育て支援や発達障害児への早期支援として、子育て支援センターの家庭 児童相談員によります保育園での相談事業や県児童相談所の巡回相談等を実施しております。 また、この9月からは新たに臨床心理士の資格をお持ちの相談員による子育て発達相談を子 育て支援センターと各保育園において、月1回ずつではございますが、始めたところでござ います。まずは、この事業による相談の機会を十分に生かしていくことが重要であるという ふうに考えております。以上でございます。

2番(吉川さん) ただいまは福祉健康課長から丁寧なご説明をいただきました。

保育園に上がる前は発達相談を保健センターでやっていただいておるそうで、また昨年が36件あったということでございます。そして私も先日、支援センターでも先生からいろいろお伺いしてまいりましたが、現在、家庭相談員さん、それから今月から臨床心理士さんが月に3回入っていただけるということで巡回相談が中心に町として発達障害児の早期発見に努めていくというふうに理解をいたしましたが、その点に関しては取り組みが一歩前進できたかなと認識をいたしました。

そして相談員の細江先生は、私も見ましたところ月に5日間ですね、フルに保育園3つ、そして支援センターということで入っていただいております。本当にそれだけ現場は大変な子どもさんが多いということを私も感じます。そして、その中でお聞きした中では、今は症状が顕著にあらわれていないけれども、もしかしてというグレーゾーンの子どもさんもたくさんいらっしゃると聞いています。現場の先生、また、ついていただいている加配の先生にのしかかってくる負担というのが本当に今、重いのではないかとも感じます。今の巡回型の相談は本当にそういう意味でも重要な取り組みになってくると思います。その中で本当に親御さんは子どものことを自分の子どもは大丈夫だと思う親御さんが多いと思われます。

そういう中で、やはり早期発見という意味からしますと、相談というよりも健診という流れを持ちまして自然な形で受診ができる、その中で早期に発見できるのではないかと、そのようにも考えますが、再質問させていただきたいと思います。

福祉健康課長(塚田君) お答え申し上げます。

現状といいますか、今月から始めた事業もございます。その辺については評価をいただい ている中だというふうには考えております。

相談というよりは、やはり健診ということでありますけれども、ご承知のとおり健診ということになりますと、それなりの専門の先生にお願いをしていかざるを得ないという部分もございます。それなりの町の負担といいますか、体制も整える必要が出てまいるわけであります。今月から始めました臨床検査医による相談、保育園を巡回しての、これも資格を持っ

た先生による相談ということで、実際には、いわゆる5歳児といいますか、年中さんと言いますか、を中心というような計画でも検討しているということできております。まずは今月から始めますこの事業を十分活用する中で発達障害の早期発見・早期支援ということに取り組みをまず始めさせていただきたいなというふうに考えております。その成果といいますか、状況等を見ながら、その先については、また改めて検討させていただきたいなということであります。以上です。

2番 (吉川さん) 今、福祉健康課長から答弁をいただきましたが、5歳児というのは本当に年中で小学校へ上がる最後の段階の中間地点であります。今も具体的に健康相談として取り組みを検討しているというお話があったのですが、本当に私の思いとしましては、健診となると今、専門の方が理学療法士とかたくさんお金をかけて雇わなければならないということがありますが、健康相談という形で、この臨床心理士さんも入れて5歳児全員を対象に、ぜひやっていただけたらと思っています。本当に特に両親が共働きでおじいちゃん、おばあちゃんが子どもを見ていて、その子どもさんの様子がよくわからない。で、手が回らないうちに学校に上がった。学校に上がったら、そこで発見されたという、そういうケースにもなりかねないということもあります。

それともうひとつは、現在、保健師さんは3名で運営していただいておりますが、健診のときは在宅の保健師さんを2名来ていただいて調整をしていると聞きました。とてもこれだけの乳児健診とかいろいろな予防注射とかを考えますと、3人ではとても手が足りないのではないかと感じます。そういうためにも、もう少し常時いる保健師さんを増やせないかという点と、先ほどの5歳児相談をという、その点に関して町長の答弁を求めたいと思います。

町長(山村君) ありがとうございます。先ほど課長から申し上げましたように、9月から新しい取り組みをしますので、ほかの市町村の状況なんかもよく聞いて、全員をびしっと健診でやるとなると、そんな体制を整えなければいけないので、少し勉強させてください。9月から新しい体制でやる先生方にも意見を聞きながら、どういうふうにするか考えたいと思っております。

私は5歳というのは、大体保育園か幼稚園、どこかに通っておられるわけですけれども、なかなか今、先生方は忙しくて、昔だったらその中で受かるというか、余裕があるんでしょうけれども、なかなかないと思いますので、吉川議員が言われたようなことも考えて検討したいと思っております。ちょっとここで確約できませんけれども、新しい取り組みの中で先生方とも相談しながら考えてみたいと思います。

2番(吉川さん) ただいま全員対象に5歳児相談を本当に先生と相談しながらという答弁をいただきました。前向きに検討をお願いしたいと思います。

お母さんのホームページの手記をちょっと紹介したいと思います。

「色鉛筆をいつも同じ順番に並べる、洋服もきっちりとたたむ、そんな長男を神経質で融通がきかないタイプと思っていた。しかし、市の5歳児健診をきっかけに紹介された医療機関で広汎性発達障害と診断された。初めはショックで頭が真っ白になった。障害という言葉に驚く一方で、長男のいろいろな面が理解でき、少しほっとした。そして小学校入学前には学校にも相談、クラス担任にはベテラン教諭がついた。5歳児健診のおかげで早目に準備ができ、本当によかった」と。

この方のように不安のない親はいません。どうか不安を安心に変えてあげられる取り組みを、また未来を担う大切な子どもたちのために町として5歳児健康相談の取り組みを早期に検討していただき、1つ目の質問を終わらせていただきます。

続いて、次の質問に移ります。

- 2. 健康、長寿の町に
- イ. 緊急時連絡カードの配付を

現在、我が町では人口1万5,940人に対して約3分の1の4,700人が高齢者です。 この大切な方たちが元気で長生きをしていただきたい、この思いは誰もが願ってやまない心情です。

私は6月の一般質問で万が一のためにと救急医療情報キットの導入を提案いたしました。 これは独り暮らしの方や障害を持っている方が自宅で倒れられたり具合が悪くなったときに 大変に役立つすぐれもので、消防士さんからも一日も早く導入をと頼まれております。しか し、町はまだ導入は難しいとの答弁でした。そこで今回はキットはひとまず置いて、1枚の カードが命を救ってくれる緊急時連絡カードを提案いたします。

これは長野市で取り組んでいるカードです。このカードは、血液型、持病、アレルギー、 そしてかかりつけの病院、また主治医、家族の連絡先などが書き込めるようになっておりま す。外出時の不慮の事故や災害時、また発作時等の救急対応にあたる消防、病院等の関係者 に必要な情報を提供し、スムーズな救助活動に役立てていただくカードです。

私が緊急のことばかりにこだわっているのが前回も今回もなんですが、それは実際に親しかった友人が銀行のATMの前で倒れ、持病の糖尿病があったのも発見が遅れ、昏睡状態のまま手立ても虚しく亡くなってしまったのです。あのときに、このカードが鞄の中にあれば、すぐに消防士さんも緊急の措置ができたのではと本当に残念でなりませんでした。これは大変安くつくることができます。ぜひ我が町でも安心のために、このカードの導入ができないか、お聞きします。

ロ. 認知症予防の充実を

超高齢化社会となり、慢性的な医療や介護を必要とする高齢者が年々増加をしております。 高齢者が尊厳ある生活を維持するためには、コミュニケーションの維持が必須です。それを 妨げるのが認知症です。我が町でも福祉サービスの一環として地域包括センターや訪問指導員、また生きがい活動支援通所事業などで認知症を食い止める援助をしていただいております。中でも自ら申告していただいている独り暮らしのお年寄りの方は約200人います。自己申告なので実際にはもっといらっしゃると思いますが、みんながみんな、この支援を受けているわけではないと考えます。

埼玉県の医学博士であり、医療法人満寿会の理事長の小川先生は、患者を見てくる中で、聞こえはコミュニケーションの基本であり、難聴が認知症を引き起こしたり、寝たきりになる要因のひとつだと判断をいたしました。厚生労働省の調査によりますと、65歳以上のうち聞こえづらいと自覚しているのは21.6%、70歳以上では25.2%と4人に1人は難聴を自覚しております。また耳鼻科医田崎洋氏によれば、加齢性難聴の発症頻度は65歳以上で30%、75歳以上で60%、85歳以上では80%を超えると言われております。難聴から社会的参加ができづらくなったり、家庭内でも孤立することにより生きがいを失い、閉じこもりやうつ、認知症へと進展していってしまうケースが多いそうです。埼玉県の坂戸市や鶴ヶ島市では特定健診や一般健診に聴覚検査を取り入れて早期予防に努めています。

そこで町としての認知症予防の取り組みをお聞かせください。以上で2回目の質問といた します。

すみません、先ほどのカード、これですが。紹介するのが遅れましたが、このように小さなカードです。

福祉健康課長(塚田君) それでは2点目の健康、長寿の町に。まず、イの緊急時連絡カードの配付をということにつきまして、お答えをしてまいります。

外出時に不慮の事故に遭ったり、または発作を起こしたときなど緊急時に備えて、緊急連絡先のわかるカードを持っていることにより救護者が容易に連絡がとれるかというふうに想定されるところであります。

緊急時連絡カードの記載項目につきましては、先ほど議員さんの方からもございましたが、 ご本人さんの住所、氏名、電話番号、これはもちろんでありますが、緊急連絡先のお名前、 電話番号、また、かかりつけの医療機関などが考えられます。万が一の際に自分自身を守る ために必要な情報を書き込めるようにしておくことが大切かというふうに思います。

またカードの大きさにつきましても、いつでも携帯できることが大切でありますので、鞄でありますとか、財布にも入る名刺サイズのものでよいのではないかというふうにも思います。

この緊急時連絡カードをいつも持ち歩くことによりまして、特に高齢者の方々が少しでも 安心して外出することができれば、その効果も期待できるというふうに推測されます。もち ろんご自身でも、この緊急時連絡カード的なものを用意され、既に使っていらっしゃる方も あるかというふうに思いますけれども、町として統一のものを用意するということは「緊急時に備えましょう」ということを啓発するという意味にもつながってくるのかなというふうに考えます。費用の面につきましても、それほど高額にはならないのかなというふうに思われますので、この緊急時連絡カード導入につきまして、今後研究、検討をいたしまして、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続いて、ロの認知症予防の充実をということでございます。

難聴が認知症を引き起こす原因になっているので、町ではどういう対応を考えているかということでのご質問でございますが、ご答弁を申し上げます。

コミュニケーションの基本は相手の話を聞いて、それに対して返答をすることで会話が成立するわけであります。難聴である場合は、聞き取りが難しい、またはほとんど聞こえないなどの状態になりますと、会話はもとより外界との情報交換なども大変難しい、厳しい状況になろうかというふうに思われます。

このような状況において難聴も認知症の誘因のひとつになるかもしれませんが、その難聴を引き起こす疾患はさまざまでありますので、一般的な耳が遠くなるという老人性難聴で申し上げますと、加齢が原因で聴覚障害になるものでございまして、体の老化現象と同様に起こるものでございます。このような難聴にならないよう、健康管理の面から指導していくことは大事なこととは存じますが、個人個人の体の健康状態も異なることが現状であります。

今のところ町では町民の皆様対象に行っております健康診断の中では、聴力検査は特に実施しておりませんので、問診等の中で耳が聞こえにくくなったなどの状態が見受けられた場合には早目に専門医の受診をお勧めしているところであります。また、これは希望者になりますけれども、人間ドックを受診している方はほとんどその中で聴力検査が実施されておりますので、難聴の早期発見・早期治療につながるかというふうに思われます。

認知症の予防全般ということでご説明申しますと、ご存じのとおり認知症はいろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために記憶の障害を中心としたさまざまな障害が起こり、生活する上で支障が出てくる状態を言うということで認識をしております。このさまざまな障害の原因になっている病気のうち最も多いのはアルツハイマー病、レビー小体病などで、変性疾患と呼ばれまして、脳が萎縮などしていく病気です。続いて多いのが脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などの脳血管性認知症でございます。

要するに認知症の予防は、その原因となる病気を予防することが大変大事なことになって まいりますが、先ほど申し上げました代表的な病気も含めまして、原因となる病気はおよそ 70種類もあるというふうにも言われております。そのように原因となるいろいろな病気が ある中で食事や運動など生活習慣の改善で発症を遅らせることができそうだとする研究成果 が国の内外で出ているようであります。予防効果のメカニズムなどはっきりしていないこと も多く、こうすれば絶対認知症にならないという方法はございませんが、発症を遅らせると 言われる予防策を行うことを進めてまいりたいと存じます。

認知症の原因となる病気と共通しているところであります三大疾病の原因とも言われている生活習慣病につきましては、その予防について保健センターで実施しています健康診断、または人間ドックなどの中で保健指導をされているところでありますので、受診された方々は認識もされており、多くの方々も周知もされているところであります。そして、もし認知症になってしまった場合には、原因となる病気によっては治る病気、進行を遅らせることができる病気等がございますので、早期受診・早期診断・早期治療がとても大事になってまいります。

認知症についてご相談がある場合には、総合窓口として町の地域包括支援センターが中心になりまして、健康指導の方につきましては保健センターと連携を図りながら進めてまいります。また必要に応じて専門の知識を持つ認知症相談員、町内にも4名いらっしゃいますが、この方の受診を勧めたり、県の認知症コールセンターなどをご案内するなど初期の窓口対応に努めてまいります。高齢者の方々が家庭や住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症の理解や関係する制度の周知を初め介護予防、生活支援活動、健康診断などの事業も積極的に推進してまいりたいと存じます。以上です。

2番(吉川さん) 再質問を行います。

高齢者の方や持病を持っている方には大変このカードはありがたいカードです。そして金額的にも1枚14円くらいでできます。まず本当に民生委員さんから預かっている方に、まず担当の方に配付していただくとか、これは強制では、強制ではとは失礼なんですけれども、任意ですので、本当にぜひ希望してバッグに入れておきたいという方がいると思いますので、前向きに町として検討をしていただき、取り組みを開始していただけるよう希望いたします。そして、ロの認知症予防ですが、今のお話の中で町の健康診断の中で、健診で問診の中で話を聞いてという話と、また人間ドックでという、必ずありますと、聴覚検査がありますという話がありましたが、高齢になりますと、人間ドックというのはあまり受けないかと思います。

私の方からの提案ですが、先ほど言いました小川医師が開発した簡易聴覚チェッカーペギーちゃんというのが今、本当に普及し始めております。これは1台5万9,800円ということで昔の携帯電話を大きくしたような形であります。すみません、これが実際のものなんですが、実際のものはここにありませんけれども。

埼玉県の取り組みとして、先ほどの2つの市では市の特定健診や一般健診にこの機器を取り入れて活用しています。この機器の特徴というのは、音だけでなくて「ペンギン」とか「飛行機」「日比谷」、また「7時」というのが「1時」と聞こえたりしますね。そういう言

葉を発していただいたり、また長谷川式の認知症を考慮した「今日は何年何月何曜日ですか」とかという質問、また3つの言葉「桜」「猫」「電車」とかという言葉が発せられまして、その自動音声の声を反復させることで1つとして聞こえの確認、また聞こえ方の確認、それと短時間の記憶の確認、この3つがチェックすることができます。そしてまた、質問機能も備えていまして、その質問に対して1つとして考えることを促したり、また2つ目として、答えることを促す、3つ目として時系列の記憶の確認をチェックするということで、本格的な認知症の検査が必要かどうかということをこの器具を使った聴覚検査で見極めることができます。

この簡易チェッカーの活用を、一般健診とかそういうところでなくても、町の職員、また 保健師さんが老人会の集まりとか体操教室、また生きがいデイケアのところとかに持ってい きまして、聴覚チェックをしていただき、その結果で早い段階で耳鼻科へ、また専門の医師 に見てもらうように勧奨することができるということであります。そういうことで福祉的な アプローチできめ細かな認知症予防対策がとれるというのがこの簡易チェッカーでございま す。

加齢による、先ほども話がありましたが、難聴というのは老人性難聴とも呼ばれて高い音が聞こえにくくなるのが特徴で、連続した音が途切れて聞こえるために聞き間違えが多くなります。会話もスムーズに進まなくなり、だけれども、低い音は比較的聞こえるため、ちょっとおかしいなとか、年のせいかなと思っていて耳鼻科へ受診することを延ばしがちであります。そういうことで難聴を放っておいて気がついたら認知症になってしまっているということです。そうすると家族の負担も増え、またひいては町の医療費の負担も増えます。昨年の坂城町の老人の一人当たりの医療費は84万4千円と県内でも3位ということで高額の負担を強いられております。ぜひ認知症予防に、また医療費削減のために、この簡易チェッカーを、健診の中でも結構ですが、福祉の関係で使っていただくという形でも結構です、導入できないか、町長に答弁を求めます。

- **町長(山村君)** どうもありがとうございます。その機械を僕は見たことも触ったこともないので、一応専門家に見ていただいてやりたいと思います。何でもかんでも新しいものをやるというわけにいきませんので。多分それは体制も整えなければいけないですね。どういうやり方をするか。いい加減なやり方だとかえって問題が出ちゃうかもしれないから、使い方とか。使い方並びにそれをどう判断するのかというのもやらなければいけないので。とにかく勉強させてください。この場でイエスともちょっと言えないので。よろしくお願いします。
- 2番 (吉川さん) 町長には何回もすみません。本当に今一番町の中でも、先ほども言いました とおり、住民の3分の1がこれから本当に認知症にならないで元気でいただきたいというの が私どもの願いであります。そういう意味でも本当に研究していただいて、ぜひ健診に入れ

なくても福祉の場所で皆さんにチェックをしていくという形をとっていただけたらと思います。本当に私もそうですが、いつかは通っていく道であります。町で何をどう活用すれば元気で長生きをしていただけるか、そういう意味で柔軟な対応をお願いしたいと思います。

最後に、第5次長期総合計画の中に「高齢者を初めすべての住民が住み慣れた地域の中で その人らしく安心して生活が送ることができるよう、仕組みづくりが求められている」とあ ります。なかんづく、それは障害のある人にやさしい町であり、また高齢者が笑顔で長生き できる町であると考えます。

先日『信濃毎日新聞』の「私の声」という欄に安曇野の85歳の独り暮らしのご婦人の句が載っていました。それは温かい電話の声に「今日も無事、絆しみじみありがたき日々」と安心電話への感謝の句でした。我が町のさらなる福祉の充実を願って私の一般質問を終わらせていただきます。

議長(宮島君) ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午後1時38分~再開 午後1時49分)

議長(宮島君) 再開いたします。

次に、7番 山﨑正志君の質問を許します。

- **7番(山﨑君)** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を 行います。
 - 1. 町内の医療体制は
 - イ. 緊急・救急医療体制は

最初に、坂城町において緊急・救急医療時の医療体制はどのようになっているか、お伺い いたします。

坂城町の医療は上田地域と深いつながりがあります。私の父と母も心臓疾患がありまして、 上田市の循環器科の先生が主治医でありました。私もそれぞれ2人の検診日には同行し、先 生のお話をお伺いしたことが懐かしく思われます。このようにがん科、循環器科等上田市の 医院・病院へ通っていらっしゃる町民の方も多数いらっしゃいます。

そこで現在行われている長野広域圏での緊急・救急医療を上田地域との連携できる体制を 構築すべきであるが、今後の方針はどのように考えているのか、お伺いいたします。

ロ. 町内の医療体制は

次に、町内における医院・病院に関しての質問をいたします。

坂城町を大きく分けると、南条、中之条、坂城、村上と4地区に分けることができます。 現在、南条地区では歯科医が1医院ありますが、いわゆる町医者と呼ばれる医院・病院はありません。南条地区の多くの住民が、この地区にも医院・病院が開院することを待っています。 そこで南条地区に医院・病院等の誘致はできないか、その方策はどのように考えているのか、お伺いいたします。以上で町内の医療体制についての1回目の質問といたします。

町長(山村君) ありがとうございます。私は広域行政の件と、それから定住自立圏の関係、それから坂城は千曲医師会の関係もありますので、いろいろ広域行政並びに医師会の先生方ともいろいろ会話しておりますので、私の方から全体的なことをお話し申し上げたいと思っております。

まず、ご質問にあります坂城町の医療体制と救急医療体制についてお答えいたします。

まず現状を申し上げますと、日常生活での軽度の怪我や病気に対する初期医療につきましては、かかりつけ医、かかりつけ歯科医となります。開業医の先生方に医療の提供をお願い しているところでございます。

ご存じのように町内には6医院、5歯科医院の先生方が開業しておられます。県で実施しました県民医療意識調査を見ましても、病気のときに医療する医療機関として78%の方がいつも決まって見てもらう医療機関に行くと。あるいは身近な医院・診療所に行くというふうに答えられております。町内の先生方とは町民の健康管理のため、また災害時等緊急時においても、そのお力添えが重要となってまいりますので、今後とも町との連携を密にしてまいりたいと考えております。

また、かかりつけ医やかかりつけ歯科医からの紹介患者への医療提供などかかりつけ医を 支援する病院として県より承認を受けた地域医療支援病院が県内に5病院あります。近隣で は信州上田医療センター、長野赤十字病院が該当しており、支援病院として、その役目を果 たしていただいております。

さらに緊急体制としましては、千曲医師会と埴科歯科医師会に委託しまして、在宅当番医制を実施しております。医科におきましては、日曜・祝日の午前9時から午後5時まで、歯科におきましては、午前9時から正午まで坂城町と千曲市にあります医療機関に当番で患者さんの診療にあたっていただいております。

また夜間の緊急患者の対応としまして、平成16年4月より小児科が、昨年度より内科が 診療開始となりました上田市内科小児科初期救急医療センターがその機能を備え、祝日を除 いた月曜から土曜日の午後8時から11時までの間で診療が可能となっており、平成22年 度は坂城町からも小児科で85名、内科で33名の方が受診しております。このセンターの 小児科の部分につきましては、坂城町も上田地域広域連合で組織する市町村とともに運営費 を共同負担する中でセンターのさらなる充実に努めておるところでございます。

次に、入院医療や専門医療にかかわる救急医療体制ですが、坂城町が長野県の保健医療計画の中で長野市や千曲市など9市町村とともに長野医療圏に属しているため、長野医療圏にあります4病院、病院名を申し上げますと、長野赤十字病院、長野松代総合病院、篠ノ井総

合病院、千曲中央病院という構成で輪番制病院群を組んで対応しております。

なお、今月1日より救急告示医療機関として県の認定がおりました長野市民病院、長野中 央病院、県立須坂病院の3病院が新たに加わり、合わせて7医療機関による輪番制病院群を スタートし、二次救急医療体制の充実を図っているところでございます。

さらに今後は災害時の医療についても、いざというときに対応できるよう準備をしなければいけません。まず何といっても地域の医療機関が頼りであります。千曲医師会の山崎会長さん、それから坂城町医歯会、これは歯科医師の先生を含めての会でありますが、吉田会長さんとお話しする機会をいただいて、地域の医療や健康づくりのお願いを申し上げた際に、災害時の医療体制についても今後一緒に考えていきましょうというお話をさせていただいたところであります。

それから、ご質問にありました上田地域と連携できる体制の構築でございますけれども、 現在2つの大きな事業に坂城町も上田地域の市町村とともに加わっております。

まず1つ目は、上小医療圏地域医療再生計画でございます。

国の地域医療再生事業により、救急医療の確保など地域医療の課題を解決することを目的とした事業で、国から地域医療再生臨時特例交付金25億円の交付をいただき、平成21年度から25年度までの5年間で医療の再生に向けた事業を展開するものでございます。この事業に当町を含めた上小地域が国から認可を受けまして、ご存じのとおり平成21年度から事業に着手しております。

この事業の最大の目標は、救急医療と周産期医療の再構築を核とした上小地区の医療圏の再生にあります。この計画の中には信州上田医療センターの中核病院としての機能強化、そして上田市産院の移転新築など当町としましても大変かかわりが深く、プラスとなる事業が含まれております。この計画により地域全体で医療の向上が図られるものととらえ、事業の促進に向け、上小地域の市町村とともに今後も連携して取り組んでまいりたいと思っております。

上田地域との医療連携の2つ目は、定住自立圏構想における医療の推進でございます。定住自立圏構想は、ご存じのとおり人口定住を目標に中信地と周辺市町村が連携協力することによって圏域全体の活性化を図っていくというもので、医療の充実こそ、この構想においてなくてはならないものと考えております。圏域住民が安心して医療を受けられる環境を整備することで救急医療体制の強化や医師不足の解消あるいは周産期医療体制の充実が図られるものであります。上小地区の上小医療圏地域医療再生計画、そして上田地域定住自立圏構想と、いずれも上田市を中心として進められておりますが、医療面における地域全体での向上、そしてまた町民の医療体制の充実を図るために、当町といたしましても、この取り組みに積極的にかかわってまいりたいと考えております。

最後にお話のありました南条地区へ医院の誘致はどうかというお話ですが、今申し上げたような全体的な方策の中で取り組みたいと思っておりますので、今、格別に南条地区に誘致というのは考えておりませんので、もし何かアイデアがありましたら、よろしくお願いします。以上でございます。

7番(山﨑君) それでは2回目の質問に入ります。

緊急・救急医療の充実は必要不可欠であります。私の次男が小学校2年のときに、今、篠ノ井にあります恐竜公園の滑り台の下でマムシにかじられたことがあります。そのときには救急車でもって日赤まで行った経験があって、そこで入院して私も 何度か通った覚えがあります。篠ノ井から長野市というのは非常に近い地区でありますが、やはり坂城から長野市の中心部というと、結構時間がかかる、緊急・救急医療にとって、そこまで行ってしまうとという時間的な部分もやはり見なければいけないなという部分がありますから、上田市、本当に隣接している上田市ですから、そちらの方にも持っていけたら時間的なロスは防げると。そういった部分でも上田市との緊急・救急の場合には連携を図っていただくようにできないかという部分はひとつお伺いしたいと思います。

なかなか上田市と隣接している坂城町にとっては、生活圏でありますから、しょっちゅう 行っていると、そこをよく使うという部分では非常に親しんでいる、通っているという部分 で生活圏でありますから、できればそちらに行く、自分でそうやってあった場合にも動きや すいという部分があるということもひとつだと思います。

なかなか南条地域に医院というのは難しいのかもしれませんが、私も実は、次男と一緒で小学校3年のときにマムシにかじられておりまして「同じDNAを持っているな」と周りの人に言われることもあります。そのとき金井に医院がありまして、そこに行って血清を打ってもらって町の医院さんに助けられたという記憶を今でも持っています。ちゃんとそのときの感謝は今でも忘れておりません。やはり近くにそうやって注射というか、医院があるということは、住民にとっても安心感がありますから、そういう部分でも何か努力ができればなという部分でこういうことをお話ししているわけであります。町の検討もしていただきたいと、そういうことであります。もう一回最後に、そこの上田地域の緊急医療に対しての質問をさせていただきます。

福祉健康課長(塚田君) 救急医療の関係について私の方からご答弁させていただきます。

現在、いわゆる救急搬送、救急車を受け入れられる病院というのは幾つかございます。すべての病院が365日24時間受け入れができるというわけではございません。いわゆる日中の開院をしている時間帯におきましては、受け入れ態勢が整えてあるどちらの病院でも受け入れられるということであります。

平常時といいますか、平日・日中におきましては、いわゆる普段はかかりつけのところを

希望すれば、そこが対応可能であれば受け入れられるということでありますので、それは例 えば信州上田医療センターであってもいつでも大丈夫ということになるかと思います。

ただ、休日でありますとか、いわゆる夜間、すべての病院が、いわゆる受け入れをしていない時間帯におきまして、そうはいってもやはりどこかの病院が受け入れができなければ、 やはり住民の命を守れないわけでありますので、そういったときのために、いわゆる輪番制で運営をしているという事業であります。

これは、いわゆる二次医療圏の中で運営をしておりまして、上小地域につきましては、上田地域広域連合の中で運営をしております。上小地域の中にあります病院の中で、やはりこの長野地域と同様に複数の病院を指定をして順番で運営をしているというわけであります。この坂城町は上田に隣接をしておりますが、やはり二次医療圏、長野医療圏ということであります。

現状の中では、先ほど町長答弁の中で申し上げました4病院、今月からは3つ加わりまして7つの病院で運営をするという形になってございます。これは、いわゆる通常の業務時間以外に病院にお願いをしまして、最後の砦ということで、それぞれの構成する事業に参加する自治体が補助金を申し上げて運営をしていただいているということでございますので、なかなか医療圏をまたいでということは、例えば上小地域でやっておりますところに坂城町だけというわけには、これはいかないのかなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。いわゆる二次救急といいますか、でなく、先ほどの答弁の中にもございましたが、小児科あるいは内科につきましては、上田市で信州医療センターの隣接する場所で開設をいたしました小児科、内科初期救急センター、こちらの方が夜11時まで対応ということでありますけれども、してございます。坂城町からも利用者がありますけれども、これらにつきましても、よりまたPRをする中で、いざというときにはそちらの方をご利用いただくようなことでPRを行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

7番(山崎君) 医療に関していろいろ答弁いただいたわけですが、たまたま今日9月9日ということで、救急の日ということで、今日朝テレビを見ていまして、これは要望なんですけれども、AEDのことをやっていました。町の中でも小学校あるいは中学校、保育園、あといろいろな施設についていますけれども、その部分をもっと広げるというのもあるんですけれども、皆さんがどの程度知っているか、知らしめていかないと、せっかくあっても宝の持ち腐れになってしまいますから、皆さんにそういうことを知らしめていくことも図っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

- 2. 町道等について
- イ. A01号線の完成予定は

産業道路において、文化センター以南では消防署南部の一部と谷川以南の南条小学校まで の工事区間が残っています。まず、この区間の完成予定をお伺いいたします。

また、文化センター以北の産業道路について、着工予定はどのようになっているのか、お 伺いいたします。

次に、南条小学校東側のA01号線は22年度完成予定区間であったが、いまだにガードレールが置かれています。車道と縁石、歩道と縁石に段差があるのが見られます。あれはどのような状況でああいうふうになっているのか、お伺いいたします。

口. 町道等の保全、管理は

最初に、歩道の安全管理について質問いたします。

文化センター以南から消防署付近まではインターロッキング舗装であります。新設のインターロッキングは見た目にも美しく見栄えがします。ですが、年月がたちますと舗装に歪みが生じ、今、ひずんでいる状態であります。特に文化センター付近は歪みがひどい状態であります。どのようにそれを対処していくのかお伺いいたします。

また街路樹の管理及び下草の除去はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、林道の保全管理と千曲川堤防道路の未舗装部分の整備をどのように考えているのか、 お伺いいたします。以上で町道等の1回目の質問といたします。

建設課長(荒川君) 私からは、2の町道について順次ご答弁申し上げます。

まず、イのA01号線の完成予定についてでありますが、A01号線は産業道路として整備された路線で、一部区間を除いて都市計画道路坂都1号線と重なる町の幹線道路となっております。道路改良事業につきましては、逆木通り交差点から鼠橋通り交差点までの区間について、財源の関係から都市局の街路事業、そして道路局所管の道路事業という2つの事業を取り入れて整備を進めています。

まず街路事業の関係でありますが、現在、坂城インター線から谷川までの区間について平成10年度から整備を始め、今年度完了予定としています。また道路事業では山金井交差点から宇佐八幡宮上の交差点までの区間について平成19年度から事業を進めています。現在、事業化の区間から谷川までの間、そして、今ご質問にございました逆木通りから北側について完成予定ということでございますが、現時点まだ事業化予定としていないため、今の段階では完成予定について申し上げられない状況であります。

次に、A01号線の22年度の工事状況についであります。

22年度当初に予定していた工事では、南条小学校東側の土留め工事のうち21年度に一部繰り越しとして施工したものの完成と、大木久保住宅団地からの暗渠排水、これを計画をしていたところですが、実際に工事を発注した時点で請け負いの差金が生じたこと、また22年度の予算の中で用地補償の具合がございまして、一部工事を前倒しをして山金井交差

点から大木久保住宅団地入り口までの歩道整備について、東側については歩道の仕上げ、西側については歩車道の境界ブロックと道路側溝まで施工をしたものです。

ただ、お尋ねにございました車道部分については、路盤、道路の舗装の下ですね、下地からの入れ換えを含めた工事が必要になりまして、22年度の事業費の中ではすべてを対応し切れない状況の中で、西側一部完成形として仕上げた歩道と現道との境に段差が生じている形になっています。そのことから仮設ガードレールを設けて通行の安全確保を図っている、そんな状況でございます。

続きまして、ロの町道等の保全、管理についてであります。

逆木通りからインター線までの区間については、周辺の文教施設の集積状況から、歩道、 街灯整備、そして文化橋の高欄等々一部事業においてグレードアップを図って進めてまいり ました。お尋ねの歩道についてはインターロッキングとしたものですが、もり土部分等で経 年変化や車両の出入りに伴い、沈下によって一部段差が生じている状況でございます。状況 を見ながら修繕補修をしてまいりたいというふうに考えます。

また街路樹の管理及び下草の除去についてですが、逆木通り、そして逆木通りからインター線までの区間、鼠橋通りにつきましては、シルバー人材センターに低木の刈り込み、草刈り作業等を委託し、同様に街路樹についても専門業者に委託管理を行っています。その他の町道につきましては、地元区等で定期的に草刈りや植樹帯の路肩を活用して草花などの植栽管理をいただいている地域があったり、職員が巡回等を行い、順次作業を実施している状況でございます。今後とも通行に支障のないよう、適正な管理に努めてまいりたいと考えます。最後に、町道ではございませんが、堤防道路の未舗装部分の整備についてであります。

千曲川の堤防については、千曲川左岸は既に自転車専用道として利用されており、町では 両岸の堤防を千曲川の自然を楽しみながらレクリエーション、健康増進の場としてバラ公園 を起点としたウォーキングコースとして定めて活用しています。

このコースの中で、お尋ねの千曲川右岸、谷川上流から鼠橋下流区域は未舗装となっており、埃や路面が不成形で支障が生じている状況です。毎年、千曲川沿線の市町で構成をする千曲川改修期成同盟会による要望活動において町からも環境整備という目的で堤防舗装について要望をしているところですが、実際、千曲川全体の中で改修予防の中にはいまだ堤防がない区間や堤防の高さが不足をし、築堤等が忙しいところ、また河川の幅が狭く、浸水対策といった緊急的に急がれる事案が多いという中で、堤防舗装については、いまだ実施には至っていない状況ですが、これにつきましても、継続して要望してまいりたいと考えています。産業振興課長(小奈君) 私の方からは林道の管理状況についてお答えいたします。

町の林道は15路線、これを町で維持管理しております。林道の管理につきましては、県が実施する森林保全パトロール研修、こちらを受講しました長野森林組合へ森林保全巡視事

業として委託しているところでございます。

この事業は、町内一円の森林保全を推進するもので、森林法に係る無許可の開発行為や伐採等の届出に対する指導、松くい虫被害の状況確認など行うと同時に、林道そのもののパトロールも実施しております。毎月2回、順次ルートを変更しながら定期的に巡視をしており、林道の路面の傷み具合、倒木の有無や沿線のごみの状況など、その都度パトロールの結果をいただいているところでございます。さらに大雨等による林道への被害が想定される場合は、森林組合と町職員が連携し、パトロールを強化しております。また、町林業委員の皆さん方には町有林の管理で林道を通行する際に点検をしていただくとともに、必要に応じて草刈りや枝払い作業のご協力をいただくなど、これらにより林道の管理に努めているところでございます。

7番(山﨑君) 答弁いただいたわけですが、それでは町道A01号線、産業道路についてご質問いたします。

それでは南条小学校の東側は、まだ完成していないという形でとらえていいのかと思いますが、その先の谷川から少し南側の部分は歩道がないところがあります。そこは皆さん、ご存じだと思いますけれども、あそこは通学道路になっているわけですが、産業道路を改良していったら、当然歩道はできるんですが、そこは早急に歩道をつけていただけるようなことはできないのか。

次に、樹木、今日私も産業道路をずっと自転車で走ってきまして、文化センター周辺の植え込みの草はきれいに刈られておりました。きれいになってよかったと思っております。また、その下の逆木通りの方も下りてみまして、そこの部分の植え込みはまだ、そこの部分の下草は刈られておりませんでしたが。

そこでインターロッキングなんですけれども、以前私が、何年前ですかね、ときにも文化センターのインターロッキングがひずみがあるという質問をして、それで見ると言って、それからも依然としてあれから変わっていないように思われるんですが、あれからもう5年はたっているかなと思うんですけれども、そういう部分でも、そのひずみの部分を直すようにしていただかないと、言っているだけで終わってしまっては困るという部分がありますので、そこは実行していただきたいと思います。

私も上田方面に行きますけれども、駅前のあの新しいインターロッキングでも、もうひずんでおります。駅前の周辺でも。ですから、インターロッキング舗装というのは本当にきれいなんですけれども、その先の方、旧貞明保育園、あの辺はもうみんなアスファルト舗装に歩道はなっています。インターロッキング、きれいなんですけれども、実際に先のことを考えた場合には、インターロッキング舗装はあまり私から見るとよくないなと思いますので、景観的にはいいんですけれども、保持が大変ですから、その部分もこれからの部分で計画の

中で考えていただきたいと思います。

次に、堤防道路なんですけれども、第5次長期5カ年計画、38ページですか、堤防道路の整備、活用という部分があります。ここには「未舗装の部分の整備を促進します」と書いてありますが、この部分はどう受け止めたら一番いいのか、その部分をお伺いします。

それから私の聞いた話ですけれども、工業団地ができる際に、堤防道路、今の谷川から鼠 橋ですか、その部分に舗装をするという覚書があるというふうにおっしゃっている方がいら っしゃいますけれども、そういうものはあるのかないのか、お伺いしたいと思います。

林道ですけれども、私も南条森林組合の組合員ですが、毎年、今年の植樹祭をやられた日向山ですか、あそこへ行く途中は、ずっと今まで南条森林組合の方たちが町から材料を支給してもらって舗装して毎年100m、200mという形で舗装してきた部分であります。去年は100mぐらいの予算がついたらしいですが、今年は50mぐらいの予算しかつかなかったという話ですけれども、そうやって住民の方たちも協力して林道の保全を図っていらっしゃるものですから、その部分でも、そうやって予算をつけることができるかどうか、ちょっと町長さんに伺いしたいと思います。以上2回目の質問を終わります。

建設課長(荒川君) まず、谷川から南の歩道のない部分についてのお話でございますが、昨年度も実は21年度の繰越事業によりまして国のきめ細やかな臨時交付金という事業をいただいて、本当にわずかではございますが、一部道路の拡幅をいたしました。用地のお願い、事業財源の確保等ございますけれども、できるところから逐次対応してまいりたいと思いますが、恒久的な街路整備というお話は、先ほど申し上げたとおり、まだ現在、事業化の区間から谷川までの間は事業認可という段階には至っておりませんので、ソフト的な対応というふうにならざるを得ないかと思います。

また、インターロッキングのひずみの解消につきましては、ご指摘のとおりでございますので、実は現在、この町は結構段差があったり障害をお持ちの方にやさしくないと、そんな指摘もある中で、できるところから部分的ではありますけれども、改修をしてまいりたいというふうに考えています。 6月以降、町場においても部分的ではありますが、歩道と路面との段差解消でありましたり、舗装の取り付け等対応をしている、そんな状況でございます。

また堤防の未舗装部分の整備促進ということでございますが、これは総合計画にもそのように記載をしてございますけれども、基本的には、道路ではなく、あくまでも浸水対策の千曲川の堤防ということになります。そうは言いながら副次的に有効活用させていただいたり、河川と親しむ自然環境の中で謳歌ができるような、そういう親水、そういう場ということからも河川事務所に要望をしている、そんな状況でございます。例年7月に北陸地方整備局、新潟にございますけれども、千曲川河川事務所を直轄する国土交通省の機関に赴きまして、本年も山村町長、私も随行で上がりましたが、要望をしてきている、そんな状況でございま

す。

産業振興課長(小奈君) 第2回目のご質問の中の、まず工業団地にかかります覚書等、堤防道路についての覚書、このようなものにつきましては、坂城町の工業団地の中のこれまでの造成経過の中にはございません。覚書はありません。ということで、お願いいたします。

もうひとつ、南条生産森林組合に関します補助事業、間伐対策事業補助金という中で、こちらの方、森林づくり推進支援金という県の補助事業の中の2分の1補助という中でいただくもの、こちらの方を間伐対策という中で補助という形で持ち上げているものかと思います。が、こちらについては、現予算の中ですべての金額という話になっておりますので、ご了解をお願いいたします。以上でございます。

7番(山崎君) 今、ひとつ、堤防歩道に関してですけれども、それを保全して持っていく、あそこは堤防だから河川局があったりというので難しいという話はわかりますけれども、以前、多分町で舗装するならやってもいいよという話をしていたときがあったと思うんですけれども、そういうことはないんでしょうか。

また覚書についてですけれども、工業団地としてはないと言われましたけれども、じゃあ、 金井区とか、そういう区とかという部分でも全くないということでとらえてよろしいでしょ うか。以上です。

- 建設課長(荒川君) 堤防道路の舗装についてでありますけれども、現在、坂城大橋から谷川までの区間、あれも舗装整備整っておりまして、現状、工業団地でございましたり、ばら祭りの際の通行にもご利用いただいている状況です。あれは河川事務所の方で対応いただいた案件でございます。谷川以南、鼠橋までの区間につきましても、町といたしますと、できることであれば河川事務所の方にそんな要請をしながら環境整備ができればよろしいかなと、そのように考えております。
- **産業振興課長(小奈君)** 工業団地についてという部分であります。そういう中で金井区と覚書 の取り交わしという中で堤防道路というようなお話はございません。
- **7番(山崎君)** いろいろご答弁なさったわけですけれども、以前から堤防道路ということでは舗装が欲しいという方は結構いらっしゃいまして、そういうことはA09号線ができたという部分で代替だというふうにとらえてもいいのかもしれませんが、そういうふうに堤防道路としてあそこを舗装ということを言っている方、今でもたくさんいらっしゃいます。歩くにも結構散歩に行かれる方もたくさんいらっしゃいますし、そういう部分で舗装してあった方がいいなという部分は私も持っております。河川局でやってくれれば一番よろしいんでしょうけれども、町としても対応ができるようでしたら、なかなかない予算の中ですけれども、できるようでしたら、その部分も見ていただけたらなと思っております。

また産業道路ですが、一刻も早く全線、文化センター以南も早く全線開通させて、子ども

たちの安全性、それから、どうしても今、谷川から南条小学校までの東側の歩道というのが、 そういう段差がある歩道です。やはり今、フラットな広い舗装の歩道でないと大変不便な方 もいらっしゃると思いますので、そういう部分も早急に手をつけていただいて安全性を確保 していただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

議長(宮島君) ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午後2時31分~再開 午後2時41分)

議長(宮島君) 再開いたします。

次に、11番 塚田忠君の質問を許します。

11番(塚田君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

9月議会開催と同時に台風12号が四国からゆっくり上陸し、本土を横断し、日本海に抜け、熱帯高気圧に変わりましたが、その間、雨の量が大変多く、和歌山方面では豪雨による被害が発生し、洪水、土砂崩落による死者・行方不明者が100人を超えております。犠牲になられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

本年3月に東日本大震災、長野北部地震、6月には松本市と当町に近いところでも発生しております。あと2日ほどで半年がたとうというのに、毎日テレビ、新聞等でその悲惨さと災害復帰がいまだ大変遅れている状況が連日報道されております。特に原発事故対応に追われており、終息に向けて大変苦慮されております。

先月28日、早朝より南条小学校を中心に大がかりな総合防災訓練が行われました。我々議会全員参加し、もりだくさんの訓練を見学させていただきました。当日、私の地元上五明自主防災会でも午後1時半から区民を集めて防災訓練が行われました。参加者は約120名ほどでしたが、有意義な訓練でありました。消防署の職員3人に指導していただきました。特に負傷者の救出訓練については、動くことのできない人をこんなに簡単に人間を動かせるのだと感心する場面もありました。また過去の大災害で救助された人の約70%が近所の人に助けられたというデータの説明に自治防災力、地域の絆に改めて勉強させられました。訓練終了後、コミュニティセンター隣の備蓄庫を見学させていただきました。食料、飲料水、毛布、下着等緊急時に必要と思われるものは備蓄されておりましたが、説明によりますと、被災害後2日間分が備蓄されているということであります。今回の一般質問も前回6月議会同様、東日本大震災を教訓に町のお考えをお伺いいたします。

- 1. 坂城町地域防災計画について
- イ. 想定されなかった原発事故も考慮に

8月26日の『信濃毎日新聞』の29面に出ておりましたが、松本市では被爆による甲状腺がん予防に効果のあるヨウ素剤を40歳未満の市民11万人分を購入し、備蓄する。また、

飯山市でも購入を決めているという記事が出ておりました。新潟県柏崎刈羽原発から120 ~130kmぐらいしか離れていない当町でもヨウ素剤等を備蓄するお考えはないか、お尋ね いたします。

ロ. 防災訓練について

防災訓練が4年に1度地区別に行われているわけですが、今年の当番地区、南条の訓練を見学させていただきました。その中で本部長に人員報告の際、多分金井の自治会長かと思いますが、本日の避難日に何人、避難不能者全世帯確認、何人という報告がありました。これは役員さんが手分けで日ごろあまり顔を出していない家庭まで呼びかけたものと感じておりました。個人情報が厳しい現在、年に1度ぐらい地域の役員さんは地域の状況を把握する必要があると感じました。今後は全地区で各家庭に呼びかけるような訓練を望みます。

先ほど触れましたが、当日私の地元では午後から消防コミュニティセンターで救出訓練、 医療救護訓練、AED使い方指導、消火訓練、消火栓からの放水訓練、水防訓練等が消防職 員と第10分団により実施されました。このような訓練は各自治区では実施しているのかど うか、お伺いいたします。以上1回目の質問を終わります。

議長(宮島君) ハが落ちていますが。ちょっと原稿を整理してください。慌てなくてもいいですよ。

11番(塚田君) ハ. 災害時応急対策協定について

東日本大震災のときには、町内でも一時ガソリン、農薬、たばこまで不足となりました。 現在、坂城町では災害時に町と協力協定を結んでいるのは坂城郵便局、社団法人更埴医師会、 ちくま農協、生活協同組合コープながのと結んでいます。現在、提携している中でガソリン、 灯油を供給してくれるところがありません。千曲市では14企業団体と協定を結んでいると 新聞で報道されました。坂城町で締結しない業種を見ますと、建設機械レンタル会社、石油 販売会社、テント等のリース会社、ケーブルビジョン、市内大手飲料水メーカー、千曲市建 設業協会、長野建設業協会千曲支部、市内大手スーパー、千曲市電気工業会であります。坂 城町としても近隣市と同様に石油販売会社、建設機械のレンタル会社、建設業協会、上田ケ ーブルビジョン、電気工事、スーパー、リース会社、飲料水会社等と関係協定を進めるべき と考えるが、町のお考えをお伺いいたします。

特にガソリン、灯油については坂城町の大手石油輸送企業があります。日ごろお付き合いの関係上、特別坂城町で優先で直接供給すべく締結を望みます。

また災害時に多くの職員が必要となりますので、経験豊富な役場職員のOB・OGに協力を要請することはできないだろうか、お伺いいたします。

また町防災計画を見ますと、大規模が発生した場合は災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの受け入れとあるが、ボランティアの事前登録を町社

会福祉協議会にお願いするようになっているが、現在、日赤奉仕団を除いて団体・個人、どのような登録状況になっているか、お伺いいたします。

ボランティア登録については、住民に対し、啓発普及する必要があるのではないかと感じます。以上お答えをいただきます。これで1回目の質問を終わります。

住民環境課長(塚田君) 初めに、イの想定されなかった原発事故も考慮にについてお答えいた します。

東日本大震災における東京電力福島原子力発電所での原子力災害は、地震に加え、想定外の巨大津波の発生が被害をより拡大させ、6カ月を経過する現在でも放射性物質の広範囲の拡散が住民への健康被害、農作物への汚染被害をもたらせております。

ご存じのとおり町地域防災計画については、震災発生前に計画策定され、発効に至っている経過があります。そのため原発事故への対応については記載がなされておりません。防災計画の策定は、国や県の安全指針に基づいて地域の計画を定め、県との協議を経て発効されます。原子力災害対策をもり込んだ防災計画は、原発立地地域では策定されておりますが、その他の地域では防災計画にもり込まれてはいないと考えます。原子力施設に事故が起きた場合に放出された放射性ヨウ素が甲状腺がんの原因となる恐れがあることの対策として、安定ヨウ素剤の服用が効果的とされております。静岡県では防災計画により原発から半径10km以内の地域では安定ヨウ素剤の備蓄が行われている地域がございます。

しかし、安定ョウ素剤の備蓄については、県においてもその方針がいまだ定まっておりません。県防災計画も柏崎刈羽原発は長野県境まで約50km、立地する新潟県と境を接していることから、今回の福島原発での災害を踏まえ、今後、原発事故への対応指針をもり込んだ見直しが進められることと思います。

当町におきましても、国、県の動向を踏まえながら医療救護について協定を結んでおります。千曲医師会や医療関係団体と原発事故を想定した被爆による住民の健康被害を防ぐための対策等の検討が必要と考えております。

町防災計画の見直しについては、原発事故のみならず、今後30年間での発生確率が高まっているとされる駿河トラフを震源とする東海沖地震や糸魚川静岡構造線活断層による直下型地震への対応や今回の東日本大震災、長野県北部地震における災害状況などを検証し、その結果を踏まえる中で国、県の防災計画と整合を図りながら見直してまいりたいと考えております。

ロの防災訓練についてお答えします。

町総合防災訓練は、各地区自主防災会の皆さん、千曲坂城消防本部、千曲警察署、消防団、婦人消防隊、坂城郵便局、町交通指導員会、千曲交通安全協会坂城支部、坂城町防災通信班、坂城町日赤奉仕団など各防災機関の参加により町内4地区の持ち回りにより実施しておりま

す。

今年は3月の東日本大震災、長野県北部地震、7月の松本地域における直下型地震等大きな災害の発生により防災意識の高まる中、南条地区において南条小学校グラウンドを主会場に、鼠、新地、金井、入横尾、町横尾、泉区の各自主防災会から422名、消防団133名、消防署、警察署等の防災関係機関132名の計687名の参加により8月28日に実施されました。特に今年は東日本大震災の発生を踏まえ、災害時において地域の人が助け合う共助の重要性をテーマに、より実践的なシナリオに沿って自主防災会の皆さんの訓練項目を強化する中で訓練を行ったところです。

本年は南条地区を会場に総合防災訓練を開催しましたが、各区単位でも消火栓を使用した 初期消火訓練や土嚢づくりなどの水防訓練、消防団、消防署と連携しての防災座談会の開催 などの取り組みがなされており、行政協力員会においても、この8月30日から9月5日ま での防災週間中においての防災意識の高揚や防災知識の向上をお願いいたしたところであり ます。

ちなみに本年、防災訓練を実施した区は11区に上ります。

地震や風水害など自然災害による被害を完全になくすことは困難です。しかし、一人一人が避難訓練などに参加し、自分自身の身を守る術を身につけるといった自助の取り組みや災害時には助け合う共助の取り組みが災害の被害を少しでも減らす減災へとつながります。災害時の被害軽減のため、町や地域あるいは学校、職場などで開催される各種の訓練への積極的な参加、また各地域での訓練の積極的開催を重ねてお願いするものであります。

ハの災害時応急対策協定についてお答えいたします。

坂城町は災害発生時における各種の応急復旧活動について市町村及び関係機関、民間事業者との間で応援協定を結んでおります。

内容といたしましては、県単位での協定として県内に災害が発生した場合において市町村間で応援活動を行う長野県市町村災害時相互応援協定、同様に県内の消防機関の間の応援活動を記した長野県消防相互応援協定があります。これにより3月12日に発生いたしました長野県北部地震においては大きな被害があった栄村に対しまして飲料水や食料品を緊急援助物資として支援するなどの応援活動を行っております。

町との個別援助協定としては、千曲医師会との間で災害時の医療救護について、坂城町郵便局との間では災害時の相互協力を、ちくま農協、コープながのとの間では生活物資の供給についての協定をそれぞれ結んでおります。

また新たな動きといたしましては、本年、広島県福山市で開催されました第20回ばら制 定都市会議、ばらサミットでございますが、そこの場におきまして、ばら制定都市会議、加 盟都市会議における「災害時相互応援協定の締結について」が提案されました。現在、締結 に向けて北海道から鹿児島まで加盟都市22の市町の間で意見調整が行われているところであります。今後は自治体にはない専門的な技術や知識、資機材などを有している民間事業者との締結の推進を図り、広く的確な応急復旧活動が実施できるよう、検討を進めるとともに、地震や風水害などの災害の発生規模等によっては県内市町村などからの人的応援や支援物資の供給が滞ることも予想されることから、協定先の広域化についても調査研究を行ってまいりたいと考えております。

またボランティア登録につきましては、これはあくまでも災害が発生した後、ボランティアの登録をするということで、防災計画に明記されております。

役場のOB・OGにつきましても、できればボランティアとして登録していただければというふうに考えております。以上です。

- 議長(宮島君) 質問がまだかなりございますので、今朝申し上げたとおり、質問者も答弁者も 簡明にひとつご答弁願い、時間にご協力をお願いいたします。
- **11番(塚田君)** お答えをいただきました。ちょっと私の見方と違うような気がするんですが。 いいです、時間の都合で。

今、遠くの方、他地区と協定を、22地区と協定されたと言うが、私の質問したのは、この地域の企業との協定を結ばないかということですが、そちらの方の検討はまだないのか、お伺いいたします。それについてちょっとお願いいたします。

- 住民環境課長(塚田君) 先ほどもお答えしたと思うんですが、自治体にはない専門的な技術や知識、資機材などを有している民間事業者との締結を推進していくということで、よろしくお願いいたします。その中に当然、地元地域の事業者の方もいらっしゃるということで、よろしくお願いします。地元だけでなく、広域ということも必要になろうということも研究していかなければいけないということでお答えしたつもりです。よろしくお願いします。
- **11番(塚田君)** 2に入らせていただきます。
 - 2. 震災対策強化について
 - イ. ライフラインの確保について

被災地ではライフラインの復旧も急がれておりますが、中でも上下水道の遅れが際立っております。坂城町においては町営水道がないため、上水道職員もおらず、日ごろから給水活動の経験もなく、被災地の対応が大変心配されるので、今回これらについて何点か質問をさせていただきます。

町長の公約である高齢者や子どもたちが安心して暮らせるまちづくり推進を実践的に民間 感覚で可及的速やかに進めていただきたいと思います。

坂城町地域防災計画が今年4月に全面改定され、発効されました。その中身を見ますと、 総則第4節の「指定公共機関の協力を得て防災活動を実施する」とあるのに、県営水道が入 っていないのはなぜか。しかしながら、17節ライフライン施設災害予防計画では「上水道施設は水道管理事務所と連携を図る」と記されている。これは何か意味があって第4節で県営水道を外してあるのか。第3章第22節ライフライン施設災害応急活動「防災上必要な施設から優先復旧について要請する」とあるが、6事業団体の優先順位は開示していだきたいと思います。水道幹線、下水道幹線が町境付近で地震により断層が発生し、管が破損した場合、1カ所当たりどのような工事が行われ、仮復旧、本復旧に要する時期はどのぐらいかお聞きいたします。

このような復旧工事に備え、パイプ等の必要資材及び工事体制は十分確認をしていただき たいと思います。各事業所と連携調整会議等をどのような頻度で行われるか、お聞きいたし ます。

また災害予防計画に基づき、防災対策要請した事項、その他の実施状況をお伺いいたします。

ロ. 給水計画について

県営水道が被災した場合には、県の管理事務所では災害復旧工事に力を入れるため、給水作業を町で行うことになるが、すべて町で解決できるか心配するところであります。町に水道担当職員がいないのに誰が担当するのか。防災計画を見ますと、下水道係長が担当することになっているが、下水道管の被害も同時に伴います。その給水体制はとれているのか、お伺いいたします。

断水時の飲料水供給場所が町内に20カ所と示されているが、我々はわかりますが、一般の町民には地区別に知らされているのかどうか、お伺いいたします。

ハ. 飲料水調達計画について

主な取り組みの中に緊急遮断弁の設置とあるが、緊急遮断弁とはどのような働きをするものか。また、どこに設置するのかお伺いいたします。

給水車、給水タンク等の確保を図るとなっているが、借り上げ等契約、手配はできているのか、お伺いいたします。

現在、町内に2カ所の備蓄庫に2日分の食料と飲料水が備蓄されているということですが、 町民1万6千人のうち何人分が用意されているのか、お伺いいたします。

道路等の状況に上水排水できない場合は、坂城中学校プールの浄水器の活用をすることになっているが、浄水器の運転には専門的な知識と技術と経験が必要と聞いているが、体制はどのようになっているか。毎年訓練はしているのか、お聞きいたします。

現在、中学校のプールには県営水道を使用しているが、新幹線横坑から大量に出ている水をプールまで引き込み、災害時に備え、夏期はプール用水として有効利用できないか。

民間企業から飲料水の提供とあるが、企業と約束できているのか。また地区別に何社と契

約しているか、お聞きいたします。

ニ. 難聴電波対策について

防災計画を見ますと、警報伝達等NHK長野放送局や民放5社が重要な立場で情報通信機関一覧表に名前を連ねていますが、坂城町住民には非常に評判が悪いのであります。

先日、あるイベントの際に横町のある方が私を呼び止めて、その方は6月議会で私の取り上げた有線放送問題が頭に残っていたのか、その方の家の周りには有線どころかラジオのNHKもSBCも電波が届かない。前々から役場には話してあるが、いまだに何の回答もないそうです。坂城町にそんなところがあるのかと次の朝、私も携帯ラジオを持って確認に行ったら、確かに電波状態はあまりよくない。ボリュームを上げると他の放送局が混線して聞きにくい。このお宅に来ていた客人が「坂城町なんか全部だめだ。車に乗っていても南条の外れから苅屋原の外れまではラジオは聞けない」と、まるで私が悪者かのように苦情を言っていました。

東日本大震災でも電気、電話、携帯電話がまるで使えなくなったとき、ラジオが唯一の情報源であったようです。NHK長野放送局に電話で相談しました。対応してくれた職員は、坂城町は電波が悪いということを承知していました。簡単に出力を上げると他地区に影響が出る。解決すべく現在さまざま検討中であるとのことです。とりあえず9月1日からインターネットで流し、10月1日から携帯電話、スマートフォンで聞けるような電波を試験的に流す予定で、2年ぐらいテストを重ね、最終的には東京の電波を取り入れるかもしれないとの返事でした。せっかくインターネットで流してもらっても畑や田んぼへパソコンやコードを持っていってラジオを聞くということはいかがなものかと思います。2年後の東京電波はデジタルかもしれません。今のラジオでは聞けません。

そこで町として、このような地域があることを知ってもらい、解決していただきたいのです。私は全くの素人で電波法も何も知りませんが、現在使われている有線屋外放送の施設から電波を増幅して配信することはできないのか、納得のいくお答えをいただきたいと思います。以上2回目の質問を終わります。

議長(宮島君) 通告のない一般質問について、11番 塚田議員に申し上げます。通告されて いない案件については、答弁ありませんので、ご承知おきください。

建設課長(荒川君) 私からは坂城町地域防災計画にのっとり、建設班、給水班の担当部署ということで順次ご答弁申し上げます。

まず、イのライフラインの確保についてでありますが、ご案内のとおり、坂城町の上水道は県営水道によるもので、災害時の対応は上田水道管理事務所が県の地域防災計画及び県営水道応急給水マニュアルに基づいて対応し、町はその補助を行う形となります。町の防災計画上は長野県の責務と水道事業者が同一でありまして、町が実施する対策は被害状況の把握

と被災状況による応援要請、そして住民への広報活動が主なものになります。

次に、ライフラインの災害応急活動についてですが、電気施設、ガス施設、上水道施設、 下水道施設、電信電話施設、そして鉄道施設が先ほどご質問にございました6団体であり、 その優先順位はということでございますが、実際の被災状況により生命・財産に影響が著し いものからの対応になろうかと考えます。

また上下水道の復旧に要する期間や必要な資材の確保といったご質問もございましたが、 被災の状況によって対応せざるを得ない中で一概には申し上げることができないところであ ります。

続きまして、ロの給水計画についてでありますが、町の地域防災計画において飲料水の供給場所は避難場所と同じに20カ所としてあります。ただ、実際の災害時におきましては、被災の状況、規模等によって、有線、広報、看板等で避難場所・給水場所をご案内を申し上げていく形になろうかと考えます。

次に、ハの飲料水調達計画についてでありますが、上田水道管理事務所では、震災時に配水池の水位を確認をいたしまして、排水管に事故があった場合、下流域に流出をしたり二次災害の恐れがないように配水池に設置をしてあります緊急遮断弁、配水池に設けてございますが、これを閉じたり、非常時の電源確認や応急給水用の消火栓からの給水体制を整えていく形になります。また有事に際しまして迅速な給水ができますよう、給水車両6台及び給水の用具、これは給水タンク、ポリタンク、給水袋等といったものですが、こういったものを配備し、管理運営を行っています。

次に、坂城中学校のプールの浄水器活用についてですが、これはご案内のとおり平成10年度に施設整備を行った際に防火用水機能と災害時に飲料水として利用できるよう耐震構造とし、緊急用水給水システムというものを設けてございます。プール機械室に設置のこの機械は、毎年業者に委託し、点検確認を行っていますが、基本的にといいますか、このシステムの性能上、プール水以外は利用できないことになっておりますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

最後に、民間企業との飲料水提携契約のお話がございましたが、これは先の答弁でもございましたとおり、町では飲料水と限定した提携にはしてございませんが、災害時における応急生活物資供給等に関する協定をちくま農業協同組合、生活協同組合コープながのとそれぞれ締結をしており、その中に優先的な事項として飲料水が加わっていると、そういった状況でございます。

まちづくり推進室長(青木君) 私からは二のラジオ放送の難聴電波対策についてお答えをいたします。

ご案内のとおり、ラジオ放送電波には直進するという特性があり、周囲を1千m級の山並

みに囲まれております当町といたしましては、比較的電波が届きにくい地域と言えます。特に谷間に入り込みました地域や電磁波の影響を受けやすい地域におきましては、より電波を受信しづらくなるため、難聴地域があることは否めません。

このような地域の改善につきましては、本来それぞれの放送局が独自に改善を図ることが 原則ですので、総務省や町でも電波塔の増設など放送事業者に要望をするとともに、一方、 受信の皆様にもアンテナの調整をお願いするなど、まずはお互い聞ける環境を整える協力を お願いしているところです。

それから、ご質問にございました屋外放送施設からの放送につきましては、現在のシステムの中では無理かと判断しております。

さて、災害時におきましてラジオ放送からの情報提供は有効であると考えますが、まず自 らの安全は自ら確保するという考えに立っていただき、難聴地域の皆様には比較的受信しや すい放送局をあらかじめ確認しておいていただきたいと思います。以上です。

- **11番(塚田君)** よくわかりました。課長、ちょっと違うと思うんです。企業との契約というのはペットのあれでなくて、坂城町は井戸をこしらえてある、そこと水を分けてもらうようなふうに、ここには防災計画で入っているんですが、また後でいいです。それと企業と契約するというように出ていますよ。ペットボトルだったら……。
- 議長(宮島君) ちょっと議長を経由して言ってください。今の内容について。どういうことですか。
- **11番(塚田君)** 防災計画において企業との契約というのはペットボトルでもらう農協と今、 コープながのなんていうことを言われましたけれども、そういう水ではなくて、もっと町内 企業が井戸を掘って利用しているところ、そこから融通してもらうというように私は解釈し ます。従って、この防災計画の見直しも求めます。
- **議長(宮島君)** 先ほど申し上げたとおり、11番、通告にないのはお答えしないということで すから。そういうことで理解していただきたいと思います。
- 11番(塚田君) はい、結構です。すべて通告に基づいてやっているつもりですから。

それから中学のプールの水はプールの水に限るということですが、水はどのような水質なのか、お伺いいたします。

私たち素人目にはトンネルの奥の水の方がずっときれいなように見えるんですよ。多分浄水器メーカーの使用説明書かもしれないんですが、何とか横坑の水を利用できるよう、研究していただきたいと思います。

先ほど1万6千人の何人分が2日間かということをお聞きできなかったんですが、2日だけでは何0用意するのか、現在あるのか、お聞きいたします。ちょっと再質問させていただきます。

建設課長(荒川君) 企業との協定のお話がございましたが、防災計画におきましても飲料水の 調達供給については緊急遮断弁等に確保された配水池、浄水池の貯留水、貯水池、プール等 濾過等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターによることというふうにございます ので、井戸水等のお話というのは、ここにあたらないかというふうに考えます。

基本的に、繰り返しになりますが、町の上水道については末端供給事業は上田県営水道にお願いをしている案件でございまして、有事に関しては水道事業者たる県営水道にお願いをし、町はその協力体制をとっていく、そんな形になろうかと考えます。

あと坂城中学校のプールの濾過の関係でございますけれども、やはりこのシステムといた しまして、緊急用給水システムについては、使用できる原水、水の条件がプールの水である ことと。このプールの水であるということは、もともとは水道水であるということが前提に なっているかと思います。ですから、どのような水でも入れて浄化ができるかというと、こ のシステム、そして、それは利用できない水ということでご理解をいただきたいと思います。

- **11番(塚田君)** 今、最後のお答えですが、6,400本と言われても何人分だか。1万6千 人分の人口の何人分かとお聞きしたつもりです。
- **住民環境課長(塚田君)** 備蓄につきましては、人口の1割という計算でやっておりまして、 1,600人分です。
- **11番(塚田君)** はい、わかりました。1,600人分で1日5t近い水が要るが、2日過ぎ たらどうなるのか。それはいいです。

できたら項目を変えればよかったんですが、学校教育で学校プールについては、また検討 していただきたいと思います。飲めない水ではなくて、飲めるようになると思うんですが。 今の技術でそんな浄水器ないはずだ。また、そっちの方でお願いします。

次に入らせていただきます。

- 3. 下水道工事について
- イ. マンホールについて

下水道工事も大分進み、マンホールが道路に数多く設置されておりますが、県道等幅員の 広いところでは見受けられないのですが、町道の狭いところに設置されたマンホールが沈下 したのか、回りの舗装が隆起したのか、雨の日にはマンホールの蓋の上に水がたまり、ひど いところは5~6cm下がっているように見えます。歩行者は雨降りの日など大変難儀してお ります。このようなところは特に車通りの少ない狭い通学路に目立ちます。設計書を見ずに 質問いたしますが、現状で数年かけて自然沈下を待ち、再舗装するのか、何年間放置する期 間があるのか、お聞きいたします。 また現在の状態で完成なのかもお聞きいたします。

設計書で舗装面と蓋の高低差の許容範囲は何cmになっているか、参考までにお聞きいたします。

建設課長(荒川君) 下水のマンホールについてでありますが、マンホールは管路の維持管理や地形上の勾配調整、そして下水管を布設する道路の曲がりなどの変化点に設けています。設置工事については、発生土を利用しながら基準に基づいて埋め戻し処理を行っていますが、車両の通行や経年変化によりマンホール回りに段差が生じてしまう場合もあり、都度状況を確認しながら修繕対応に努めております。

今、設計上で仕上げの許容範囲のお話がございましたが、手元に資料を持ってございませんので、また後日お答え申し上げたいと思います。

11番(塚田君) 4. アメリカシロヒトリ駆除について

イ. 町ぐるみで駆除を

今年は春からアメリカシロヒトリが大発生し、一時的には下火になりましたが、今年の盆過ぎから2期目の発生で、現在では手のつけようのないほどの状態になっております。私の住んでいる近くの家で庭木として植えてある2本の梅の木の葉が1枚も残らず食い尽くされました。そのお宅では高齢の独り暮らしで小型の消毒ポンプはあるが、木の先までは薬が届かず、見かねて自分の動力噴霧器で手を出しましたが、今年は発生時期に雨の日が多かったため、効き目が薄く、従来使っていたDDVPが震災のために手に入らず、別のメーカーの農薬を使用しましたが、あまり効果が得られませんでした。アメシロが免疫化されたような気もいたします。

私の家から離れたところにクルミの木があり、時々様子を見て消毒に行きます。エンジンの音を聞いて近くに住む住民が「うちの庭でも高いところにアメシロがついてしまったから、ついでにお願いしやす」と、腰を屈めて昔のお嬢さんが数人頼みに来ます。私も気持ちよく引き受けます。何で私がお嬢さんたちにもてるかというと、消毒の時間帯には男衆が勤めに出ていて、家に噴霧器はあってもできないというのが現状であります。町で地域ぐるみで駆除するときには農薬を支給したり噴霧器を貸し出したりしていますが、作業日は大概土日と思いますが、今年はほとんど雨降りでした。

アメシロは1週間たったら大変な被害になります。住民の中には有料でもいいから消毒を してくれる人を紹介してくれという人が何人もいました。町役場の方にも電話があったこと と思います。現在、町内には消毒請負業は登録されていないのでしょうか、お伺いいたしま す。

そこで提案でありますが、町で作業員を雇うか、シルバーにお願いして、土日を問わずア メリカシロヒトリ発生通報窓口をつくり、住民からの要望で出動するというシステムをつく っていただけないか、以上お答えをいただきます。

住民環境課長(塚田君) お話のとおり、当町におきましては、昨年の夏から今年にかけまして 広範囲にアメリカシロヒトリが大発生しております。各ご家庭で駆除しても近隣から移動す るなど、しばしばトラブルの原因になり、役場へ数多くのご相談がありますのが現状でござ います。

町では区長会におきまして、アメリカシロヒトリの早期発見と地域ぐるみの駆除対策をお願いしております。また駆除に際しましては、駆除薬剤の無料支給を行い、防除器が手配できない場合は町産業振興課で防除器の貸し出しを行うなどの対応をしているところであります。今年度は9月5日現在で18の団体から防除器の貸し出しの申し込みがございまして、防除薬の提供も24団体と昨年対比2.5倍の実績となっております。金額で約2倍という状況でございます。

なお、アメリカシロヒトリの防除につきましては、各区において毎年実施していただいて おります自治区環境浄化事業の補助対象事業ともなっております。地域における防除活動と いった面で活用していただければというふうに考えます。

アメリカシロヒトリの駆除は各ご家庭で自主的に取り組まれることが基本でありますが、 高齢、独居世帯などで対応が困難なケースや空き地・空き家等で気づかない間に発生し、隣 接する土地に被害を拡大させてしまうケースが大変多くなっております。区長さんや各区の 環境衛生委員さんを中心に地域ぐるみで防除対策に取り組んでいただくことをお願いするも のでございます。以上です。

- **11番(塚田君)** 地域ぐるみでということは結局私のお願いしたことは聞いてもらえないということですね。窓口をつくって業者を雇って、そういう考えはないか、再度お願いいたします。時間が……。
- 議長(宮島君) 11番、先ほど申し上げたとおり、通告にない案件については答弁はありません。
- **11番(塚田君)** 通告してあるでしょう。
- **議長(宮島君)** いや、今の要件については通告に載っておりません。
- **町長(山村君)** 今、課長から説明しましたように、環境浄化事業の補助対象事業になっている ということで対応しているわけです。

なおかつ、先ほど話をしましたように、団体数では24団体、数多くやっていただいていますので。ですから、どうなんでしょうか、これ、今後これで対応されているとか、されていないとかあるということになるんでしょうか、今、当面この対象事業になっておりますので、薬剤とか機器は貸し出していますよということで対応していただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。それでやっていただければと思いますが。以上でございます。

11番(塚田君) 苦しい答弁ありがとうございました。

できれば新規事業として、これ、取り入れてもいいぐらいな状態なんですよね、坂城町と しては。いずれにしろ大変お騒がせしました。

もうひとつ、時間あるからいいですね。先ほどの件に戻っていいでしょうか。水の件。

- 議長(宮島君) 答弁を含めて1時間以内ですから。通告にないのはだめです。通告のないのは だめです。通告になければ……。
- **11番(塚田君)** このごろ備蓄庫で浄化器を見せていただいたんですが、どのぐらいの能力があるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。果たして町に何台浄化装置を持っているのか。
- 議長(宮島君) それは一問一答ということでございますので、もう過ぎていますので、今回は 答弁できません。以上です。11番、引き続き。
- 11番(塚田君) 終わります。
- 議長(宮島君) ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午後3時37分~再開 午後3時48分)

議長(宮島君) 再開いたします。

ここで会議の延長を申し上げます。

本日の会議は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議を延長いたします。

次に、10番 中嶋登君の質問を許します。

10番(中嶋君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

さて、皆様も周知のとおり、あさっての日曜日は3・11東日本大震災からちょうど半年となります。そしてクリーンエネルギーで地球温暖化の救世主のごとく言われていた原発が、津波の影響とはいえ、想像を絶する大事故を起こしてしまい、国や電力会社が言っていた安心・安全クリーンエネルギー神話が吹っ飛んでしまいました。この日を境に日本人の安心・安全というものの考え方が大きく変わったと私は思います。自分の生きている間は起こらないと思っていた百年に1回のことや、また温暖化によるゲリラ豪雨、そして竜巻など百年にあるかないかと言われているようなことも最近特に頻繁に私は起きてきていると思います。

そのようなことを考えると、我が坂城町も必ずや近い将来、大きな自然災害が起こることを想定して、所管であります総務産業常任委員会におきましても、町内全域の危険箇所をチェックするとともに、安心・安全対策を町とともに策定して我々議会もやっていきたいと思っている所存であります。

それから最近、セーフコミュニティに参加する市町村が増えてきております。これは世界保健機関WHOによる安心・安全まちづくりのセーフコミュニティの認証を取得するよう、この我が坂城町も提案をしておきたいと思います。

この件は、時間の都合上一般質問は行いません。今日は行事がこの後もございますので、 そんな私なりの配慮をしたつもりでありますが、ただ、この問題は、場合によっては12月 議会には、またこの場所で私は町に対しましてお尋ねを申し上げるかもしれません。

1. 中之条地区に防災センターを

イ. 今後の対応は

昨年の5月19日、これは昨年まで私も社会文教常任委員会の委員長でございましたので、 備蓄庫などの調査を行い、町防災センター、これは坂城地区と村上地区の備蓄庫を確認して まいりました。当時、中之条、南条地区にはないので、早急につくるべきだと一般質問をい たしました。その後、南条の第3分団の新設にあわせて、これはちょっと角度が違うかもし れませんが、そうは言いましても資材・機材庫、これは町では資機庫というようなことで呼 んでおるようでございますが、これが併設が決まりました。町内3地区に整備され、残るは 中之条区のみであると私は考えます。でございますので、今後の対応もお尋ねをしたいと思 います。

ロ. 地下歩道の再利用を その3

この質問は今日で3回目であります。

これは中沢町政のときに私、2回、今回ということでありますので、山村町政になって初めてでございますので、少しおさらいをさせていただきたいと思います。

坂城インター線と産業道路が交わる消防署前の十字路の下に中之条地下歩道がございます。 平成20年に歩行者用の信号が設置されたことにより、一般の人、これは大人ということで ございますが、ほとんど使用はなされておりません。そして階段があるので、身障者の方で ございますとか車椅子の方、また自転車などもこれは使うことができないのは言うまでもあ りません。

なお、坂城中学の生徒にお尋ねをしてみました。ほとんどの生徒が3年間使用したことがないと言っておりました。ちょっと今の子どもたちですから、昼間でも気持ちが悪くて怖い場所だなんていうようなことも話しておりました。

それで早速、南条小学校も確認をしてまいりましたが、小学校は当然のごとく、これは使 用禁止となっております。

それで、これは平成20年から危険箇所に指定されており、当時、南条小学校のPTA会長より犯罪に巻き込まれそうな場所であり、埋め立ててほしいと、こんな要望も出された経過もございます。これは町には出ていないとは思いますが、私にPTA会長さんがそんなご相談に家へ訪れております。危ないよと。子どもが、もし万が一あったら困ると。これは大変ちょっとショッキングなことを言いますが、もし、そこで殺人事件でも起きてしまったらというところのPTA会長さんのご心配であって、そんなおっかない場所は埋め立ててくれ

と。

それで先ほども申し上げましたが、その年の9月議会に私は、そのPTA会長さんにも言われたので、ここで一般質問をしております。また先だって内部をちょっと調査をしてまいりました。出入り口が4カ所あって、アルファベットのHという形になっております。内部は相当広い空間でありました。階段は別としてトンネルの全長約75mで、高さは2m50 cmぐらい、幅も同じく2m50cmぐらいでありました。蛍光灯も38カ所ありましたが、幾つか、そうですね、12~13カ所ぐらいですか、切れておりまして、これは県もあまりチェックし切れていないのではないかというふうに見受けられました。

さて町長もご存じのとおり、中之条区には坂城町で一番にできた自主防災会が今、活躍を しております。私も会員でありますので、この間会議に出席した折、元消防団長の片山会長 より備蓄庫がなくて誠に困ると。それで公民館の倉庫を借りているが、公民館の倉庫も手狭 になってきて大変困っていると。ですから、会長が言うには、中之条区にも速やかに備蓄庫 をつくってほしいと私は要望されました。

そこで先ほどの話にまた戻るわけですが、まさに私に言わせれば無用の長物と化して誰も使っていない地下歩道を、まさに今の時代でございます、リサイクルをいたしまして、備蓄庫として再生すれば一石二鳥、よっては三鳥になるように思います。これはどういうことかといいますと、県にお願いをして町に払い下げてもらいたいと思いますが、ぜひこれは町長より県の方へご提言を上げていただきたく思うものであります。その辺も含めまして第1回目の質問といたします。

住民環境課長(塚田君) イの今後の対応はについてお答えいたします。

現在、当町の備蓄庫として設置しておりますのは、平成14年度に整備いたしました立町にあります町防災センターと19年度整備の第10分団詰所併設の村上地区備蓄庫の2カ所であります。有事の際において坂城大橋などの町内主要な橋梁の寸断も考慮する中で千曲川の右岸と左岸に1カ所ずつの設置といたしております。

食料品の備蓄については、町の実施計画では震度6弱の地震が発生した際の避難者数を人口のおおむね1割と想定し、地震発生から救援物資が届くまでの想定日数を2日とし、町全体で食料は長期保存が可能なクラッカーを中心に約9,600食、飲料水は1.50のミネラルウォーター6,400本をおおむねの目標数として保存期限に留意する中で計画的な備蓄に取り組んでおりますが、定期的な保存状態の確認や在庫量の確認を行う上からも、この2カ所の備蓄庫での管理が適当と考えております。

今年度、南条地域泉区に建設を行う第3分団詰所については、消防車両の格納など消防団活動に必要な設備を有する標準的な設計に加え、1級河川である谷川に面した立地に建設を行うことから、水防関係の資機材庫の併設を計画しておりますが、建設用地の面積等を勘案

すると、食料品の備蓄庫の併設には相当の敷地面積を要することから備蓄庫を併設しての防 災センターとしての建設は考えておりません。

中之条地区におきましては、先ほどお話のありましたように、消防団OBを中心に20年6月に結成されました中之条自主防災会を中核として区民の連帯による防火・防災活動の先進的な取り組みが進められております。昨年度、財団法人長野県市町村振興協会の自主防災組織育成助成事業により災害の被害防止活動と軽減活動に対しての資機材の整備が行われております。

今後も自主防災会を中心に防災活動を推進していただき、防災資機材についても旧消防庫等を利活用する中で、地震、火災、自然災害等による人的・物的被害の拡大防止、安心・安全の地域づくりに向けた活動に期待をするものでございます。以上です。

建設課長(荒川君) 私からは、ロの地下歩道の再利用についてお答えいたします。

ご質問の地下歩道につきましては、高速道の路線発表を受けた平成5年から6年当時、中 之条区高速道対策委員会の皆様方との設計協議の中で地元の強いご要請により町としても県 へお願いをして設置された施設であります。

ご提案について、非常時の備蓄庫としての利用について千曲建設事務所へも相談をしたところですが、町からの要請を受けて設置した経過と歩行者が自動車からの交通や信号機などの影響も受けずに通行できるという利点からも本来の利用目的で活用いただきたいということで回答を受けております。

10番(中嶋君) それぞれ各課の課長よりご答弁をいただきました。

私も経過はよくわかっております。あのところは、とにかく危険な場所であるということで、当時中之条のあそこの土地の地権者の皆様がお集まりをいただいたときに、大事な子ども、大事な孫、高速道路でうんと吹っ飛ばしてきた人たちがみんな坂城町の中の中之条区へ下りてくると。そのまま吹っ飛ばしてきて、今のインター線を下りてきたときに、孫たち、子どもたちが心配だと、そんなような経緯は重々聞いております。それでそこへ、言うなれば地下歩道ができたと。そしてまた、お値段も、私きちっとしたのは調べていないんですが、私は数千なんていうことより億ぐらいかかっているのではないかというふうに私も判断しております。

ただ、今、課長も県からのお話のとおりのご答弁あったわけですが、私に言わせますと、 当時は高い値段でつくられたということでありますから、それはよくわかります。が、そう は言いましても、時代が変わると、やはり先ほど申しましたように、3・11以来日本人は 安心・安全の物の見方、考え方、価値観、大いに変わってきている時代だと思っております。 私は県の皆さんがそういうことを言っていたということは、ちょっと時代錯誤かなと、わか っていないのかなと。 私は、さっきも言いましたように、現場をきちっと確認してきて物を言っておるわけです。 ですから、時代が変わると廃墟と化して危険箇所になっているわけです、これは。負の遺産 です。

先ほども申し上げましたように、私が提案をいたしましたような方向をとっていただければ、私の考えているのは埋めてくれというんですから、これはもったいないです、やはり。ですから、それを考えますれば、少なからずともまた、今3地区にございます、先ほども話が出ております旧坂城地区、村上地区、そして今度南条地区と。だから均衡をとるという意味ではありません。坂城町全部大事だから、それはいいんですが、ただ、そうは言いましても4地区という中でいけば中之条区、しかも先ほど申し上げましたように、自主防災会、一生懸命活躍しております。そこで払い下げていただけるようにご理解をいただければありがたいなというふうに思ったのです。

少なくとも私は、こういう金額を言ってはいかがなものかと思いますが、それでも備蓄庫をつくるということになれば、土地がないなんていうようなことを考えれば、少なくとも私は今の時代でございますが、3千万円、4千万円ぐらいかかってしまうのではないかというふうにも思っておるわけです。ですから、できますれば、やはり廃物利用、リサイクル、これを県にお願いをしてきていただければありがたいというふうに思うものであります。これは課長ではあれですので、町長にひとつご答弁をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いたします。

町長(山村君) ありがとうございます。私は備蓄庫の方は、先ほど説明があったように、千曲 川の右岸と左岸1カ所で当面いけるのかなという感じがします。

ただ、私は、いろいろなことを思いながらお話を伺っていました。2日後の9・11という話ありました。私はちょうど9・11の10年前はアメリカにいて、まさに被災の現場におりました。ですから、今年は3・11と9・11と両方発生したということで非常に僕は感慨深いものがあります。

そこで例えばニューヨークで、かつてご存じのように地下鉄が荒れたことがあります。地下鉄というのは危険地帯で子どもなんかとんでもないという、それがニューヨーク市長の努力なんかあって非常に明るくなった。明るくなったら何が始まったかというと、地下鉄の通路でストリートミュージシャンがたくさん出てきたんです。とても危険な場所が音楽の場になったんです。

今のお話を伺っていて、突然はいかないかもしれないけれども、あの場所で、多分前にも 試みられたことがあるかもしれませんが、美術の展示をするとか、時間を決めて展示会をや るとか、ストリートミュージシャンでもいいけれども、坂城はなかなか美術を展示する場所 がないのですが、ああいう通路でやるというのがいいんじゃないかなと思いました。 それから、やはり県から金をもらってつくった施設を別の理由で説得するというのは、これはかなり難しいと思います。ですから、僕はもう1度文化的な施設として蘇らせることはできないかなというふうに漠然と思ったんですけれども。

どうでしょうか、そんなことを、それは時間を決めてもいいんですよ。この時間帯だけ何かやるよと。そういう工夫もしたらどうでしょうか。ましてや埋めるなんてもったいないですよ。これはまさに私、トンネルの横坑を見てすばらしいところだなと、可能性があるなと思ったのと同じように、埋めてはもったいないというふうに思っていますので、できればそんな方向で考えたらどうでしょうかというのが私のとりあえずの答えでございます。よろしくお願いします。

10番(中嶋君) 町長、今お話がありましたが、ひとつは私とお話が合いましたね。もったいない。まさにそのとおりだと思います。

ただ、使う方法ですが、やはり町長は文化活動を大事にしている方でありまして、薪能でもお会いしましたし、落語会でも町長にお会いをいたしましたし、町長もなかなかあっちもこっちで参加なされて文化には一生懸命取り組んでいるといいましょうか、町長も好きなんだなという姿勢を私よく見受けておりますので、あそこを美術館なんていうのがまたひとつのアイデアだと私は思います。

今既にあそこのところでは、古ぼけてしまってはおりますが、あの地域の方で写真がとても好きな人がおりまして、ちょっと古い写真なんですが、写真がたくさん張られているという実情があります。あれは美術館というよりも、あの当時のことですから子どもたちが使っている時代もあったんですから、そのときにやはり子どもたちに見ていただくなんていうような配慮があったものの、それが廃墟化していますから、10年近く時が止まってしまったような感じの形になっているのが事実であります。

ですから、町長が今おっしゃったように、例えばあれを県から、いろいろな経緯ありますが、ただ、さっき言ったように廃墟化になっているもので、今の有効活用の中では町長、私、話が合っております。ただ、その活用内容は、私は今の、特に防災関係の話の中の流れで、ただ、あそこはああいうふうにしてあるんだったらもったいないから、そんな方向をおとりになったほうがいいかなというような提案でございましたので、また町長、スタッフが大勢いるんですから、またいろいろ皆さんと相談をなされて、これは坂城町、そして中之条区の区民の皆さんも「これは町長、うまいこと考えてくれた」と、そんなような方向づけになれば、私も、また3千万円、5千万円かけていただいて中之条区へ備蓄庫をほかの場所へつくっていただければいいというふうに思っておりますので、またそんな一般質問もまたここでしなければならないのかななんていうふうにも思っておりますが。ひとつ町長、アイデアマンでございますので、ぜひひとつ方向づけを定めていただきたいと思います。

それでは第2質問に入らせていただきます。

2. 公共施設の焼却炉対策は その2

イ. 3小学校の焼却炉は

これは平成22年度3月議会においても質問をしております。これも大変、町長、失礼なことを言って申し訳ないんですが、中沢町政のときに私やって、今回2回目ということでございます。ですから、町長はその内容はわからないというふうに思いますので、少し当時の一般質問のくだりをお話をして、これをおさらいといたしまして、またご答弁をいただければありがたいのかなと、そういうふうに思うわけでございます。

ちょっとあの当時の、少し長くなるかもしれませんが、まだ時間もいいですね、そんなに押していませんから。

40数年前、私が20歳のころのお話でございます。中之条に17名の同級生がおりまして、ニュー天領会と名前をつけていろいろな活動をしておりました。今思えば飲み会が多かったのかなと思いますが、そんな折、南条小学校で100周年の記念事業があるとの情報を得まして、飲んだ勢いもありまして「おい、それじゃあ、南条小学校へ桜100本寄附しようじゃないか」と、私がそんな提案をいたしましたら、17名全員が「おい、それはいいな。ぜひやらずわ」と早速日曜日に、当時できたばかりでありました中之条の造園屋、さつき園さんでありますが、おやじさんに桜を全部お願いしましたら「おい誰も大したことやるだな」と言いながら、枯れちゃいけないからと言ってわざわざ小学校まで植え方を教えに来てくれました。17名全員でグラウンドの周りから始めて体育館の裏まで午前中いっぱいかかって100本の桜が全部植わりました。

当時、南条小学校のPTA会長を先輩議員でありましたが、議長もやっております柳澤新平さんがPTA会長をしておりまして「中之条の若けえもんも大したもんだ。桜100本も寄附してくれたんで、おらも鼻高かったわい」なんていうような喜んでくれたこともよい思い出に残っております。

ちょっと前置きが長くなりましたが、南条小学校の現校長であります山田校長先生が赴任 してきたときでございました。グラウンド横の桜が満開に咲き誇っており、「桜のたくさん咲 いてすばらしい小学校へ私は校長として赴任してきた」と言って感動していたと、そんなこ とを私に話していただきましたので、いや、実はという先ほどの寄附の話もしました。

そんなこともあり、これは先だってと書いてありますが、その当時のことですので。南条 小学校の山田校長より電話がありまして「何だい」というようなことで行ってみると「実は 大事な桜を3本切らせてほしい」と。「どういうことですか」と事情を尋ねますと、先ほど山 﨑議員が質問もしておりましたが、南条小学校の上の道路の話でございまして、実は東側の 産業道路へ歩道をつくるためであると言っておりました。「そのような事情でしたら、町の事

業でもありますので、3本速やかに切ってください」とお話を申し上げました。それで私のことでありますから、また議会報にでも載せながらと思いながら現場へ写真を撮りにいって 桜の木を何本か撮っておりました。

そうしましたら、何ともう何年も前に撤去されていると思っていた大型の焼却炉が写真に 写ったんです。ちょっと私もびっくりいたしまして、早速南条小学校の校長に話を聞くと、 当時でしたから8年と言っていましたが、約8年ぐらい前から使用はしておらないと言って おりました。

その後私も気になりましたので、すぐ坂城小学校へ行ってみると、校内よりも右側のグラウンドへ入る西側に、ここにもでんと大きな焼却炉がそびえており、おまけに「上って遊んではいけません」という張り紙まで張ってありました。これも早速校長室へ行きまして、校長先生とまさにその現場を全部確認をさせていただきました。

それから、その足ですぐ今度は村上小学校へ飛びまして、ちょっと校長先生がご都合が悪かったということで教頭先生のご案内により、ここも北側の道路沿いにあり、これはちょっと劣化が進んでおりました。煙突の一部などは剥げ落ちていたようになっておりました。これも確認してございます。

最後に坂城中学も気になりましたので、最後は坂城中学へも行ってまいりました。坂城中学、既に撤去されており、校長先生にもいろいろな今のダイオキシンの経緯のお話を申し上げましたら、とても逆にうちはなかったと安心をしておりました。

今お話し申し上げましたように、残念なことに我が町の3小学校全部にダイオキシンのし み込んだ焼却炉があるとは、まして教育現場にあるということは、これは私は大問題である と思います。速やかに撤去すべきであると思うものであります。

少しその当時のお話を申し上げますと、あの当時から十数年、20年近いと思いますが、 前には、実は町長、町でも葛尾組合へ持ち込まれる家庭ごみが増えてきたと。だから、どう するんだと言ったら、あの当時は燃えるごみはできるだけ家庭内で燃やすようにと、そうい う指導をいたしまして、家庭用小型焼却炉を備えるようにと町が指導しておるんです、これ は。ぜひ燃やしてくれと、家の庭で。

そうは言いましても、そういう町も主導した時期もありましたが、ご存じのとおりダイオキシン問題、今、原発で大騒ぎになっていますが、ついこの間まではダイオキシンだったんですよ。大騒ぎになったのは。喉元過ぎれば何とかで、今はもうみんな原発、原発と言っていますが、当時はダイオキシン、ダイオキシンと大騒ぎだったんです。

それでダイオキシン問題がクローズアップされたのは、これは平成14年の12月に廃棄物処理法の改正が行われ、野焼きが禁止され、また家庭用小型焼却炉についても使用禁止となっておるわけでございます。そして、これは昔の資料、ちょっと町長、これ、持ってきて、

もしあれでしたらコピーを差し上げますが、野焼き禁止令が出ているんです。これ、町から 出しているんですよ。野焼きしちゃいけないよというのが。議員さんの方にも。

それでちょっとまた話を申し上げますが、使ってはいけないといって費用負担までしているんです、町が。全部細かく出ています。幾らあげますよと。だから、今この図を見せながら申し上げましたが、そういう事情でありましたので、町におきましては、だから翌年の、当時の話でございますので平成15年8月より平成17年の3月まで家庭用の小型焼却炉等ダイオキシンの関係もあり、個人が勝手に処分してはいけないと、穴を掘って処分してはだめだということで、先ほども申し上げましたが、回収費用の3分の1を町で負担するということでの行政指導をしております。

一般町民に対しては、きちっとした今言う行政指導を行い、言うなればすばらしい結果が 出ており、家庭用の焼却炉は町内では見かけなくなりました。ほとんどありません。ゼロで すね、もう。家庭内よりはダイオキシンは出なくなったということはとても私はいいことだ ったと思うんですが、それがまた話を繰り返して申し訳ないんですが、そんな中教育現場の 子どもたちが毎日行く小学校ですよ、焼却炉があるとは、これは行政の立場として私は恥ず かしいというふうに思います。ましてや大事な子どもたちをかかえておるPTAのお父さん、 お母さん方にどんなご答弁なさるんでしょうかね。あっちもこっちもよくしていただきたい と。

実は町長、こんなくだりの一般質問をしたわけであります。それで、これは時がたっておりますから、教育長はみんな知っていると私は思うんですけれども、これは教育長にも、さらに町長にも答弁してもらいたいと思うんですが、こんな形の一般質問をして、当時そちら側にいる課長がこんな答弁をしております。少しはしょっています、時間的にあれしますと。「子どもが入らないように施錠をしてあるが、学校には不必要なものであるので、早急に撤去するよう考える」と言っていたように思います。これは私の記憶が正しければでありますが、でも私のことです、正しいんですよ、これ。調べてきていますから。とにかくいまだにもってダイオキシンの缶詰と化した焼却炉が3小学校にあることは事実であります。ここで今後の対応をお尋ねを申し上げる次第でございます。以上で1回目の質問といたします。

教育文化課長(中沢君) 3小学校の焼却炉の撤去についてお答え申し上げます。

3小学校の校内にある焼却炉につきましては、平成9年12月から大気汚染防止法や廃棄物処理法が改正されたことに基づき、焼却施設の煙突から排出されるダイオキシンの排出抑制対策により、すべての小学校での使用を禁止し、現在に至っております。現在、3小学校での一般廃棄物の処理は、可燃ごみは週2回、プラスチック類及び缶、ビン、ペットボトル及び燃えないごみにつきましては、月1回ごみ収集運搬を専門の業者に委託し、処理をしております。

3小学校とも現在閉鎖してある焼却炉は、ごみの投入口及び灰の排出口には鍵などにより 封鎖され、児童の安全を確保しております。焼却炉内に有害物質を含む可能性があり、その 場合の撤去方法、撤去金額などを検討しているところでございます。

この間平成22年度には坂城小学校及び南条小学校の耐震化工事という大型の投資を初め、 3小学校の遊具が安全基準に合わないため、安全基準に適合する遊具の修繕工事を実施して おります。また南条小学校のプール、濾過器の修繕及び漏水箇所の修繕工事、また坂城小学 校の校庭の陥没箇所の修繕、村上小学校のトイレの修繕等老朽化に伴い、次々と修繕の必要 なところが発生し、その対応を優先して処理したために焼却炉の撤去工事が遅れております。 今後、解体業者と具体的な処理方法をつめまして、計画的に進めてまいります。

なお工事にあたりましては、児童や周囲の方々に影響を及ぼすことのないように安全に撤去工事ができるようにしてまいりますので、よろしくお願いします。

10番(中嶋君) ただいま課長から丁寧なご答弁をいただきました。私が通告をしていないことまでご答弁をいただきました。敬意を表するものであります。

ダイオキシン、それから私は今言いましたように、そこが一番問題であるということを申し上げているんですが、どういうわけか、よくわかっておりますが、耐震工事の話ですとか、プールの話でございますとか、校庭の話でございますとか、質問していないことを答えるというのはいいんでしょうかね。こちらから通告していないと小言を言われるんですが。これは私の見解、所見で申していますので、知らないことではなかったけれども、なるほどと再確認をさせていただきました。

だから、前に速やかに撤去するのを考えていて、えらい長いこと考えてるんだなと私は思うものであります。それだからこそ速やかにやってくれと言ったら、今言うようにABCの、今の、やはり格付けでもっていけば、これはもう耐震工事なんて、こんなことは当たり前のこと、安心・安全の話をすれば。だけども、そういうことで、またやるような話は最後しましたけれども、速やかにやると、いつまでにやるぐらいのご答弁もいただきたいですが、いつまでにやりますか、お願いをいたします。

教育文化課長(中沢君) 撤去工事にあたりましては、事前に有害物質が含まれているかどうかの調査を実施しなければなりません。また工期がございますので、児童の登校のしていない時期に実施することが適当かということも考えられます。また予算的な関係もございます。大変多額な処理費の概算見積をいただいておりますので、この辺につきましても、さらに安価な工事費が実施できないかどうか、種々業者と、あるいは関係機関の情報をいただきながら検討してまいりたいと思います。そんな中で、できるだけ早い対応をしていきたいと考えております。

町長(山村君) すみません、丁寧なようで、よくわからないお答えになったかもしれませんの

で、私の方から申し上げます。

今、中嶋議員さんが言われたように今の時代で言えばダイオキシンは放射能と同じような ものだと。放射能を放置するなんていうことはあり得ないと同じようにとんでもない話だと 思います。

それで今、課長の話だと概算見積をいただいていると言ったので、その話を私、聞いていませんけれども、幾らかかるか調べます。それで速やかに、来年度の本予算にかけるかもしれませんが、ですから、12月ぐらいまでにどうなるかというのを決めて予算でどれぐらいかかるかというのを計上して、速やかにやるようにしたいと思っております。私の責任において次回も同じような答えをしないようにしますので。来年度の予算の中でできるかと、そういうことでは一刻も早くやりたいと思っています。以上でございます。

10番(中嶋君) 町長に一本とられたような気がします。私がまさに小学校にあったから小学校の子どもの言葉遊びのように本当は課長、町長でもよろしゅうございましたが、何年何月何日何時何分にやるだなんていう質問をして答弁していただこうと思ったんですが、さすがやはり民間出身の町長でございまして、社長業もやられた方でございます。さすが決断力は早いなということに対しては敬意を表します。ぜひこの12月議会にまた私にこの質問をさせないようにということで、そんな気配りのあるご答弁も町長にいただきました。速やかにという言葉、本当に私、町長を信じていますので、ぜひよろしくその辺をお願いしたく思うものであります。

あと18分でございますのであれですが、まとめといたしまして、皆さん冒頭に申し上げましたが、3・11を境に、先ほども申しました、日本人の安心・安全の考え方が大きく変わっております。

いまさらではありますが、30数年前、私が消防団の分団長会長、分団長をしておったときに、いつも団員、また分団員の皆様に訓示を言っていたことを思い出しました。当時私も若かったから、ちょっと英語なんかも入れまして、セーフティー、安全は99.99%、これは町長に笑われそうですが、フォーナインでは絶対だめだよと、100%でなければ0点で同じであると。安全確保はできず、必ずや火災は起きてしまう。我々消防団員の使命は町民の命と財産を守ることであり、100%でなければならないと私はよくお話をしておりました。

今回の一般質問は町民の安心・安全、大きくかかわる問題でありますので、原稿に私、書いてあります。また町長、ここでも私と話が合った。「速やかに解決をしていただきたい」とこの原稿に書いてあります。それでは、この後団地祭りございます。議長のごあいさつ、町長のごあいさつがあるようです。この辺で私も一般質問を閉じたいと思います。

それでは最後にあたりまして、まさにこれは当たり前の一句を添えさせていただきます。

「安全は100%でセーフティー」。これで私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長(宮島君) 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回は12日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後4時33分)

9月12日本会議再開(第3日目)

- 1. 出席議員 14名
 - 1番議員 塩 入 弘 文 君 8番議員 入日時子君 大森茂彦君 吉川 まゆみ 君 " 2 " 9 3 " 西沢悦子君 中嶋 10 *"* 登 君 4 " 塩野入 猛 君 11 " 塚 田 忠 君 窪 田 英 子 君 5 " 12 *"* 池 田 弘 君 塚 田 正 平 君 柳澤 澄君 6 " 13 " 宮島 祐夫 君 7 " 山崎正志君 14 "
- 2. 欠席議員 なし
- 3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町	長	Щ	村		弘	君
副町	長	宮	下	和	久	君
教育	長	長名	111.		臣	君
会 計 管 理	者	中	村	清	子	君
総 務 課	長	田	中	_	夫	君
企 画 政 策 課	長	宮	﨑	義	也	君
まちづくり推進室	長	青	木	昌	也	君
住民環境課	長	塚	田	陽	_	君
福祉健康課	長	塚	田	郁	夫	君
子育て推進室	長	天	田	民	男	君
産業振興課	長	小	奈	千	秋	君
建設課	長	荒	Ш	正	朋	君
教育文化課	長	中	沢	恵	三	君
収納対策推進	幹	春	日	英	次	君
総務課長補	佐	青	木	知	之	君
総 務 係	長	月	//	Zμ	~	<i>1</i>
総務課長補	佐	柳	澤		博	君
財 政 係	長	1311	存		守	<i>1</i>
企画政策課長補	佐	中村			淳	君
企 画 調 整 係	長	7	J.,1		仔	<i>1</i> □

4. 職務のため出席した者

 議会事務局長
 塩澤健一君

 議会事記
 金丸惠子君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) チャレンジSAKAKIの町づくりとはほか 大森茂彦 議員

(2) 医療費・国保の現状と課題についてほか 塩入弘文 議員

(3) 大型石油貯蔵タンクの安全対策についてほか 窪田英子 議員

(4) 災害に対する効果的体制をほか 柳 澤 澄 議員

(5) 国道18号坂城更埴バイパスの建設促進について 塩野入 猛 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長(宮島君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の 会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長(宮島君) 最初に、9番 大森茂彦君の質問を許します。

- **9番(大森君)** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を 行います。
 - 1. チャレンジSAKAKIのまちづくりとは
 - イ. チャレンジSAKAKIのまちづくりとは

「今日からスタート!チャレンジSAKAKI」と銘打って広報8月号で載っておりました。山村町政の新しい坂城への挑戦が始まった証でもあります。チャレンジSAKAKIは全職員から206の提案や目標が寄せられ、これを集約整理したものから順次取り組んでいくとしております。あくまでも集約イメージということで広報に図が載っておりました。そして、そこには主な事業が散りばめてありました。これを熟読させていただいたのですが、広がり度についてはそれなりにわかるわけでありますが、チャレンジ度で言えば10ランクに近いほど難易度、体操競技で言えば鉄棒のウルトラCという、こういう難しい課題だというふうに理解するわけですが、チャレンジ度の基準はどのように決めておられたのか、お尋ねをいたします。

次に、この図にありましたところに職員人事管理システムの導入というものも載っております。これについて、どのようなシステムを考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

そして、これを具体化実行するために、今後町民の代表や有識者の意見を聞き、具体化し

ていくということであるわけですけれども、代表者や有識者の意見だけではなく、お客様である町民の意見・要望は、このチャレンジSAKAKIにどのように反映させていくのか、これについてもご答弁願います。

次に、町第5次長期総合計画、そして3年間の実施計画等の整合性はどうか。

そしてまた、実施計画を来年度予算から反映させたいということでありますが、そして町第5次長期総合計画、そして、この3年間の実施計画等の整合性はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。これで第1の質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いいたします。

町長(山村君) おはようございます。ご質問ありがとうございます。チャレンジSAKAKI についてご質問いただきまして、誠にありがとうございます。

私は5月6日に初登庁をしたときに、皆さんとどういう対応をしようかなといろいろ考えていたのですが、これは一般論ですけれども、坂城町の職員というのは今、約130名弱おります。往時は160名ぐらいいたというふうに聞いております。ここずっと行財政改革の一環ということで、またさらに最近は団塊の世代、私もそうですけれども、の退職が非常に増えているということで、採用についても、いわゆる自然減に見合う採用ということしかやっていないと思っております。そうなると、忙しくて忙しくてしようがないという状況もあるかと思うんですけれども、どうしても自分の目の前の仕事にしか関心が払われないということになるのかなというふうなことを思っておりました。

それで長い中沢町政が続きましたので、恐らく私どものスタッフは心の中に、これを本当はやりたかったんだ、あるいはやりたいという胸に秘めたものがたくさんあるんじゃないかということを感じました。それで5月6日の初登庁の日に思い切って皆さんの提案を私に直接出してくださいということを問いかけをしました。前にも申し上げましたけれども、果たして何人書いてくれるかなという不安もありました。

しかしながら、ほぼ全員から、複数の案を出していただいた方もいますので、206件の 提案がありました。これにチャレンジSAKAKIという名前をつけまして取り組みを始め たわけでありますけれども、ひとつ今までの行政でやっていなかったことを挙げるとすれば、 この提案というのは、ある提案について複数の課、いろいろな課の人から提案があるという ことが、そういうテーマがたくさんあります。つまり普通行政のスタイルですと、隣の課の 人に対して私は何もあまり言わないと。ほかの人のやっている仕事についてはあまり言わな いというのが一般的ではないかと思います。ただ、これは町の行政あるいは、これは企業で もそうですけれども、隣でやっている人の仕事に対して何も言わないというのは、これでは 新しいアイデアは出てこないです。自分の発想、自分の仕事を、これは私だけというのでは なかなか新しい発想は出てこないと思っております。そういう意味では、今回のこのチャレ ンジSAKAKIというのは、いわゆるクロスファンクション、ファンクションを超えた提 案である。

それからもうひとつは、みんなやりたいことということなんですけれども、これはてんでんばらばらにやりたいことを勝手なことを書いてもらっても困ると。それを進めるにあたっては、課の課長さんにテーマごとにみんな責任者になっていただくということ、いわゆるオーナーですね。オーナーになっていただくということも決めました。ですから、あるプロジェクトは、ある課長さんが責任を持ちますけれども、そこに入るメンバーはいろいろな課の人が入ってくる。メンバーとして入る。というような枠組みで始めました。

それから、これは自分がやりたいこと、思いつきということでも困ります。それから役場の仕事はたくさんあります。幅広く今までもいろいろな仕事をしています。その仕事はあるわけです。それに加えて新しい仕事の取り組みということでございますので、チャレンジSAKAKIに書いたことをそれだけやればいいということでもないというようなことでございます。

先ほどご質問の中で横の広がり度、これはテーマによっては自分ですぐやればいいじゃないのというのもあります。係のレベルでやらなければいけないもの、課のレベルあるいは地域全体で取り組まなければいけない、広がり度というのがあると思います。

チャレンジ度はどうなんだろうということですけれども、これも厳格に10段階を細かく 決めたわけではありません。時間がかかるかな、年数がかかるかな、それから利害関係者の 方がたくさんおられてなかなか実現難しいかなというものもあるかと思います。それを私ど もの内部で一応チャレンジ度というのを下から上まで難しさということで設定しました。こ れは取り組み方によってチャレンジ度合いがレベルが上がるものもあるし、下がるものもあ るかと思います。

例えば表の一番右の上の方に書きましたけれども、ワイナリーをやりたいということを書きました。これは単にワインぶどうをつくればいいということではないと思っております。ワインぶどうをつくって、できればレストランもあるかもしれない、当然観光との結びつきがあります。それから、いわゆる6次産業という、1次、2次、3次を足した6次産業、農業振興への広がりというのも出てくるかと思います。これは自分だけ考えてもいいということではないと思います。専門家の参画も必要です。それから何よりも新しい事業に対して命をかけてやりたいという人の参画が必要です。もしかすると坂城町の中だけではなくて外からも人が必要です。そうなりますと、なかなかこれは時間もかかるし、お金もかかるものだと思います。それでチャレンジSAKAKIのチャレンジ度が上の方にあったということでございます。

逆に役場の中の案内板をもう1度つくり直したらどうかという案もありました。これは比

較的やさしいのかなと思ってチャレンジ度を下の方にしてありますけれども、ただ、これも 単に自分の思いつきだけではなくて、ほかのところを見てきてくださいと。それから、もし かしたら案内掲示板でいろいろな知見をお持ちの方のアドバイスを聞いてくださいと。これ はいわば研修のテーマですというふうにも考えてくださいと役場の人には言っております。 そんなことで、チャレンジ度については必ずしも厳格に決めているというわけではありませ ん。

しかしながら、その中に今申し上げた庁舎内の案内板もありますし、それから接遇研修といって、これはあいさつですね。あいさつ、マナー、お客さんに対する。町の住民に対する対応の仕方、単なるあいさつだけではなくて、来られた方がその目的を達成していただくための対応、そんなこともあるかと思っております。

ですから、なかなかチャレンジ度の設定は厳格に科学的に数式をもって決めるわけではありませんけれども、とりあえず仮置きということでしょうか、スタートしようと、とにかくスタートしようということであります。

次のご質問で、この中にもありますが、職員の人事管理システムとはとありました。

これはあまり大きな声で言うと差し障りあるかもしれませんけれども、私は坂城町の役場に来てびっくりしました。人事管理システムがないんです。紙です。手書きです。いろいろな職員の異動をどうしようかとか、この人を将来どうしようかとか、例えばこういうことにもっと研修に行かせようかとか、ローテーションをどうしようかといったときに「持ってきてください」と言うと手書きで持ってくるわけです。

私が一番初めにびっくりしたのは、当選が決まって役場に来るまで若干時間がありましたので、フォトIDですね、「悪いけど、写真のついたIDカードになるベースの一覧表をつくってください」と言ったら「いや、それもないんです」と言われてびっくりしました。これではいろいろな意味での職員の人事記録、給与記録など、いわゆる人事記録と給与の管理ですとか、そのようなデータを一元化したものがないということでございますので、これはいろいろな意味での効率化を図るという意味でも取り組みたいと思っております。これはそんなにお金をかけなくてもできるものから高いものまであると思います。でも、そういう取り組みをやって効率化を上げたいと思っております。

次に、チャレンジSAKAK I と町の総合計画あるいは実施計画との関係について質問がありました。

これは実施計画については以前に申し上げましたけれども、坂城町の10年の総合計画、 5年の計画、3年間の実施計画がありますけれども、この中で数値目標を持っているのは実 施計画だけです。

しかしながら、今までの状況をお聞きしますと、いわば実施計画をつくって配付をしてい

るだけと。なおかつ配付も限られた人だけに配付している。もっと言えば町の人はほとんど 見たことがない。こういう計画はあり得ないと僕は思っています。

そこで実施計画は3年ごとの計画で1年ごとにローリングをしていくということでございますので、来年度からスタートする実施計画、今作業に入りましたけれども、この作業をやる過程で、ひとつは長期計画をつくっていただいた、先ほどご指摘ありましたけれども、いわゆる有識者の方、町の代表の方という方に長期計画に参画していただいたわけですけれども、例えばそういう方に入っていただいて、実施計画をこんな状況で今つくりかけているんだけれども、どうなんでしょうかという中間段階でご意見を伺おうと思っております。

それから有識者と言っていますが、もちろん町の区の代表の方にも入っていただくということで考えております。例えば27人全員というわけにはいかないので、区長さんにはもちろん入っていただく。そういう方たちに入っていただいて、それをフィードバックしていただこうというふうに思っております。これは中身をつくる過程のプロセスなので、あまり一挙に何百人の方というわけにいかないと思いますので、その作業を進めていきたいと思っております。その計画を、でき上がった段階でしょうか、しかるべき方向で町の皆さんにも提示をするということをしたいと思っております。せっかくこれから3年間の実施計画をつくるわけですから、皆さんに一緒になっていただいて、みんなでつくる計画だというふうにしていきたいと思っております。

従いまして、この長期総合計画というのは、どちらかというと方向性を示す計画で、これはもう固定していますので、それとそんなに大きな方向が違うとは思っておりませんけれども、実施計画をつくる過程の中で、より具体的なものにつくっていきたいと思っております。何といいますか、みんなで一緒になってやりましょうというふうにしたいと思っております。こういうことで総合計画についての考え方については、基本的な方向性はそう変わっていないと思っておりますけれども、数値目標を持たない計画というのは掛け声だけになっちゃいますので、具体的に毎年毎年変えていくと。なおかつ実施計画の初年度は、当然のことながら予算の策定時期にもリンクしますので、ぴったり一致はしないかもしれません。ですけ

それから「今日からスタート!」というふうに書きましたけれども、テーマがたくさんありますので、常に今日からスタートという心づもりで書きました。従って、チャレンジSA KAKIのキャッチフレーズは「今日からスタート!新しい坂城町への挑戦」とさせていただきました。これは提言するだけではなくて自ら行動し、夢を持って、活力ある組織として一人一人の職員が自らきらきらと目を輝かせることができる役場づくりをしたいと思っております。このチャレンジSAKAKIが、小さな試みかもしれませんけれども、これが町全体のまちづくりに、できればうまく反映できるようにというふうに努力したいと思っており

れども、予算に近い形で組み分けていくというふうにしたいと思っております。

ます。以上でございます。

9番(大森君) 町長より今ご答弁をいただきました。

お話を伺う中で中沢町政時代にやりたくてもできなかったこと、提案したいけれども、提案できなかったということなど、職員が自主的にいろいろなものにチャレンジしていくという点で、長い年月の中で大分押し殺されてきたというようなふうに受け取ったわけですけれども、やはりこういう点では、これからの職員の皆さんが目を輝かせていくという、こういう組織体制はどうしても必要であるというふうには考えます。

ところで、もうひとつ今のチャレンジSAKAKIの説明の中で、複数の課から提案が出 ているということで、クロスファンクションというんですか、そういう形でそれぞれ横断的 な力を出し合って組織的に取り組んでいくというご提案であるわけですが、先ほど説明の中 にもありましたけれども、多いときには160人の職員がいて、それが130人ぐらいにな ってきていると。こういう中で職員の皆さんの本当に労働強化になっている、仕事が減った わけではなくて仕事は後期高齢者など新しい仕事が増えてきていると。こういう中で職員が 減っているわけですね。これを横断的な取り組みでやるとなれば、自分の課で日ごろの職務 にあたっていながら、これをまた新たなものにチャレンジしていくということは非常に過酷 な状態になるのではないかということで、職員の労働過重になるのではないかということで 非常に心配するところであります。その点について、どのようなやり方をされていくのか。 いずれにしても、どこかで会合を開いて、例えばAという提案者が複数の課から同じ提案が あった場合に、いずれにしても会議を開く、打ち合わせをするわけですが、そういう時間を とったりしていくということになれば非常に過重になってくる。そして今ではもう土日も職 員は結構町の行事、そして住民の行事等にも協力しているという中で、休息する時間がある のかということが非常に心配されるわけです。この点について町長、もう1度この点につい ての見解を求めたいと思います。

町長(山村君) はい、ありがとうございます。まさにその点、私がいろいろ新たなアイデアを 出さなければいけないというところだと思っております。

今回のチャレンジSAKAKIでも決めたルール、ひとつは先ほど申し上げた仕事として やる場合には、その担当課長がオーナーになって責任を持つと。そこに入る人はいろいろな ファンクションの人が入ってきますよと。案を出していただくということです。最終的に、 その責任を持つのは行政の仕事としてやることになりますので、その課の課長がやるという ことになっております。

しかしながら、今、大森議員さんが言われましたように、こういうことをやって先ほど目をきらきら輝かせてもらいたいのが、過酷な労働になって目がどんよりしてしまっては何にもならないということになりますので、実は坂城町の役場の適正職員数はどのくらいかとい

うのも、もう一回検討しております。それで先ほど申し上げたように今どんどん減っています。ますますしばらく減ると思います。その中で職員の採用のあり方、それから労働状況、その辺を踏まえて、まさにそれは私、検討しなければいけないことだと思っております。長年、私、人事関係をずっとやっていましたので、その辺のところもよく見てやりたいと思っております。

先ほど言われたように、いろいろな行事ことごとく、昨日も土日もいろいろなものがありましたけれども、町のスタッフがほとんど関係してやっています。それから今日も朝改めて感激しましたのは、宮下副町長以下、朝ごみ掃除をしております。役場の周りを掃除しております。いろいろなことをみんな一緒にやってもらっています。ですから、その辺のバランスをよく考えながら進めていきたいと思っております。採用についても、できる範囲で思い切ってやっていきたいというふうに思っております。

9番(大森君) 今、町長の決意といいますか、適正職員は一体どのぐらいかということも検討しなければいけないということ、あるいは職員の採用についても考える必要もあるのではないかということで、今後それについてはすべてお客様の町民のためということでありますので、適正職員までどんどん減らしてきた、こういう道を一歩止めてチャレンジSAKAKIというものが実現する方向へ行くことも求めたいというふうに思います。

次ですが、職員の人事管理システム導入という点でありますが、今お聞きしまして驚きましたね。今のご時世で紙、ペーパー、メモ書きで届いてくるということについては本当にいつの時代の話かというふうに思うわけですけれども、これについては、やはりきちっとしたデータの一元化ということは必要だというふうに思いますので、これはぜひ実現していただきたいというふうに思うわけですが、もうひとつ人事管理のシステム化の導入ということは管理主義に陥ってしまうということが非常に心配されるわけですね。特に自治体で働く自治体労働者の皆さんというのは事務的な労働あるいは肉体的な労働もあるわけですけれども、定年まで同じ仕事についているわけではなくて、やはり政策的に知恵を絞る、そしてまた、その企画を実行していくという点では非常に過重な精神的な労働にもつながるわけです。そういう点で先ほども町長おっしゃいましたが、職場の会議あるいは職員の研修等もきちっと行って、そして職員の皆さんが目の輝く、こういう職場にしていくということが必要だというふうに思いますので、ぜひそれは進めていっていただきたいというふうに思います。

ですから、管理主義だとか、あるいは評価制度とか、そういうものの導入については極力避けていただきたいということをひとつご提案申し上げて次の質問に入ります。

- 2. 地域経済の活性化に向けて
- イ. 住宅リフォーム助成制度の実施を

これは地域経済の活性化に大変有効な政策として全国に広まり、近隣である上田市、千曲

市、東御市、そして新聞報道でもありますが、この9月から長野市も実施いたしました。そ して、その後信濃町も実施しております。この制度は地域経済の起爆剤として大変有効な施 策として全国はもちろんでありますけれども、こういう実施する自治体が多くなっておりま す。

この制度というのは、町民が住宅のリフォームを行う場合、町が一定の金額を施主に補助することで、ただ大工さんだけの仕事をつくるのではなくて、建設にかかわるあらゆる業者、商店、そして瓦屋さんだとか、あるいは畳屋さん、あるいは左官、内装設備、これら多くの業者がかかわる仕事であります。この大きな経済的波及効果があらわれております。予算額の5倍や10倍、そういう自治体も出ております。

長野市では、新聞にもありましたが、9月から実施するため6月議会で5千万円の補正をつくりました。受け付けの1日、この1日で予算をオーバーするという大人気でありました。また東御市では8月1日受け付けの2日前から列をなして、これも仮受付け、受け付けが始まる前の並んでいる皆さんの体調も考えて仮受け付けをして、その中でも既に予算をオーバーするということで、次の議会で補正を組んで、ここに並んだ方々に対しては住宅リフォームの助成を行っていくと、こういう態度であります。

また、昨日、町商工会の建設部会では、仕事おこしのためにリフォーム相談会を行っております。なかなか仕事おこしにつながらない。業者の皆さんはこのように頑張っているのであります。町も住宅リフォーム助成制度を実施し、地域経済の活性化に協力すべきと思いますが、その考えはあるか、ないのか、そしてあわせて県下の実施自治体はどれだけになったのか、お尋ねいたします。

ロ. 小規模事業者登録制度の現状は

今年度から始まりましたけれども、この登録者制度、登録者数、そして発注件数あるいは 金額などの現状はどうか、お尋ねいたします。

また、この制度を開設するにあたって、どのように関係の皆さんに周知されたのか、この 取り組み具合もご答弁願います。

ハ. 町内建設業の振興策は

県内の大手建設業の受注は、昨日のテレビニュースで6月の前年同期比マイナス2.4%であったと報道しました。町内建設業でも厳しい経営環境になっているのではないかと心配するところであります。町の公共事業が減少している中、ほとんどが下水道関連工事となっております。こうした中、町の建設業者が県の仕事をとれればまだいいわけでありますけれども、一体どれだけの業者の皆さんが県の入札参加資格を持っているのか、また過去どのような状況であったのか、ご答弁願います。以上で2番の地域経済の活性化に向けての質問を終わります。

産業振興課長(小奈君) 私の方からイの住宅リフォーム助成制度についてお答え申し上げます。 住宅リフォーム助成制度については、昨今の情勢の中で壊して新築するよりも改修し、現 在の住宅を活用するという考え方にあわせた住宅リフォームが関連産業への波及効果、居住 環境の向上が期待されることから、先ほど件数ということでございましたが、長野県建設労 連ホームページ、こちらの方、4月22日にアップされたもので、検討中のものを含めまし て、長野県内41市町村で制度が創設されているところでございます。

今、町にある住宅改修に関する助成制度等につきましては、寝たきり老人世帯のバリアフリー化改修等を対象とする事業、また勤労者の生活安定を図る住宅新築資金等の利子補給制度、住宅建設物の耐震診断と、それに基づく耐震改修工事の助成制度、今年4月から施行された太陽光発電システムの助成制度、そして下水道宅内排水設備工事資金の利子補給という事業がありまして、いずれも福祉、勤労者支援、安心・安全、環境などそれぞれの事業目的に沿って設けられ、ご利用いただいているところでございます。

これら目的が定まる事業のほかに個人資産に公費を投入する制度というものを創設するにつきまして、ちょっと町としまして、これまで施工された皆さんとの不公平感など、ちょっといかがなものかとも感じるところもございます。また、ここまでこの助成制度を創設された市町村のほとんどが国の地域活性化きめ細かな臨時交付金を活用しての事業で、今年度いっぱい、短いところでは2カ月限りという短期間を対象としており、一時的で分野を限定した経済効果を見込んだものとなっているとお聞きします。

一方、町では地域経済活性化施策について商工業振興条例に基づく融資斡旋や設備投資に 対する補助、坂城町商工会でのプレミアム商品券発行等に関する支援、坂城テクノセンター を通じての研究開発、相談対応等各種事業を商工業全般にわたり長期にわたる支援施策とし て取り組んできているところであります。これらから現状、住宅リフォーム助成制度を地域 経済活性化策として新たに創設するのではなく、現在のそれぞれ各制度の中で取り組んでま いりたいと考えます。

企画政策課長(宮﨑君) 私からは小規模事業者登録制度の現状についてご答弁をいたします。

今年度から町が発注します小規模工事等について、入札参加資格申請をされていない事業者の皆さんにも受注機会の拡大が図れるよう、坂城町小規模工事等受注希望者登録制度を実施しております。

9月1日現在の登録者件数は、8件ということでございます。工事・修繕の発注件数は5件ということで、内訳は工事が2件、修繕が3件となってございます。発注希望につきましては、総額で約50万円というようなことでございます。

この制度への周知、この周知の取り組みということでございますが、まず商工会に依頼をいたしました。昨日の相談会でもございましたが、商工会の建設部会の会員の皆様というこ

とでお知らせをさせていただきました。また「広報さかき」 4月号に登録制度の内容を掲載 し、申請の手続につきましては町のホームページに掲載しております。

次に、ハの町内建設業の振興策ということのご質問でございますが、町の建設業のうち県の入札参加資格を持つ業者の数についてでございますが、一般土木工事について申し上げますと、平成23年度では14社となっております。過去最大の時期につきましては、把握している範囲では平成15年から17年度にかけてが最大というふうでございます。19社というようなことでございます。

入札参加資格を町内に本店を置く業者に限定できないかということでございますが、指名 業者の選定にあたりましては、町指名業者等選定委員会におきまして県の経営状況審査結果 による入札参加基準などを参考にし、工事の規模やその内容などによりまして選定する業者 を定めております。このため一定規模以上の工事になりますと、町内業者だけでは基準を満 たす業者が極端に少なくなるということがございます。これでは公共工事の入札の透明性や 競争性の確保という面で問題も生じるということで、一定規模以上の工事では千曲市に本社 を置き、町内に営業所を置いている業者も指名業者とすることはやむを得ないという判断で ございます。

そうは申しましても町内業者の育成振興を図ることも大変重要でございますので、近隣自 治体の指名基準も参考に、今まで千曲市に本社を置き、町内に営業所を置く業者と町内に本 社を置く業者と、ほぼ同列としてきたものにつきまして、指名基準を見直しまして、この8 月から町内に営業所を置く業者につきましては中規模工事以上というようなことで限って指 名するような形をさせていただいてございます。以上です。

9番(大森君) ただいま地域経済の活性化についてご答弁をいただきました。

住宅リフォーム助成制度、41の自治体が長野県で実施されていると。77市町村のうちの41であります。53%の自治体が実施しているということで、実施の原資はいろいろとあるわけであります。そして自治体によっては補正を組んでいくというぐらいまでなっているわけです。そういう点で緊急雇用の助成金を使ってということであるわけですけれども、この緊急雇用の国からの補助が以前からあったわけではなくて、最近これが出てきたわけでありますけれども、この前に全国では実施されて、この効果のよさ、非常に活性化につながるということが試し済みであります。そういう点で、やはりこの点を住宅リフォーム助成制度を実施することを求めたいというふうに思います。

今個々の政策で福祉あるいは環境等のことでの補助金の制度があるというお話ですが、これはそれぞれの目的に沿った制度であります。私が提案しているのは地域経済の活性化の政策をきちっとつくってほしいという点であります。これについて一般的な融資だとか、あるいはテクノセンターへの支援だとか、いろいろなことを並べられましたけれども、住宅リフ

ォーム助成制度で多くの建設業者、そして関連する建設関係の分野にも波及させると、そして町民生活を安定させていくという、こういう大きな力になるわけであります。この点について再度ご答弁を願いたいというふうに思います。ぜひ実施するようにということでの要望でありますが、それについてもう1度ご答弁を願います。

産業振興課長(小奈君) 再質問についてお答え申し上げます。

先ほどの繰り返しになりますが、現時点、さまざまな地域経済活性化策、それは商工業全般ということの中で展開をさせていただいております。そういう中で地域経済活性化として 新たに住宅リフォーム助成制度を取り入れるということは、現在考えておりません。

- 9番(大森君) 私、ちょっと財政的な提案をするわけですけれども、財政調整基金、これは 16億円あります。今回4億円ですか、積み増しをいたしました。この一部をこれに充てる ということ、町長、いかがでしょうか。町長のご見解を求めます。
- **町長(山村君)** 町の限られた財政の中で何を優先的にやるかということでございます。財政調整基金というのは主要目的が何でも使っていいというわけではないです。

それから先ほど課長の方から回答申し上げましたように、私はまず、町の中の住宅を直すのは、まず福祉目的を一生懸命やろうと、徹底してやろうということで考えております。ですから、町の経済の活性化のために住宅を直すということはアイデアとしてはあるかもしれませんけれども、その前にやることがあるのではないかと。優先順位を決めて考えております。以上でございます。

9番(大森君) まだ、これ、議論を続けなければいけませんので、また次回に譲りたいという ふうに思います。

ロの小規模事業者登録制度の現状について聞きました。対象の業者の皆さんは非常にいっぱいいらっしゃるんですよね。そういう点で、もう少しこの制度に参加されることを訴えていただきたいということと、商工会に入っていない業者さんもいらっしゃるわけですよね。これは今まで町長や行政にいろいろな陳情や要望が出てきているわけですから、そういう団体もあるということもとっくにご存じでありますので、そういうところへもきちっと連絡していただくということをお願いしたいというふうに思います。

それからハの町内建設業の振興策でありますけれども、特に入札参加資格でありますが、 一定規模の業者では非常に透明性が保てないということで千曲市などの町内に一部営業所が あるところについては参加させるというふうにあるわけですが、これについて千曲市では坂 城の業者は入れないんですよね。ですから、いくら透明性ということを強調されても町の税 金は千曲市の業者の方へ流れていくということは当然あるわけですよね。そして下請けも町 内ではなくて、町外のほかの業者を使うというような仕事になれば、全く坂城にはお金は落 ちないということではないですか。こういうこと自体が町内の地域の経済の活性化には非常 にマイナスである。やはり町内の町の税金を使う事業については町内でうまく回れる、そして、それぞれの業者さんが生活できると、こういうシステムをぜひ考えていく必要があるというふうに思います。これについて一応提案しておきます。時間も大分なくなってまいりましたので。

次に、最低線価格の点ですけれども、今、特に中規模以上というようなお話があったのですが、中規模以上というのは一体どのぐらいのことをいうのか、どのぐらいの金額のことを指しているのか、一応の目安はどんなふうでございましょうか。それについてご答弁願いたいというふうに思います。

町長(山村君) 大森議員、今の質問の中で1点だけちょっと確認したいことがあります。お答えします。

私も町長になりまして建設業界の方からいろいろなお話を伺いました。千曲に本社があって坂城に営業所がある会社、それから坂城に本社があって千曲に営業所がある会社があります。千曲市では坂城に本社のある会社は一切入れません。でも現状では千曲に本社があっても坂城に営業所がある、入札を許していました。これは不公平だと感じました。それで先ほどの答弁で申し上げたように、ある一定規模の工事については、そこまでのレベルの工事については、坂城に本社がない会社は入札に入れないというふうに変えたんです、今年から。ただ、坂城に本社がある会社だけにすると何億円以上の工事だとか、それを全部やるのはなかなか難しい面があります。ですから、ある一定規模の金額につきまして、それは既に業者さんにご案内をしました。ですから、そういう意味では不公平はなくなってきているというふうに理解しております。

- 9番(大森君) ある一定の規模という、その規模が一体どのぐらいを指すのか、3千万円の額なのか、あるいは8千万円までの額を指すのか、いろいろな資格等でできないところはあると思うんですけれども、一般的な建設で、そういうことについては、その辺のラインはどんなふうにお考えになっているんでしょうか。
- **副町長(宮下君)** 今、入札の資格の関係のところで一定のラインを言えということですけれど も、そうしますと、そのラインを出した段階で見積の金額等を想定することができるという 状況になりますので、ここのところでは控えさせていただきます。
- 9番(大森君) あと最低制限価格制度の振興を図っていく必要があるというふうに思うわけであるんですが、予定価格はわからない、そして最低線価格についてどういうふうにするか、あるいはラインも明確ではないということであるわけですが、以前議会でも大きく問題になりましたけれども、2009年、平成21年の12月議会で、ひとつは下水道工事1億4千万円、そしてもうひとつは坂城小学校の耐震改修工事、これが5,700万円の請負契約2件可決しました。この2件とも予定価格に対する落札価格の割合が6割台だったという答弁

がありました。ですから、1億4千万円の6掛けでどうなるか、一体どうやってその業者は これだけのものを削除し、そしてどれだけ業者の皆さんが泣いたかということが大きな議会 での問題となりました。議員からは最低制限価格を設けるべきだという指摘が出ましたし、 また当時の村田建設課長は今後の検討課題としていきたいということで、当然検討されたと 思います。

ですから、まだこういう姿勢、態度ということであるわけですが、やはりこれも県では予定価格に対して85%から90%、そして上田市でも、あるいは千曲市でもこれを設けているわけです。ここまで建設業者の皆さんを粗末に扱っているというふうに私は思うしかありません。これについて、もっと業者の皆さんに町民の安心・安全のための建設をしていただくわけですから、もっと誠意を示すべきだというふうに考えます。これについて町長の見解を求めたいと思います。

企画政策課長(宮崎君) 私から最低制限価格についての考え方等についてご答弁させていただきます。

近年の下水道等の大きな工事において、非常に低価格といいますか、低率で発注しているというようなことは、これは事実の部分でございます。それは最低制限価格というのがイコールなのかどうか、町内の建設業者についての扱いについても、ちょっと今ご意見をいただいたんですけれども、公共事業等についての考え方というのは、確かな品といいますか、完成品をより低利で発注できる、これによって考え方とすると業者をひとつは育成するという考え方、さらにもう1点は、町民益ということの中で、それだけ安くなれば、それだけ多く発注できる、特に下水の仕組みは、そういうことで少しでも早く普及率を高めていきたい、エリアをより広げていきたい、こういう考え方もあるわけです。ですから、これについて一概には判断できないのではないかというふうに私は考えています。

そういう中で一番は、その工事がなかなか不正工事等が発注されると非常に困るという部分でありますが、これについては設計上も直接工事費、共通仮設費、現場管理費等をその都度私どもの設計者がチェックして、これでいけるという判断でやっておりますので、その辺については町民益という部分も含めて総合的に考える中で対応しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

9番(大森君) これについても建設業の皆さんの悲鳴がなかなか行政の皆さん、特に理事者側の皆さんに届いていないのか、このように感じます。私は住民の意見や、あるいは嘆き、どんな敏感に察知できるか、こういう感覚を研ぎ澄ます、こういうことが理事者側に求められているのではないかというふうに思います。これについて今後もまた一般質問等で提案してまいりたいというふうに思います。

最後になりましたが、中心市街地の活性化問題ということで、町長は駅前に初めて降り立

ったときに、何と殺風景な町だということを感じたと第一印象をおっしゃいました。商店街の皆さんでつくっておりますにぎわい坂城では、町民祭りをもり上げることや古雛祭り等いろいろな取り組みをして何とか活性化、商店街を元気づけたいということで頑張っております。そこでこれらの取り組みについて具体的にちょっと申し上げたいと思います。

イ. 北国街道400年によせて

これは今年、北国街道が江戸時代に整備されて、ちょうど400年にあたるということで、 昨年度から鉄の展示館では資料等の募集を呼びかけたり、あるいは8月号にもこれが掲載さ れました。今年度この企画展はできないのかなというふうに感じているわけですが、これに ついてどういうふうに考えておられるのか、北国街道400年に寄せて取り組みは今後どう されるのか、ご答弁を求めたいというふうに思います。

ロ. 坂木宿ふるさと歴史館の活用は

特に古雛祭り、これは恒例化して多くの皆さんに来ていただけるようになりました。また 20年のNHKの大河ドラマの「風林火山」では、郷土の武将の村上義清がクローズアップ されるというので全国へも発信できたかというふうに思うわけであります。こういう点で、 もっとここを活用したいろいろなイベント等できないかということも考えていらっしゃるか、 これについてもご答弁願いたいというふうに思います。

中電跡地の建物、これは現在使われておりませんけれども、この有効活用、特に古雛の保存等あるいは修復にする場所、そんなことで利用できないか、そこら辺について答弁を求めます。

産業振興課長(小奈君) 北国街道400年にかかわる当町の取り組みについてお答えいたします。

鉄の展示館では北国街道400年にあたり、旧坂木宿にまつわる企画展を計画し、昨年から企画展開催に向けた資料発掘に取り組み、「広報さかき」などでも資料掘り起こしについて協力を呼びかけてまいりました。

しかし、企画展を開催できるような当時の資料を見出すことができず、江戸時代の坂木宿の様子もよくわかっていない状況であることから、残念ながら北国街道にかかわる企画展の開催とはならない状況でございます。

一方、町民向けの取り組みとしまして、さかきふれあい大学専門講座では、北国街道400年にあわせて「バスで巡る北国街道」を計5回の予定で実施しております。坂城町内の北国街道を自分の足で走破し、さらに軽井沢、追分宿から県内最北端の信濃町野尻宿までを巡りながら江戸時代の街道や宿場について勉強し、知識を深めているところであります。

さらには仮称坂城町の北国街道マップを10月中の完成を目途に制作を進めております。 これにつきましては、町内の北国街道をビジュアル的に示すことができるようなものを考え、 街道に関する理解と関心を深めていただくように進めてまいりたいと考えております。

また北国街道400年ということではありませんが、昨年、地元有志の皆さんによって観光ボランティア組織、坂木宿ふれあいガイドが発足いたしました。毎月2回ほど勉強会を開催し、旧坂木宿を中心とした歴史を学び、その成果は坂城古雛祭りの会期中に実施したガイドツアーとしまして大変好評をいただいたところでございます。こうした地元有志の皆さんによる取り組みを進める中で北国街道400年に限らず、今後もさまざまなイベントなどを通じたにぎわいの創出、さらには中心市街地の活性化につなげていきたいと考えております。

教育文化課長(中沢君) 坂木宿ふるさと歴史館の活用はについてお答え申し上げます。

ふるさと歴史館の建物につきましては、平成4年に建てられたものでございまして、春日 医院さんのご遺族からご寄附いただいたものでございます。平成13年に貴重な建造物を活 用するために建物の修復、展示施設を整備してきたところでございます。村上義清関連の展 示をしてきて、平成17年10月に坂木宿ふるさと歴史館として開館したところでございま す。

9番(大森君) 私は中電跡地の建物の有効活用はどうかということの質問ですので、過去のことは結構でございます。

教育文化課長(中沢君) 承知しました。

ふるさと歴史館の駐車場内に位置する中部電力が所有しておりました建物につきましては、 既存の建物を修理するか、壊してしまうか検討をしたところでございますが、今回、議会の 最終日の補正予算として審議、ご提案させていただきます。

修理をした上には古雛祭り実行委員会の皆さんにお貸しし、古雛の修復作業や保管を初め 古雛祭り発展のために使っていただこうというふうに考えております。

園庭内の庭木については1年を通じて管理契約をしておりますので、いつでもきれいな園庭を見ていただけると思っております。今後の企画展示、イベントについては、ご提案いただきました庭園の活用も視野に入れながら、にぎわいの創出になるような企画を検討してまいりたいと存じます。

9番(大森君) ご答弁いただきました。

北国街道の街道筋では、いろいろなところでイベント、企画展が行われております。長野県信濃へ入るところの信濃町では「一茶と柏原宿」ということで400年の企画がありますし、あるいは長野県を出て小諸でもこれは行われているということもあります。ぜひ400年の中の1年、2年遅れるということは結構でありますが、やはり資料収集をぜひ強めていただいて、北国街道400年をぜひ実現していただきたいというふうに思います。

また中電跡地の建物、今の答弁で、ここを有効活用をできるということで、本当にほっと したわけでありますが、やはりこういう点で、もっと早くできなかったかなということはひ とつ感じております。それでも、これからそれがその方向でいくということで非常にうれし く思うところであります。

あと提案でございますが、特に坂城町を紹介する上で国道を走っていっても坂城駅へ一体 どこから入ればいいか、こういうことを何人かから聞かれております。特に国道沿いにある わけではありませんので、やはりその案内をきちっと出す、こういうことは本当にチャレン ジSAKAKIですぐにできることだと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。以 上で終わります。

議長(宮島君) ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午前11時01分~再開 午前11時12分)

議長(宮島君) 再開いたします。

次に、1番 塩入弘文君の質問を許します。

1番(塩入君) ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づいて一般質問をします。

私は、少子高齢化が進む中、明るい健康なまちづくりをどのように進めるかをテーマに質問します。

人は誰も心身ともに健康で長生きしたいと願っています。日本は世界でも誇れる長寿国です。その中でも長野県は1、2番を競う長寿県です。昨日、坂城町でも敬老会が行われました。町内でも88歳以上が397人、100歳以上が9人と本当に坂城町も長寿の町になっています。同じ長寿でも健康寿命を長くして「ぴんぴんころり」で行くのが最高ではないでしょうか。

しかし現実はどうでしょうか。ワーキングプアと言われる言葉に代表されるように、働いても働いてもぎりぎりの生活で精一杯頑張っている人がいます。これは大企業など財界の要請で時の政権が労働者派遣法をつくり、非正規労働者が大量につくられました。労働者が3人に1人の割合で非正規になっています。また若者や女性に至っては2人に1人が非正規採用です。私が6月議会でも申し上げましたけれども、保育現場に状況をお尋ねしたときに半分以上の方が非正規雇用でした。給食調理員の方は全員が非正規雇用です。同じように子どもたちのために働いても賃金は低く、その上3年たてば雇い止めになってしまう。このような不安定雇用は絶対に看過すべきではありません。早急に解決すべき課題だと思っております。特にヨーロッパでは非正規雇用は約1割しかいません。特に非正規採用でも賃金は保証されております。先進国の中で日本ほど働く人たちが大切に扱われていない国はないのではないでしょうか。日本の働く人たちの所得はどんどん下がり、その分大企業の内部留保は大幅に増えております。だから貧困の格差はますます広がっています。今、年間所得が200万円以下の人が約2千万人近くいます。低所得者が増えているわけです。

坂城町の平成22年の個人町民税も前年度と比べて20%減っております。これだけ町民の所得が減ってきているわけです。金額にして1億5,537万円の減です。町民の中からも年金から税金、国保税、介護保険料を引かれれば生活費がなくなってしまうと言われる方、国は社会保障費をもっと増やして医療、福祉に力を入れてほしい等々の声が出されています。このような現実を直視しながら町民の命と健康を守るために福祉の増進を向上させるのが自治体の役割ではないでしょうか。

東日本大震災や福島原発事故から私は多くのことを学びました。

ひとつは、衣食住のすべてを大津波から奪われてしまった被災者に対して住民の命と健康を守るために自治体の果たす役割は本当に大きいこと、その中で自治体職員が献身的に活躍されていた姿に感動しました。

2つ目は、日本中の人々が被災者に心を寄せ、人と人との絆を深めることの大切さが日本中に広がっております。今まで何でも自己責任にされてきた世間の風潮を一変させ、お互いに思いやり、支え合う心が生まれてきています。弱者に目を向け、助け合う心が生まれてきております。この心をこれからの日本を変えていく根本に据えていかなければならないのではないでしょうか。国の政治も地方の政治も、この心を中心に据えていけば、日本は大きく変わると思います。そのために私は、憲法25条の精神に立って政治をすべきだと思うわけです。

しかし現実はどうでしょう。先ほど述べたように社会保障費はどんどん削られております。何でも自治体の責任に押しつけられてきているのが現実です。この憲法25条の精神と国の政治のギャップがあまりにも大き過ぎます。それを何とかしようと頑張っているのが地方自治体ではないでしょうか。

では坂城町の現実はどうなっているか、具体的に質問します。

イ. 坂城町の医療費の現状について

1人当たりの医療費が、ここ3年間でどのように推移されてきているのか、また医療費が 増えてきている主な原因をどのように分析されているのでしょうか。

ロ. 国保の現状と問題点の改善を

第1に、国保税の滞納世帯が大変多くなってきています。平成22年、未納になっている世帯は405世帯です。全世帯の17%を占め、22年度の未納額が2,156万7,938円です。今までのを合わせると何と1億190万9,876円になります。滞納世帯がこのように多くなり、国保制度そのものが重大な危機に直面しています。このことをどのように分析されているか。また滞納をなくすために、どのように取り組まれてきたかをお尋ねします。

第2に、資格証明書の交付状況も増えていますが、なぜ資格証明書を発行するのか、町の 基本姿勢について町長にお尋ねします。 第3に、短期証の交付状況と1カ月短期証の割合についてですが、また現状をどのように 考えているか、お尋ねします。

第4に、未交付世帯、いわゆる窓口預かりですが、数と、それをなくすための取り組みを お尋ねします。

第5に、滞納者への差し押さえの現状と問題点についてお尋ねします。以上第1回の質問とさせていただきます。

町長(山村君) ありがとうございます。塩入議員の質問にお答えをいたします。

坂城町のご高齢の方のお話がありましたけれども、88歳の方、それから99歳になられる方、それから100歳以上になられる方、これを全部足すと100名おられますけれども、その方を昨日1軒1軒お邪魔しました。8時から5時前ぐらいまで。時間で $5\sim6$ 分、短い時間で申し訳ないんですけれども、町からのお祝い金を持ってお邪魔しました。今、塩入議員がお話しになりましたように、80歳以上になりますと400人ぐらいいるわけですけれども、そのうちの100人にお会いしてまいりました。いろいろな家庭の中で、いろいろな状況でご生活されておられます。何よりも福祉、健康の問題というのは坂城町にとって非常に重要な問題だなということを新たに感じております。

それから今、国の施策と地方自治体の施策のお話がありました。

坂城町にとって、私は前から申し上げていますけれども、国政がこんな状況で、もう2年も続いています。やはり町として、とにかく頑張る人が頑張らないとだめだというふうに強い信念を持っております。坂城町については、産業があります、工業があります、農業があります。何といっても町の活性化をぜひとも頑張って皆さんと一緒にやって福祉の財源に充てるということを取り組みたいというふうに思っております。

それでは、ご質問にありました、まず医療費・国保の現状と課題について、イの坂城町の 医療費の現状についてお答え申し上げます。

坂城町の国民健康保険加入者は、平成22年度末現在で4,291名で、町民全体、これは1万5,976名の3割近くの方が国民健康保険加入者となっております。昨今の社会経済情勢から加入者数は今後も大きな変動なく推移することが予想されます。また加入者の方々の高齢化や医療の高度化といった要因もあり、医療費は年々増大しております。平成22年度の国保の保険給付費の支払額は、10億9,090万円余で前年度と比較しまして1%増となっております。

ご質問の1人当たりの医療費の推移について申し上げますと、平成20年度は29万5,422円、21年度は30万985円でございます。前年度比1.9%の増、平成22年度につきましては、現在、国保連合会において集計中のため、速報値ではありますが、30万3,358円で、前年度比0.8%の増となっております。

この値が県内でどのあたりに位置するかと申し上げますと、77市町村国保中、平成20年度は17位、21年度は16位、そして22年度は20位となっております。金額としては若干上昇したものの順位については4つ下がる見込みでございます。また平成22年度の医療費につきましては、順位が4つ下がったことに加え、伸び率につきましても全県で57位と比較的低く抑えることができる見込みとなっております。

この要因といたしましては、加入者数の推移から退職被保険者等の占める割合が増加し、 それに伴う医療費が若干増加した一方で、一般被保険者の医療費は前年とほぼ変わらない状 況にあり、幸いにも新型インフルエンザ等の大きな流行もなかったことなどが挙げられると 考えております。

いずれにいたしましても、医療費につきましては医療の高度化、医療環境に起因すると考えられているものを除いては、平成22年度においては若干なりとも抑制が図られた状況でございますが、今後も継続して抑制できるよう、健診や保健指導を通して生活習慣病を初めとした疾病予防や健康の維持増進に関する知識の普及を行ってまいります。特に時間的な制約などから健診の受診率があまり高くない現役世代の皆様にも積極的に受診をしていただけるよう勧奨し、さらなる医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、ロの国保の現状と問題点の改善についてでございます。

国保の現状と問題点の改善についてお答えしますと、国民健康保険税の滞納額につきましては、平成22年度末で1億191万円となり、21年度末と比べて100万円ほど増加しております。加入者の皆様の応分のご負担によって成り立っております国保にとって大変厳しい、由々しき問題、状況となっております。

これら保険税の滞納の状況につきましては、ご案内のとおり平成20年秋の、いわゆるサブプライムローン問題、リーマン・ショック等に端を発した世界的な金融危機、世界同時不況や急激な円高による企業の収益悪化、受注減収が人員削減へとつながるなど、当町におきましても大きな影響があったところでございます。このような状況下におきまして、国保加入者の所得も減少し、このことが国保財政に大きく影響を与える要因となっております。

昨年度は国保運営に必要な財源を確保するための税額改定を実施いたしましたが、同時に 軽減対象枠の拡大を行ったことで、特に低所得者層の方々につきましては軽減を図ったとこ ろでございます。

保険税の滞納対策といたしましては、口座振替による納入の促進のほか、担当課による通常の徴収業務に加えて特別対応整理強化期間を設け、夜間の臨戸徴収などを行うなど滞納の解消に努めております。

保険税の未納がある世帯につきましては、特別な事情もなく1年以上保険税の納入がない 場合は、保険証を返還していただき、かわりに被保険者資格証明書の交付を行っております。 平成22年度末における交付件数は30件で、前年度末と比べて9件の増加となっております。資格証明書の交付に際しましては、通常の徴収業務、臨戸徴収のほかに保険証の切り換え時期、これは10月1日にあわせまして世帯の現状把握に加え、分納等納付方法や金額の相談をさせていただく機会の確保に努めておりますが、ご連絡いただけないなど特別の事情等についてお聞かせいただけない世帯につきまして、資格証明書を交付しているところでございます。

この資格証明書の交付をせずに納税相談もさせていただくこともなく、被保険者証の交付を事務的に行ったとしても納付がなければ、いずれは短期の被保険者証も途絶えてしまい、手元には有効期限の切れた保険証が残るだけで資格を証明するものが何もないという状態になってしまいます。このような状態は滞納の解消につながらないばかりでなく、医療機関を受診した場合、自由診療とみなされ、全額自己負担でのお支払いをいただくことになってしまうために、被保険者の方の大きな負担につながってしまいます。町といたしましては、税の公平な負担という観点とあわせて資格証明書の交付を行っている次第でございます。

いずれにしましても、高齢化社会の進展や医療の高度化等により今後も増加することが予想されます。国保税は加入者の皆様方の公平なご負担のもとに成り立つ国保運営を支えるための貴重な財源でありますことから、より一層皆様方の納税に対するご理解をいただけるよう努めるとともに、納税相談の機会を設ける中で滞納の解消にもさらに努めていきたいと思っております。以上でございます。

福祉健康課長(塚田君) それでは口の国保の現状と問題点の改善をについて、私からは滞納対策、また短期の被保険者証等についてお答えをしてまいります。

国民健康保険税の平成22年度の現年課税分収入済額は3億4,666万2,162円、 徴収率は94.1%、前年度と比べまして1ポイントの増となっている一方で、滞納繰越分 につきましては、収入済額1,850万7,124円ということで、徴収率は18.6%、 前年度と比べまして2.2ポイントの減となっております。

保険税の滞納対策といたしましては、文書による督促・催告や通常の臨戸徴収業務のほか特別滞納整理強化期間を設けまして、平成22年12月、昨年の12月には担当課及び関係課職員16名で延べ21日間、また年度末の出納整理期間には12名で延べ12日間の夜間特別臨戸徴収を行うなど滞納の解消に努めておるところでございます。

国保税に未納のある世帯で資格証明書交付対象世帯以外の保険税未納世帯につきましては、納税相談の機会の確保を目的に未納額や納入誓約の履行状況などに応じまして6カ月、3カ月、1カ月と有効期限を区切った短期の被保険者証の交付を行っており、平成22年度末の短期被保険者証の交付件数は99件でありまして、前年度と比べて6件の減となっております。

99件の内訳につきましては、6カ月が16件、3カ月が18件、そして1カ月が65件となっておりまして、1カ月交付世帯数につきましては前年度53件に比べて12件の増というふうになっております。

短期被保険者証につきましては、期間が短いほど事務的には煩雑になるわけでありますが、 一定期間ごとに状況をお聞きする中で1回の納入金額等について無理のない範囲で設定でき るなど、継続的な納税に有効なものとなっているというふうに考えております。

次に、再三の連絡や納税の相談にも応じていただけず、窓口で保険証をお預かりしている 状態にある世帯、ご質問の未交付世帯の数でありますが、平成22年度末で19件でありま して、これは前年度と比べて12件減少しております。これは納税相談の機会の確保に努め た結果、資格証明書交付世帯及び1カ月の交付世帯数が増えた分、未交付世帯の減少につな がっている状況にあると考えております。

繰り返しになりますが、国保税は加入者の皆様の公平なご負担のもとに成り立つ国保運営を支えるための貴重な財源でありますので、納税相談の機会を設ける中で滞納の解消にさらに努めてまいりたいと考えております。以上です。

総務課長(田中君) 私からは滞納者への差し押さえの現状と問題点についてお答えをいたします。

国民健康保険税の平成22年度において差し押さえを実施したものは6件でございます。

内訳は不動産への差し押さえが3件、滞納金額の合計は211万5千円で、差し押さえの 主な理由は住宅ローン等の借り入れ返済が滞ったことに伴う競売の実施に対応して差押処分 を実施したものであり、納付となった金額は0円、納付はございませんでした。

次に預貯金等の差し押さえが3件、滞納金額の合計は111万4千円で、差し押さえの理由は再三にわたる督促及び催告、即時納付通知や差し押さえ予告等に応じない方について実施したものであり、充当された税額は40万2千円となっております。

国民健康保険全体を見ましても滞納金額が大きく増加しております。納付にあたっては自主納付をお願いしておりますが、町からの呼びかけに何の反応もないケースなどについては、公平性の確保の面からも差し押さえ処分を実施し、対応しております。差し押さえした預貯金等につきましては、すぐに滞納税額に充当できますが、不動産や動産につきましては、差し押さえ後の購買等の実施がなかなか難しい状況であります。大変厳しい経済情勢の中で、国保財政の安定化のため滞納金額の削減に向け、毎月の月末・夜間滞納整理や年末特別滞納整理、年度末特別滞納整理等を実施し、対応しております。また並行して納税相談や滞納世帯の生活実態把握に努める中、生活の苦しい家庭、少ない金額でも月々納付している家庭を除き、場合によっては法に基づいた滞納処分を進め、滞納額の削減に努めてまいらなければならないのが現状であると考えております。

1番(塩入君) ただいま町長以下各課長から答弁をいただいたわけですけれども、特に滞納の 問題は坂城町だけではなくて本当に全国的にも大変な課題であり、果たしてこれから国保制 度が存続できるかどうかというほど大変な問題だと思っております。そういう意味で各市町 村も本当に対応に苦慮されているところも多いと思います。

先ほど町長の答弁の中で、滞納してきた原因として今リーマン・ショック以来本当に不景気になってきていると、そういう社会的な状況があるというお話もありました。私は、この問題もそうですけれども、もう少し角度を変えて私の考えを述べて第2の質問にさせていただきます。

まず滞納状況をどのように分析するかは大変重要な問題だと思っています。まず、みんなが納入しているので相互扶助という立場から滞納は認められないと、ペナルティを受けても仕方がないんじゃないかという為政者の立場で考えるか、それとも払いたくても払えない今の経済状況であればペナルティを与えるのは検討しようという町民の視点に立ち、弱者に心を通わせた町政にするかという点で大きく変わります。

どの市町村も滞納者が増えて2割近くなっているわけですが、私は、なぜなっているのか、 その原因を考えることがまず大事だと思うんです。厚労省の発表によりますと、2006年 ですけれども、国保税滞納世帯は国保加入世帯の2割を超えたと発表しています。坂城町で も17%以上の世帯が滞納して1億190万円ほど滞納額がたまってしまっている。

私は滞納に追い込まれる原因は、大きく分けて2つあると思うんです。

1つは今の国保税があまりにも高過ぎる。坂城町の22年度の1人当たりの国保税は何と 9万9,761円です。約10万円です。昨年5.8%も値上げしたので前年比で1人当た り5千円以上値上がりしています。

このように増えているのは、確かに医療費が、先ほど町長の答弁にもありましたように医療費は伸びていますけれども、一番の原因は国の国庫負担が出発のときは50%だったのですが、それがだんだん少なくなって半分近くになってきている。そのために国保税も今までと比べて2倍以上近くになっている。そこに大きな問題がある。国保以外の社会保険では50%が事業者負担になっているわけですね。ところが国保はそうなっていない。そこに大きな問題があるのではないか。

2番目には、国保に加入している人は経済的弱者です。最近退職した人や無職の人が5割近くを占めています。また社会保険に入れない非正規労働者が増えています。年間の収入が大変少ない人たちなんです。私の手元の資料にある長野県社会保障推進協議会の資料によりますと、坂城町でも滞納世帯の73%が年収100万円以下の人たちなんです。ぎりぎりの生活をしている人が多いのです。

このように滞納する原因は今の国保税が高過ぎること、加入者には経済的弱者が多いこと

と私は考えています。これについてどうお考えになるのか、再度町長に質問したいと思います。

2番目に、資格証明書をなぜ発行するのか。国は1年以上払わない場合は資格証明書を発行してペナルティをかけるということでずっとやってきているわけですけれども、例えば窓口負担が3割の人であれば窓口で6千円を支払えば済む場合、全額の場合は2万円を払わなければならなくなります。本当に大変な額です。特に年間所得が100万円以下の人にとっては、なかなか支払えません。従って、資格証明書をいただければ、発行されれば医者にかかりにくくなるのは当然です。

県下77市町村のうち、この資料によりますと資格証明書を発行している市町村は、わずか19市町村です。24%ですね。76%の市町村が発行していません。発行せず、粘り強く努力しています。

2008年、NHKの「クローズアップ現代」で過去2年間で資格証明書か無保険状態で医者にかかれず、手遅れになって死亡した人が41名いたというふうに報道されております。国民の健康を守るはずの国民健康保険制度が今や守れなくなっている。国が資格証明書等のペナルティを強め、自治体や住民に責任転嫁をしています。国がやらなければ自治体が住民の命と健康を守るしかないのではないでしょうか。このような観点から資格証明書の発行はやめるべきだと私は考えます。そのために、国保税を下げるために国に対して国庫負担を初めの50%に戻すように働きかけたり、町独自の一般会計から国保の方へ繰り入れたりする、そういう方法しかないではないでしょうか。再度町長の答弁を求めます。

第3に、短期証の問題ですけれども、先ほど課長から短期証の実態を答弁されましたが、 1 カ月の短期証が 6 5%を占めているわけですね。 1 カ月ごとに役場へ出かけなければならない。保険証を更新しなければならない。本当に大変だし、なかなか行きにくいと思うんです。どんな基準で 1 カ月というように決められているのか、また、どのような話し合いをされているのか。先ほど答弁の中にもありましたけれども、私としては本当に 1 カ月ごとというのは大変だと思うので、その辺同じ短期証でも 1 カ月から 6 カ月間あるわけですから、その辺をもっと配慮できないものかどうか。以上 2 点再質問です。

町長(山村君) ありがとうございます。まさに私が取り組むべきテーマだと思いますが、非常に重いテーマで国のレベルで対応していかなければいけない問題が多々あります。簡単に町の財政だけで解決はできないと思っております。引き続き国との施策の関係では、例えば市町村会とか町村会とか、いろいろな場もあります。そういう場でいろいろ努力をしたいと思っておりますが、今すぐ抜本的な解決策が町だけでできるかというと非常に難しい問題だと思っておりますが、今ご指摘をいただいたことを念頭に置きながら町の行政を進めていきたいと思っております。

それから先ほどの資格証明書を、これ、私持ち上げたように、じゃあ、これをやらなくて、確かに今おっしゃったように出しているところは少ないとおっしゃるんですけれども、私の観点では、じゃあ、出さないでそのままにしておいていいのかというと、これはまた別問題になると思いますので、今私の理解している範囲では、町はそういう証明書を出しながら、きめ細かくサポートしているのではないかというふうに理解しております。その中でご理解をいただくということが今、最善の策かなというふうに思っておりますので、そんなふうに現在のところは考えております。

あと残りは福祉課長からお答えします。

福祉健康課長(塚田君) それでは短期証の関係ということでありますが、若干今の資格証の関係で補足ということになりますが、確かに資格証明書を発行している自治体は少ないということでありますけれども、証明書を発行していない自治体の中で、いわゆる未交付、窓口預かりということで窓口でかえているところはかなり多いということであります。

坂城町といたしましては、できるだけ、窓口にありますと本人のところには何もないという状態になりますので、この方はあくまでも国民健康保険の資格があるんですよということで医療機関でわかるような形ということで、やむを得ない場合については資格証明書を発行しているということでご理解を賜りたいと思います。

それから1カ月は短いのではないかということであります。

先ほどもご答弁の中で申し上げましたように、1カ月ごとということになりますので、窓口の事務料も毎月ということになります。大変煩雑になるわけですので、できるだけ長い短期証、短期ですから長いことはないんですけれども、申し上げたいというふうには思っているんですけれども、やはりその人その人の状況に応じて、ずっと1カ月ということではございません。お話の中で徐々に改善をしてくれば、3カ月なり6カ月なりということで対応しておりますので、あくまでもそれぞれのご家庭、世帯の状況に応じて無理のない範囲で分納誓約をしていただきながら、まずは1カ月から、そして3カ月、6カ月というような形で徐々に改善をしていけるような、そんな形でお話をしながら努力をさせていただいているということで、ぜひご理解を賜りたいと存じます。以上です。

1番(塩入君) 今答弁いただきましたけれども、国保の問題、本当に大変で、町の職員の皆様もご苦労されていることはよくわかります。しかし、これはこのまま放っておくわけにはいかないと。本当に国民の命と健康を守るためにも国保制度を存続させていくためにも、ぜひ努力をしていってもらいたいというふうに思うわけですが、特に、やはり資格証明書の問題、無保険状態になるということは絶対あってはならないと思います。

そこで保険税を払えるのに払わない人も中にはいると思うんですよね。そういう人たちに は厳しく対応してもらうことは当然だと思うんですが、払いたくても払えない今の経済状況 に対しては、やはり本当に丁寧に親切に相談に乗って対応していただきたい。それを基本に する町政にすべきではないでしょうか。私自身そう思っております。ぜひそうしていただき たいというふうに思います。

以上で第1項の質問を終わりにして、次の健康なまちづくりをどのように進めるかについてご質問します。

イ. 特定健診、一般健診の現状と保健指導の充実を

医療費の現状を見ると大変多くなってきています。国保財政を安定化させるためにも健康 寿命を延ばし、健康で生きがいある生活を送るためにも予防医療が重要だと思います。特に 生活習慣病が増えてきている中で、いかに減らすか、また重症化をいかに予防するかという 点がポイントになると僕は思います。

県の厚生課で、かつて長野県が長寿県である理由として予防医療が進んでいて医者にかかる件数が少ない、高齢者の就業率が高く、各地の公民館で行われている生涯学習講座で学んでいる人が多い、保健師の数が多く、健診や保健指導など住民の健康維持を図っている等々の理由を挙げて長野県の長寿の理由を説明されております。まさにそのとおりだと思います。

では坂城町の場合はどうでしょうか。22年度の特定健診の受診率の現状、受診率アップの対策はどのように行われたのか、保健指導の取り組み状況と保健指導体制は今どうなのか、それから次に健康づくりのために医療機関とどのように提携をしているのでしょうか。先日の町長の答弁でも町内の医院、診療所に78%の町民がかかわっているというお話がありました。その点について、どのように提携されているか、ご質問します。

ロ. 予防医療と啓発活動の改善を

予防接種の現状と課題についてですが、今年度は子宮頸がん、ヒブワクチン、小児肺炎球菌など国が補助を出して可能になりましたけれども、来年度は補助になるかどうかわかっていません。場合によっては出さない可能性も強いです。そのときには町独自でも続けるべきだと私は思いますが、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

次に、75歳以上の高齢者の肺炎球菌には補助が出ていません。高齢者は肺炎になりやすくて、それがもとで死亡することが多いです。高齢者の命と健康を守るためにも補助すべきではないでしょうか。千曲市は1人につき2千円の補助を出しています。

次に、人間ドックへの補助ですが、1日ドックで1万5千円、半日ドックで1万3千円になっていますが、他の市町村ではもっと補助を出しているところが多いのですが、補助率アップをできないかどうか。また妊産婦健診の国からの補助が今年までとありますが、来年度がわからない状態です。町独自でも続けるべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。以上予防接種にかかわってです。

それから健康づくりの部分で出前講座の現状、また啓発の教材、例えばDVDですけれど

も、そういう状況はどうでしょうか。さかきふれあい大学の出前講座などに積極的に参加で きる体制があるのかどうか、ご質問したいと思います。以上です。

福祉健康課長(塚田君) 健康なまちづくりをどのように進めるのかにつきまして順次お答えしてまいります。

まず、イの特定健診、一般健診の状況等についてであります。

特定健診、特定保健指導は、国において糖尿病等生活習慣病有病者の減少と中長期的な医療費の伸びの適正化を図ることを目的といたしまして、平成20年度から医療保険者に義務づけられたものであります。受診率の目標値というのも設定されておりまして、平成24年度で65%というふうに定められております。

町といたしましても医療費の分析等から糖尿病等の有病者の減少及び医療費の適正化に向けた取り組みが大変重要であるというふうに考える中で、特定健診、特定保健指導を実施しております。特定健診は40歳から74歳の国民健康保険に加入されている方を対象といたしまして、また一般健診については20歳から39歳、また75歳以上の方を対象に20年度から始めております。特定健診は集団健診といたしまして、日曜日、また夜間の健診も含めまして10日間実施をし、また人間ドックや医療機関での個別健診についても対象者に受診を勧めております。

ご質問にあります特定健診の受診率でありますが、20年度が、町の目標ですが、35%に対して44.3%、21年度が目標40%に対しまして39.2%、22年度が目標45%に対して39.9%ということで、21年度、22年度は目標を下回っているという状況です。このため受診率の向上を目指して受診されなかった方々には再度通知を出したり、あるいは電話による受診勧奨も実施しているというところでございます。

受診されない方にその理由をお聞きいたしますと、現在医療機関で治療中という方がおよそ15%でありました。このため今年度からは治療中の方につきましては治療されている医療機関から特定健診に相当する検査データを町に提出をしていただくということで特定健診を受診したとみなすという方法を取り入れまして受診率アップを図っているというところです。

次に、特定健診、特定保健指導の取り組みの状況についてであります。

特定健診の結果については3段階、積極的支援、動機づけ支援、情報提供の3つの階層に 分けられますが、そのうち積極的支援、動機づけ支援につきまして、保健指導を行っている ということであります。

この保健指導の実施率も目標が定められておりまして、国で24年度において60%ということに目標がなっております。

保健指導を行います結果報告会、これには1人約30分ぐらい時間をかけまして、22年

度においては受診者の約7割にあたる823名の方が報告会に参加をされました。参加されなかった皆様方には郵送で結果報告書を送付するということになりますが、特に保健指導の積極的支援が必要な方につきましては、直接ご家庭を訪問して説明をさせていただいているということであります。また保健指導を実施した方には必ず町で作成した健康記録をお渡しし、ご自分の健診結果と日常生活を結びつけていただいて健康について考えていただくという、こんな取り組みをしております。

22年度においては積極的支援の方が46名ということで、24名の方が指導を受けられ、この保健指導を終了された方は14名でありました。また動機づけ支援につきましては108名のうち保健指導終了が44名ということで、合わせまして保健指導の終了率は37.7%ということで、これも町では53%目標設定しておりましたが、これを若干下回ったということであります。このほか医療機関で治療中の方が461名、そのうち治療のコントロールが不良という方が141名であったり、特に糖尿病のコントロール不良の割合が7割を超えているということでありまして、糖尿病におきましては服薬と同時に継続した保健指導が必要であるというふうに思われます。

この特定健診、特定保健指導の成果といたしましては、継続した保健指導によりまして若干改善された部分もございます。ヘモグロビンA1cという、これは平均的血糖を見る値でありますが、7.0%というコントロール不良者が21年度は3.2%でありましたが、翌年2.0%、本年度は1.4%というふうに徐々には下がってきているということで、継続した指導の成果のひとつというふうに考えております。

今後の課題ということでありますけれども、目標受診率を下回っているということであります。特に40代、50代の男性の受診率が低いということから、この年代を中心とした未受診者対策、これが大きな課題であるかというふうに思います。また現在、対象者というのが約3,200名いらっしゃるのですが、現状受診率40%、1,200~1,300名の方が受診されているという状況であります。これが目標65%ということでありますので、これを達成しますと、受診者が2,100名ほどになるということでありますので、現状よりも800名増える、1.6倍になるということであります。こうした受診者増加を目標とする中では、現在のマンパワー、これが十分対応し切れるかどうか、こういった状況も今後の課題となってくるのかなというふうに思っております。

次に医療機関との連携ということでありますけれども、町内の開業医の先生方とは毎年保健センターの事業計画や事業結果について打ち合わせをさせていただいております。この会によって連携を図っております。また今年度は生活習慣病のひとつであります糖尿病について町内の医療機関と連携をし、健診結果と治療の状況を診療明細書レセプトと突合いたしまして、治療に沿った栄養指導、保健指導を実施しております。今後におきましても医療機関

との連携を密にいたしまして、健康なまちづくりに結びつけてまいりたいと存じます。

続いて、ロの予防医療と啓発活動の改善をでありますが、初めに予防接種の現状と課題であります。

予防接種につきましては、予防接種法に基づき実施しております。予防接種には市町村の 責務として行います定期接種、それから希望者が接種する任意接種ということで2通りに分 けられております。

現在、町では定期接種といたしましては、乳幼児を対象に3種混合など7種類の予防接種、小学生を対象に2種混合、日本脳炎などの予防接種、また中学・高校生を対象に麻疹・風疹などの予防接種を実施しております。これは全額町負担ということであります。

また任意接種という中では乳幼児を対象に、先ほどもお話ございましたヒブワクチン、小児肺炎球菌、それから中学1年生から高校1年生の女子を対象とした子宮頸がん予防のワクチン接種を現在は全額公費ということで国から2分の1の補助をいただく中で実施をしております。このほか65歳以上の方及び60歳以上64歳までの方で心臓、腎臓、呼吸器に重い障害がある方を対象にいたしまして、インフルエンザワクチン接種を自己負担1千円ということで町が2,600円を負担をする中で実施をしております。先ほど議員さんの方からもございましたけれども、子宮頸がん、あるいはヒブワクチン、小児肺炎球菌、これは昨年度より新規に開始をいたしました。

それから日本脳炎の予防接種というのが接種後の重症事故が発生したということで、平成 17年から21年度まで接種が国の勧告で中止をされておりました。これが昨年度、22年 度から再開をされたということで、中止期間に接種できなかった方については追いかけてこ れからまた接種をしていくというようなことになってまいります。そんな中で本年度当初予 算では予防接種に係る予算、昨年度に比べて1,800万円ほど増加をしております。

それから先ほどございましたように子宮頸がん、ヒブワクチン、小児肺炎球菌、これにつきましては、来年度、これは定期接種ということで町の責任において実施をせよというようなことに位置づけが検討されているということであります。これがそういうことになりますと、国の補助がなくなるということであります。個人負担をどうするんだという部分もありますけれども、これにつきましては来年度以降、町の負担につきましては、また周辺の市町村の状況を見る中で検討してまいるわけでありますが、いずれにしても町の負担が増えるという状況でございます。

ご質問をいただいた老齢者の肺炎球菌ワクチン接種でございますが、これは1回接種すると5年間ほど効果があるということでありますが、実は5年たってもう1回できるかというと、これはできないことに日本ではなっております。この接種部位に強い副反応が起こるということであります。1回の接種が約9千円から1万円ほどかかるということでありますけ

れども、先ほど千曲市の例もございました。県内でも幾つかの市町村は公費負担をしている ということでありますけれども、まだまだ少ない状況でありますし、先ほど申し上げたよう に現在行っている予防接種を継続するだけでも相当の費用負担が考えられるということでご ざいますので、これにつきましては他の市町村の状況を見る中で今後検討してまいりたいと 思います。

それから妊婦健診の例もございました。これも議員さんのご質問にありましたように、まだ国の方で方針が固まっておりません。現状14回の基本健診のうち6回目から14回目までの9回の基本健診について2分の1補助をいただいて実施しているわけでありますが、これにつきましても国の動向を見る中で今後検討してまいることになるかと思います。

人間ドックの補助金、おっしゃったように他の市町村と比べて決して高い状況ではないかというふうに思います。しかし、人間ドックの補助金が高いから特定健診の受診者が高かったり医療費が安いかというと必ずしもそういう相関関係にはないということで、人間ドックの補助を全くしていない自治体が県内にありますけれども、ここが常に特定健診率が高かったり、医療費が低かったりと、そういう部分もございます。当面は現状の中で人間ドック含めて特定健診の受診率を高めていくということで努力をしてまいりたいなというふうに考えております。以上です。

教育文化課長(中沢君) 私からは出前講座ふれあい大学講座における健康づくりについてお答 え申し上げます。

さかきふれあい大学では、教養講座、専門講座、出前講座、人材バンク登録制度、大学との連携を大きな柱として、学びを基礎として町民の皆さんの生きがいづくりと健康の豊かさを深め、いきいきと生活できるよう努めているところでございます。

出前講座は5名以上の団体から役場内の各課、消防署、社会福祉協議会など要請のあった 団体のところに出向いてお話をするものでございます。健康に関する出前講座におきまして は、福祉健康課が直接の担当となり、平成21年度には心と体の健康づくりが実施されてお ります。坂城町内では高血圧の方が多いという事例に触れ、正しい血圧の測り方や高血圧症 にならないための予防法について保健師から講義をいただいております。病気予防といった 観点から出前講座として町栄養士を講師として料理講習も実施して食育の推進に図っており ます。教材等の貸し出しについては、今までご利用いただいた例はない状況ですが、パネル 等の教材もございますので、今後要望に応じて実施してまいりたいと思いますので、お気軽 に出前講座をご利用いただけるとありがたいと存じます。

生涯学習の振興といった観点から、さかきふれあい大学を通じた健康づくり講座につきましては、本年5月には仙台市立病院の高橋正彦医師による「認知症の今」といった教養講座について100名を超える多くの方に参加をいただいております。

専門講座ではNPO法人のやじろべえ代表の中澤純一さんによる「痴呆症を考える」と題した専門講座を開校し、受講された15名の方には、さらに認知症についての理解を深めていただいたところでございます。毎年健康な生活が送れるよう、さかきふれあい大学の専門講座の中で15名前後の参加を得る中で、料理講習、食育講座、ウォーキング、ストレッチなど講座を何回か開校してアピールしてきたところでございます。講座内容によっては、受講していただいた方から、もっと若いときにその話を聞けばよかったなどといった感想を聞くことがございます。聞いていただきたい世代の方に受講いただけないことが多いのが現在の課題と言えます。今後、講座時期も考慮しながら多くの方々に利用いただけるよう、講座を企画運営してまいりたいと考えます。

講座内容につきましては、受講いただいた方々のアンケート調査をもとに講座の内容、講師の選定等を行っているわけですが、福祉健康課とも連携しながら健康な住民が多いまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

1番(塩入君) 答弁が長くて再質問の時間がなくなってしまいましたので、私のまとめというか、意見を申し上げて終わりにしたいと思います。

まず健康のまちづくりということでは、北海道の上富良野町、1万2千人の人口のところですが、非常に進んでいるんですね。そこでやっているのは、本当にさっきの受診率が74%、それから保健指導の実施率が78%と全国に抜きんでています。そこでは医療費を抑制するにも大変な効果を上げています。例えば特定健診を受診した人としない人の医療費の差は何と1カ月で1万円にもなっているんですね。そういう意味で本当に予防医療が今求められていると思うんです。

そういう中で私はぜひ坂城町でもやってほしいのは、今の上富良野町では6人の保健師がいて保健指導を徹底しているんですね。坂城町はわずか4人、しかも4人のうち1人は包括センターの方へ行かれて、こちらの保健センターでは3人と。1.5倍の保健師がいるんですよ。そういう中で本当に1件1件相談に乗ったり、きめ細かに地域を回ったりして徹底していると。要するに住民の健康実態を十分把握しているわけですね。そういう取り組みがあってこそ、こういう成果が上がっているということで、坂城町でも保健師の数をせめてもう1人増やしてほしいということ。

それから人間ドックの問題もありますが、今の予防接種、国の出方によって変わっていくようでは、あまりにも子どもたちや子育ての世代のお母さんたちがかわいそうですよ。ぜひ国がどう変わろうとも町の責任でやってほしいということです。

それから最後に、健康づくりの出前講座でいろいろさかき大学でもやっていますけれども、 ぜひ出前講座に積極的に出ていただいて、公民館やいろいろなところ、また人が集まるとこ ろに行って健康チェックとか健康づくりについての話をぜひしていただきたい。今日時間が あれば取り組まれた実例のお話もしたかったわけですけれども、やればやはり道は開けると 思うんです。ぜひそうやってほしいと思います。

健康で笑顔のあふれる坂城町にするために、ぜひこの課題を重点課題として追求していた だきたい。以上で私の一般質問を終わりにします。

議長(宮島君) ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

(休憩 午後12時12分~再開 午後1時30分)

議長(宮島君) 再開いたします。

次に、5番 窪田英子さんの質問を許します。

- **5番(窪田さん)** ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問いたします。
 - 1. 大型石油貯蔵タンクの安全対策について
 - イ. 地域住民の不安解消と安全対策について

坂城町には長野県下最大級の屋外石油タンク基地があります。国道沿いに5基のタンクがあり、今年ばらの絵で坂城町をアピールしています。そのほかに役場の裏に13基のタンクがあります。消防法に満たされていない改修を必要とするタンクは2015年には完了の予定となっています。1千kℓ以上、その進み具合はどうなっていますか。

消防署を訪ねると防油堤といって今では各家庭でも条例で石油タンクの下に防油堤を設置しなければいけないそうです。敷地内全体が塀があり、敷地は全部コンクリートで、万が一こぼれても、その塀と床のコンクリートに油がたまり、外に出ない防油堤で守られているそうです。また役場との間は水幕といって万が一のときは穴のあいた鉄のパイプから上に向かって噴水が出て二次火災を防ぐようになっているとのことです。タンクと鉄のパイプを結ぶところは蛇腹といって地震で揺れてもパイプと貯蔵庫の接点が割れてしまわないようにストローの角にある凹凸とぎざぎざでできていて、揺れに対応して少しぐらいの揺れで壊れないように強くしてあるそうです。タンクの上の屋根は側面の鉄と違ってやわらかくできていて、万が一のときの炎が横に広がらないよう、上に炎が向かうようになっているとのことでした。初期消火に努めるべく上田、長野、千曲消防署と対応を持って消火に努めるとのことです。

JX日鉱日石エネルギー株式会社北信油槽所に行きました。消防訓練は2ないし3カ月に 1回行っているとのことです。油製品なので化学法で消火するとのことです。行政では住民 が安心して暮らせる危機管理と対策はどのようにしているか、答弁をお願いします。

また昭和37年に現在の所在地に許可して大分年数がたっていますが、その点はどのように考えられていますか。

ロ. 地域住民への情報の提供は

現在も東日本大震災の生々しい傷跡の癒えないこのごろ、震度6ないし7とかテロ等の想

定外の場合が一番住民にとって不安です。想定外の情報をどのように知らせ、どのように動いてもらうのか、周りの住民の方々の訓練はどのようになっていますか。行政としての安全対策を地域住民に情報を提供していただき、住民を安全に守っていただきたく答弁を求めます。1の質問はこれで終わります。

住民環境課長(塚田君) 大型石油貯蔵タンクの安全対策について、イの地域住民の不安解消と 安全対策についてお答えいたします。

JX日鉱日石エネルギー株式会社北信油槽所は昭和37年の開設以来、現在は、お話のあったとおり18の屋外タンク貯蔵所にガソリン、重油、軽油、灯油など最大数量で合計約1万2千klを貯蔵する能力を持つ長野県下最大の輸送施設として、長野県東北信地方一帯と新潟県、群馬県、山梨県の一部地域へ大型タンクローリー等で各種事業所やガソリンスタンドなどに輸送、供給を行っている事業所であります。お話にありましたように、昭和37年に設置したタンクが6基、40年が1基、44年が2基、45年設置が3基、50年が1基、58年が5基という内訳になっております。

平時の操業時における安全対策については、施設点検を徹底し、事故の未然防止に努めるとともに消防法等の関係法令を遵守し、消火栓、防火水槽、消防ポンプ、水幕装置など、先ほどお話があったとおりの消防設備を設置いたしております。オイルの流出等に備えた防油堤の設置などの対応や今月の6日にも防災週間にあわせての防災訓練を実施されておりましたが、年3回から4回の防火防災訓練を行っております。

なお、油槽所で火災が発生した場合においては、千曲坂城消防本部によりタンク火災に対応可能な装備を有する部隊を迅速に投入する必要性から、化学車及び泡消火薬剤等の輸送、補給の運用計画を定めた火災出動計画が策定されており、さらに上田広域連合消防本部との相互応援協定や長野市消防局、松本広域消防局への応援要請により、約1万8千0の消火薬剤の調達や人員・機材の出動を得る中で消防活動が実施されることとなります。北信油槽所の円筒形タンクは、地震等の自然災害の対応についてはタンクは多くのピットと呼ばれる柱を埋め込んだ地盤に建設しており、また貯蔵タンクの開放時、要するに空になったときには消防法に定められた検査を実施し、タンクの鉄板の厚さや内部亀裂の有無などの調査を10年に一遍という定期的に実施する中で安全性の確認を常に行っているという状況でございます。

JX日鉱日石エネルギー株式会社北信油槽所においては、企業の社会的責任や企業コンプライアンスを最重要視し、定期的な点検・検査、保守・補給を実施し、今後も地域住民への安全確保を行う中で地域の一員として企業活動にあたられているものと考えております。

続いて、ロの地域住民への情報の提供はについてお答えいたします。

テロや武力攻撃などの兆候が事前に把握された場合には、国から国民保護法に基づく警報 がエムネットと呼ばれる法定通知により1分以内に、また大規模地震などの災害や国が確知 した緊急情報については全国瞬時警報システム J アラートにより人工衛星により $1 \sim 2$ 秒以内にそれぞれ国から各市町村に伝達されます。

油槽所などの危険施設を攻撃目標としたテロなどの武力攻撃事態が発生した場合には、施設の破壊に伴う爆発、火災による地域住民への人的被害の発生を初め鉄道などのライフラインの被災など二次被害の発生が想定されるため、警戒区域の設定や住民避難指示など、平成18年度に策定された坂城町国民保護計画に基づき、国、県を初め消防、警察、自衛隊等あらゆる防災機関との連携により、住民の生命、財産に対する被害を最小限にとどめるための活動を実施するものであります。

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、ミサイルの発射段階で攻撃意図、攻撃目標やその精度により実際の着弾地点の特定は困難である状況がありますが、国などからの発令された警報を有線放送や広報車を使用し、また消防機関や警察との緊密な連携を行う中で、住民に対し、迅速かつ的確な情報提供を行ってまいります。油槽所としての対テロ対策として攻撃目標とならないための具体的対策として明記されたものはございません。夜間警備を含めた24時間体制での監視や構内での定期的な非常時通報訓練を含めた防災訓練が実施されております。

住民の訓練はということでございますが、このような災害が発生した場合は、避難することが第一であります。町の総合防災訓練での避難訓練の際に、そのような想定をするなどの工夫が必要と考えます。

- 5番(窪田さん) それからもうひとつ、年数と改修工事とでお金がかかるということで、 2015年と2020年に完了ということだそうですが、こういう費用がかかるということ で長く延びているわけですけれども、そういう費用のことを考えて万が一人里離れたところ へ移動なんていうことは絶対に考えられないものなのでしょうか、お聞きしてもよろしいで しょうか。
- **住民環境課長(塚田君)** ご質問の内容でございますが、あくまでも1事業所のことでございます。町が予定どおりお金がないから更新できないとか、そういうことで町がとやかく言うものでもございません。

また違う場所に移動ということでもございますが、その問題についても町が事業所に向かってそのようなことをお願いするなり、指導するなり、そういうことはできないというふうに考えております。

5番(窪田さん) わかりました。

では、2番目の質問をいたします。

- 2. 認知症対策について
- イ. 家族の会全国アンケートの結果について

「認知症を知っている。介護保険制度を知っている。そうすると安心して暮らせる。」というと4.9%、「不安がある」90.1%、「よくわからない」5.0%。今度は逆に「認知症を知っている。介護保険制度を知らない。安心して暮らせる。」1.9%、「不安がある」76.4%、「よくわからない」21.7%。「認知症を知らない。介護保険制度を知っている。安心して暮らせる。」3.7%、「不安がある」51.9%、「よくわからない」44.4%。「認知症を知らない。介護保険制度も知らない。安心して暮らせる。」3.8%、「不安がある」48.1%。

認知症と介護保険制度に関する知識や関心を持っている人ほど自分や家族が認知症になった場合、不安があると考える人が多い。

公益社団法人認知症の人と家族の会本部京都がまとめた全国アンケートで、こんな傾向が あることが16日にわかった。家族の会の高見国生代表理事は制度としての認知症対策が不 十分であることのあらわれではないかと指摘している。この件を答弁お願いいたします。

全国各地の該当22万人に配付、回答3,860人。「認知症と介護保険制度を知っている」3,384人、「不安がある」9割、3,049人。「認知症、介護保険制度を知っている、知らない、関係なく不安」3,366人。

徘徊を防ぐ見守りは介護保険制度の対象外であることから在宅ではサービスが不十分。介護保険は認知症には使いにくい。サービスは使えます。限度額も足りない。要介護認定が軽い。その場合、特別養護老人ホームにすぐ入れるのか。家で見られなくなったときの経済的な不安、負担。認知症の人は元気で体が動くときほど火の不始末、徘徊などの心配で介護が大変。

ロ. 制度の不十分さ県内からも指摘

「認知症は病気と言われながらも現行制度はそれに対応したものになっていない。介護保 険制度や安心につながる制度になること、認知症に対する理解を多くの人に求めていきたい」。 高見代表理事。

この制度の不十分さ、県内からも指摘していますが、この点をご答弁をお願いします。

福祉健康課長(塚田君) 認知症対策のご質問について順次お答えをしてまいります。

まず初めにイの関係であります。広域法人認知症の人と家族の会という団体が実施したアンケート結果からのご質問でございます。

このアンケートの回答の中では、認知症と介護保険制度に関する知識や関心を持っている 人ほど自分や家族が認知症になった場合に不安があると考える人が多いという傾向があると のことでございます。

ちなみに坂城町の実態につきましては、全国の会が行ったようなアンケートを独自に実施 をしているわけではございませんので、坂城町の実態については不明でございます。町内で の認知症の方の人数につきましては、現在寝たきり老人等ということで町に申請登録している方の中で申し上げますと、4月1日現在で29名の方がいらっしゃいます。これはあくまでも一部でありまして、実態がなかなか把握できないというのが現状かなというふうに思います。

なお、県が発行しております認知症に係る冊子の中で県内には認知症の方が推計で3万人 以上いるのではないかというような数字も上がっております。

さて、認知症について知っている方に将来に対する不安をかかえる方が多いというのは、 やはり認知症が将来、自分自身も含め、誰もが高齢化によって発症する可能性があること、 また認知症になった方の治療方法というのは認知症が治るというよりは、これ以上進行しな いようにする治療が主になるということなどが起因しているのではないかというふうに思わ れます。また認知症の発症後の家族の方々にとりましては、介護、見守りなどいろいろとご 苦労があるところでございますので、困ったことや不安がつきまとうのは当然のことという ふうに推察されます。

町が行っている対応についてでございますが、認知症の方及び介護者の方々への身近な相談支援の総合窓口といたしまして、町地域包括支援センターが中心となり、町保健センター並びに町在宅介護支援センターと連携を図りながら対応しているところでございます。そして相談者の方へは認知症について正しく理解していただくよう、またあわせて一般の方にも認知症に対する偏見を持たず、自分たちの問題であるという認識を持ち、認知症をかかえる人が安心して生活ができるように支援・対応に努めております。そのほか総合窓口としては県の認知症コールセンターなどをご案内しております。

なお認知症を発症された方に対する専門的な相談には、町内に4名いらっしゃいます認知症相談医、お医者さんであります、この先生方や県内の老人性認知症センターなどの病院を紹介したりしております。また必要に応じて全国的に組織された家族会の団体、先ほどのアンケートを行った団体でありますが、認知症の人と家族の会をご案内をしているところであります。

町では認知症の方を含む老人のいる家庭を支援する目的で町在宅介護支援センターを設置いたしまして、老人保健福祉の各種相談及び調整などを行っております。さらに認知症を含む寝たきり老人等の家族に対しましては、ご本人や介護者の不安解消や負担軽減を図るため、さまざまな支援を行っているところです。寝たきり老人等介護者ホームヘルパー受講支援事業、この事業によりまして、家族の方が介護経験を生かしましてホームヘルパーとして活躍することを支援するため、さらに介護技術の習得を目指して研修を受講される方のために補助をしたり、寝たきり老人等介護者慰労事業、この事業により介護を行う、ご家族など介護者への慰労金の支給ですとか、また寝たきり老人等介護者交流事業によりまして、介護をし

ている方に対し、介護者間の交流の機会を提供し、介護者の心身のリフレッシュを図ったり、 またさらに介護用品購入費用支援事業ですとか、寝具洗濯等サービス事業など、さまざまな サービスを行っております。

幾つか事業を挙げましたけれども、町では認知症の方々やご家族の皆さんが安心して暮ら していける地域を目指しまして窓口の対応を充実し、サービス制度の周知などを努めてまい りたいと考えております。

続いて、ロの制度の不十分さ県内からも指摘されているということについてでございます。 介護保険制度は、要介護者ご本人はもちろんでありますが、介護を行うご家族などの負担 の軽減を図ることも制度の大きな目的となっております。認知症の方の介護は寝たきりなど の主に身体状況に起因する介護が必要な方とは違ったご苦労があるというふうに言われております。

そういう中で度重なる制度改正を経えまして、身近な相談、支援の窓口としての地域包括 支援センターの設置や認知症対応型のデイサービスやグループホームといった新しいサービ スの創設など、認知症の方に対する、より使いやすいサービス体系の確保が行われてきたと ころでございます。

町内におきましても認知症対応型通所介護サービス、いわゆる認知症でサービスと言われているものですが、これが2つの事業所で、それから認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームと呼ばれておりますが、これが1事業所ございまして、認知症の方々に対応したサービスが提供されており、延べ今年の6月の利用状況でありますけれども、延べ43名の方が利用されております。また制度創設当初より認知症に係る介護の手間が反映されにくいのではとの声をいただいていた要介護認定につきましても、幾度かの改正を経まして認定調査における調査項目や判断基準の見直しなどが行われまして、より実情に即した認定が行われているところでございます。

町の状況を申し上げますと、8月末現在の要介護認定者は647名で、このうち認知症の度合いをあらわす基準となっております認知症高齢者の日常生活自立度、これが日常生活に支障をきたして常に介護が必要と言われます4という基準があるのですが、これ以上の方は62名いらっしゃいます。要介護認定者全体に占める割合は9.2%という状況でございます。この62名の方の介護サービスの利用状況、これも今年の6月利用分でありますが、この状況を見ますと、特別養護老人ホームや老人保健施設、またグループホームなどの施設に入所されている方が50名と大半を占めております。それから入院中の方が1人いらっしゃいますが、この方を除いて残りの11名が在宅で生活されているというふうに思われますが、この11名全員の方が何らかの介護サービスを利用されております。

ご指摘ございました徘徊を防ぐための見守りにつきましては、現在の制度では介護保険の

給付対象にはなっておりませんが、町では独自の事業といたしまして、認知症の高齢者の方に対しまして位置情報を利用した携帯可能な検索機器の貸し出しを行っております。現在2名の方にご利用いただいております。また町では高齢者支援、介護予防の拠点である地域包括支援センターを中心として関係機関との連携も図る中で、適正な介護サービスの提供や介護や支援が必要な高齢者やご家族のご意見ご要望をお聞きする相談窓口の充実に努めているところでございます。

一概に認知症と申しましても、その症状もさまざまでありまして、日常生活に支障となる 度合いも個々の状態により大きく異なることから、困ったこと、不安なことがありましたら、 どんなことでも結構ですので、まずはご相談をいただくということがより介護への何よりの 近道というふうに考えるところでございます。

また本年6月には、さかきふれあい大学の専門講座といたしまして「認知症を理解する」と題し、認知症サポーター養成講座を開催いたしましたところ、10名の方が受講されましてサポーターとして登録されました。この認知症サポーターというのは、認知症に対する正しい知識を持つことで認知症を理解し、可能な範囲で認知症の方や家族をサポートする応援者ということであります。こういった皆さんが増えていくことは大変心強いことだというふうに思います。今後も一人でも多くの皆さんによき理解者、応援者となっていただくよう、この講座を開設をしてまいりたいというふうに思いますので、大勢の皆さんに受講、ご参加をお願いをしたいと思います。

認知症や介護保険制度を知っているほど不安があるというお話でございますが、今後も進む高齢化社会の中で認知症という病気を正しく理解し、制度を知ることはますます重要になってくるものと思われます。町といたしましては、さらなる知識や制度の普及に努めてまいりたいと考えております。あわせて制度上の課題につきましては、県などから定期的な調査等もございますので、折に触れまして状況や要望として伝えてまいりたいと考えております。以上でございます。

5番(窪田さん) 福祉の方にも相談しましたら、困ったら相談に来てほしいということでした。 正直家庭内のことを話すと心の中もすっきりするので、そういうことは役場に行って福祉の 方に相談するといいなと思いました。

それから特別養護老人ホームの費用が高くて年金でやっと支えているという家庭がありま したけれども、その費用は大分高いのでしょうか。

それから暴れたり徘徊したり家族が困って相談して万が一そういう施設に入った場合、暴れるので睡眠剤を与えて寝せるとか、そういうことをよく耳にしますので、そういう点はどうなのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。お願いします。

福祉健康課長(塚田君) お答えをいたします。

こういった冊子を、それぞれご家庭に毎年お配りをしてございます。こちらの中で老人保健福祉介護保険サービスガイドというものでございます。それほど毎年制度改正があるわけではありませんけれども、毎年今、わかりやすい現状のところをお配りをしている状況でございます。こちらの中にいろいろなサービスの内容ですとか、あるいは利用に係る負担等細かく掲載をさせていただいております。介護度によりましても料金が変わりましたりということがございますので、一概には申し上げられませんけれども、介護度によりまして利用できるひと月の限度額でありますとか、それから養護老人ホームですとか、それぞれの老人保健施設ですとか、それぞれのものによって費用がまた異なってまいりますので、そちらの方をご覧をいただければというふうに思います。この中には、まだ要介護前であっても利用できるサービスですとか、認知症のご相談の窓口、それから先ほどちょっと申し上げました、余分なことまで言って申し訳ありませんが、町内にいらっしゃる4名の相談員の方の名簿も載ってございますので、またご参考にご覧をいただければというふうに思います。

それから施設でのお薬の関係でちょっとお話がございましたけれども、基本的に投薬というのは医師の指示によって行う医療行為であるというふうに思いますので、その正しい医師の診断、判断によって投薬されているのかなというふうに考えております。以上です。

5番(窪田さん) 答弁ありがとうございました。

では、3番目の質問に入ります。

3. びんぐし湯さん館について

これは11カ所ぐらい聞いてきましたので、それを述べてみたいと思います。

和田、町内・市内の方は3千円、町外・市外の人5千円、枚数は10枚プラス1枚。長門3千円、市外の人は5千円、10プラス1枚。ささらの湯、朝風呂は3千円、町外の人は3千円、これも枚数は10枚プラス1枚、昼間は5千円、同じく市外・町外は5千円、10枚プラス1枚。万葉温泉、20枚の場合は5,600円、町外・市外5,600円、枚数は20枚プラス2枚。万葉温泉3千円、町外3千円、10枚プラス1枚。観世温泉3千円、町外3千円、10枚プラス1枚。長野うるおい館6,500円、町外6,500円、10枚プラス1枚。方の会は5,500円、10枚プラス1枚。十福の湯、町内・市外6千円、10枚プラス1枚。真田の湯、町内・市外5千円、10枚プラス1枚。相染の湯5千円、町外5千円、10枚プラス1枚。美しの湯5千円、町外5千円、10枚プラス1枚。白鳥園5千円、町外5千円、10枚プラス1枚。為さん館5千円、10枚プラス1枚。楓温泉3千円、町外3千円、10枚プラス1枚。湯さん館5千円、5千円、10枚プラス2枚。

坂城の町は大きな災害もなく、住みやすく夢とか希望の持てる町だと思っています。まだ 行政の力で小さな夢を育てることもできます。びんぐし湯さん館も町民の皆さんが10年間、 町内・町外の同一価格に耐えてきたので、そろそろ10周年を来年迎えるにあたり、和田や 長門のように町民にやさしい価格にし、老後のひとときを温泉で病気を克服したり疲れをとったり、笑顔でみんなと語り合ったり楽しい憩いの場にできるよう、こんなちょっとしたことが健康保険を長い目で見ると減らすことができるのかもしれません。75歳以上の車の運転のできない方々のバスの送迎とか、福祉の力をかりて住民に温かい心が伝わるまちづくりを考えています。イベントのときはお客さんとして入浴や食堂に結びつけ、安くした分人数でカバーできる対策はないのでしょうか。答弁を求めます。

ロ. 利用の現状と利益は

町の人たちの入浴のサービス、入浴中の防犯対策、湯の温度のサービス、ぬるい、普通、熱い、現在の利用状況、そのバスの利用状況、食堂の利用状況を知りたく思っています。またアンケート調査をし、どんなことを望んでいるか、住民の方々の不満をなくして住みよい坂城町にしたく答弁を求めます。

町長(山村君) ありがとうございます。ご質問の順序とちょっと変わりますけれども、私の方からは、びんぐし湯さん館の現在の利用状況、それから坂城振興公社というのは株式会社でもありますので、その運営状況などを含めてお話しします。残りは企画政策課の方で答えてもらいます。

今お話ありましたように、びんぐし湯さん館は平成14年4月にオープンいたしました。今9年ということでございます。始めたときは当初は年間約30万人ありました。入館者数が平成21年度で26万人ということで、若干減ったということでありましたけれども、平成22年度には前年度に比べ、また1万人増加して27万1, 199人ということで、若干もり返してきたということでありますが、今年は、途中で2月7日には250万円、累計を達成いたしました。1日平均大体700人ぐらいのお客様に来ていただいております。

ところが、今年3月11日発生の東日本大震災、これはいろいろなところに影響を与えまして、観光についても全国の観光に影響を与えました。長野県でもゴールデンウィークの観光地利用者数は前年度比95%というふうに発表しております。

湯さん館では、これに加えまして落雷がありまして、その落雷のために臨時休業を余儀なく されたということがありまして、4月から8月までの入館者数は前年同時期対比で94.9%、 約95%となっております。

坂城町の振興公社では町内企業との指定福利厚生施設契約ということで、いろいろな企業 さん、あるいは団体とそういう契約を結びまして、お客様を積極的に増やしていただこうと いう取り組みを今始めております。経営改善を進めるということでも今、努力をしております。 8月度の実績を見ましたら、ちょっとほっといたしましたけれども、前年同期比で99%とい うことで、前年度並ということになってきました。また8月度でも利益、収入増ということ も出てきました。効果が出てきているなというふうには思っております。 しかしながら、先ほどご指摘ありましたように、来年10周年を迎えるということですが、特にこういう温泉施設というのは傷むのもなかなか早くて施設面では経年の劣化による設備環境の障害がいろいろ出てきております。今まで大きなリニューアルもやってこなかったということもありますので、ぜひとも私は来年の10周年に向けて目新しさとか新鮮さというのを訴えられるようなことを取り組みたいと思っております。10周年の記念イベントというものをやっていきたいと思っておりますし、建物並びに設備の点検調査というものも行っていきたいと思っております。こういう施設は外に見える変化と、それから内部の施設の更新というものがあります。内部だけしっかり直してもお客様から見ると、ちっとも変わっていないと言われますので、お客様が外から見て変わったなというようなことも10周年に向けてリニューアルしていきたいと思っております。

先ほどちょっと申しましたけれども、経営に対しても特に今年は非常に客が落ち込んだりということがありまして大変ご心配をかけましたけれども、今申し上げましたように10周年に向けていろいろ経営上の手を打ってお客様に楽しんでいただいて経営的にも安定していくと、健全な経営ができるというふうに努力していきたいと思っております。今スタッフー同、毎月経営会議というのをやりまして、これも今年から始めましたけれども、いわば、こういう言い方をするとあれですけれども、民間の目を持って、びんぐし湯さん館の経営を見直しているというところでございます。以上でございます。

企画政策課長(宮﨑君) 私からは、びんぐし湯さん館についての質問のうち、町内の待遇、利用の現状と利益はと2つご質問いただいていますが、順次ご答弁申し上げたいと思います。

まず、町内の待遇ということでご質問いただきました。

びんぐし湯さん館の入館料につきましては、開館当初、それと平成22年に改定をしたわけですけれども、両方とも近隣の公営温泉施設等の実態も参考にさせていただきながら料金等設定をしてきております。この中で回数券のお話を大分いただきましたけれども、町においては10枚プラス2枚ということで、12枚を回数券として設定したり、年間券等についても近隣施設等よりもできるだけ安くというようなことで設定をさせていただきまして、利用者の負担を軽減し、利用しやすい施設というようなことに心がけてきているところでございます。また町民の皆様の優待事業として200円の割引券を1世帯当たり5枚配付させていただきまして、平成22年度からは、そのうち100円を町が負担して町民の利用促進を図っておりまして、22年度には1万1,530人の利用がございました。

このような町民への優待事業は、今、窪田議員さんからもご紹介いただきましたけれども、 長和町以外では福祉施策として障害者や高齢者を優待しているところを除いて近隣ではほと んど実施していないというような状況でございます。長和町につきましても、経営主体であ ります長和町振興公社の負担で実施しているとのことでございまして、町民の優待と坂城町 振興公社の経営安定の両面を考慮し、当面は今までどおりの優待事業をさせていただきたい と考えてございます。

次に防犯対策につきましては、鍵のかかる貴重品ロッカーがございますので、こちらをまずご利用いただき、鍵につきましても、その場に置いておくのではなくて腕につけて浴場にお持ちいただくよう呼びかけや表示を行ったり、テレビカメラの設置や現在では15分に1回の巡視を行い、盗難防止対策を図っております。

次に、浴槽の温度につきましては、源泉の温度が約44度でございまして、現在、源泉 100%の利用で水で薄めるという、そういうシステムにはなっていないということで、浴 槽では40度から43度というような状況でございます。

お客様のお好みに応じて湯温を調整するという、そういうことになりますと、浴槽を仕切ったり温度調節のための設備を新設するなど大規模な改修が必要になりますので、これから進める来年の、町長も言いましたけれども、10周年のリニューアル計画の中で慎重に検討させていただきたいと思います。当面、現在施工中の源泉タンクの増設工事が10月末に完了する予定でございますので、源泉の汲上量を調整することによって若干でも湯温の調整ができないか検討してみたいと考えております。

次に、ロの利用の現状と利益はというご質問でございます。

主なところは町長が先ほど答弁いたしましたけれども、町の指定管理者として、びんぐし 湯さん館を運営している株式会社坂城町振興公社は町が73.3%を出資し、民間活力を導 入しつつ収益を一定程度地域社会に帰属させる行政補完型第三セクターとして設立されてご ざいます。従いまして、経営感覚を求めつつ、町民福祉の増進を期するものとして運営して いるところでございます。

坂城町振興公社の第10期経営状況報告書が今議会冒頭で議員の皆様に配付されておりますけれども、平成22年度は56万1千円の利益を計上することができました。しかし、東日本大震災の影響や最近の燃料費高騰など経営をめぐる情勢は厳しいものがありますので、坂城町振興公社とともに経営の改善の取り組みを進めております。

次に、湯さん館の送迎バスにつきましては、団体のお客様の送迎として平成22年度では 町内151回、町外15回、合計166回の利用がございました。

また食堂の利用につきましては、来館者の減少と昨今の景気後退などから徐々に減ってきておりますけれども、平成22年度では前年度に対しまして若干回復いたしまして、6,250万円ほどの売り上げとなってございます。

しかし、震災の影響などもありまして、平成23年度では現在のところ前年度対比97.6% と再び減少に転じております。8月だけですと、前年対比112%と回復もしているという ことでございます。 次に、町民アンケートということでございますけれども、町民アンケートという形がいいのか、利用者アンケートという形がいいのか、いずれにいたしましても、これからリニューアルということもございますので、振興公社とともに検討をしてまいりたいと思います。リニューアルを含め、湯さん館全体の経営改善の取り組みの中で客単価の向上、それと食堂の売り上げ向上も図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

5番(窪田さん) ぜひアンケートは行っていただき、アンケートはどのくらいの、3月とか4 月とか、そんなこともお聞きしたいなと思います。

それと、その結果については広報で知らせるのか、どういったもので知らせてくれるのか、 それも見たいと思いますので、その方向もご一報願いたいと思います。

企画政策課長(宮崎君) お答えいたします。

アンケートにつきましては、私もただいま議員さんから初めてお聞きした内容でございますので、先ほどもご答弁申し上げましたように、振興公社とともにどういう形が一番いいのか、そのアンケートをどんな形で反映していくのか、それらを含めて今、広報へ公表するのか、いろいろお話もいただいたわけですけれども、それらを含めて検討させていただきたいと思います。以上です。

5番(窪田さん) では、検討の時期を待ちたいと思います。これで第3の質問を終わります。

議長(宮島君) ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午後2時20分~再開 午後2時31分)

議長(宮島君) 再開いたします。

次に、13番 柳澤澄君の質問を許します。

- **13番(柳澤君)** ただいま議長より発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。
 - 1. 災害に対する効果的体制を
 - イ. 災害発生時の具体的対応は

自然災害発生時の対応は第2回定例会でも取り上げましたが、身近な具体的な点について、 もう少しお尋ねをいたします。

今村恒明という地震学者についてご存じの方も多いとは思います。明治38年ごろ、地殻の変動に気づき、近いうちに東京周辺で大地震が起きると本に発表しました。世間を不安にした、大騒ぎになったと大変な非難を受けました。同じ東大の大森という主任教授などが騒ぎの鎮静化に苦労したようですが、関東大震災は起きました。その後、紀伊半島沖での地震発生を予測して自費で10カ所の観測所をつくりましたが、戦争のため観測は中止せざるを得ませんでした。その予測どおり昭和21年12月、マグニチュード8.0と推定される南海地震が発生しました。終戦直後で調査もほとんどされなかったようですが、和歌山から四国の塩田などまで被害は大変甚大だったようであります。

こうした歴史がありながら阪神淡路でも今回の東北沖でも大きな被害となりました。自然 災害には観測や予知もできない部分が多くあります。ゲリラ豪雨も同様です。先日の台風も 2つの高気圧に挟まれ、偏西風がいつもより北寄りだったということで偏西風にも乗れず、 ほとんど例のない動きをして足踏みによって紀伊半島はひどい状況になりました。まさかと 多くの町村で避難指示や勧告も出たり、遅かったりだったようであります。今後台風の発生 は増えるだろうとか、いや、減るだろうとか、学者によって見方が違いますが、温暖化でと 思いますが、大型で強いものになっていくという予想はほとんどが一致しているようです。 こうしたことを考えて幾つかお聞きいたします。

最初に、防災計画書であります。

中は防災というより災害発生時の対応に多く触れています。それらが書かれているとおり機能するか、実際に縦割りでない庁舎内外あるいは関係機関等と連携し合って発生を想定した行動を実施してみているか、お尋ねをいたします。

次に、防災計画書やマニュアル以前の対応についてであります。

発生の初期段階が重要だと思います。行政や消防や警察などの手が全体に届くのには時間がかかります。特に休日・夜間、範囲が広い場合などは格別です。弱者を含めて避難の誘導、避難場所をどこにするか決める、あるいは情報連絡や時には交通規制等々発生現場で誰がどう行うのがよいと考えているか。また、そういう点での町民との連携を合意を含めて考えてきたか、お伺いいたします。

また近年の災害は場所も原因も状況もかつて考えられなかったように変化をしています。 過去の災害を地図に記し、状況を記録して対応を考えておくというようなことがされている か、お尋ねいたします。

災害発生時の初期対応について、提案があります。

最近、自助・共助ということが盛んに言われます。地方自治の基本のひとつでもあろうか と思いますが、向こう三軒両隣という言葉がありますが、あえて向こう三軒隣組といった組 織的なものを町内につくりませんか。

ロ. 災害に対する訓練は十分か

関東大震災の日を選んで防災の日とし、その前後に行われる防災訓練、我が町も毎年行っていますが、この訓練をどう評価しているか、お聞かせください。

また町内各自主防災会の活動をどう把握整理しているか、お聞かせください。

火災の初期のために消火器や消火栓の使用を習うように自然災害の初期対応を小集落ごと に具体的に勉強するというようなことが大切と思います。これについて考えをお聞かせくだ さい。

ハ. 弱者はどう整理、対応するか

独り暮らしの人、高齢者、心身に障害のある人等、最近は、この辺でも隣近所の様子がはっきりわからない世相になっています。個人情報保護ということが、それに輪をかけています。これらの人を誰がどのように確認したり誘導できるかであります。ボランティアを募集登録というようなことも計画書にありましたが、それは地震や雨風がおさまった後とか後処理に大変な災害で時間のかかる、そういう場合だろうと思います。最初は自分のことです。人ごとでありません。また2人暮らしであっても2人とも高齢で心身が弱っているとか、中には目が少し悪い、耳が聞こえにくい状況という人たちが増えています。これらは災害時の弱点、あるいは盲点になる心配があります。これらについて、どう考えているか、お聞かせください。以上で1問目の1回目の質問を終わります。

町長(山村君) ありがとうございました。今、災害に対する幅広い観点からいろいろご質問をいただきました。その対応の中でも特に日ごろの訓練ができていないと対応もできないということでありますので、私は質問のロの災害に対する訓練はどうなっているかという点について、まずお答えさせていただいて、残りを担当課長からお話しさせていただきます。

最近、南条の訓練、それから、その前は上平地区でも訓練がありました。いろいろ参加させていただきました。非常に大切な訓練だと思っております。それから数多くの方が参加していただいたということについて非常に感銘を受けております。そのような経験からも踏まえましてお答えしたいと思っております。

まず8月28日、南条地区におきまして6地区の自主防災会から計422名、消防団ほか 防災関係機関より267名、計687名が参加して町の総合防災訓練が行われました。今年 の防災訓練は、東日本大震災、長野県北部地震の発生を受けて、自主防災会長の指示により 参加者が初期消火、倒壊した建物からの負傷者救出、負傷者搬送、応急手当、水防訓練と5 種類の訓練に出動するという大変実践的な訓練内容でございました。参加者同士が協力して 瓦礫の撤去や生き埋めになった方の負傷者を救出、搬送し、その場にある雑誌や手拭いなど で応急手当を実施するといった一連の流れの中で、訓練そのものの技術的な体験に加え、非 常時やいざというときは助け合うと、今お話ありました共助の意識づけが図られたものと考 えております。

また7月23日には頻発するゲリラ豪雨と言われる集中豪雨や台風シーズンを迎えるにあたりまして、県の建設事務所との合同で土砂災害・全国一斉防災訓練を上平地区で実施し、地元上平からは120人の参加を得るなど地域での防災意識の高さを感じた次第でございます。

そのほかにも本年は町内10区で各自主防災会を中心に自主的に消防署や消防団との共同により防火防災訓練を実施あるいは近く実施を予定しております。

訓練内容をお聞きしますと、初期消火訓練、消火栓訓練、搬送訓練、救急救護訓練、水防

訓練など地域の実情にあわせた訓練が実施されております。今後も地域で起こり得る災害に対して被害を最小限に減らすための訓練を多くの住民が参加して実施されることを望むとともに、町としましても全面的に支援してまいりたいと考えております。

また各区の婦人消防隊分隊長さんの参加による災害発生時の避難所運営をシミュレーションした図上訓練、ハグ(HUG)が7月に実施されました。これも私、訓練の様子を参加させていただきました。災害時の避難所運営については女性ならではの視点が大変大切であるということや女性の方々のかかわりの重要性を改めて意識した次第でございます。

町の総合防災訓練をどう評価するかということでございますが、多くの方に参加していただいての訓練でありましたが、課題は実際に災害が発生したとき、訓練したことを生かすことができるかどうかであります。緊急時には訓練したこと、経験したことはできますが、訓練していなければ、なかなかできるものではありません。そのためにも日ごろの取り組みが非常に重要であると考えます。各自主防災会や各事業所単位での取り組みを初めPTAの校外活動など比較的小規模の集まりでも防災座談会やAED講習などの防災訓練が行われるなど、3月11日以降の防災に対する意識は大きく変化していると考えます。住民一人一人に芽生えた防災への意識、助け合いの心を大切に育むことで町全体の防災意識の向上、そして安心・安全なまちづくりにつながっていくと考えております。

自然災害による被害を全くなくすことは不可能であります。町としましては、東日本大震 災や長野県北部地震などの大災害から得た教訓を今後の活動に生かしていくとともに、災害 による被害を軽減する減災を進めるために、避難などソフトも含めた住民主導の対策への転 換も重要な課題であると考えております。

いずれにしましても、今年度はいろいろなことが起きました。それを皆さん、切実なものと考えておりますので、この際町も全面的に協力して今までの考えをさらに発展させて取り組みを進めたいと思っております。以上でございます。

住民環境課長(塚田君) イの災害発生時の具体的対応はについてお答えいたします。

町地域防災計画は、災害発生時の被害を最小限にするための予防計画、災害が発生した際の応急対策計画、そして災害後の復興計画など災害発生時に防災のために処理すべき業務などを時間的順序に沿って記載され、地震対策や風水害対策など災害の種類ごとに現実の災害に対する対応に即して構成されております。

災害発生時の災害対策本部の設置などに至るまでの初動体制については、応急対策計画の中でも最も重要なものであり、警報・注意報の発令状況や地震発生時の震度、災害発生の状況に応じて基準を設定し、体制を速やかに整えることとしております。

具体的には強風及び大雨洪水注意報が発表された段階、町内に震度3から4の地震が発生 した場合において、豪雨等の状況や災害発生の危険性を判断する中で、総務課長が必要とし て認めた場合、または建設課長、産業振興課長、住民環境課長が総務課長に要請した場合に、総務課を事務局とする配備検討会が開催されます。

配備検討会においては、収集した情報に基づき、今後の対応策について協議を行い、必要に応じて準備体制である準1号配備、警戒体制である1号配備の指令が出されることになります。幸いにして当町には大きな被害はありませんでしたが、先日の台風12号への対応の際には気象台からの進路予想や勢力が大型であるとの情報などから配備検討会により9月2日午後5時30分に警戒態勢を発令、関係職員及び消防団長、副団長には自宅待機が指示されております。

また警報が発令される震度5の地震が発生するといった警戒態勢より災害の発生の危険度がより増した状態あるいは実際に災害が発生した段階には、町長を本部長とする災害対策本部が設置され、災害への即応体制である第2号配備を設置、さらに甚大な被害が発生するとの予測段階、震度6以上の地震発生時においては非常体制である第3号配備の辞令が出されることとなります。

災害対策本部は災害対策本部会議を開催し、基本方針を決定、7部21班からなる災害対策本部組織は基本方針に基づき迅速かつ的確に災害応急対策を実施していくこととなり、要援護者の保護や避難所の開設、被災者や避難者の情報収集、情報伝達、交通規制など事象ごとの対応については各部の分掌事務に基づき、より適切な対応がなされることとなります。

ご質問にありますように、災害は、いつ、どのような形で発生するかわかりません。平日の昼間に発生するのであれば対策本部の立ち上げには時間はかからないでしょうが、もし仮に深夜に直下型の大地震が発生した場合など、災害対策本部の立ち上げまでには相当の時間が必要になると考えられます。また台風による被害は、あらかじめ予報により警戒態勢をとることができますが、土砂災害等により交通が遮断した場合には、現場に到着するまでに相当な時間がかかることにもなります。

このように大災害が発生したとき、交通網の寸断、同時多発火災などにより行政、消防、警察などの防災機関は十分に対応できないという可能性がございます。そのようなときに力を発揮するのが地域ぐるみの協力体制であると考えます。地域住民が自発的に救出・救助活動をして被害の拡大を防ぎ、その後の復興にも大きな力を発揮していることはご存じのとおりであります。また災害発生後の避難生活が長引く場合にも、地域住民が助け合ってさまざまな困難を乗り越えなければならないことも事実であります。

地震や台風、集中豪雨などの自然災害を押さえ込むのは容易ではありません。今後は国や 県、町が行うハード整備や救助などの公助に加え、一人一人が自らを守るため、避難訓練に 参加したり地震で自宅が倒壊しないよう耐震補強などを行う自助、そして地域の住民同士が 助け合う共助のすべての対策をさらに強化することが必要になってくると考えられます。 町防災計画につきましては、国、県の動向を踏まえながら、東日本大震災や長野県北部地震などの大災害から得た教訓をもとに充実を図ってまいりたいと考えるところであります。

福祉健康課長(塚田君) 私からはハの弱者はどう整理、対応するかについてお答えを申し上げます。

災害時において高齢者や障害者など、いわゆる災害時要援護者をどう救い、どう守っていくかは、先般の東日本大震災を初め避難を要するような災害のたびに大きな課題として指摘をされているところであります。この課題を解決するには災害時において、どこの誰がどんな支援を必要としているかを事前に把握し、個々の状況に応じた対応が大変重要になります。

災害の際に無事に避難をした要援護者の事例を見ますと、身近にいる家族はもちろんでありますが、隣近所など地域の助け合いが絶大な力を発揮しています。災害時においては町がすべての方を助けられればいいのですが、それは現実的には不可能でありますし、そういった中では、たびたび出てまいりますが、要援護者の方につきましても、ご自身の日ごろの備え、いわゆる自助と地域の助け合い、いわゆる共助が不可欠であるというふうに考えるところでございます。

従いまして、重要なのは助け合う地域の皆様が地域のどこに支援の必要な方がいるか、その方がどんな状況で、どういった支援を必要としているかなどを要援護者の同意を得る中で 把握していただいたり、それをもとに具体的に誰がどのように支援にあたるかなどを決めて いただくことが最も有効な方策ではないかと思うわけでございます。

これには時間的にも労力的にも地域の大変なお力をお借りしなければならないわけでありますが、既に町内でもそのような取り組みをされている自治区も幾つかあるわけでございます。そんな事例も参考にしていただきながら、そうした取り組みが全町に広がりますよう、町といたしましても社会福祉協議会と連携をして啓発に努めてまいりたいと存じますので、この場をお借りしてご理解とご協力のお願いを申し上げる次第でございます。

また町におきましては、自助、共助、公助という仕組みの中で被害を最小限にできるよう、 災害時要援護者の避難支援に係る全体計画の策定とともに福祉施設などを利用した福祉避難 所の設置など、災害時に備えた関係機関との調整を進めてまいりたいと考えております。以 上です。

13番(柳澤君) イでは4つ、口では3つ、ハでは2つのお答えをいただきたいというふうに申し上げたつもりですが、十分ではありません。どうしてそうなっちゃったのか、今お聞きしながら考えていたのですが、結局、私、最初に申し上げたように、今回身近な具体的な点についてということで基本的に申し上げているわけであります。

お答えにもありましたが、自然災害というのは本当に突然にどんな形で起きるかわからないわけであります。そのときに平日であろうが、何であろうが、対策本部ができたり、各地

区にも対策本部ができたり、指令が出されたりという以前のことをどうしようかというふうに考えてお聞きしているつもりなんです。それで向こう三軒隣組なんていうことも申し上げたわけなんです。ちょっと順序立ててお聞きしようと思ったんですが、そういう基本的なところでちょっと違っていますので、例を申し上げたいと思うんです。

ここ十数年の間にあったことなんですが、人家から数百m入った樹種転換した山が雨で、 大きい木を切って苗木を植えたために突然に崩れて下の林道を埋めて、その下の畑まで埋め てしまいました。そのとき畑にいた人が危険だったわけであります。

それから具体的に出浦沢川が、あれは何年でしたか、15年でしたか、大きく水が出たときに六ケ郷用水にぶつかって六ケ郷用水があふれて県道がわからないように冠水しちゃったんです。そのとき自分もその場へちょうど行っていましたので、間違いのないことなんですが、走ってきた車が、もう夕方だったような気がします、県道の側溝があるのがわからないで、水がかぶっているもんで、そこへ飛び込んでしまって、後続いてきた車を「だめだ。だめだ」というので「向こうへ回れ」というようなことをして誘導したりしたんです、素手で。これも後で考えると大変危険な交通規制めいたことをしたわけであります。

また、そのときでしたか、別のときでしたか、やはり大水が出たときに、ある女性が独り暮らしでいる家の、おわかりになる課長さんもおいでになるかと思うんですが、入る道がどんどん崩れてしまって入れなくなった。女性が飛び出してきて「どうなっちゃう。どうなっちゃう。家まで流れちゃう」と言って飛び出してきた。川の反対側で「寄るな。寄るな。下がれ。下がれ」とこうやって止めて、それで少し人が寄ってきたもんで「おい、木流ししろ、木流ししろ」と言ったが、木流しという意味が通じませんでした。それで、まもなく消防の人たちが来て中に木流しを知っていましてやったのですが、やはり慣れていないから細い木を切ってきて東にしたけれども、それは川の真ん中に浮いちゃうわけです。「そこへ石乗せろ。大きい石抱いてきて乗せろ」なんて言ってやったのですが、そういう場合の対応、それはどうやってやっていくか、そこが一番基本なんです。雨がやんで水も一定になって落ち着いてからのことは、まだいいんです。そのとき、その女性が家が心配になって川端へ来た、その足元が崩れた、流れた。これ、もう少しで起きた状況でもあったわけであります。

そういう面で総務課から本部ができて各区長さんに連絡をとって避難したら避難した結果をまた町へ報告してと、そういう段階のことを申し上げているわけではないつもりであります。

それでお聞きをしながら自分で答えるみたいになってしまうような気がするんですが、防災訓練にしても町の防災訓練、それから自主防災会の防災訓練、全く否定はしていません。 ただ、今申し上げたようなことに対応する訓練、そういう点では少し足りないのではないかと。そういうところを見直す必要がありはしないかと、このことについては今後考えるとか 考えないとか、お答えをいただきたいと思うんです。

もう1点は、今申し上げましたような、いろいろなことが起きているわけです。急に崩れないと思っていたところが崩れたと。そういう例が最近増えてきているのですが、そういう状況を、過去のそういう実態を地図の上に印をして、あそこは危ないよということで、その地域へみんなにわかるようにしておく、そのときにどうするというような対応も考えてもらっておく、そのことが必要ではないかと思うんです。そういうことを今までの災害を記録されて印したり記録されたりしているかどうか、それもお尋ねするんです。

最終的には、ぜひ向こう三軒両隣組みたいなものをつくってもらわなければというふうなところへ行ってしまうのですが、特に発生直後は人のことどころではないという状況ですから、共助といってもなかなか難しい中で、独り暮らし、高齢者と言われますが、2人暮らしでも、先ほど申し上げたかと思うんですが、2人暮らしでも2人ともが十分避難所なら避難所へ避難するということが不可能だという、簡単ではないという、不可能ではありませんが、簡単ではないという人が増えているのですが、そういう人をどういうふうに把握、対応するか。それもお聞きしたいと思うわけであります。現実に1人は認知症になりかかっている、1人は脳梗塞、その夫婦がお互いに困って近所を歩くだけでも大変だという状況が数えれば近くに何人かいるわけであります。とりあえず今申し上げた3つほどお答えをいただきたいと思います。

住民環境課長(塚田君) ただいま議員さんの方からお話のありました件でございますが、議員 さんが行った行為そのものが既に共助であるというふうに感じます。やはりそのように声が けをする、それは地域住民の皆さん、その場所におりましたら必ずやることだと思うんです。 やはりそういうことが必要だなというふうに感じました。それが実践で出てくるというのが、 やはりさすがだと思います。

それで訓練でございますが、水防訓練、やはり具体的に以前の大水の出たときに千曲川の 堤防が崩れたとき、そういうときに木流しをしたり、蛇籠を放り込んだりというようなこと がございました。やはり消防団とともに地域でそのような訓練、実際に災害を想定した訓練、 やはりそういうのが必要となると思います。これはやはり地域で訓練を行っておりますので、 その中にプログラムとして組み入れていきたいなというふうに思います。

また過去の災害につきましてですが、これはやはり建設課の方で対応されていると思います。いろいろな地域での大水が出たとか土嚢を積んだとか、そういうのは建設課の中でマニュアル化といいますか、あそこは必ず水が出るよとか、そういうものが既にできていると思いますので、その点につきましても、それはやはり役場の職員全部が周知できるような、そんな仕組みづくりがこれから検討させていただきたいと思います。以上です。

福祉健康課長(塚田君) 私からは高齢者のお2人暮らしの方も要援護者になられるのではない

かというような、そういった方をどう把握していくかというような意味合いでのご質問かと いうふうに思います。

災害時にどういった方が援護を必要としているかということであります。確かに町の方でも、例えば独り暮らしの高齢者でありますとか、あるいは障害、これも重度の障害でありますとか、あるいは視力の障害があったり聴力の障害があったりというのは、手帳を持っている範囲でありますけれども、把握はできるというふうには思います。

ただ、やはりその人それぞれ暮らしの状況が違います。実際にそのお宅にすぐご家族で援護できる方がいるのか、これは時間帯にもよるかというふうに思います。そんなことによってもまた異なってくるかと思います。議員さんからお話ありましたように、高齢者の2人暮らしの方も町内に数多くいらっしゃるのかなというふうに、データはございませんけれども、思います。その方がどんな暮らしの状況で、どんな形で日常生活を送られているのかというのは、やはりこれは町で把握するというのは不可能というふうに言わせていただいてもいいのかなというふうに思います。これはやはり地域の方、隣近所の方が一番よくわかっているのではないかなというふうに思います。

そういう意味合いで町の中で一番に地域住民助け合いマップを作成されました上平区におきましては、どういった方が援護を希望されているのかということを1件1件アンケートをとられながらマップづくりを進めていっていただけたのかなというふうに思います。ほかの区におきましても、そういった取り組みを始めております。これもやはりご本人が援護をお願いするんだという同意がないと個人情報という部分が一番ネックになってまいりますので、それを同意をいただきながら進めていくというのが一番でありますので、特に役場の方の、いわゆるそういう手帳を持っているですとか、登録があるとか、そういうことでないそれぞれの状況で援護を要する方、例えば妊婦さんであったりですとか、それは地域の状況によってそれぞれ異なるのかなというふうに思います。

町としても、例えばこういう方々が要援護者ですよというような地域の皆さんに進めていただく段階で、ひとつの例示として、そういった情報を提供しながらということができるのかもしれませんが、やはり最終的には地域の自主的な取り組みに頼らざるを得ないというのが実情でございます。そんなことでご理解をいただいて、ぜひ町内広い地域で、できれば全地域、全自治区でその取り組みを一日も早くスタートしていただければと。

繰り返しになりますが、社会福祉協議会とともに町も精一杯その支援をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

町長(山村君) お答えします。

今の説明にもありましたが、その中で1点だけ確認というか、そういう話を申し上げたい と思っております。 柳澤議員から対策本部をつくるということではなくて、まず現場の対応がちゃんとできて いるかどうかということのお話がありました。

この前の上平の訓練もそうですし、南条の訓練もそうですけれども、まず現場が問題箇所を発見するわけですね。対策を講じながら速やかに本部を結成すると、そういうトレーニングでもあったはずです。従いまして、まず消防団員、現場でまず第一発見をする消防団員のトレーニングが非常に大事だと思いますし、婦人消防隊の日ごろの訓練がまさしく大事だと思っております。特に家庭の中での初期防災をすると。火を消す、対応する、それをやりながら並行して全体的な組織、本部をつくって組織的に対応すると、これは両面でやるのが非常に大切であろうというふうに思っておりますので、ちょっと1点補足をさせていただきます。

13番(柳澤君) お答えいただいていないのがありますが、ちょっと整理をしてもう一回申し上げます。

お答えいただいていないことというのは、今までの災害のあった場所を地図の上に落として、どのような状況だったか、今後どう対応するかというような、そういったことをされているでしょうかということをお聞きしたはずなんですが。

あわせて申し上げたいのですが、結局、今、地域でというお話もありましたが、その地域 とはどこのことを言っているのかというのが私の最初に申し上げました身近な具体的なとい う意味であるんです。

向こう三軒両隣というのは、戦時中を思い出しちゃうんですが、4~5軒あるいはせいぜい10軒ぐらい。そうすると、その中だと個人情報が何だろうが、大概は見当つくんです。 そういう組織、それを組織化したらどうなんだろうというところへ話は行ってしまうんですが、それ以前にみんながわかっていなければいけないこととして、今まで起きた災害のことをきちんと整理してあるかなと、これを先ほどお聞きしたつもりなわけなんです。

それ以外にも、いろいろな問題が出ているんです。この間の雨で、7月でしたか、松くい木を伐倒した木が積んであったのが、また川へ流れました。それで、ばかに雨の割合に水が濁ると思ったらスポット間伐したところが崩れて、その濁りがどんどん来たということのようなんです。これは全部最初から最後まで見ていたわけではありませんが、ほかに崩れた場所がないから濁りはそういうことだろうというふうに思うんですが、いろいろなことがあるので、過去のことを一回崩れたその周辺はまた崩れる心配があるよということで、その地域へも印をしたようなものでわかるようにするようなことが、行政では把握できるでしょうから、したらどうだろうなと思うんです。

ちょっと話変わるんですが、15年でしたか、16年ごろ、はっきり申し上げてもいいかな、網掛のある人が「十六夜観月堂の上の方のところの山が地割れして崩れてきそうだ」と。

「そんなばかな」と言って県道へ行ってみたらわからないんです。「だめだ。向こうのサイクリングロード、あそこへ行ってみ。わかるわ」と言って、行ったら確かにちょっとおかしいので、あそこへ上ってみたんです。そしたら落ち葉ではっきりはしませんが、どうもずれたみたいに見えたわけなんです。町へ飛んでいって、当時どなたか、そんなことはいいんですが、話したら「そういうのは困るんだな。いっそのこと崩れてくれればやり方はあるんだが」というような、これはお互いの困ったなという話で終わっちゃったので、その後崩れないからいいのですが、「そういう場所もあるよ」とか「あそこは1回崩れて、あの続きは危ないよ」とか、そういうものをちゃんと把握しておく、それが防災の一番初歩のことではないだろうかと。やってないかどうかお聞きしたのですが、やっていなかったら「やります」ぐらいのお答えをいただけたらと思うわけなんです。

そのこと1点と、結局はそういうことを考えるときに、地域、地域といっても、繰り返すようですが、5軒ないし、ひとつの消火栓に女性3人で練習をというようなことを盛んにやってきましたが、それをもうちょっと広げた5軒ないし10軒ぐらいのまとまりを何か行政の方で指導して、これは大変なことです。簡単に線を引いてつくるわけにはいきませんが、それをすることが急に発生した災害に対応する一番早い道だろうと、そんなふうに思うわけなんです。自分の経験からしても夜中に一人で土砂を取り除くなんていうことがなくて済むんです。

その2点について、それをつくる気持ちが、大変なことであっても、そういう組織化をするようなお考え、あるいは検討してみるというようなことがあるかどうか。過去の、あるいは危険箇所を地図に落とすというようなこと、「出浦沢川が危ないよ」「谷川のどこが危ないよ」ではなくて、そういうことがされるかどうか。それから、隣組的なことを考える、検討するか、その2つについて最後お答えをいただきたいと思います。

住民環境課長(塚田君) お答えいたします。

先ほどお答えしたと思っておりましたが、伝わらなかったようですが、一応、建設課等で、 そういう危険箇所、そういうものについてもうデータ的にはあると。

ただ、そのような地図で落としているとか、そういうことがないので、今後検討させてい ただきますと先ほどお答えしたつもりでございます。

それと隣近所の関係ですけれども、そちらの方につきましても、やはり共助というものが 大切だということで、町長からも答弁ございましたように、やはりそういうものに力を入れ ていくということでお答えをしておるということでよろしくお願いいたします。

13番(柳澤君) 建設課の方で把握しているだろう、やっているだろうみたいなお話でしたから、建設課からお答えがあるかと思っていたので、なかったから最後お聞きしたいと、こういうことでありますので。大体わかりました。やっていなくて、今後はやっていただけそう

な話ですから、結構です。

ただ、共助、共助ということは、繰り返すんですが、その地域地域でと。地域といったって坂城町地域、南条地域、そういう地域もありますし、四ツ屋地域、そういう地域もありますし、そういうものではない地域を考えてほしいということを申し上げていたのですが。何か明瞭に考えてみるとか、そんなことはやれっこないことだとか、そんなことは価値がないんだとか、そういうお答えをいただけないんでしょうか。

副町長(宮下君) 柳澤議員さんの地域というとらえ方だというふうに思いますけれども、今申 し上げました隣三軒両隣という部分につきましては、それが自治体といいますか、各自治区 の基礎だというふうに考えています。個々の住宅がある、そして組合、班ですとか、それぞ れ地域の中でのとらえ方は違うかと思いますけれども、そういった部分の積み上げが、ひと つの自主防災会の基礎になっているかと思います。ですから、あえて町がこれからそういっ たものについての活性化なり、組織立てをする必要なく、地域の自主防災会の中で位置づけ られているものではないかというふうに考えます。

また上平地区におきましても自主防災会をつくっていただいたときに、どういった問題があるのかという中で検討したときに、やはり昔と違って今、議員さんも質問の中でおっしゃっておりましたけれども、隣のことがわからなくなってきているというような状況の中で、改めて隣近所を回って、誰がどのような形で援助を求めているのかということを自分たちの中で、地域というのは班なり組合なりという中で、それを図面の中に落としていくというようなことが取り組まれているかと思います。ですから、その部分につきましても、いろいろな地区でも、そういった上平区、中之条区、そして今、金井区でもそういった取り組みが進められているということであります。やはりそれは地域の中でその必要性を感じてきているというふうに思います。

それと先ほど来、危険箇所が図面に落ちているのか、落ちていないのかというお話がありました。建設課の方できちんと落としてあります。また消防団におきましても、過去の災害の状況を受ける中で、どこを見に行ったらいいだろうかというところは最優先で回っております。

また最近のゲリラ豪雨の中では道路からの水の流入というのがあると。それにつきましては、前の一般質問の中でも建設課長の方で答えておりますけれども、自治区の区長さん方に、どういったところにそういった問題があるのかということで事前に土嚢等の配付等で対応しているということでご理解をいただきたいと思います。

13番(柳澤君) そういうお答えをいただけば、それでよかったわけなんですが、ただ、今、 自主防災会は大体、自治区が中心になって構成してつくっているわけなんですが、区会議員 になり手もなかなかないような世の中になってしまっているわけです。だから、これは地域 によってわかりません。一生懸命手を挙げて区会議員になるような地域もあるかもしれませんが、社会の全体として、そういう時代になっていますから、大変であっても行政がもっと、ただ、そういう話をしたからでなくて、特別にそういうお話を何かの会議のときにしたということでなくて、もっと熱心にそういう形を各地区でつくるように進めるような努力をしていただきたいと、そんなふうに申し上げて次へ移ります。

- 2. 公的役職へ女性や公募の人材を
- イ. 各種委員の女性の比率は

平成11年、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分発揮できる社会の実現は緊要な課題とうたって男女共同参画社会基本法が制定されました。地方公共団体にも、その取り組みを総合的かつ計画的に推進するようにとされて12年目になります。この間町はどのように考え、どう進めてきたか、お聞かせください。

また町関係の各種委員会、協議会、審議会等を構成する委員の中に女性の占める比率はどのくらいか、お尋ねいたします。

なお、町が助成金を出している男女共同みんなの会について、どう評価し、何をどう期待 しているか、お聞かせください。

ロ. 公的役職・委員等の選定は

町には条例に基づくものを中心にご苦労いただいている役職・委員職等がたくさんあります。それぞれ選定の手順は一様ではありませんが、もっと女性を増やす方策を考えないか、お伺いします。

また男女を問わず可能なものから公募による人材発掘という手法をとる考えはないか、お 尋ねをいたします。

現在のそれぞれの役職、委員の方が不適任だとか何とかいう気持ちは全くないわけですけれども、とかく巷で「今度はあの人がああいう役になったんだ」とか、これは非常に関心を持って話題になるわけでありまして、今の方法が最良だし、ほかには方法がないというものもたくさんあると思いますが、透明性、適材の登用という面から少しでも検討し、実現するようなお考えはないか、お尋ねをいたします。

企画政策課長(宮崎君) 私からは公的役職へ女性や公募の人材をという関係の質問、イとロについて順次お答え申し上げます。

まず町の審議会、委員会等における女性の登用状況ということでございますが、たまたま 県の人権・男女共同参画課が取りまとめた資料がございまして、町の中では委員総数248 人中68人、27.4%ということでございまして、これを県内の市町村平均と比べると、 22.9%ということで4.5ポイント上回っている状況でございます。また教育委員会や 農業委員会などの町の行政委員会における女性数につきましては、30人中6人、20%と いうことで、県内市町村平均の14.4%と比較しても5.6%高い数値でございます。

次に、男女共同参画基本法に基づく施策推進はどのように進められてきたかというご質問についてでございますが、これは男女共同参画社会形成のために国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務が定められている法律でございます。そういう中で平成7年に策定した坂城女性プランを期間途中の13年に「パートナーシップさかき21~共に輝く女(ひと)と男(ひと)」に改定し、そのときに計画策定に携わった皆さんを中心に坂城男女共同みんなの会を設立して意識啓発などの事業推進の一翼を担っていただいているところでございます。また第2次となります計画につきましても、10年間、昨年度これを作成し、32年までの間推進するということでございます。各計画の中では男女共同参画の意識づくり、まちづくり、環境づくりを基本として推進してまいります。

次に、男女共同みんなの会に期待することにつきましては、引き続き家庭や地域に根ざした、いわば草の根の活動と申しますか、会員自ら実践しながら活動の意義や輪を広げていく、 そんな団体としてあすを開く共生のまちづくりにご尽力いただければと考えております。

次に、公的役職・委員等の選定についてでございますけれども、今まで各分野における適切な方々にその都度お願いしているということで、公的な役職や委員の中には条例等で組織するというか、選出して団体、役職を定めているものがあります。従って、それぞれの委員会や審議会によってお願いする方々も一律には決められないと思います。昨今、住民の目線で、あるいは民間の視点でということが行政運営のキーワードとしてなっているわけですが、それから考えると住民への話題提供は民意をよりくみ取るということで、公募委員の選定も必要であると考えます。

しかし、先にいただいたご質問からすれば、男性に偏ることなく女性の登用も積極的に進めることも大切というふうに思います。委員等の専門性や客観性、求める組織においてすべてを公募委員というわけにもいかないわけでございます。ここでルールをつくってしまうということではなくて、それぞれの委員等の役割や目的に応じて選定については慎重に対応していくことが大切ということで、その都度検討してまいるということが大事だと考えております。以上です。

13番(柳澤君) すべて公募が可能だとは申し上げていませんで、できるものがあったら、そういうものからというふうな申し上げ方をしたつもりですが。条例で決まっているものについては条例の改正ということも必要になってきますし、内容によっては誰でもというわけにいかない、それも十分承知していますけれども、少しでもそういうことを考えていくべきではないだろうかと、そういうふうに申し上げているわけなんです。特に、いわゆる当職というような、区長になればいっぱいいろいろな仕事が来るというような、そういう面、いわゆる当職というような面でも条例に差し障りがあったら条例は改正すればいいんです。そうい

ったことも含めて、ぜひ見直してみる、そういうことをどうお考えになるかとお聞きをしたいわけですけれども、大体わかりますから、最後にもう。

大正15年生まれで5年前に亡くなった茨木のり子の最後の詩集『よりかからず』の冒頭の「よりかからず」という詩は詩の中に、部分的ですが、「長く生きて学んだこと 権威などによりかからず 自分の二本足で立ち よりかかるのが椅子の背もたれだけ」と有名な一節があります。この本は何とこの世界では考えられない15万部が売れた詩集であります。どうか、その公的役職への女性登用も、公募も町が男女共生をみんなの会によりかからず、法律や慣習によりかからず、考えていただくように申し上げて一般質問を終わります。

議長(宮島君) ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午後3時31分~再開 午後3時42分)

議長(宮島君) 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、4番 塩野入猛君の質問を許します。

4番(塩野入君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

私は選挙公約のひとつに国道バイパスの建設促進と沿道の基盤づくりを掲げ、これから、 その公約の実現に向けて鋭意努力をしてまいる所存であります。

遡ること昭和58年に、上田篠ノ井バイパスに関してバイパスが通る予定の村上地区は、 区単位で区の役員や区民に対してそれぞれ説明がなされております。その後平成2年にはバイパスのルート説明会、そして環境アセスメント説明会が開催され、同年9月には坂城町都市計画審議会、12月には長野県都市計画地方審議会の議を経て平成3年3月22日に国道18号バイパス上田更埴間の都市計画決定がされました。当時の町長は、故近藤甲善氏であります。昭和58年の説明会から28年、ようやく今その建設が緒についたところであり、隔世の感がいたします。

今年5月27日、千曲市戸倉創造館において平成23年度新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会の定期総会が開催されました。この同盟会は国道18号線の交通量の増大による緩和策として上田篠ノ井間に新国道の速やかな実現を期することを目的に、現在の長野市、千曲市、坂城町及び上田市をもって組織し、それぞれの市町の理事者、議会議長、関係議会議員、関係区長等をもって構成をするもので、昭和57年に設置され、実に29年の長い歴史のある同盟会であります。

総会において、23年度事業計画には坂城更埴バイパスの事業化区間の早期実現がうたわ

れ、決議文にも23年度事業採択箇所の坂城町南条から上五明間3.8kmについては早期に 効果を発揮し、諸問題を解決するために整備を促進し、早期に完成することが望まれると。 いずれも全会一致で議決並びに賛同がされました。この総会において私は千曲市長である近 藤清一郎会長より監事の職を委嘱されましたので、会計面からもその役を果たしてまいりた いと思っております。

そこで今回は、国道18号坂城更埴バイパスの建設促進についてお伺いをいたします。

まず5月24日、25日の両日、JAちくま村上支所において国道18号坂城更埴バイパスの測量、地質調査の実施に伴う事前説明会が開催されました。私は24日の説明会に参加し、そこではバイパスの全体概要及び坂城更埴バイパス、この区間を1-1工区と呼ぶようでありますが、それについての説明やら測量作業及び地質調査についての説明がされました。質疑の中では、私もバイパスの早期建設促進と沿線の基盤づくりの観点から、坂城更埴バイパスの早期完成とバイパスにより地域が分断されることのないよう強く要望をいたしまし

たが、そのほかにも児童生徒の通学の安全面の配慮など参加者からは幾つもの意見や要望が

事前説明会は翌25日も催され、いろいろ意見・要望が出されたと思われますが、2日間の事前説明会がどう生かされてきているのか、どのように進んでいるのか、その後の動きがよくわからない状況です。質疑の内容などは長野国道事務所でどのように集約整理され、それがどんな形でこれからの測量や設計などへ反映されていくのかなど、町としてどのように、あるいはどこまで把握しているのかをお尋ねをいたします。

ロ. 7月の関係区長等への説明会について

出されたところであります。

7月27日に役場において、鼠、新地、それに村上地区の区長などを対象に国道18号坂城更埴バイパスの地質調査等の説明会が開催されたようであります。私は翌月の8月19日の議会全員協議会の場でその事実を知りましたが、せっかくの説明会であり、長野国道事務所初め地質調査業者、測量業者が説明をしているわけですから、関係区長さんなど、ごく一部の方々だけでなく、もう少し対象枠を広め、少なくとも私ども地元の町会議員にも声をかけていただきたかったと思うところであります。

資料はコピーしたものを手元にいただいてありますが、それによると地質調査業務は機械ボーリング21カ所をほぼ二分して10カ所と11カ所に分け、2社が請け負い、路線測量は全線を1社で基準点路線、それに市道の縦横断を測量するようであります。説明会で長野国道事務所や請負業者3社がどんな説明をしたのか、その概要と参集者から意見・要望などが出されたのか。出されたとしたら、どんなやりとりがされたかをお聞きをいたします。

ハ. 力石バイパスと県道77号線(長野上田線)の接続箇所の安全策を

力石バイパスが供用されて、まだ日が浅いにもかかわらず、残念ながら交通死亡事故が発

生をしております。死亡事故が発生した場所はカーブがかなりきついつくりで、カーブの前後がほぼ直線的に見えてしまうせいか、ハンドルをとられそうになるという声が多く聞かれます。

しかし、それ以上に厳しいと感じるカーブがもうひとつあります。大変危険なカーブです。 それは国道 7 7 号線長野上田線の竹内製作所正門付近から力石バイパスに接続されるカーブ であります。特に力石から村上方面に向かう車が危険であります。青信号だとそのままのス ピードで突っ込んでいきますから極めて危険なカーブであります。県道 7 7 号線は主要地方 道の位置づけで、いわば主要な県道でありますから、それゆえに地域住民はもとより多くの ドライバーが利用し、交通量も多い道路であります。危険なカーブを知らずに利用するドラ イバーもたくさんいるはずであり、大変危ない箇所であります。ここには急カーブを知らせ る道路標識なりドライバーの目につきやすい事故防止対策などの安全策を早急に施していた だくよう、道路管理者に強く要望していただきたいと存じます。

一方で、この危険なカーブで現在供用されている力石バイパスと県道77号線との接続箇所は、恐らく暫定的な路線形態で坂城更埴バイパスが接続すると今の信号の手前あたりの村上寄りに十字路で交差するようになるのかとも考えられます。県道は地域の生活道路としても利用されますので、安全には十分配慮をしていただかなければなりませんが、坂城更埴バイパスが完成した暁には、その接続部交差点がどのような構造になるのか、お尋ねをいたします。

ニ. 今年度の作業予定について

今年度平成23年度、坂城更埴バイパスに5千万円の予算がついたとお聞きをしております。5月の事前説明会で測量地質調査に使われることはわかりましたが、予算5千万円はすべて測量地質調査に使われるのか、それ以外の事業も含まれての予算額なのかどうかをお尋ねをいたします。

また手元にあります7月の説明会の資料を見ますと、そこに作業工程が示されております。 おおよその作業の流れはわかりますが、請け負い3社がそれぞれどんな手順で、どういう作 業を、どのように進めていくのかなど、その詳細をご説明いただきたいと存じます。

測量は11月までに数値図化を終え、地質調査は年内12月までに解析等調査を終えるようであります。ボーリング工事は早いところでは9月の今ごろから始まるようであります。 心配なことは、現在はようやく稲刈りが始まろうするところで、まだ稲の取り込みにはなっていません。しかし、もうすぐ収穫時期になりますので、そうした収穫時期と重なってしまい、測量、地質調査に支障をきたさないかどうかもお尋ねをいたします。

ホ. 円滑な作業の推進を

5月の事前説明会では、過去のこうした同程度の工事から推し量るに、供用開始までにお

よそ10年かかっているという長野国道事務所側のお答えがありました。多くの皆さんが早期完成を望み、基本的に機は熟しているわけでありますから、町としても早期完成に向け、 一層のご尽力をいただきたいと思います。

それにつけても大事なことは、地権者などとの信頼関係です。これから本格的にボーリング工事やらで私有地に立ち入ったり作業をするわけですが、事前にしっかり地権者初め関係者との意思疎通を図り、進めていくことが大切であります。

5月の事前説明会でも参加者には測量地質調査が行われることが伝えられたり、8月17日付の建設課から地権者宛の「国道18号坂城更埴バイパスの測量及び地質調査の実施について」という通知文が発送されてはおりますが、地権者一人一人がその内容を必ずしも十分把握しているわけではありません。特に8月の通知文の下段側に米印で「地質調査における測量杭の設置については、本通知をもってさせていただきたいと考えておりますので、不都合などがある場合は、お手数ですが、下記担当までご連絡をお願いします」と記されていますが、これでは徹底はできていないと思います。しかし、ここが一番肝心なところであり、通知文もここを強調させないと伝わらないのではないかと思われます。

公共事業を進める上で大切なことは、基礎的部分のひとつひとつの積み重ねで、それが地権者との信頼関係や意思疎通につながっていくものであります。残念ながら、こうした地権者とのきめ細かい作業は国レベルになると行き届かない嫌いがございます。そこを補うのが地域住民と常に接している基礎自治体の職員であり、それが強みでもあります。そして、このことは先の東日本大震災における復旧作業に対して着実に復旧を進めることができない国のていたらくと市町村職員の寝食を忘れたすばらしい活躍にあらわれているところであります。

先の通知文には「調査の状況によって樹木の伐採が必要になった場合やボーリング調査を行う箇所については施工業者から直接ご連絡申し上げ、事前にご理解をいただき、作業を進めてまいります」と書かれています。大事なことであります。地権者初め関係者の多くは7月に説明会があったことすら知らず、今月から既にボーリング工など現場が動く段取りになっているわけです。些細なことと思われることがトラブルになり、それが事業の妨げになり、やがて一連の計画を阻むことになり、停滞してしまうことはありがちなことであります。ちょっとした油断がもとで問題がこじれ、深まり、その修復に多くのエネルギーを使わなければならない、いわゆる負の仕事をかかえ込んではなりません。

今月になって関係地区に新たに測量、地質調査の実施のお知らせの黄色のチラシが配付されております。いろいろな方法で何度も知らせることも大事なことであります。常に地権者などとの連絡やつながりをしっかりと持ち、進めていただくことが円滑な作業を推進するための大きな要素だと考えますが、町のご所見をお伺いをいたします。

町長(山村君) ご質問と指摘、ありがとうございます。

今のお話にもありましたけれども、昭和57年から29年、非常に長い期間本当に多くの 方の努力が少しずつ形になってきたかということでございます。私も町長になりまして4カ 月たちましたけれども、早速取り組んだ案件の中のひとつがこの18号バイパスの建設促進 でございます。

先ほどお話ありましたように、5月27日、期成同盟の総会がありましたけれども、それに先立ちまして、5月17日ですけれども、新国道建設促進要望ということで関連の市町村さんと一緒に動きを始めました。期成同盟の総会でもお話がありましたけれども、国並びに県への要望など含めまして活動を始めたところでございます。私は、この29年の中の最後の期間の固めをするというのが私の仕事だと思っておりますので、十分認識して進めていきたいと思っております。

今お話ありましたけれども、昭和57年12月に国から関係市町村にルートが提示された と。それ以来地元関係者や各種団体の皆さんへ説明会を開催して新国道上田篠ノ井間建設促 進期成同盟会などが活動を行い、国や県に要望活動をずっとしておりました。

さらに町といたしましては、平成17年度に坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会 というのを組織して、独自に国や県に要望活動を行い、やってまいりました。

昭和57年に関係市町村にルートが提示されてから、この間29年間という長い期間、私の前任の中沢町長も並々ならぬ努力と決意で建設促進に努力されてこられたということが少しずつ形になってきたということでございます。現在まだ供用開始に向けたスタートラインについた状況であるということ、先ほど10年間というお話もありましたけれども、私は国、県に要望の中で、これは単なる道路ではなくて、今本当に要望されている防災上の問題、それから救急医療の問題、救急搬送等につきましても一刻も早くつくっていただきたいという要望を重ねてしてまいりました。本当に町あるいは私の重要課題のひとつとして取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから最後にお話がありました地権者との関係、これもまた非常に重要でございます。 国や県ばかりの話をしても実際に道路が通り、土地の関係でご相談するのは、この地権者の 方ということになりますので、今お話にありましたような各種の案内などにつきましても、 国等から言葉は不十分なご案内が行ったりした場合、やはりそのパイプ役というのは町のや ることだと思っておりますので、地権者との間に立って調整役ということ、調整役と立場も わきまえながら推進していくということを心がけていきたいと思っております。

先日陳情に行ってまいりましたときに、実はこれはほかにも千曲川の河川工事の改修の陳 情ということで国会に行ってまいりましたけれども、道路あるいは河川に対する建設につい ての予算を、この震災の関係で大幅に削るというような言い方はされていません。むしろ先 ほど申し上げたような防災上の観点で一刻も早くつくるべしと。ただし、5%予算をとりあえず凍結するよとかいうようなことはありますけれども、国も県も、ある意味では一体となって進めようとしておりますので、その辺のところはいろいろまたアドバイスいただければと思っております。

あと、今、具体的な建設に向けてのいろいろなご質問がありましたので、それは建設課長の方からご回答させていただきます。

建設課長(荒川君) 私からはイの5月の事前説明会以降の動きはについてから順次お答え申し上げます。

今年度から新規事業化となりました国道18号坂城更埴バイパス坂城町区間3.8kmは国の直轄路線として長野国道事務所が主体的に進めてまいりますが、地権者の皆さんを初め沿線周辺地域との諸調整、国、県等関係機関との協議など町といたしましても円滑な事業推進に向けて努めてまいりたいと考えます。

さて、事業の初年度は区間全体の測量調査及び地質調査を行うこととし、作業実施に先立ちまして、去る5月24日及び25日にJAちくま村上支所において地元説明会が開催されたところであります。この説明会には両日合わせまして約80名の方がお集まりをいただき、国土交通省、長野国道事務所の担当職員からバイパス建設に向けた大筋のスケジュールや本年度実施する測量作業、地質調査の内容について説明がありました。

議員さんからお話がありましたとおり、この説明会においてはバイパスの早期完成でありましたり、完成までの事業期間、集落分断に対する心配、通学道路の安全確保、生活道路との接続といった質問を初めバイパス路線は千曲川堤防と比べ、どのぐらいの高さになるのかであったり、測量及び地質調査は農耕に支障がないかなど、さまざまな意見が出されました。これらに対しまして事業を進める長野国道事務所からは、まず計画決定されております路線の現況地形を把握するための測量作業、そして地質の状況を確認するためのボーリング調査から着手をしたいという説明でございます。また現況の地形状況を踏まえながらバイパスの計画を入れ込んだ図面、これは予備設計と言いますけれども、これを行いまして、その図面をベースに沿線地域、地権者の皆さんとお打ち合わせ、諸調整を行いながら進めていく設計協議というのがこの次のステップにございますが、それに入る手始めが今年度の作業になります。

続きまして、ロの7月の関係区等への説明会についてでありますが、先ほどお話にございましたとおり、去る7月27日に鼠、新地、そして村上地区の区長さんなどにお集まりをいただきまして、このときには、やはり長野国道事務所の職員と測量業務を請け負った業者1社、そして地質業務につきましては、分割で2業者が発注になっておりますので、その2業者合わせまして事業内容と作業の進め方について説明がありました。

詳細になりますが、まず測量業務につきましては、先月8月下旬以降から順次、道路等に 基準点の設置を行い、水田などの農作業の進み具合をあわせながら現場の測量や主な基準と なります杭の設置を行い、おおむね11月末までに現場の作業は終了させまして、報告書と してまとめてまいりたいと、そんな具合でございます。

また地質調査につきましては、ボーリング調査を9月中旬以降、これは測量調査の後段で進めていくようになりますが、11月中旬を目途に終了させていきたいということでございますが、それぞれ日程については天候や現場の具合により変更される場合もあり得るとの話であります。

また、このときの参加者からの質疑の内容でございますが、地下水への影響を心配されま してボーリング調査の深さ、また調査を行う際に使用する薬剤についての質問がございまし た。

これに対し、測量業者からは、ボーリング調査は約12mの深度を予定をしているということ、またボーリング調査を行う際の薬剤につきましては、自然界にある粘土内から抽出をしたベントナイトというものを使用し、環境に配慮しながら作業を行うという説明がありました。

各調査の実施にあたり、町といたしましても広報の7月号、そして8月号でお知らせをし、さらに樹木等の伐採やボーリング調査を行う箇所については、施工業者が直接地権者の了解を得るということを確認をしながら、地権者の皆様に対して所有地内への立ち入りの測量や測量杭の設置、ボーリング調査や樹木等の伐採について文書をもって協力のお願いをし、さらに先ほどございましたとおり、9月の広報の文書発送にあわせまして沿線地域の皆様にはチラシ配付を行い、周知徹底を図っているところであります。

続きまして、ハの力石バイパスと県道77号線との接続箇所の安全策についてですが、ご 承知のとおり力石バイパスは県道長野上田線のバイパスとして県が事業を行い、昨年3月に 供用開始となりました。ご指摘の力石バイパスと県道長野上田線との接続部、特に上り車線 のカーブにつきましては、危険というご指摘でございます。ガードパイプ部分に反射板が取 り付けられてはいるわけなんですが、いささかわかりにくい状況にもありますので、道路管 理者であります千曲建設事務所に対し、事故防止に向けた安全策について要望してまいりた いと考えます。

続きまして、力石バイパスと県道77号線との接続についてでありますが、これはお見込みのとおり、現状は暫定的な形態であり、将来的にと申しますか、先ほど説明でも申し上げましたが、まず現状の地形測量や交差道路の状況を踏まえ、県との調整も行いながら設計協議の段階において交差点の形状が示され、詳細をつめていく形になろうかと考えます。

次に、二の今年度予定の事業についてでありますが、先にも申し上げました測量業務及び

地質調査に加えて予備設計の3つの事業を現在予算化されている5千万円で実施すると伺っております。

作業の詳細についてですが、測量業務では現況地盤の高さをはかるとともにバイパス建設予定路線の地形を把握するため、中心点から左右25mの幅で横断測量を行います。また道路建設に必要な基準点を測量し、金属やプラスチック、または木などの杭や鋲を設置することになります。この設置される杭は、それぞれ1級、3級、4級という基準点として分類をされまして、1級及び3級基準点の合計16カ所は、主にバイパス建設予定地以外の公道に設置を計画しています。

次に4級基準点は、バイパス予定路線上に100カ所程度の設置ということであります。 そして、その後に中心点が設けられるということであります。従いまして、4級基準点や中 心点の大半は民地に設けられることから、用地への立ち入りはもとより測量のため、やむを 得ず敷地内の樹木などを伐採する場合もある中で、該当する地権者の皆様には事前にご理解 を得るようにご協力をお願いしているところであります。

測量業務の作業工程は原野などを中心に既に開始されており、今後、水田や農作業が行われる箇所につきましては、作業に支障が出ないような時期を見計らいながら測量作業を進め、おおむね11月中には現地での業務を終了させたいという予定であります。

地質調査については、ボーリングによるもので、バイパス建設予定地、約3.8kmを、先ほどお話がございましたとおり、2つの業者に分けて施工をいたします。

地質調査の作業工程は、先ほどの繰り返しになりますが、地形測量の後、9月中旬から10月中旬の予定で、この調査につきましても測量調査と同様に原野などの調査箇所を選考し、農耕地につきましては支障が出ないように配慮をしながら実施する予定となっています。またボーリング調査を実施する際には地権者の皆様から用地をお借りし、施工するようになるわけですが、おおむね4m掛ける6mぐらいのスペースにやぐらを組んで調査を行い、1カ所当たり5日ぐらいの工程を予定をしている、そんな状況でございます。以上です。

4番(塩野入君) 今ご答弁をいただきました。予備設計を含めた設計協議に入る手始めに、それらについて5月の説明会に反映をしていくというような趣旨のお答えであります。

バイパス予定路線の東側の上河原地籍は主に畑地帯であります。集落は西側です。バイパスができると、それを渡って畑などへ行かなければなりません。このあたり一帯は堤防とバイパスが交差する場所でありますから、バイパスも恐らく堤防と同じぐらいの高さになることが予想されますが、その対応をどうするのか。網掛の一部、上五明の多く、そして月見の児童たちの通学はバイパスを横断しなければなりませんが、通学路との安全な交差や対策をどうするのか。あるいは今お話がありましたような生活道路との関係など、こういったいろいろな意見・要望が5月の事前説明会で出されておるわけでありまして、これらの意見・要

望は、今の測量の時点から既に考えていかなければならないわけであります。今お答えの中ではあまり進んでいないようでありますが、この動きがなされているのか、どんな形かということをお聞きをいたします。

7月末に現場の作業は終わる、測量は11月中旬、そしてボーリングは12mぐらいで、薬剤は自然界に還元するから心配するなと、こういうお話を7月の説明会の中でいろいろあったようであります。これからも今のご答弁にありましたように予備設計から実施設計段階へ進むと、地権者など関係者とのこうした説明会がいろいろな段階の中で何回も開催されると思いますが、その際には町としても参集者の対象枠をよく吟味していただき、そういう説明会の中で落ちのないように、私ども含めてよろしくお願い申し上げたいと、このように思うわけであります。

それから、基本的に今の危険な場所等につきまして、いろいろ要望してくれるということでありますので、ぜひひとつ早目に早急に事故の起きない前にお願いをしたいということでありますし、今のバイパスができる暁には、それは設計段階でその辺が決まってくるというお答えであります。バイパスと国道77号線との関係につきましては、何はともあれ交通安全が一番でありますので、これからの予備設計やら実施設計などにあたっては、これを最重点に進めていただくよう、よろしくお願い申し上げたいと、こう思うわけであります。

それから中心から左右25mで横断測量するというお話をいただいたり、ボーリングのところは4mの5mで5日ぐらいと、こんなようなことでありますし、農作業に支障がないようにというふうに進めるということで、もちろんそう進めてもらうわけでありますが、そういう、実際どのくらいのところの横断測量があるか、あるいは5日ぐらいかかるんだよというようなところは、恐らく地権者の皆さん方は知らない。多分7月の説明会でそういうお話をしたかもしれませんが、チラシには、私は見てございますが、それで浸透しているのかどうかという部分はあるわけであります。その辺のところは今後また周知、いろいろな面で地権者の皆さんにご周知をいただいて、いろいろ問題のないようにということをお願いをしたいと思うわけであります。

先ほども申し上げたとおり、バイパスは平成3年の3月22日に都市計画決定がされ、今の坂城町都市計画図にも幅員25mの都市計画道路上田篠ノ井線が示されているわけであります。有効幅員は25mで、そこに今回の測量とか地質調査の結果により地形などの現況がどうなっているか解析され、法面などいろいろなものを加えて買収する道路幅が決定することになろうかと思いますが、その実行幅が地権者にとっては一番関心のあるところであります。買収される実行幅が決まり、現地に幅杭が打たれるのはおよそいつごろになるか、いつごろの予定になるのか、お聞きをいたします。

都市計画図を見ますと、福沢川とバイパスが交差する月見区の県営住宅長屋が連なるあた

りに第2種中高層住居専用地域がかぶっているのではないかと思われるところがあります。 また住居専用地域は都市計画道路と一定の距離を保って設定するものですので、このあたり の用途変更をしなければならないと思いますが、その対応はどうされるのかもお聞きをいた します。

10年の歳月が費やされて完成、供用開始ではあまりにも長過ぎるわけであります。町長も早い建設に向けてご努力をいただくということでありまして、ぜひお願いをしたいわけですが、私が事前説明会へ出向いたときに、その参加者を見ますと、60代、70代の方も多く見られました。この人たちが10年たつと70歳、80歳になることを考えると、一刻も早い完成が望まれるわけであります。できれば、この先5年程度で完成に結びつくよう、町としても地域と一体になって強力に国へ要望をしていただきたいと思いますが、ご所見をお伺いをしたいと思います。

また高齢化も進み、地権者の中には将来の生活設計に充てる、その生活資金にしたいという意見もお聞きをいたします。たった3.8kmを小刻みに供用開始され、一般道路へ流されても、そこここで渋滞騒ぎが生じてしまいます。この際、測量や設計が終わったら速やかに用地買収を先に行い、工事は最後に行うということも考えてはいかがかと思いますが、お伺いをいたします。

町長(山村君) ありがとうございます。努力したいと思っておりますけれども。少しずつイメージができてきて、やはり何としても予算を国のレベルでつけてもらわないといけないということでございます。先ほど申し上げたような、今、国の金はどこから出て、どこに行くんだという全体で大きな問題があります。そこには私がさっき申し上げたように、単なる国道バイパスではなくて、防災上非常に重要な問題なんだということを訴え続けていきたいと思っております。ただ、いきなり「はい、5年」というふうにならないかもしれません。それは努力したいと思っております。

それからもうひとつ、町としても対応しなければいけないのは、今ご指摘ありましたように、建設中にあふれた部分が県道あるいは産業道路にみんなあふれてくると思います。そのときの対策というのをどういう交通のガイドをするのかということも考えなければいけないことがひとつ、それからもうひとつは、バイパスができたからといって喜んでばかりはいられなくて、坂城町の中の産業の活性化、先ほど申し上げた、チャレンジSAKAKIでも申し上げましたけれども、その中にいろいろな人が坂城の中に3時間、4時間滞留できるようなものができてこないと、単にバイパスが車が通って排気ガスだけ残るということになってしまっては困るということで、坂城町の都市の設計も含めて考えていかなければいけないというふうにも思っておりますので、いろいろまたご協力いただければと思っております。また建設課長から残りを答えます。

建設課長(荒川君) 何点かのご質問に逐次お答えをしてまいります。

まず地域の通学道路でありましたり、生活道路の安全確保、集落の分断、農耕への行き来のお話がございました。

長野国道事務所も、まず現在の道路の現況の地盤、交差する道路、用水、水路、排水路、橋梁、河川、こういったものがどのような状況にあるのか、まずそれを押さえるんだと。その上で、あえて地域の通学路ですとか主要道路との交差、こういったものを踏まえながら基本とすべき道路の絵を書きます。これを予備設計と言いますけれども、それを提示をして地域の皆さんとお話し合いをしながら「いや、これは地下で抜かれては困る。平面交差がよろしい」と。また「この水路は用水だから蓋がけされては困る。開渠にしてほしい」「ここはこういうふうにやってほしい」といういろいろな地域の要望がございます。それらを踏まえて設計協議の中で諸調整を行いながら最終的に道路の幅が固まってくる、そんな状況になります。

お話が前後いたしましたが、現況の地形状況、そして地盤の状況を確認をする、まず初年度の仕事が今進めている作業になります。それをベースに先の状況もヒアリングをしながら5月に説明会、また区長さん方からいただいたお話も参考にいただきながら、予備設計というものに反映をさせて測量の状況とあわせて絵をつくり、それを協議をしながら精度を高めて最終的には用地の幅が固まってくると。と申し上げるのは、盛土構造で土羽形状でいくのか、はたまた構造物で押さえて用地の幅を極力少なくしていく、こんな状況も皆様との協議の中で定まってくる部分が多分にございますので、そういったものを進めながらやっていく作業がこの後出てくるようになります。

自ず前後いたしますけれども、地形測量やボーリング調査、今もできるところから作業に入っておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、伐採なり立ち入りに係るお宅につきましては、業者が直接出向いて用地のお願い、借用のお話を進めさせていただいております。現状、特段支障になるようなお話はまだないかなと、こんなふうに認識もしておりますけれども、この後も農作業が終わっていよいよ農地の方に現場の作業も入っていきますので、滞りのないように対応してまいりたいと、そのように考えていますし、また町といたしましても、初めての大型の事業になります。千曲左岸では初めての大きな事業になりますので、不慣れな部分がありますけれども、国道事務所の方に頻繁に連絡をとり合い、また情報もいただきながら町としてこういうことをしてほしいと、こんなお願いもしながら作業の方を進めている、そんな状況でございます。

先ほど現況地盤を押さえて予備の設計を行い、設計協議で用地の幅が決まるというふうに 申し上げました。そんな関係から、まだ用地の測量が終わったところから用地買収を進めて いくという段取りにはなかなかなり得ない、そんな状況にもなります。町といたしましても、 なるべく早くの間にこの間が供用開始になればありがたいなと思いますけれども、これは長野国道事務所の方でいつまでにやりますというお話はなかなかいただけていない状況であります。ただ、事業認可という、おおむね10年を目安に供用開始ができるというものをひとつの区間というふうに考えているようです。

ちなみに参考例で出ましたのが、この坂城更埴バイパスのうち八幡から稲荷山の区間、ここが約3kmの区間がございまして、これが事業着手から供用開始まで約10年かかると。そこと坂城の状況は構造物ですとか河川の横断ですとか、状況は異なりますけれども、経験値としてそんなことが言えるかなというお話がございましたが、今後の用地の交渉の進み具合でございましたり、設計協議のまとまり具合、また予算の配分、こういったこともある中で、現時点で長野国道の方から事業のこの先の予定ですね、なかなか引き出せない、そんな状況にございます。

そんな状況でございますので、今も冒頭にこんなご案内をしながら、うちはいつ用地買収になるんだろうと、どこまでかかるんだろうなというお尋ねもしばしばございますが、今申し上げたような説明を町としてもさせていただきながら、今後も事業の推進に向けて進捗のお話を宣伝をさせていただいたり、極力早い段階で次のステップに進めますように努めてまいりたい、そのように考えております。

4番(塩野入君) 今、地元ではバイパスの話がそこここで聞かれます。「何か調査が始まった みたいだ」「どこの測量会社がやっているんだろう」「あそこに印があるが、何の印なのか」 など日に日に関心が高くなってきております。

5月の事前説明初め町でも「広報さかき」やチラシを配付されたりして周知を図ってはおりますが、今申し上げた会話のように、その時々の状況がタイムリーに伝わらないのが現実であります。当面は暫定2車線ですが、今、建設課長が答弁したとおり、千曲川左岸、やがて坂城町で一番広い広域道路、国道18号バイパスになります。こうした大きな道路建設事業でありますから、いろいろと問題・課題が出てくることは、ごく自然なことであります。

大切なことは、長野国道事務所、地域住民、そして町が一体となり、こうした問題・課題に立ち向かっていくことが早期完成に向けた取り組みの大きな要素のひとつであると思います。そして何よりも一体化の取り組みのかじ取りをするのが町の役目でもあります。長野国道事務所と地域住民との橋渡しをしっかりやっていただき、正しいかじ取りをして一刻も早い完成を目指して進めていただきたいことをご期待申し上げ、これにて私の一般質問を終わります。

議長(宮島君) 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日13日は午前10時から会議を開き、一般質問及び平成22年度一般会計決算案総括 質疑、委員会付託、各特別会計決算案、総括質疑、委員会付託等を行います。 本日は、これにて散会をいたします。 ご苦労さまでした。

(散会 午後4時33分)

9月13日本会議再開(第4日目)

- 1. 出席議員 14名
 - 時 1番議員 塩 入 弘 文 君 8番議員 入日 子 君 告 川 2 まゆみ 君 IJ 大 森 茂彦 君 9 悦 子 中 嶋 3 西沢 君 IJ 登 君 10 4 塩野入 猛 君 IJ 塚 田 忠 君 11 5 IJ 窪 田 英 子 君 池 弘 君 12 IJ 田 6 塚 田 正 平 君 13 柳 澤 澄 君 IJ 7 山崎 正 志 君 14 " 宮 島 祐 夫 君
- 2. 欠席議員 なし
- 3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 山村 弘 君 副 町 長 宮 下 和久 君 教 育 長 君 長谷川 臣 会 計 管 理 者 中村 清 子 君 総 務 課 長 中 夫 君 田 企 画 政 策 課 長 宮 崹 義 也 君 まちづくり推進室長 青 木 昌 也 君 住民環境課長 陽 君 塚 田 福祉健康課長 塚 田 夫 君 郁 子育て推進室長 民 男 君 天 田 産業振興課長 小 奈 千 秋 君 建 設 課 荒 Ш 正 朋 君 長 三君 教育文化課長 恵 中 沢 収納対策推進幹 日 英 次 君 春 総務課長補佐 之 木 知 君 青 務 係 長 総務課長補佐 澤 博 君 財 政 係 企画政策課長補佐 中 村 淳 君 企画調整係長 代表監查委員 大 橋 房 夫 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長塩 澤 健 一 君議 会 書 記金 丸 惠 子 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 一般質問
 - (1) 教育環境の整備についてほか

西沢悦子 議員

(2) 坂城都市計画についてほか

池田 弘 議員

- 第 2 議案第39号 平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第40号 平成22年度坂城町優先放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第41号 平成22年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第42号 平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入 歳出の認定について
- 第 6 議案第43号 平成22年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第44号 平成22年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第45号 平成22年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第46号 平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 7. 本日の会議に付した事件 前記議事日程のとおり
- 8. 議事の経過
- 議長(宮島君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の 会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長(宮島君) 最初に、3番 西沢悦子さんの質問を許します。

3番(西沢さん) おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

- 1. 教育環境の整備について
- イ. 小学校の耐震化について
- 3月11日の大震災、3月12日の県北部地震の後、大震災の影響はおさまる方向に進んでいるものの、地震の活動度が高まったため、県内でも地震の回数が飛躍的に増えてきてい

るとの研究者の話でした。そして6月30日の松本地震、この地震では震度5強を観測しました。この揺れで小・中学校22校を含む4千戸を超える建物に被害が出てしまいました。 専門家は今後も県内で大き目の地震が起きる可能性があると警告しています。地震に強いまちづくりが急がれますが、たやすくできるはずはありません。緊急性の高いものから順次着実にひとつひとつ進めるしか方法はないと思います。

町では公共施設の中でも子どもたちの安全と災害時の避難場所とされていることから学校施設の耐震化を最優先としてきました。先月24日、文部科学省は今年4月1日現在の公立小・中学校の耐震改修状況調査を発表しました。それによりますと、県内小・中学校の平均耐震化率は88.5%で、坂城町は60%でした。この6月定例会で小学校2校の耐震化に伴う実施設計委託費が議決されています。この2校の耐震補強について、どのような方法で進めるのか、平均耐震化率60%の理由は何か、以上学校の耐震化について今現在の状況と見通しをお伺いします。

ロ. 大規模改修について

8月1日に社会文教常任委員会では町内小・中学校の施設整備の状況について閉会中の調査を行いました。南条小学校は昭和52年、村上小学校は昭和54年に完成、ともに30年を超えています。老朽化による壁、床、外壁の傷みが進んでおり、工夫をしながら大事に使っているのはわかりますが、耐震化も最重要、でも同時に校舎の改修も必要ではないかと思います。建て替えや大規模改修が計画されたとして、それまでの短い期間でも、もう少し明るい環境を望みたいのです。改修箇所は挙げれば切りがありませんが、子どもたちが学校生活を送るのにふさわしい教育環境を整備することも耐震化同様最優先で取り組んでほしいところです。今の6年生は来年は中学生です。とどまることはありません。

最初の質問の中で改めてお尋ねしたところですが、6月定例会の中では両小学校の耐震化の方法について補強のみで改修は考えていないとの答弁でした。そこで想像してみてください。補強材の入った校舎、教室もところどころ目に見える場所に補強がされている、今より環境がよくなるとは思えません。

まずお聞きしたいのは、耐震補強工事が終了した後、南条小学校は何年そのまま使い続けますか。また村上小学校は何年もたせますか。中学校は別として町内3小学校は近い時期に建築されています。このままでいくと同じような時期に建て替えということになってしまいます。新たに3小学校を建て替えるとしたら、体育館、プールは別にして、校舎だけでも20億円から25億円ぐらいでしょうか。大変大きな予算を伴う事業です。3小学校は遠くない時期に建て替え、あるいは大規模改修をしていかなければ安全で快適な教育環境は望めません。

そこで今回の耐震補強工事にあわせ、3小学校の建て替え時期を計画的に想定した中で改

修工事も行っていくべきと思いますが、どのようにお考えですか。お伺いいたします。

また小学校の建て替えについては、町全体にかかわることですので、広く検討をする期間を設けてほしいと思います。この点についてもご答弁をお願いいたします。以上1回目の質問を終わります。

教育文化課長(中沢君) 小学校の耐震化についてご答弁申し上げます。

ご質問のとおり、文部科学省から発表された公立学校施設の耐震改修状況調査結果におきまして、坂城町は耐震化率60%でありました。この値につきましては、小・中学校合わせて20棟ある建物のうち、耐震化の済んでいる、もしくは耐震補強のある建物が12棟であり、60%となっております。

内訳としましては、坂城中学校の全4棟、坂城小学校の全6棟、村上小学校の体育館及び管理棟の2棟を合わせまして12棟になります。耐震化率60%は、本年4月1日現在の数値であるため、8月末で改修工事が竣工となりました南条小学校体育館を合わせますと、現在13棟、65%の耐震化率となります。

耐震化の済んでいない残りの7棟の内訳は、南条小学校の校舎5棟及び村上小学校の校舎2棟となります。こちらにつきましては、ご質問にありますとおり6月定例会で議決をいただいた実施設計が本年度中に完了する運びとなっております。

工事の見通しとしましては、文部科学省から平成27年度までに、すべての公立学校の耐 震化を完了させてる方針が打ち出されておりますので、それまでには町内学校の耐震化も完 了せねばならないと考えております。

工事の実施につきましては、文部科学省所管の補助金である学校施設環境改善交付金を活用し、進めてまいりたいと考えております。地震防災対策特別措置法により、耐震強度の低い建物については補助率の嵩上げが平成27年度まで延長されておりますので、計画的に工事を進めていく予定でございます。

次にロの大規模改修についてのご質問でございますけれども、町内3小学校は昭和50年代のほぼ同時期に建設されており、30年経過した今、どの学校も同様に老朽化が進み、耐震工事にあわせて大規模改修を実施してまいりました。学校生活の配慮や工事期間の制約、財政負担も含めて3校同時での工事は困難であり、耐震強度を考慮しながら順次工事を進めてまいりました。

その結果、先ほどご質問のとおり坂城町は耐震化が遅れており、県教育委員会からも指導・提言を受けているところでございます。

東日本大震災及び県北部地震を受け、学校施設の耐震化は猶予が許されない緊急の課題であり、坂城町でも補強工事を優先し、耐震化を早急に進め、27年度まで耐震工事を完了する予定でございます。

3番(西沢さん) それでは2回目の質問をいたします。

小学校の耐震化についてですが、先ほどご答弁の中にもありましたが、今月7日、文部科学省は全国公立小・中学校の耐震化を2015年度までに完了させるとする省の方針について閣議決定事項に格上げする方向で検討に入ったということでございます。早期耐震化を目指してさまざまな手立てを講じながらなかなかできなかったのは、莫大な経費がかかるためで、国の予算確保の動向も気になるところです。

今のご答弁でいきますと、南条、村上小学校の耐震化は実施設計の終了が今年度末、補強工事の完了予定は平成27年の予定ということでございますが、今この切羽詰まった状況で平成27年予定というお答えにはちょっといささか疑問を感じます。とにかく少しでも早くというのが本当の状況なわけで、その辺最初から国が決めた最終年度に設定するという考え方は、やはりいかがなものかと思います。その辺もう1度ご答弁をお願いいたします。

それから大規模改修についてですが、6月定例会の教育長答弁では、実施設計の内容を見ながら今後どのように耐震を進めていくか検討したいと。しかし一方では、委託した実施設計の内容については耐震補強に係る部分だけであるというご答弁でした。これからでも実施設計の内容は変更できるのかどうか、その1点をまずお伺いいたします。

同じ補強をするにも補強材はなるべく目立たないように壁の中などに入れ、補強箇所以外の周りの壁も塗り直しをして仕上がりに配慮するなど、このようにはできないかどうか、お伺いいたします。

教育長(長谷川君) 再質問いただきました2点についてお答えを申し上げたいと思います。

まず最初の27年度までという今の耐震実施計画が少し遅いのではないかというご指摘で ございますけれども、現在実施設計を行っておりまして、24年度から27年度までの4年 間の中で村上小学校、南条小学校の耐震をするということは、ちょっと4年間ではきついの かなというようなふうな感じもしているわけであります。

特に南条小学校におきましては、校舎の構造が、ご存じのように四角に囲まれている形でありまして、中に重機を入れたりすることが非常に難しい部分もあります。そういう部分で今あそこの7棟を中にいる児童を教室を動かしながらやっていくということは、そのくらいの時間がかかってしまうのかなということでありますが、できるだけ早くということは、これは当然のことでありますので、念頭には入れてまいりたいと思います。

2番目のご質問につきましてですが、実施設計を見てから考えるというふうに6月で私の 方で申し上げましたのは、耐震だけを行った場合には、例えばひとつの教室の中で、ある壁 のところを壊して耐震の機材が入る、補強材が入った場合に、その壁をまた元へ戻すときに、 そこだけきれいではちょっとかなと、子どもたちにとってはどうかなというような思いもあ りまして、じゃあ、隣のその中だけはできるかどうかというようなことを実施設計を見なが ら、どのくらいの壁が取り壊されなければ工事ができないかとか、そういうようなことを考えながら少しはできる部分があればという願いを持って申し上げたわけでありますけれども、 具体的なことはこれからの設計の結果を見てからでありますけれども、そういう願いは持ちながら、限られたといいますか、予定された予算の中でどこまでできるかということを検討してまいりたいなということでご答弁を申し上げたつもりであります。以上であります。

3番(西沢さん) 耐震化の完了予定、27年まで4年間ではきついと、どこからそういう考えが出てくるのでしょうか。今の校舎の状況を見て4年かかって耐震化をして、じゃあ、その後どうなるでしょうと考えると、国の予算の動向というのも本当に動きますので、事実翌年度確保できるかということははっきりしませんが、町の方針として、なるべく早く、では、いつごろまでにという目途を持って設計なり何なりを進めていかなければ、いざ補助金がつきますよといったときに手が出なくなってしまう、そういう状況になってしまうと思います。それと大規模改修も含めての話の中ですが、実施設計を見ながら、でき上がったのを見ながらでなくて、実施設計を委託するときに、こういう部分も含めて設計に含めてもらいたいという話をしていかなかったら、でき上がったのを見てからでは、それは難しいのではないかというふうに思います。その点もちょっとお答えをいただきたいと思います。

それから学校で大きな工事に入るには本当に行事や毎日の学習活動や内容や、それから1年間のスケジュールを調整して、ようやくその工事に入れるわけで、せっかくそこまで事前に調整をして入るのであれば、その後しばらくの間、教育環境が整備された中で子どもたちが勉強ができるという、そういう工事内容を考えていただきたいんですが、その辺についてもお伺いいたします。

教育長(長谷川君) 再度ご質問いただきました3点について、お答えをさせていただきます。 まず補助金絡みのことでありますけれども、これは先ほど課長の方からも答弁を申し上げましたが、県の方からも要請があった中身としましては、平成23年から27年度までの間に文部省は全国の耐震を完成させたいと。これはご存じかと思いますが、最初は平成17年から5年計画で22年までということだったわけでありますが、それが文部省が考えていたほど全国の耐震が進まなかったということで、もう5年間延ばそうということで延びてきたわけであります。

県の方からのご指導の中で私たちがお聞きしたところでは、27年を過ぎて、また延びると、まだ延びるということは恐らく考えられないと。ですので、この27年までの間に耐震を完了させてほしいという要請をいただいているわけであります。ですから、当初の予定でした大規模改修をしながら、もう少し時間をかけて進めたいというふうに考えていたことを、そこで改めまして、とにかく27年までに耐震だけはやってしまいたいということで今進んでおるわけであります。その後のことにつきましては、まだ十分なる検討がされておりませ

んので、お答えを控えさせていただきたいと思います。

それから実施設計ができてからではわからないのではないかということでありますけれども、私どもとしますと、一体実施設計の段階で設計を担当された会社の方から耐震についてどこの部分をどういうふうに補強するかということは出てこないとちょっとわからないなと思っています。ですから、もちろん大規模改修が一緒にできれば、こんなことを考える必要はないのですが、限られた予算の中で環境を整えながら耐震工事をとにかく進めるという段階で、実施設計が出てきたところで少しでもそれでは不十分だという環境部分については、できるだけやれるものはやりたいなという願いを持っているということでありまして、そこのところはご理解をいただきたいなと思っているところであります。

最後に教育環境のことについてでありますが、社会文教委員の皆さん方には8月1日に南条小学校、村上小学校の校舎の様子等を見ていただきました。ご指摘をいただいたことが幾つかありますし、学校側からの話の中で環境としてはふさわしくない部分も幾つかあったわけでありますが、これについては今までも暫時やってまいりました。それぞれのところで不具合のところは直していくというようなことで考えてまいりましたし、それから、ちょっといつ答弁したか、ちょっと忘れましたけれども、水道管等の設備の不十分なところについては抜本的に配管をし直すというようなこともこれから考えなければいけないなというような見通しをこれから持ちながら、それぞれ逐次できる限り子どもたちにとって適切な環境を提供することは努力してまいりたいと思っております。以上であります。

3番(西沢さん) それでは、もう一回質問をさせていただきます。

文科省から要請されているとかというお話ですが、確かに文科省は何回も5年、5年に区切って、これまでに完成させろ、これまでに完成させてほしいと要請はしてきているわけですが、いろいろな一番大きな財源が必要になるということで、それと必ず町の一般財源も必要なわけですよ。ですから補助金がついたとしても、その町や自治体に力がなければ、それができないということになってしまいますので、文科省の要請だけではこれが平成27年までにできるということではないはずで、それには町としての、やはり計画や姿勢が一番重要になってくると思います。

それと実施設計についてですけれども、耐震補強の方法には何通りもあるんですよ。本当にお金をかけないで補強だけ、外に出ても何してもいいですよという補強もあれば、あときれいに見えるように、なるべく壁の中に入れるなり、見えないところに配慮してやっていくという補強の仕方もいろいろやり方はあるわけです。それをこちらの方で選んで、こういう方法でというふうに実施設計に出していくのではないかと私は考えたんですが、その辺はどうでしょうか。

それから学校の建て替えについてですけれども、何のお考えもないのかどうか、建て替え

は本当に大きい話ですので、ここでどうこうという結果は出ないにしても、4年かけて耐震補強をするとして、あの校舎を今のまま4年引きずるのかというと、とてもそれは不安になるんですよね。そうすると、もう4年後になるとすれば、それまでの間どうするかということも問題になってくると思いますが、小学校の建て替えについての考え方と、それから今の状況で、そのまま4年間いくのかどうか、その2点についてお伺いいたします。

教育長(長谷川君) 3点についてのご質問でありますので、お答えを申し上げたいと思います。 まず1番の文部科学省の方から要請があったというお話ですが、私、先ほどそういうふう に申し上げてしまったでしょうか、文部科学省の方針を受けて県から要請があったというふ うに申し上げたかと思いますので、そこは訂正をさせていただきたいと思います。

正式に要請をされたのは、県教育委員会の方から文部科学省はこういう方針であるよと。ですから、その間に何とか耐震を進めてくださいという、そういうことで要請をいただいたわけであります。ですので、それに応える形で、先ほど申し上げたように今までの計画を変更してきた、変更して耐震を進めるということで現在来ているところであります。

2番目の耐震にもいろいろな方法があって、どういう方法で実施設計を発注するのかという点につきましては、まだどういう方法でという細かいところまでの検討できちんと結論が出ておりませんけれども、今のお話のような状況を勘案しながら、できるだけ私たちの願う方向が見出せればというふうに思っております。

3番目の質問でちょっと意味がよくわからないんですが、今のままでは不安だということでありますけれども、ちょっとこの中身が、どういうところが、どういうふうに不安なのか、理解ができませんが、私たちとしますと、当面の目標は一番危険である地震が来たときに校舎が壊れて、それによって子どもたちに被害が及ぶことを避けるために、とにかく耐震だけ早くやりましょうということで臨んでいるわけであります。

建て替えについての考え方はあるのかというようなご質問もございますが、これは私が現在の立場になった4年前に既に教育委員会としましては、大規模改修、耐震と大規模改修という方向で行くということが決定されていたというふうに当時お聞きをしております。それに沿いましてずっと進んできておりまして、建て替えということについては今まで考えたことはございません。

今後につきましては、これは耐震が終わった時点でこれからどうするかということですけれども、基本的には耐震がきちんとできれば少なくも20年はその校舎は大丈夫であろうと思いますので、先ほどの教育環境ということに配慮しながら使用していくという形で進んでいくのではないかと、今の時点では予測をしております。以上であります。

町長(山村君) いろいろご指摘ありがとうございます。私、今の質疑を聞いていて胸が痛みます。一体坂城町は30年間何をやっていたのかと。私は坂城町あるいは日本を支える子ども

たちの教育というのは一番大事だと思っています。

しかしながら、30年間何をやっていたと言ってもしようがないので、とりあえず今、教育長あるいは課長から説明しましたように、まず耐震化を進めたいと思います。最終リミットが27年度というふうになっていますけれども、今議会の冒頭でもお話ししましたように、私は町の実施計画、3年ごとローリングしてつくっていく。この中にもしっかりした形で組み入れていきたいと思っています。

それから耐震工事の実施計画についても、僕は設計屋さんと直接会話したことはありません。でも、これからするかもしれませんが、実施計画、設計を頼んで全く会話していないということはあり得ないはずです。でき上がってみてから「あ、こんなのできちゃった」なんていうことはあり得ないはずです。それは日常の会話をやっているはずなので、その辺のところも確認しながら今の段階でいいのかどうかということを判断しながらやるのが、これは当たり前のことだと思っております。

そんなことを含めて私がここでぼやいてもしようがないのですが、とにかく一番大事なこと、とにかく今年3月11日以降、発想を全く新たにして耐震化を取り込んでいかなければいけないと思っています。それから、やはり教育環境の整備、これは大変重要なことです。ですから、これは申し上げましたけれども、町の計画をつくる意味でも、いろいろな方のご意見を聞きながらつくっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

- **3番(西沢さん)** 今のご答弁のいろいろな内容の中で実施計画の中で見直していくという考え方、それから教育環境を整備が本当に大切だと私もいつも思っています。建て替えの話につきましては、20年は大丈夫だろうと言っても3校あるので3校20年待っているわけにもいかないんですよね。ですから、大まかな計画が必要ではないかというふうに考えているわけです。その建て替えは何年先になるかわからないんですが、それまでの間も毎年子どもたちは入学して卒業していくんです。少しでもいい教育環境の中で学んでほしいと思っております。
 - 2. 国際交流について
 - イ. 現状と今後について

世界はひとつ、よく言われる言葉です。何か問題が起きれば、すぐに世界中に広がり、直接でなくても何かしらの影響が及んでしまいます。政治経済、文化などすべての分野で世界とつながり、日常が国際化の本流の中にさらされている状況ではないでしょうか。

当町の国際交流事業は平成3年の中学生海外派遣事業、これは坂城中学校生徒をアメリカオレゴン州ポートランドへ10日間のホームステイを実施したもので、平成16年まで14回を数えました。平成4年には国際交流委員が着任、平成5年に国際交流協会の設立、平成6年に日中友好シンポジウム開催、平成12年に中国満城県上海復旦大学と経済文化産業交

流促進について覚書の締結、平成20年に中国上海市嘉定区との教育交流が始まるなど、関係する皆さんの協力をいただき、多くの実績と現在も産業技術交流や草の根交流が続いているところですが、10年前、20年前とは世界の状況が一変してしまいました。国際感覚豊かな人づくり、異文化の理解を深めて住みよいまちづくり、産業技術交流の推進など、さらなる町の発展に国際交流の果たす役割は大変重要だと考えます。現在の国際交流の問題点と現状、また国際交流の考え方、姉妹都市提携も含めて今後の国際交流について町長にお伺いいたします。

ロ. 小・中学校の国際交流について

イでも触れましたが、今まで中学生のホームステイや国際交流村、小学生の中国満城県実験小学校、上海嘉定区実験小学校との教育交流など異文化体験や国際理解を深める事業が行われてきました。参加した小・中学生はクラスの友達、学校の先生方、国際交流協会の皆さん、家族や地域の皆さん、大勢の方々とのかかわりの中で貴重な交流体験とともに多くのことを学んだと思います。実は今年の夏祭で7年前に一緒に中国満城県を訪問した、当時は小学校6年生でした、生徒から声をかけられました。今は高校3年生です。思わず「立派に」と言ってしまいました。うれしかったです。成長した人と成り、雰囲気、思いが伝わってきました。今年も小・中学生を対象にした国際交流事業が実施されたことと思います。その内容、その結果の評価はどうであったか、お尋ねします。

そのほか小・中学校での国際理解教育の内容についてもお答えください。以上で1回目の 質問を終わります。

町長(山村君) ありがとうございます。では、私の方から国際交流について現状と今後についてというご質問がありましたので、お答えします。今までの経緯も含めてお話し申し上げたいと思っております。

坂城町の国際交流事業につきましては、長野オリンピックの開催等背景して高まるグローバル化の波に地方自治体として対応していくために、平成4年に県の国際交流職員アマンダ・ケンパーさん、米国の方ですが、この方を町の国際交流職員としてお迎えするとともに、平成5年には坂城町国際交流協会を創設するなど、現在までさまざまな国際交流事業を展開してまいりました。

現在、町内登録の外国籍の方は景気の低迷や生活環境を取り巻く諸事情への懸念から平成 23年5月1日現在、13カ国348人となっております。この数年非常に減少していると いうことでございます。

また一方、この間ものづくりの分野におきましては、平成7年度に国際文化交流委員として町の教育委員会に赴任いただいた陳俊英さん、中国の女性の方ですが、この方の仲介により河北大学日本研究所及び中国満城県との交流を行うとともに、長野大学とのつながりから

上海復旦大学日本研究センターとの交流も始まり、平成12年には復旦大学日本研究センターと友好交流議定書の締結、河北省満城県長と友好交流方向についての覚書交換を実施し、中国との交流を深めてまいりました。

また平成14年には製造業を中心に35社が参加し、坂城町国際産業研究推進協議会を創設するとともに、これまで日本貿易振興機構(JETRO)と連携し、国際展示会への出席や中国から講師を招いての講演会の開催など産業技術交流を深めてきているところです。

教育分野におきましては、先ほどお話もありました米国オレゴン州への中学生海外派遣事業、ホームステイですね、また中国満城県及び上海市の実験小学校との教育交流団派遣事業を初め坂城町において多くの子どもたちが直接外国の方々と触れ合う機会を生み出す国際交流村事業等も実施してきたところでございます。

国際交流、姉妹都市提携とのご質問をいただきましたけれども、姉妹都市提携となりますと、一定の要件を備えた形式が必要となってまいります。このうち交流文化につきましては、通常特定の分野に限らないものが姉妹都市提携の主な基準となっておりますので、近年、交流分野を限定した内容の提携文書を交わして交流を行う形式や提携文書を交わすまでには至らないものの、海外の特定の自治体と継続的に交流を行うような新たな国際都市交流の形態が近年多く見られます。いろいろな多様な形態で国際交流をしているということです。

従いまして、特色を生かしたまちづくりを目指す坂城町におきましても、これまでの経過を踏まえながらも、産業、教育、文化といった面において海外のどのような都市が坂城町のまちづくりとして共鳴し、そして何よりオファーを受けていただけるのか、まずは国際都市拠点間交流といった視点で積極的に検討を進めてまいりたいと思っております。

産業界を中心とする日本のグローバル化がより一層進み、小学校の教育現場での英語教育も今年から強化されました。国民の国際感覚のステップアップも求められております。坂城町におきましても坂城町国際交流協会が来年1月に新たに米国、英語圏への研修視察を実施するということで具体的な計画に今入っております。私は国際交流というのは幅広く行う必要があると思っております。特定の地域のみに偏ってはいけないというふうに思っております。

一方、例えば中国については産業界との交流がますます盛んですし、マーケットという意味では中国を無視するわけにはいきません。従って、中国との交流も今後とも続けたいと思っておりますけれども、アメリカ、ヨーロッパあるいはほかのオセアニア地区との交流というのも拡大していきたいと思っております。

例えば中国の経営者、ほとんどの若い経営者を見ますと、この人たちというのは、ほとんどの人が米国のMBAを持っていたり、ドクターを持ったり、欧米で勉強している人が多いんです。そういう人が中国の経営をしているんです。そのときに我々、中国のみだけと付き

合っていてはいけない。やはり欧米のことも押さえながら中国の人と付き合うと、そういう 発想も必要ではないかなというふうに思っております。

そういうことで国際交流の施策は今までとは違って角度を広げていろいろな国との交流を教育面、産業面でも図っていきたいと思っております。既に個別の坂城町の企業の中で、ある会社から要請がありまして、私が斡旋をして海外とのビジネス提携が今始まりつつあるところもあります。そんなことをいろいろ含めながら国際交流を幅広く進めていきたいと思っております。以上でございます。

教育長(長谷川君) 西沢議員さんからのロの小・中学校の国際交流についてというご質問にお答えを申し上げます。

まず小・中学生を対象とした国際交流事業の内容について、結果と評価はというご質問で ございますが、小学校における国際交流事業の内容につきましては、先ほどご質問の中で触 れていただきましたように、現在は平成19年に中国上海市の復旦大学日本研究センターの 仲介をいただきまして、嘉定区実験小学校との交流を進めるという約束ができております。

目的は、いろいろありますけれども、小・中学校では現在、外国籍の児童と机を並べてともに生活をしていくということが、どこの学校でも一般的になっているほど国際情勢で国際交流という点は身近になっております。このような情勢の中で町内の児童生徒の国際感覚、これを高めていくということは未来の坂城町を背負う人材の育成という面から不可欠であるというふうに考えて、この事業を進めてまいりました。平成20年には第1回の相互訪問ということで小学校での交流会、それからホームステイを通しての国際親善を図りました。それ以後、毎年どちらかが訪問するという形で継続をしていこうという約束だったわけでありますけれども、21年は新型インフルエンザが国際的に流行したことがあって見合せになりまして、22年度その分両方で交流しましょうということで昨年度上海を訪問し、また上海の嘉定区実験小学校の子どもたちが坂城町を訪れました。今年度は福島原発事故によります放射性汚染ということにつきまして懸念がございましたので、延期ということで4月の時点で決めさせていただいております。

2回の交流によりまして子どもたちのお互いの子どもたちとの交流は随分進んだかと思います。坂城町へおいでいただいたときには訪問した児童の全家庭でホームステイをしていただいたと。引き受けていただけたり、それから実験小学校から要望をいただいておりました山登りとか農業体験を入れられないかということについても、ある程度お応えをできたかというふうに思っております。このように順調に進んでまいりましたことにつきましては、多くの皆様方の非常に大きなご協力をいただけたものと感謝をしているところであります。

評価につきましてですけれども、これはまだ十分にどうであったかということを評価できていない状況でありますが、昨年度の『坂城町中国上海市教育交流記念文集』の巻頭言を書

きましたので、それをちょっと引用させていただきたいと思います。

「『百聞は一見にしかず』という諺があります。訪問団の皆さんは訪問前の学習会で中国語を覚えたり、ガイドブックなどで中国の生活の様子を学習しました。でも、今回の中国訪問の間に見たり聞いたり学んだことは、事前学習とは比較にならないほどの膨大な量だったことと思います。さらに言葉ではあらわせない情景から受ける雰囲気や人々から受ける雰囲気とか、また言葉が不自由な中で交流会やホームステイを通して生まれた心のつながりや信頼感であるとか、そういう五感を通して体全体で受けたものも大きかったことと思います。

これらの体験は訪問した皆さんの将来にきっとすばらしい贈り物をしてくれることと思います。どんな形の贈り物になるかは一人一人異なるとは思いますが、中国や中国の人々が身近になったこと、精神的に強くなったことだと思います。これからの成長の中で、その力が発揮されると思います。間違いなく国際交流の原体験として皆さんの心に焼きついたはずです」。

ここに書きましたように、評価するにはまだ時間がかかるかと思います。先ほどの西沢議員さんの「立派になったね」という言葉の中にもその評価があると私は思っております。国際的な視野とか中国の人々への見方が大変広くなったことは確かでありますし、また自分自身に大きな自信が持てた、これも確かであると思います。精神的に強くなったというふうに思います。その源が現在行っています国際交流の中核になっているホームステイを通して身についてきているのではないかと思っておりますし、このような形で国際交流は目的であります児童の国際感覚を大きく成長させているというふうに現時点で評価をしております。

次に、中学校で行っております国際交流村事業について、その内容、結果、評価を申し上 げたいと思います。

国際交流村は平成17年に始まっておりまして、目的には次のように書いてあります。「国際社会に生きる生徒に外国の方々との交流体験を通して日本人としての自国の文化や自分のことを説明したり外国の文化や言葉を理解しながらコミュニケーション能力や態度の育成を図る」。

今年の内容につきましては、長野県内に在住しているALTや外国の方々、これをお招きしまして交流会を行いました。9時からの開会式に続きまして、それぞれの自己紹介、それからALTの皆さんもそれぞれのグループに加わってのディスカッション、郷土料理を一緒につくるふれあいタイム、つくった料理での一緒に昼食を、さらに午後には民俗舞踊の体験を通して交流をいたしました。9時から6時30分まで英語だけを話す一日、それに参加しました2年生から18名が、そしてALTは6名が、英語科の先生が4名ご参加をいただいたわけであります。

生徒の様子につきまして全部ずっと見ていませんでしたが、最初に行われましたグループ

での自己紹介やディスカッションの部分では自信を持ってはきはきと英語で自己紹介をしていると。整ってはいませんが、知っている英語を駆使してコミュニケーションを図ろうとする意欲を子どもたちに感じました。発音や文法はこだわらないといいますか、相当乱れてはいますが、何とか意思を通じようという意欲、これは貴重なものだと思ったわけであります。今の中学2年生は小学校5年から英語活動を始めた子どもたちでありまして、その成果も若干あってこれだけ積極的になれたのかなという思いをちょっと持ちました。

国際交流村のような体験の場を持てるということは、国際感覚を高め、国際理解を図る上で大変有効であると考えております。参加しました生徒は英語で話すことに相当な自信がついたと見受けられました。英語で話すことというふうに申し上げましたが、実は体を使ってコミュニケーションをとれれば話ができるという自信を持てたというふうに受け止めております。せっかくのこういう機会を設けましたので、16名でなくて、もうちょっと多く参加してくれればなという感じも持ったわけであります。

続きまして、国際理解教育についてでありますが、これは教育基本法及び学校教育法に国際理解教育を進めることが定められておりまして、それに基づきまして今年から実施になりました学習指導要領では英語教育が取り入れられました。さらに国際理解の教育を今まで担当してきましたのは、道徳教育と、それから総合的な学習の時間であります。ですけれども、国際理解ということは限られた時間でなくて、全学校教育活動の中で進めるように今、各学校では取り組みが進められております。例えば国語におきましても、外国の文学が教科書に載ってくるとか、あるいは中学はもちろんでありますが、小学校でも6年生の社会科では国際的な物の見方、考え方を育てています。さらに音楽においても、それから美術・図工等においても外国の文化というものと触れる場はたくさん設定されており、それぞれの場で外国の文化について学習し、理解を進めているところであります。

これらの教科学習以外の分野でいきますと、南条小学校には日本語教室がありまして、現在13名の外国の子どもたちが、その日本語教室に行って日本語を勉強しながら普段の学校生活は子どもたちと一緒に送っておりますし、村上小学校にも3名、それから坂城小学校にも3名の児童がおります。これらの子どもたちと毎日触れ合う中での国際理解、これも大事な学習の場であるというふうに考えております。以上でございます。

3番(西沢さん) それでは2回目の質問をいたします。

イの現状と今後については、町長から幅広く偏らずに拡大していきたいというお話でございました。私も国際交流協会の一員として少しでも働けることがあればと思います。

次に口についてですが、小・中学校の国際交流について、今年の4月から小学校5、6年生に英語学習が必修となりました。2年間の試行を経ての本格実施です。6月補正予算に計上された新しい事業の実施状況はどうでしょうか。英語がすべてではありませんが、世界の

共通語とまで言われ、また公用語として英語を採用する企業も増えているという状況の中、 英語を学び、国際理解を深めるのも国際理解教育のひとつだと思います。そこで小・中学生 の国際交流事業について、ぜひ再検討をお願いしたいのです。

今までの教育交流事業については、その効果や実績を十分認め、またご協力いただいた皆様にも感謝申し上げるところですが、せっかくのこの時期には、やはり英語を中心にした事業にかえて小・中学生が本物の英語に触れ、異文化を体験できるプログラムを検討してほしいと思います。小学生にはサマーキャンプなどへの参加支援、また中学生には自国の文化を学び伝える力を養い、自分の力で切り開いていく力やどきどきする冒険心など普段できない経験をしてほしいのです。そこで中学生には、やはり平成16年まで行っていた海外ホームステイを再開してはどうでしょうか。お伺いいたします。

教育長(長谷川君) まず最初に、正式に今年から始まりました英語活動についてお答えをさせていただきます。

文部科学省では外国語活動という設定でありますけれども、坂城町では英語活動という形で、すべて英語圏について理解を深め、コミュニケーションを深めるという形で現在、教育を進めております。年度当初の予算で、それぞれの学校に英語活動の実際に英語を話せる方においでいただいてアシスタントをしていただく授業を始めておりますし、6月の補正で認めていただきましたように、先生方の研修会としまして信州大学教育学部の柳沢先生においでをいただいて、すみません、名前がちょっとはっきりしませんが、おいでをいただいて、各学校で2回の英語研究会を2学期には計画をしております。

またさらに先生方の英語力を高めるための校内研修会ということで、今、小学校の校長先生にそれぞれの学校での講師の選定をお願いしているところであります。

また信州大学を中心としました英語を学習している大学生に来ていただいて、2時間から 半日ぐらい英語活動で学習したことを通してコミュニケーションを図りながら、レクリエー ションを加えながら交流を深める会、これも各学校で1回ずつ計画をしていこうというふう に考えております。

次に、本物の英語に触れる機会としてサマーキャンプとかホームステイはどうかというご 提案についてでありますけれども、現在、国際交流にしましても英語活動にしましても、私 どもとしましては、なるべく多くの児童生徒がその場に入れることを大事に考えたいなと思 っています。ホームステイもいいかと思いますが、例えば先ほどご紹介をし、今現在中学校 でやっております国際交流村、これは当初は1泊2日だったわけでありますが、いろいろな 事情で1日になってしまいましたけれども、これをもう少し拡大できないかとか、あるいは 先ほど紹介をしました子どもたち、小学校で英語活動の成果を発表し合いながら交流を深め る交流会に、現在、信大を中心としました大学の学生を想定はしていますが、外国人の方、 英語圏の方、こういう方もお招きできて、もうちょっと広げられればいいかなと、そんなことも考えながら地道なところで進めていければなという思いを持っております。

いずれにしましても、今後、英語活動あるいは英語を核とした国際理解教育というのは大 事な部分でありますので、いろいろな方向で検討を進めてまいりたいと思っております。以 上であります。

3番(西沢さん) 小・中学生の国際交流事業の再検討につきましては、大分考え方に相違があるなというふうに感じました。これからまた、ぜひ検討していただきたいと思います。

時間がありませんので、質問はここまでにいたします。

2番のまとめといたしまして、国際交流とことさら言わなくても日常的に世界中の人たちとつながり、語り合う時代が来るかもしれません。それ以前に坂城町から世界で活躍する若者がどんどん出てくることを楽しみにしたいと思います。以上で一般質問を終わります。

議長(宮島君) ここで10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時58分~再開 午前11時09分)

議長(宮島君) 再開いたします。

次に、12番 池田弘君の質問を許します。

- **12番(池田君)** ただいま議長より質問のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。
 - 1. 坂城都市計画について

これは相当前より、40数年前だと思いますが、坂城町に都市計画マップ図というのがあります。その中の道路について最初にお尋ねをいたします。

イ. 坂都1号線の今後の進捗状況は

私は、坂都1号線と言いましても、その区間がよくわかりません。そのため産業道路と言わせていただきます。とは申しましても、都市計画図の中にちゃんと載っておりますが、あまりにも小さい字で私には、眼鏡をかけているわけでございますが、読めないというようなことでございますので、産業道路と言わせていただきます。

あの産業道路は、できる前は、私が知っている範囲というと四ツ屋の近辺になりますが、 養蚕が盛んに行われ、太平洋戦争後は食料不足というようなことで桑はこがれまして、あわ、 きび、さつまいも等がつくられ、麦もつくられました。食料増産にと畑が変わりましたが、 その食料が足りるようになりましたころより、りんごが植えられるようになって、結構りん ごがつくられていたのですが、りんごは大変重量的に重いというようなことから、ぶどうが 栽培されるようになり、現在にはすばらしいぶどう栽培の地帯と形成された巨峰は日本一お いしいぶどうと言われております。

このような土地に今の産業道路ができ上がったわけでございますが、産業道路ができた当

時には、こんなすばらしい道路ができたことに驚いたという記憶があります。この道路ができたころより軽自動車等を多くの人が持つようになりまして、大変便利な道路となっております。現在では信号機もつけられるようになり、いかに使用度が増してきたかがわかります。この産業道路に鼠橋の道路がつながり、センターラインが引かれ、両側に広い歩道がついたすばらしい道路に変身したかのように、よい道路になってきております。これは役場の建設課を初め多くの皆様方の努力があり、また道路の土地になった地権者の皆様方に対しましても感謝を申し上げる次第であります。

あのすばらしい道路も一部を除いて逆木通りまで来ておるように見えるわけでありますが、 その残ったそこに、まだ完成が見られない一部があるわけでございますが、この残った部分 も何か大変であると聞いております。また、この道路の歩道を使って南条小学校の通学道路 にもなっておるわけでございますが、大変であるのもわかりますが、やはり逆木通りより先 線にも、どのような進捗状況が見られるのかをお聞かせいただきたいと思います。

ロ. 町内都市計画道路に進捗はあるのか

町の中には都市計画道路と予定した道路が計画図の中に幾つもあります。その中のひとつに四ツ屋のほぼ中央にも国道より産業道路を突き抜けて上がっていく道路が計画マップ図にあります。この計画道路、四ツ屋のところに、かなり前に家をつくり替えた1軒がありまして、その家をつくり替えるときに、申請をしたときに土地を、自分の土地ではありますが、道路工事が始まるときには、そのつくり替えた家を壊して道路用地になるということで一筆とられているということが私が町議になった折に私に聞かれたわけですが、私は、そのようなことは全然知らなかったということはありませんが、ほとんどよくわからなかったわけですが、そのとき私はこのように答えておきました。「産業道路の整備が長い間かかっているわけでございますので、まだまだいつになるかわからない。先のことではないか」と答えて大笑いをしたわけでございますが、このような立場になった人にしてみますと、やはり気にかかっているものと思われます。このような計画道路にも何か先があるのでしょうか。このような立場の人もいるので、よい答弁を願う次第でございます。

またインター線の先線についての質問になりますが、この先線は国道より村上方面に向かって千曲川に橋をかけて国道バイパスにつながる道路でありますが、この道路はインターから国道バイパスまで県道ということであるわけですが、坂城の都市計画図の中にもありますので、都市計画道路でありますので、県道ではありますが、進捗はあるのかということをお聞きしたいわけであります。

ハの方は、ちょっとマップ図の方のため、またこの後としますので、この2題についてお 答えをお願いしたいと思います。

議長(宮島君) 13番、ハの項についての、続けて説明をお願いします。

12番(池田君) 今申しましたように、ちょっと道路とは違いまして。ハの方を振分けて切ってはいけないんですか。

議長(宮島君) 通告してあるとおりに1番ということでございますので。

12番(池田君) それでは、そのように決まっているそうですので、申し上げます。

ハ. 工業専用地域について

この工業専用地を四反田と言いますが、この工業専用地は、地域は国道を挟んで鉄道の西側で千曲川の堤防までで、また元アガツマ精機の会社があって今は坂城町の土地になっておりますが、そこから四ツ屋と中之条の境にあります反町川というところまででありますが、この中のちょうど真ん中ぐらいのところに常山隄という町の指定の歴史的な施設がありますが、この施設は桜並木になっておりますが、春など桜の花が咲くときには花見の場所で大変にぎわっております。その常山隄でございますが、今年はアメリカシロヒトリが多い年であり、この桜の葉がほとんど見られない状態になっております。この常山隄の上の部分と国道より下りますと鉄道の下にトンネルになっているところがあります。そのトンネルを出たところに家が1軒ありまして、そこから常山隄のところまでが某会社の土地でありますが、現在は野菜畑ということで多くの人が借りて野菜をつくっておりますが、トンネルを出たところの家の部分のところが以前は米をつくった田んぼだったところでございますが、今は減反政策、また米をつくっている人たちが老齢化等というようなことである中で、今では草だらけとなっております。大変もったいないと思われるわけでございます。そこで私は、このようになればと思い、提案をするわけでございますけれども、これは大変難しい提案であると自分でもわかっておりますが、お聞きください。

現在、千曲川河川敷内に消防団のポンプ操法の訓練所となっているその隣、スポーツ少年団の陸上の訓練所がありますが、あの訓練所で子どもたちが練習をしているところを見られるわけでございますが、その子どもたちの親から聞いた話ではございますが、その訓練所に赤いラバー敷きのマットが敷いてありますが、そのマットが値段が大変高いというようなことで、やっとの思いで町から買ってもらったが、100mぐらいあれば大変よいわけでございますが、少し距離と申しますか、まだ少ないようでございます。そのマットが千曲川が増水して流されてしまうと大変であるというので、多い雨のときにはコーチの方、また練習する子どもたちの親の方が見に行っているとのことであります。増水して、あそこまでのところに水が流れるとマットは置いてあるだけですから流されてしまいます。現在あるマットが20mぐらいが3枚になっているそうであり、このマットを巻いて水の来ない堤防の上に上げるのだそうでありますが、かなりの重量があるので少ない人数ではできないそうであります。関係者の中にリフトを持っている人がありまして、そのリフトを持ってきて上げるから、その人がいるので大変助かると聞いております。雨が多く降って増水する天気予報のときに

は、いつも大変であると聞かされました。

あの訓練所のところは以前はマレットゴルフ場でありましたが、2回ぐらい千曲川の増水 で流されたので、マレットのコースに金をかけてつくってもだめだとのことで、何年かあい ていたところでありますが、スポーツ少年団の陸上の訓練所にと現在はなっております。

そこで提案ですが、四反田地籍なら水で流されることもないと思います。練習する子どもたち、またボランティアのコーチの方、また親たちにとってもよいではないかと思われますが、あそこの地籍も個人個人の土地であるため思うようにはいきませんが、チャレンジSAKAKIと広報にあったばかりでございますので、提案として申し上げるわけでございますが、何の心配もない練習場で訓練をした子どもがオリンピックに出場ができたらなというような夢を見るのもよいのではないでしょうかというようなことで、これはあくまでも提案でありますが、行政側にも何かいい提案があるのかをお聞きしたいと思います。以上で1番の質問を終わらせていただきます。

建設課長(荒川君) 私からは、1の坂城都市計画について、イの坂都1号線の今後の進捗状況 はから順次お答えいたします。

まず坂都1号線は、主要地方道長野上田線と一般県道上室賀坂城停車場線の交差点を起点に坂城大橋、田町跨線橋を通り、坂城高校南側からほぼ産業道路の線型にあわせまして、鼠の国道に至る6.6kmの町の幹線道路で、町事業によるほか県道部分については県によって整備を進めていただいております。

町事業として鼠橋通り交差点から南条小学校交差点までの区間及び逆木通りから坂城インター線までの区間は整備済みで、坂城インター線から谷川までの間は今年度の完了予定としています。また南条小学校交差点から宇佐八幡宮上交差点までの区間は現在も事業中であります。従いまして、未着手の区間は宇佐八幡宮交差点から谷川までの間、そしてまた逆木通り交差点から北側までの区間が未着手区間となっております。

まず現在事業中の区間の早期完成に努めながら、その後谷川までの区間整備を図った後、 逆木通り交差点以北はそれ以降になろうかというふうに考えております。全線の完成予定に つきましては、現状まだ申し上げられない状況でございます。

次に、ロの町内都市計画道路に進捗はあるのかについてお答えいたします。

町の都市計画道路は、ご質問の坂都1号線から現在の国道、そして今年度から事業化となりました国道バイパス上田篠ノ井線までを合わせまして全部で13路線、総延長は28.8 kmがございます。

ご質問にございます四ツ屋区の中央を通る路線は坂都13号線という位置づけでございまして、町の都市計画道路の中では幹線を結ぶ補助幹線道路という位置づけになっております。 都市計画道路という性質上、都市計画決定された区域内に建物を建築する場合には都市計画 法第53条第1項の許可が必要となり、あわせて事業が実施される際、ご協力をいただけるように誓約書というものを頂だいをしております。それが先ほどご質問にありました文書になろうかと思います。いまだ事業化には至っていない路線ということでご理解をいただきたいと思います。

次に、坂城インター線についてでありますが、これは都市計画道路、やはり坂都5号線といたしまして上田篠ノ井線が計画決定をされたときとあわせて、広域幹線、そして高規格道路を結ぶバイパス路線として計画決定をされたもので、現在国道からインターまでの区間は県道坂城インター線として長野県で整備をいただきました。

町では、この先線につきましても同様に今後バイパスの進捗状況を踏まえながら県において整備がなされますように要請をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、ハの工業専用地域についてお答えをいたします。

まず一般論的に都市計画では、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市生活を確保し、そのために適正な制限のもとに合理的な土地利用を図っていくことを基本理念と定めています。

お尋ねの工業専用地域は都市計画における地域地区のひとつで、この用途地域の中には住居系、商業系、工業系という3つの区分がございまして、この中でも特に主に工業の利便の増進を図るために定めた地域というのが工業専用地域となります。そして土地利用の制約と実際に建築物を建てる場合には建築基準法によって建ぺい率、容積率、建築物の可否などによって目指すべき土地利用に向けて順化誘導が図られるものであります。こういったことから、あくまでも土地利用の規制のお話でございますけれども、都市計画は百年の大計と呼ばれているゆえんでもございます。

ご質問の四反田の工業専用地域は、用途地域を決定した当時、工業用地として順化を図るべく決定した地域でございまして、企業の進出が一部にとどまり、それ以降はいまだ進んでいない状況にもありますけれども、法規制の制約からも用途以外の利用は厳しい状況にございます。

ご提案の陸上訓練所の活用というお話もございますが、町事業として工業専用地域内にこ ういったものを設けていくというのは、なかなか厳しい状況があるということでご理解をい ただきたいと思います。以上です。

12番(池田君) 今お答えをいただいたわけでございますけれども、始まりから都市計画道路 というのは長い年月がかかって、あそこまで来ているというか、まだ逆木通りまででき上が っていない部分も多々見られますので、無理なことは申すわけではございませんけれども、 でもやはり逆木通りまで何とか広くてすばらしい歩道がついた道路のように四ツ屋の人たち から見ると見えます。通ってみると本当にできていないところもあるので、わかるわけでご ざいますけれども、やはりマップ図にあるとおり、いつごろまで進めていただけるかというようなことでございますが、補助金つき次第、またいろいろとある中で大変だとは思いますが、進めていただくことをお願いしたいわけでございます。

今答弁をいただいたわけですけれども、私もあの道路は進まないと思っておりましたが、この産業道路も40年以上も前にできた道路でありますので、いろいろと問題があるのは当然でありますが、しかし、我が坂城町の両隣の市を通ったりする中でございますけれども、そこには立派な道路ができているところが、いっぱいと言っても失礼かと思いますけれども、かなりできているのが見られます。このようなことでございますので、当然、両市の人たちもあの産業道路を通るわけでございますが、通った人たちがどのようにこの坂城町を見ているかというようなことも頭の中に入れられまして、ぜひこの産業道路ぐらいは何とか補助金が早くついて完成できるように希望いたしますとともに、9月の定例議会の町長の招集あいさつにも力ある言葉として聞いておるわけでございますが、チャレンジSAKAKIというようなことで、これはチャレンジSAKAKIという表題自体は違う部分でございますけれども、チャレンジ精神を発揮されまして早い機会に道路が仕上がることを願って1番の質問は終わります。

2. 逆木通りの環境整備について

イ. 逆木通りの北側の遊歩道公園について

逆木通りの北側の歩道のところにすばらしい遊歩道があります。この遊歩道は、なぜすばらしいかと言いますと、カラーのモザイクブロックが敷きつめられて、いろいろな花木が植えられてあずまやまでがあるからであります。しかし、このすばらしい道路にも昨年まで、あるボランティアの老人の方があのカラーブロックのところにはいつくばるようにして草を取っていただいていたところを見ております。あの姿は本当に貴重であります。また、あの姿が今でも頭から離れないような本当にすばらしい姿であったわけでございます。あの方も大分老齢化のように見えましたので、体が弱ったのか見ることがなくなったわけでございますが、今年からその方が全然見えなくなってきておりますので、あのすばらしいモザイクブロックの通りでございますが、そこもひどい草だらけになってきております。見る方向によってはカラーブロックのところでございますから通りのようにきれいに草が植えられているようになっておりますが、あくまでもこれは草でありますので、これはいけないと思います。その草も人手が入らないと自然とはこのようなものかというようなことで、手を抜くと、このように本当に草だらけになってしまうとともに草の種というものはどこにでもあるのだと知ることができたわけでございます。

そこで、この草をいつごろ、誰が取るのかと思って、見ているというのも失礼でございますが、しばらくたってそこを通って見たわけでございますが、大変きれいに刈り取られてい

て非常によく見られるようになったわけでございますが、カラーブロックのところだけではなくて、そのぐるわの花木等の植栽されているところまできれいに草が刈られていたわけでございますが、刈られた草がまた花木の根元に今現在でもまだ置かれたままになっているわけなんですよね。これは公園として大変醜いわけでございます。そのようなことでございますので、やはり片づけていただいた方がよいのではないかと思うようなことでございます。

カラーブロックのすばらしい公園の北側のところに名沢川という川がありまして、名沢川の向こうが林になっておりまして、この林が今年アメリカシロヒトリがひどいというようなことで、公園から見てもあまり見たところがよいということではないわけでございますが、この前、前の質問者の中にもアメリカシロヒトリというようなことで一般的にはどうにもならないとは聞いておりますが、どうにかなるようになることをお願いしたいと思うわけでございます。そのようなこともお聞きする中でございますが、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

ロ. 歩道と遊歩道の境の植栽について

逆木通りの歩道の両側にはツツジが植栽され、このツツジが花が咲くときには非常にきれいに咲いていましたが、ところが最近、このツツジが花を見ることがほとんどできないような状態でございます。これは大変残念であります。花が見られなくなったのはツツジの剪定の時期にあると思うのであります。ツツジという植物でありまして、花が咲いた後すぐ剪定をしないとだめだからであります。このツツジは、今年はお盆が過ぎてから剪定がされているので、来年は間違いなく花を見ることはできないと思います。来年用の花が咲くために花芽ができているところを剪定されてしまったので、花の咲くときに咲かないのは当然であります。せっかくの植栽でありますので、花を見ようではありませんか。

また、この歩道と遊歩道の間にアベリアと言われる花木がありまして、今が盛りと咲いている花木であります。この花木の剪定はいつでもよいわけでございますが、春に芽が出たころまでにしておけばよいわけでございますが、このアベリアが芽が出るころ、雑草の方が先に高く伸びて大変見たところがよくないわけでございます。公園ですから公園のすべてがよくできて気持ちよく過ごせるようなところがよいと思いますので、剪定の時期、また草刈りについて、モザイクブロックのところもいつも草のないきれいでいられるか、お聞きする次第であります。

ハ. シンフォニックヤードについて

シンフォニックヤードでありますから音楽等の演奏などが行われると夢のあるところとしてつくられたのではないかと思うわけでございますが、あそこで何か催し物が行われたということは聞いたことがほとんどないわけでございます。演奏するところには藤の棚がありまして、この棚がほとんど剪定がされていないというようなことでございまして、上から虫が

落ちてくるのではないかというようなふうに思われるので、藤もきれいに手入れをされて春 に立派な長い藤の花の見れるようにしておくのもよいのではないかと思うわけでございます。

このところも何にも使われていないというようなことでございますので、近くに中学がありますので、中学校の方で役に立つこと等があればよいわけでございますが、しかし、あの土地は小さい場所でありまして、また地形的に三角形のような土地でありますので、利用度がほとんどないような土地でありますので、何か立派に整備されましてシンフォニックヤードとしておくのがよいのかと思うわけでございますが、行政の方として、ほかには何かあそこの場所をこのような計画があるかなというようなこともお聞きしたいと思うわけでございますが、何かよい計画がありましたらお聞きして1回目の質問とさせていただきます。

建設課長(荒川君) 私から逆木通りの環境整備について順次お答えを申し上げます。

今お尋ねにございました逆木通り北側の遊歩道公園でございますけれども、まず、ここら 辺周辺一帯ですけれども、文化センター、武道館周辺の町の文教施設の集積地、また、その 当時逆木通り、坂都4号線といいますが、あれが改良できて町での初めての都市公園整備と いうことで武道館南側のわんぱく広場、そしてお尋ねの、これはふれあいパークと呼んでお ります。そして最後にございましたシンフォニックヤード、この3つの公園整備を行い、そ の目的につきましても、現在、都市公園条例でうたっておりますとおり、町民の皆さんの文 化的な向上でございましたり、健康の維持、そして福祉の増進にお気軽にご利用いただける 都市空間ということで整備いたしたものでございます。

また公園の管理につきましては、現在すべての公園をあわせてですけれども、除草や植栽の剪定などはシルバー人材センターに管理委託をして行っているところでございます。一部ボランティアによって快適な都市空間が維持されていることは大変ありがたく、この場をおかりをして御礼を申し上げるとともに、町といたしましても効率のよい作業委託によりまして、快適な環境の中で大勢の皆さんに憩いの場でご活用いただけますように努めてまいりたいと考えております。

つけてもちょっと除草の具合のよろしくない部分につきましては、作業の経過があったか どうかではございますけれども、改めたいというふうに考えます。

続きまして、ロの歩道と遊歩道の境の植栽の件でございますが、逆木通りやふれあいパークには、まず都市緑化、緑化木の植栽についてでありますけれども、なるべく丈夫で管理が容易なもの、加えて季節の移ろいがわかるようなものということを考慮いたしながら樹種の選定をいたしてまいりました。

逆木通りのツツジやふれあいパークのアベリアの剪定は、先にも申し上げましたとおり、 シルバー人材センターで委託管理を行っております。剪定の時期につきましても極力花が終 わったころということで努めてはいるんですけれども、なかなか路線が長かったりですとか、 委託の具合がございまして、開花にあわせたような剪定に至っていない部分もございます。

繰り返しになりますが、いずれも都市緑化といたしまして常緑で耐候性があり、生け垣や 刈り込みなど管理が容易な樹種ということで選定をした樹木でございます。開花を主体とし た剪定とは必ずしも一致しないところがございますけれども、今後も生育状況を踏まえなが ら適正な管理に努めてまいりたいと考えます。

最後に、シンフォニックヤードについてでございますが、これは先ほどの公園整備の一体の中で行ったものでございます。名称については、これは公募によって交響曲が流れるような庭というイメージからシンフォニックヤードという名称が命名されたというふうに聞いております。必ずしも音楽を楽しむ場ということではなく、利用される皆さんの、やはり和み、癒しの空間ということでご利用いただければというふうに考えています。現在も季節のよい時期にはバーベキューなどでご活用いただいていたり、またゴールデンウィーク明けから10月末までは農産物直売生産者の皆さんが金曜夕市などご利用にもいただいているところかと思います。今後も名称にとらわれずに大勢の皆さんに健康的で癒しの空間としてご利用いただけますように期待をするところでございます。以上よろしくお願いいたします。

- **12番(池田君)** ただいま答弁をいただいたわけでございますが、カラーブロックの本当にすばらしい遊歩道になっておりますが、あのところの草を本当に老人の方の取っている姿は本当に今でも忘れられない姿でございました。しかし、取っていただけないような状態になってきておりますことを考えますと、ああいうところは人の手で取るというのも本当に大変でございますが、あのようなところに今、私も農業者でありますので、困るところには除草剤を使って草の退治をしておりますけれども、ああいう公園ですから、そのようなものを使って除草をするというようなことはできないものでしょうか。その1点だけをちょっとお聞きいたしたいと思います。
- **建設課長(荒川君)** 除草剤の使用についてでありますけれども、基本的に公園ということで幼児の方もご利用されることもあろうかと思います。そういった中で極力そういったものは避けて適正な除草管理に努めてまいりたいというふうに考えています。
- 12番(池田君) 今、除草剤というようなものは子どもの方も通るというようなことで、なるべくそういうものは使わない方がいいのではないかというような答えでございましたので、それはそれで結構だと思いますが、何とか本当にカラーブロックというのはすごい遊歩道でございます。あのようなところを管理していくというのも大変ではございますが、今行ってみると本当にすごい草というか、大変でございます。ですから、公園というものは小さい、大きいとかということではなくて、つくったからには、やはり人の憩いの場である公園ではないでしょうか。その場に植栽された樹木、花木があって当然と思います。遊歩道等も整然と整備されて気持ちよく歩くのがよいと思われます。公園は公園として気持ちよいところと

して願う次第でございますので、これからも立派なすばらしい遊歩道等にしていただけることをお願いしまして私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長(宮島君) 以上で通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

(休憩 午前11時47分~再開 午後1時30分)

議長(宮島君) 再開いたします。

次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月1日の会議において提案理由の説明を 終えております。

◎日程第2「議案第39号 平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長(宮島君) 決算案の提案理由並びに詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については各委員会においてお願い をいたします。

また質疑に際しては、決算書のページ及び科目を示し、質疑されますようお願い申し上げます。

まず歳入について総括質疑に入ります。

4番(塩野入君) 質問をいたします。

まず15ページ、款9地方交付税につきまして、4億8,500万円の増額補正で、総額12億1,500万円、対前年比25%、4分の1の大幅増収でありまして、収入の構成比も19.5%で、これはほぼ2割を占めるという状況になっております。しかし、交付税増加の中身は個人町民税の減収で法人は現年課税分で27%も増加しております。この工業の町坂城からして、こんな減少になるんだろうか、こんなに早く企業初め産業が成り立ちつつあるのか、この減少が非常にわかりにくいのであります。町長は招集のあいさつで基準財政収入額が税収に比べて減額算定がなされたことを主な要因として交付基準額が伸びというふうに述べられて、詳細説明では臨財債の振り替えとも聞こえましたが、この減少や算定の仕組みなどのご説明をお願いをしたいと思います。

続いて、15ページから16ページにかけてでありますが、款11分担金及び負担金、項 1負担金、目1民生費負担金の節2の児童福祉費負担金の備考に書かれています保育長時間 一時保育のそれぞれの別に、それから節3の保育、節4の長時間の滞納の、これもそれぞれ 収入未済額がございますので、その件数と状況をお願いをしたいと思います。

それから款13項1国庫支出金、目1民生費国庫負担金の19ページです。19ページの 節2児童福祉費負担金の備考欄、下から2番目の子ども手当負担金1億9,800万円あま りと、それから款14県支出金、項1県負担金、目1民生費負担金の、これは22ページでありますが、節2の児童福祉費負担金の備考欄の一番下の子ども手当負担金2,800万円につきまして計上されておりますが、これは国、県及び町の負担割合はどんなふうになっているか、お聞きをいたします。

また 0 歳から 3 歳未満、 3 歳以上小学校修了前、それから小学校修了後、中学校修了前というふうに 3 段階に分けて、その分類がしてありますが、その分類理由が何か経過があると思いますが、そのご説明を、その分類の理由をお聞きをいたしたいと思います。

それから、この黄緑色の「主要施策の成果と実績報告書」の中に延べ人数が示されている のですが、この延べの解釈はどうなるのか。延べの解釈の内容をお聞きをしたいというふう に思います。

それから25ページであります。

款15財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金の、当初これは150万円が補正で3,300万円にも上っておりますが、原因は何かあるのか、これをお尋ねを申し上げます。

それから30ページ、款20町債、項1町債、目9臨時財政対策債につきまして、総額の2分の1近くの2億2千万円あまりの増額補正、これは交付税絡みであることはわかりますが、町債5億7千万円のうち5億1千万円、約90%が臨財債であります。6月の議会定例会でもお聞きしましたが、国が定める地方財政計画による臨財債の借入可能額の中で借り入れていると、こういうことのお答えでありまして、今年度の基準財政需要額に算入される地方交付税の代替財源で財源不足の後払い的な、これは有利な起債であることは、これは間違いないわけでありますが、これはあくまでも地方債の扱いであることに変わりはないわけで、各自治体の責任と判断で発行されているのですが、この臨財債に対する町のお考えをお聞きをいたしたいと思います。以上であります。よろしくお願いいたします。

財政係長(柳澤君) 私からは15ページの地方交付税に関連してご説明を申し上げてまいります。

1点目の部分で法人町民税がこんなにすぐに回復するのかという部分でございますけれど も、法人町民税につきましては、当該年度の法人税申告となっている状況でございまして、 リーマン・ショックを受けてすぐの平成20年度と21年度に大きな減収となりまして、 22年度はやや回復したという動向になっております。

一方、個人町民税ですけれども、これは個人所得が低下したのが21年度に顕著であった わけでございますが、この個人町民税課税につきましては、21年度所得を基礎に課税がな されるということでございまして、1年遅れの22年度に影響が出てきたというような状況 でございます。 それから基準財政収入額の減少という部分でございます。

交付税算定の仕組みの中で、当町の税収の増減と必ずしも動向が一致せずに、年度を超えまして時間差を生ずるケースがございます。その部分、特に顕著になる算定項目なんですけれども、町民税の法人税割の算定という部分があるんですけれども、これはその年度の基準推計税額と過去3年分の基準推計税額と実績値の精算ということで算定がされます。実績値が推計値を下回る年度が続きましたり、あるいは下回る額が大きくなりますと、法人税割の基準税額の算定結果がマイナスとなるような状況がございます。そうなった場合につきましては、法人税割の収入が0とみなされるような状況になります。

22年度につきましては、このような状況が生じたために基準財政収入額の減少の大きな要因となった状況となっております。このようなことから22年度の町の法人税収はやや伸びているんですけれども、交付税算定とは必ずしも一致しないというような状況となっております。

それから詳細説明で臨時財政対策債の振り替えという部分であります。

この部分につきましては、基準財政需要額の減少というところでちょっと触れた部分であります。基準財政需要額につきましては、個別算定経費あるいは包括算定経費などの行政需要の算定総額から臨時財政対策債を控除した後の額が使用されるような状況となっております。基準財政需要額の減少要因につきましては、こういう部分もありますので、臨時財政対策債の振り替えという説明をしたというような状況となっております。

それから30ページであります。町債の中で臨時財政対策債の考え方という部分であります。

臨時財政対策債につきましては、地方交付税の不足分ということで町が特別の地方債として借り入れを認められるもので、投資的経費以外の経費にも充てられる地方債ということで一般財源として活用ができる状況となっております。

臨時財政対策債については、地方債の扱いであることに変わりはないというようなことから、必要最低限の借り入れにすべきではないかというような考え方もあるわけでございますけれども、ひとつとしまして、今年度、元利償還相当額が交付税算定における基準財政需要額に算入されるということ、それから、さまざまな行政ニーズに応えていくためには一般財源がどうしても必要であるというような観点から、臨時財政対策債につきましては、起債可能額を満額について借り入れている状況となっております。

福祉健康課長(塚田君) 私からは、まず16ページ、民生費負担金、児童福祉負担金の収入未済額についてのご答弁を申し上げます。

収入未済額207万3,770円となってございます。まず、この内訳でありますが、現年度分の関係であります。保育料が188万7,670円、これは20件分でございます。

それから長時間保育負担金、これが18万6,100円、14件ということでございます。 合わせて207万3,770円でございます。

それから3節の保育負担金の滞納繰越分でありますが、この未済額586万7,380円、35件の未収分ということでございます。それから長時間保育負担金の滞納繰越分でありますが、これにつきましては26件分ということで、49万1,466円となってございます。合わせまして収入未済額、一番上の行にございますが、843万ということであります。

状況ということでありますけれども、残念ながら未収金の回収努力はしておりますけれど も、年々増加の傾向にあるという状況でございます。

続きまして、子ども手当に係る負担金ということで、国の関係、県の関係で19ページ、 それから22ページの関係でのご質問でございます。

子ども手当につきましては、昨年の4月から新たに創設をされたわけでありますが、それ 以前、昨年の3月までは児童手当ということで、それぞれ子どもさんのいらっしゃるご家庭 に支給がされておりました。子ども手当になった際に、児童手当のときにそれぞれ地方で負 担をしていた、県、町で負担をしていた分は同額で引き継ぐという形で金額が増額した分に つきましては、すべて国の負担という取り扱いになってございました。そんな関係で順次申 し上げてまいりますが、年齢区分によって児童手当の際にもそれぞれ地方の負担が異なって おりましたので、子ども手当の負担それぞれ、そういった区分になってございます。

まず 0 歳から 3 歳の関係でありますが、これにつきまして支給額は児童手当のときには 1 万円でございましたが、ご案内のとおり子ども手当は一律 1 万 3 千円ということでございま す。

それから3歳から小学校卒業まで、修了までということになりますが、児童手当におきましては、第1子、第2子については5千円、第3子以降は1万円という支給額の差がございました。そんな関係で異なってまいります。まず第1子、第2子につきましては、国の負担割合が39分の29ということです。残りの39分の10を県と町で分ける関係で39分の5ずつということになります。3子以降につきましては、1万円の支給が1万3千円になったという中で国の負担が39分の19、残りの39分の20を県と町で分けまして39分の10ずつという、ちょっと複雑な関係になります。

それから中学生につきましては、子ども手当の際に新たに対象になったということで、これは10分の10すべて国の負担ということで、それの積算が決算書にございます国の負担、 県の負担ということでご理解をいただきたいと存じます。

それから「主要施策の成果と実績報告書」こちら48ページになるかと思います。こちらの方に、48ページ上段に子ども手当ということで載ってございます。枠の中にそれぞれ延べと人数と書いてございますが、23年度においての子ども手当の支給につきましては、22年度の子ども手当につきましては、22年の4月分から23年の1月までの10カ月分の支給ということでございます。それぞれの月ごとに人数を出しまして、それを合計をしてございます。途中から対象になる、あるいは途中で対象から外れるというようなことがございますので、簡単に申し上げますと、これを単純に10で割っていただくと、おおむねの人数になるかというふうにご覧をいただければと思います。以上です。

会計管理者(中村さん) 25ページの利子及び配当金についてお答えいたします。

定期預金と国債で運用しておりますけれども、22年度において国債を100円以下で購入した差益など国債の運用益が大幅な増になりましたので、3千万円を超える補正ができるようになりました。以上でございます。

4番(塩野入君) まず国税関係でありますが、国税が大きく伸びていることは裏を返せば基準 財政収入額が減っていることで、これは決して芳しいことではないわけでありますが、財政 力指数、過去30年間この表にありますのを見ますと、0.653でありまして、これは平 成12年度の0.645に次ぐ2番目の低さであります。昨月平均では0.751でありま すけれども、これは過去の推計からしても恐らく来年度以降に影響が出てくるのではないか と、このように思うわけであります。本年度も普通交付税配分額は11億7,400万円、 当初算定額で対前年12.9%の大幅な増額が予想され、県内市町村の中でも、うちの町は 突出しております。今年度23年度以降の交付税予測をどのように見ているか、お聞きをい たします。

それから保育園につきまして、これは滞納が増えているということのようであります。その滞納が増えている原因はどこにあるのか、つかめていますかどうか。それから今の収入未済額の解消に向けてどんな方策をとっているのか、それをお聞きを申し上げます。

それから子ども手当についてでありますが、これは厚生労働省で10月、来月ですが、来 月以降に第3子以降の加算が検討されている模様でありまして、その内容と、来月ですから 町の対応はどのようにする予定なのかをお聞きをいたしたいと思います。

また新たに可能となる給食費や保険料の天引きも保護者の同意があれば過去の滞納分も遡って天引きになるようでありますが、その辺どうお考えでありますか、お聞きをいたしたいと思います。

利子配当は国債の運用益だということで、これはわかりました。

それから臨財債につきまして、当初平成13年度から3年間の予定がどんどん繰り延べて 現在にまで至っているということでありますけれども、これは特例的な地方債でありますか ら、この先延々と続いていくというわけではないと思いますが、交付税の代替財源として実 質的にどのように動いているのか、これから先どういうことになるのかをお尋ねをいたした いと思います。以上であります。

財政係長(柳澤君) 交付税の今後の見込みという部分でございます。

23年度につきましては、交付税の算定作業が終了したところであります。普通交付税で 11億7,400万円あまりというような状況になっております。この中で本年度も法人税 割の、先ほど申しました収入がマイナス値となった状況、それから個人の所得部分につきま しても減額算定というような状況になりまして、22年度よりも基準財政収入額が減少とい うような状況になって交付税が増というような見込みとなっております。

以降の年度につきましては、国の交付税総額あるいは地方財政計画が示されないと何とも 申し上げられないところですけれども、法人税割の3年間の精算という部分につきましては、 24年度以降一部マイナス精算分は残りますけれども、総体的には収入見込額がプラス算定 と考えられます。それだけ収入が今度ありますよと、交付税算定上は積算がされる状況にな りますので、24年度の普通交付税につきましては、本年度より減少するのかなというよう な見込みを持っているところであります。

それから臨時財政対策債でございます。

臨財債につきましては地方財政法で何回かの延長という改正がなされているところであります。現在の規定では平成25年度までの特例措置となっているような状況となっております。これを利用しながら交付税の振替財源として活用しながら行政運営をするとともに、償還につきましても20年償還で計画をしているところであります。交付税の算定作業の中で基準財政需要額に算入されているというような状況となっております。

福祉健康課長(塚田君) まず負担金滞納の状況といいますか、原因といいますか、についてでございます。

ひとつには、やはりリーマン・ショック以来ということになりますが、経済不況の関係で、 経済状況が苦しい中で納められないという方も中にはございます。ただ、それに便乗した形 といいますか、なかなか計画性を持たないといいますか、ご理解をいただけないで納めてい ただけない方もいらっしゃるという状況であります。

滞納の解消に向けて、基本的には毎月督促状あるいは催告書、こういったものでお願いを しながら、在園中の方もいらっしゃいます、そういう方につきましては、それぞれの園長の 方から声かけをしたり、あるいは福祉課から出かけていってお話をしたりという中でお願い をしている状況でございます。金額的に多い方もいらっしゃるわけでありますが、お話をしながら分納・分割でという形でお願いをしているところでございます。そういった中でも徐々に増えてきてしまっているという状況でございますが、今後もいろいろ工夫をしながら滞納の解消・縮小に努めてまいりたいというふうに考えております。

続いて子ども手当の関係でございます。

特別措置という中で10月から新たな制度に変わります。金額的にはそれぞれ報道等でご案内かというふうに思いますけれども、これまで一律1万3千円だったものが0歳から3歳までは1万5千円になります。それから3歳から中学校卒業までにつきましては、基本的には1万円でありますが、子どもという中で3子以降につきましては5千円加算の1万5千円ということになってまいります。新たな形ということになりますので、改めて支給申請の申請をしていただくというような取り扱い、現在受給中の方につきましても、一律そのようなお願いをしていくことになろうかというふうに考えております。

なお、これまで同様4カ月分、年に3回の支給ということになりますので、10月から1 月までの分につきましては2月の支給ということになります。

それから新しく変わる中で、ただいまご質問にございましたように、子ども手当から保育料の徴収ですとか、学校給食費等の徴収も可能ということでございます。保育料につきましては、これは町がやるかやらないかという、まず決めなければいけませんが、やるというふうに決めた場合には、特段保護者の方の同意は必要ないというふうに説明を受けております。なお給食費につきましては、保護者の同意が必要というふうに言われております。

対応につきましては今後の検討ということでありますが、特に給食費等につきましては、 教育委員会が主管の形になりますので、まずそれをどうするかということにつきまして教育 委員会とつめた中でということになるかなと、こういうふうに考えております。以上です。

3番(西沢さん) 私からは歳入の13ページ、町税について3点ほどお伺いいたします。

まず収入未済額2億5千万円を超えるという大きな額でございますが、その原因あるいは 理由についてはいろいろあると思います。大まかにどのようにとらえているかということを、 まずお聞きします。

それからもうひとつ、不納欠損について、ここによりますと不納欠損の額が308万7,074円ということで、監査委員さんの審査意見書の7ページにその件数と人数が載せられていますが、不納欠損に至るまで、この処理をするまでには数年にわたって手続や調査などを重ねてここに至っているということだと思いますが、税目ごとに不納欠損に至った経緯、理由をお尋ねします。特に個人町民税の場合は現年分で出ているわけですね。これについての理由をお願いいたします。

それから徴収率についてです。

町税全体の収入額は前年より減っているという状況ですが、現年の徴収率において個人住 民税が 0.35、固定資産税が 0.08、軽自動車税が 1.03ポイント上がっています。 徴収率を上げるということは本当に大変なことで大きなことだと思います。22年度におい て何か今までと違った収納の方法を取り入れたのかどうか、その点についてお伺いいたしま す。

収納対策推進幹(春日君) お答えいたします。

収入未済額2億5,200万円の原因というご質問でございますが、それぞれの税目ごと にいろいろ事情があろうかと思います。一番大きなのは、やはりこのところの経済不況とい うことで、収入が減ってしまって納めたくても納められないという、これが一番大きな理由 だと思っております。

それから2点目の不納欠損の状況でございますが、不納欠損につきましては地方税法の中で税の執行停止ということがうたってありまして、処分することができる財産がないというとき、それから滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、それから、その他その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明なときに滞納処分の執行停止ができるということになっております。

ご質問のように確かに滞納されている方は、それぞれ個々によって事情が違っております。 今回22年度で執行停止して不納欠損したものにつきましては、町税の個人住民税につきま しては、先ほど現年度不納欠損があるというようなご指摘でしたが、一番大きなポイントに なりますけれども、出国された外国人の方で、もう再入国の予定がないということで現年分 1名を執行停止をさせていただきました。それから過年度分につきましても、これも同じく 18名、58件なんですけれども、こちらの方につきましても同じく外国人の方の出国とい うことでございます。

それから固定資産税、こちらの方につきましても、処分する財産がないということで、事業所の解散または廃業した法人等で処分する財産も一切ないというような場合には、やはり即時に執行停止して不納欠損の取り扱いができるということになっておりまして、こちらの方も解散した事業所が1社ありまして、固定資産税4期分ということで、この額でございます。

それから項3の軽自動車税でございますが、こちらの方も同じく外国人の方11人出国されてしまって不在もわからない、預金調査しても財産もないということで、11人14件、額で9万4,400円を執行停止処分にさせていただきました。

それから3点目のご質問でございますが、現年分の収納率のアップの関係ですが、こちらにつきましては、ここ数年来滞納が増えてしまって困るということで、現年度分の収納率を上げることによって過年へ行く滞納を少しでも減らしていきたいということで取り組みをい

たしまして、一昨年からですか、年末に3週間、総務課、それから福祉健康課の担当者を中心に16名で8班をつくりまして3週間、夜間の特別滞納整理を行いました。それから年度末、現年を大切にしたいということで、5月出納閉鎖を前に12名6班で、こちらの方は2週間ですが、やはり特別滞納整理ということで実施をいたしました。

合計で現金、それから指定の納期までに納めていただいた合計ですが、3税目合わせてですが、266人、397件で、656万2千円の納入があったということで、現年を減らしていきたいということで重点的に取り組んでおります。以上でございます。

3番(西沢さん) 滞納未済額のその原因と理由について不況が一番大きいんだというお話でございますが、確かにその問題が一番避けては通れない問題かと思いますが、そのほかにも個々に細かい理由なり状況があると思います。その辺の把握はきちんとされていると思いますが、どんな手段を講じて把握をしているかどうか。

それからもうひとつの現年の徴収率アップについて、その考え方は本当にいいと思います。 県との共同徴収とか、そういうお話もちょっと聞いたような気がするんですが、そういうこ とについてはどんな取り組みをされているのか、その2点についてお伺いいたします。

収納対策推進幹(春日君) 収納未済額のもう少し細かな理由と、その把握ということでございますが、例えば国民健康保険につきましては、納付書の切り替えの時期に納税相談を実施したり、それから毎月夜間の滞納整理、月末の滞納整理も実施しておりまして、なかなか納付のない方を重点的に訪問いたしまして、いろいろどんな理由で納められないかというようなことをお聞きする中で、分納誓約なら分納誓約に役場に相談に来てくださいというような中で対応をさせていただいております。

特に軽自動車も収納率が少しアップしたんですけれども、これにつきましても、やはり今使っていなくてもご家庭の隅にそのままに放ってあるというようなことで、ナンバーを返却しない限りは課税になってしまいますので、そういう部分も心がけるようにして、使わないんでしたら、なるべく廃車していただきたいというようなことでお勧め等をしているところでございます。

それから県と共同徴収のお話でございますが、一昨年から住民税につきましては48条ということで、48条の届けと言っているんですけれども、手続ができるようになりまして、住民税につきましては県の方に徴収移管ができるということで、昨年も20件程度、県の方へ徴収委託をして、徴収委託をしたものにつきましては町から徴収権が離れてしまいますけれども、そういう制度も始まりまして利用をして、ある程度の効果があるというふうに思っております。

それから併任職員ということで県の職員の方を坂城町で徴収吏員に委嘱しまして、それ以 外の税目にも町内で徴収業務にあたっていただけるというような制度もありまして、そちら の方も一緒にお願いしているところでございます。以上です。

議長(宮島君) これにて歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について総括質疑に入ります。

4番(塩野入君) 歳出についてお伺いします。

37ページであります。

目3財政管理費の節25積立金についてですが、これは148ページの基金明細書、これ を見ますと、財政調整基金について5千万円の決算余剰金と22年度は頑張っていただいて、 約3億円の積み立てをして決算年度末16億円になりましたが、財調約3億円繰り入れは交 付税の影響であるかどうか、頑張った原因をお聞きをいたしたいと思います。

それから決算剰余金は前の141ページをご覧いただきますと、これが実質収支額8,078万6千円から2分の1条の規定がありますから、そこから切れよく5千万円というふうに推察いたしますが、それでいいんでしょうかということであります。

それから148ページにまた戻りまして、その下の減債基金でありますけれども、1億8 千万円の、これも大きく積み立てられましたが、大きく額を積み立てができた原因は何なのか。地方債残高の何%を積み立てるというような何か目標が立てられているのかどうか、その辺をお聞きをしたいと思います。

それから目6企画費の36ページでありますが、2段目の太陽光発電システム設置補助金に関連をしてお聞きをしたいと思いますが、本町もソフトバンクの孫正義社長などによるメガソーラーに手を挙げたわけですが、町長の招集あいさつでも採択は厳しいというふうに申されております。規模がダントツに大きい岡山県や北海道など、そのほかにも県内で37市町村が候補地になりまして、条件も広さ、それから発電に適する日照環境、送電網への接続のよさというようなことがありまして、さらに阿部知事も企業ニーズと地域ニーズをマッチングさせることが必要というふうに話されております。私もこうした現況を見るに採択は相当厳しいというふうに感じていますが、今現在の町のお考えをお聞きをいたしたいと思います。

それから、ずっと飛びまして140ページでありますが、款14予備費についてお尋ねを いたします。

今回予備費から若草団地の火災関係、それから坂城小学校のグラウンドの陥没やトイレの水漏れの配管で緊急に予定外にと出されているのですが、これは緊急に予定外の支出や予算額を超過した支出が必要になったと、こういうものであって、予備費を充当したことをとがめるわけではないのですが、他の方法もあります中で予備費を充当した判断につきましてお聞きをいたしたいと思います。以上です。

財政係長(柳澤君) 財政調整基金、減債基金という部分でございます。

お話ございましたように、財政調整基金の積み立て約3億円、それから減債基金への積み立て約1億8千万円の要因という部分でございますけれども、お話のとおり地方交付税、臨時財政対策債が伸びたことによるものでございます。

それから剰余金の積み立ての考え方につきましても、お話のとおり地方財政法の規定により決算剰余金のうち実質収支額の2分の1を下らない金額ということで積み立てるという状況で5千万円を積み立てることになりました。ただ、この148ページの決算剰余金につきましては、前年度分の繰越財源を積み立てるというような状況となっているところでございます。

それから前年度分ということでございますので、21年度から22年度への繰越分を積み立てたという部分でございます。

本年度の実質収支額の2分の1、この5千万円を積み立てる部分につきましては、本年度23年度の処理となりまして、23年度の決算に反映されるような状況となっております。

それから減債基金につきましては、地方債残高のどれぐらいという設定を持っているのか というところでございますけれども、現在のところ何%というような設定はしていないとこ ろであります。

ただ、公債費につきましては歳入の減少等に関係なく支出されなければいけない義務的な 経費でありますので、積み立てが可能なときに減債基金に積んでいくという考え方を持って いるところであります。以上でございます。

企画調整係長(中村君) メガソーラー発電の関係について答弁を申し上げます。

ソフトバンクで、最初19道府県というようなことで旗揚げをしました自然エネルギー協議会、これも4月5日の段階では36道府県になったということでございます。議員さんおっしゃられたように県内でも37市町村が手を挙げたというようなことで、全国的にも非常に多くのところが手を挙げていると、こういう状況でございまして、ソフトバンクでは10カ所ぐらいというようなことでやりたいということでございます。

坂城町で手を挙げたのは五里ケ峰というようなことでございます。それも含めて大体長野 県においては非常に地形的に厳しいということでございまして、県内で自然エネルギー推進 研究会というのを立ち上げてございます。当町も参画をしておりますけれども、この中でも 取りまとめはしたというところまでで、その後具体的に話が進んでいるという状況がござい ません。おっしゃられるように非常に厳しいのではないかというふうに考えられます。これ はソフトバンクに限らず、ほかのエネルギー、そういったものも含めて今後推進をしていき たいというふうに考えてございます。

財政係長(柳澤君) 申し訳ございませんでした。予備費の部分でございます。

予備費につきましては、予算外の支出または予算超過の支出に充てるために使途を特定し

ないで歳入歳出予算に計上しているところであります。

そのような状況の中で、今回につきましては施設の管理運営上、緊急に今対応すべき案件ということで予備費の充用をいたしたところであります。学校の生活を送ります子どもたち、あるいは入居している方々の安全利用の確保ですとか施設利用ができないために不便をきたすことがないようにという観点から予備費充用ということで支出をさせていただいたところでございます。

4番(塩野入君) 財政基金の保有額は、これはたくさんあるに超したことはないかもしれませんが、どの程度、もっと増やすかどうか、状況をお聞きをいたしたいと思います。

減債基金につきましては、6月の財政係長の答弁では、来年度、平成24年度まで国の補助金免除繰上償還の制度があって、24年度8億1千万円が一括償還のピークで、町債残高の減額に取り組むということでありますが、それとの関連、どのように図っていくのかをお聞きをいたします。

それからメガソーラー、今、他の自然エネルギーも含めて研究をしたいというお答えをいただきました。

事業採択にあたっては、やはり中身をしっかり見据えて準備をして初めて実現性を帯びる ものであります。これから今、係長が申したように、いろいろな自然エネルギー事業が出て くるのではないかと予測がされますが、怠りなく準備をして体制を図って意思を示すようで なければ、それについて余計なエネルギーを使い、徒労に終わってしまうということにもな りかねないわけであります。

あわせて町長の方向づけに対して、長年行政に携わっている職員幹部の皆さんが町長としっかり向き合って十分こういうことに吟味をしていくことが、私が常々申し上げている町長を支える原点のひとつでありますが、これはどうですか、これは課長にお伺いをいたしたいと思います。

それから予備費についてですが、ここ2~3年は予備費の充当があったかもしれませんが、 それ以前は予備費にはあまり手をつけてこなかったという傾向がありました。充当額が320 万円、そこそこな多額な額でありますから、私どもの年代から見ると、どうしても専決処分 の4文字が浮かんでまいります。予備費の充当なり専決処分なり方法はありますが、どうい うときにどの方法がよいのか、明確な使い方の基準なりは必要ではないかと思いますが、こ の点はいかがでしょうか。これは総務課長にお聞きをしたいと思います。

副町長(宮下君) 財調につきまして、昨年の3月の定例議会の一般質問の中でお答えした経緯があります。その段階では経済事情による変動ですとか、それから災害対策だとか大型事業という部分を含めまして、大体12億円から15億円ぐらいの財調が欲しいなというような答弁をしてございます。

この3月11日の震災を受けまして、今後この国の地方交付税体制というのはどういうふうになるかというのが今の政権の中では見直しをかけるという状況になっております。また、こういった形になりますと、特別交付税等の先行き、町に来るような分があるのかどうかというような問題点も出てまいります。

そういった中で今後の事業展開を含める中では、前回は12億円から15億円ぐらいというようなご答弁を申し上げましたが、今現段階では20億円前後の財政調整基金が欲しいなということを考えております。

財政係長(柳澤君) 減債基金の補償金免除繰上償還との関連ということでございます。

6月のときにもお話をさせていただいた部分でございますけれども、公債費負担の軽減を 図るために公的資金の補償金免除繰上償還の制度、平成24年度まで延長されました。当町 でも地方債の繰上償還が可能な状況でありますので、この活用を考えていきたいと思ってお ります。

この見込みでは平成24年度に一般会計と、それから同和地区住宅新築資金等特別会計、下水道事業特別会計を合わせまして、おおむね約4,300万円程度の繰上償還を考えているところであります。これが繰上償還できるところでございまして、これに通常の地方債償還費用が加わりまして、おおむね8億1千万円というような状況を申し上げたところでございます。この減債基金につきましては、この繰上償還費用にも充当していくために減債基金に積み立てを行った状況となっております。以上です。

企画政策課長(宮﨑君) お答えいたします。

メガソーラーの件でございますけれども、3月11日、東日本大震災以降、エネルギーに対する考え方というのは、国はもちろんでございましょうが、国民我々町民、大きく変わってきているところでございます。そういう中での採択ということでございますけれども、これはまず第1弾というふうに考えてございます。いろいろな自然エネルギーを活用する等のいろいろな事業がある中で、これから私ども町としても、この町のエネルギーをどういうふうに考えていくかと、こういうようなことについていろいろ検討していきたいと考えております。

それと私どもの大先輩からのありがたいご示唆ということで、私がこれに対してお答えしていいかどうか問題ありますけれども、町長の方向づけ、町職員の幹部頑張れというのをどういうふうに考えていくのかというような、そんなお話をいただいたわけでございますけれども、町長も町民の信託を受けて現職におられるということで、これを本当に町長の公約等実現に向けて進めていくのは私ども職員の使命であるというふうに認識しております。課長会議、管理職会議等も頻繁にやって幹部の意見調整をしながら進めているところでございますので、これについても先輩に心配をかけないように、しっかりと取り組んでまいりたいと

考えております。以上でございます。

総務課長(田中君) お答えいたします。

予備費の充用のおおむねの基準といたしまして、ひとつ目に施設の維持管理上緊急に対応 しなければならない案件について予備費の充用をしております。

2つ目といたしまして、比較的少額の歳出につきまして、予備費の充用をしております。 以上によりまして対応をしております。

議長(宮島君) 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩をいたします。

(休憩 午後2時29分~再開 午後2時40分)

議長(宮島君) 再開いたします。

ほかにありますか。

(進行の声あり)

議長(宮島君) 進行ということでございます。

これにて歳出の総括質疑を終結をいたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目 11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款11災害復旧費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に、歳出、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費、この事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託をいたします。

お諮りいたします。

日程第3「議案第40号」から日程第9「議案第46号」まで7議案、各特別会計決算案 につきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) ご異議なしと認めます。

よって、担当課長の詳細説明は省略することに決定をいたしました。

◎日程第3「議案第40号 平成22年度坂城町有線放送特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて」

議長(宮島君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(宮島君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査の付託をいたします。

◎日程第4「議案第41号 平成22年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について」

議長(宮島君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(宮島君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査の付託をいたします。

- ◎日程第5「議案第42号 平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計 の歳入歳出決算の認定について」
- 議長(宮島君) これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(宮島君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件につきましては、総務産業常任委員会に審査の付託をいたします。

- ◎日程第6「議案第43号 平成22年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につ いて」
- 議長(宮島君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(宮島君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件につきましては、社会文教常任委員会に審査の付託をいたします。

◎日程第7「議案第44号 平成22年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて」

議長(宮島君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(宮島君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件につきましては、総務産業常任委員会に審査の付託をいたします。

◎日程第8「議案第45号 平成22年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(宮島君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(宮島君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件につきましては、社会文教常任委員会に審査の付託をいたします。

◎日程第9「議案第46号 平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について」

議長(宮島君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(宮島君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件につきましては、社会文教常任委員会に審査の付託をいたします。

議長(宮島君) ただいま各常任委員会に審査を付託をいたしました日程第2「議案第39号」 から日程第9「議案第46号」までの8件については、次回の会議において審査結果の報告 をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日14日から9月19日までの6日間は委員会審査等のため休会といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認めます。

よって、明日14日から9月18日までの6日間は委員会審査等のため休会することに決定をいたしました。

次回は9月20日、午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、補正予算案 等の審議を行います。

本日は、これにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後2時48分)

9月20日本会議再開(第5日目)

- 1. 出席議員 14名
 - 時 1番議員 塩 入 弘 文 君 8番議員 入日 子 君 吉 川 まゆみ 2 君 大 森 茂彦君 9 悦 子 中 嶋 3 西沢 君 IJ 登 君 10 4 塩野入 猛 君 IJ 塚 田 忠 君 11 5 IJ 窪 田 英 子 君 池 弘 君 12 IJ 田 6 塚 田 正 平 君 13 柳 澤 澄 君 IJ

14 "

祐 夫 君

宮 島

2. 欠席議員 なし

7

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

正 志 君

山崎

町 長 山村 弘 君 副 町 長 宮 下 和久 君 教 育 長 君 長谷川 臣 会 計 管 理 者 中村 清 子 君 総 務 課 長 中 夫 君 田 企 画 政 策 課 長 宮 崹 義 也 君 まちづくり推進室長 青 木 昌 也 君 一君 住民環境課長 陽 塚 田 福祉健康課長 塚 田 夫 君 郁 子育て推進室長 民 男 君 天 田 千 産業振興課長 小 奈 秋 君 建 設 課 荒 Ш 正 朋 君 長 教育文化課長 三 君 恵 中 沢 収納対策推進幹 日 英 次 君 春 総務課長補佐 之 青 木 知 君 務 係 長 総務課長補佐 澤 博 君 財 政 係 企画政策課長補佐 中 村 淳 君 企画調整係長 代表監查委員 大 橋 房 夫 君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長塩澤健一君議会書記金丸惠子君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願、陳情について
- 第 2 議案第39号 平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第40号 平成22年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第41号 平成22年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第42号 平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
- 第 6 議案第43号 平成22年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第44号 平成22年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て
- 第 8 議案第45号 平成22年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第46号 平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 第10 議案第47号 平成23年度坂城町一般会計補正予算(第4号)について
- 第11 議案第48号 平成23年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第1号)について
- 第12 議案第49号 平成23年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第13 議案第50号 平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正 予算(第1号)について
- 第14 議案第51号 平成23年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第15 議案第52号 平成23年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第16 議案第53号 平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 追加第 1 発委第 3号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書について
- 追加第 2 発委第 4号 原子力発電からの撤退を求める意見書について
- 追加第 3 閉会中の委員会継続申し出について
- 7. 本日の会議に付した事件 前記議事日程のとおり
- 8. 議事の経過

議長(宮島君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の 会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「請願、陳情について」

議長(宮島君) 総務産業常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第2号 郵政改革法案の速やかな成立を求めることについて」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、挙手多数により)採択」

「陳情第1号 原子力発電からの撤退を求める意見書について」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、挙手全員により)採択」

議長(宮島君) 日程第2「議案第39号」から日程第9「議案第46号」までの平成22年度 一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る9月13日の会議において各常任委員 会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について委員長から報告がなされております。

◎日程第2「議案第39号 平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長(宮島君) 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長(中嶋君) 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第39号「平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち1項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款11災害復旧費、款12公債費、款16予備費の項目について、9月14日、15日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査にあたっては町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、隣保館長、まちづくり推進室長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告を申し上げます。 最初に総務課。

〈歳入〉

- たばこ税についての現況は。
- △ 平成22年度から税率が引き上げとなった。消費の落ち込みはあったが、税率が改正されたため、最終的には税額で21年度に比べ、400万円ほど収入が増加している。
- 町民税個人の未納となっているものについて、その現状は。また、その最高額は。
- △ 現年収入未済額については216人、1, 041万1, 671円で、滞納繰越分については486人、5, 604万4, 802円である。その中で滞納額が最も多いものは361万5, 100円である。
- 町民税、法人税の未納となっているものについて、その現状は。
- △ 現年収入未済額については17社、109万4,200円、滞納繰越分については23 社、506万500円である。
- 滞納整理機構への移管とする基準は。
- △ 坂城町では、おおむね滞納額100万円を基準に移管予告の通知を送り、その後の現況 に応じて判断し、9件を移管した。
- 財産収入のうち財産売払収入の内訳は。
- △ 主なものは旧南条保育園跡地、鼠町営住宅跡地、坂都1号線の代替地などである。 〈歳出〉
- 健康スクリーニング健診として委託費を支出しているが、職員の健康管理はどうなっているか。また休職者は何人いるか。
- △ 職員の健康管理については、人間ドック、健康スクリーニングの受診を推進している。 健康診断の結果については総務課でも把握しており、22年度の特定健診では積極的支援 者2名、動機づけ支援者9名となっている。21年度と比較すると、積極的支援者5名、 動機づけ支援者2名の減となっている。22年の休職者は長期病気療養者1名であったが、 現在はいない。
- 宿直は何人いるのか。また業務について、どう説明しているか。
- △ 夜間の宿直業務については、シルバー人材センターへ委託しており、1人で行っている。 業務内容については事前に説明し、また引き継ぎの際にも説明をしている。
- たばこ税対策事業補助金とは何か。
- △ 町内のたばこ販売で組織するたばこ小売組合へタスポ取得の推進、美化活動などの喫煙 環境整備事業活動費として事業費の2分の1の範囲で補助金を支出している。
- 町税等口座振替委託の内容は。

- △ 町税等口座振替の手数料として口座振替1件につき10円を支出している。
- 燃料費の内容は。
- △ 収納推進係で使用する公用車の燃料である。
- 町税前納報奨金の内容は。
- △ 町税前納報奨金については、現在は固定資産税のみが対象である。報奨金の交付率は 1000分の2の割合で交付している。
- 前納報奨金の有無はなぜか。
- △ 県内で前納報奨金を実施しているのは5町村で、全国的にも実施している市町村は減っている。町県民税については納付者全体が対象者とならない等の理由から19年度に前納報奨金を廃止した。国保税、介護保険料などの保険料的なものは、この制度に適していない。
- 選挙費のポスター掲示板設置委託費が各選挙により違うのはなぜか。
- △ ポスター掲示板設置箇所は各選挙とも99カ所と同じであるが、ポスターの区画数が違うため、委託料は異なっている。
- 公債費の繰上償還の今後予定はあるのか。
- △ 国において地方債の公的資金、補償金、免除繰上償還制度が24年度まで延長されている。この制度については借入利率などにより償還時期に定めがあるが、坂城町については24年度に確定している。
- 24年度に予定している繰上償還額及び利息の軽減額は。
- △ 一般会計で1件、特別会計で2件の繰上償還を予定している。一般会計は元金約3,700 万円の償還で、利息については470万円ほどが軽減になる見込みである。

(会計室)

- 指定金融機関の八十二銀行に派出手数料を支払っているが、その負担額は見合っている か。指定金融機関の指定は期間があるのか。
- △ 人件費の2分の1の負担210万円を要望されている。22年度は105万円支払った。 17年後半から同額である。指定金融機関の期間は5年で、異議がなければ5年間延長で きる契約になっている。

(企画政策課)

- 測量調査等の委託料及び鼠区環境整備等補助金の中身は。
- △ 測量調査に関しては、土地開発公社に売却した鼠団地の町営住宅跡地の境界測量の費用である。鼠区環境整備等補助金は、国道18号上田バイパス整備の際に鼠区の共有地を県に約300万円で売却した。町と鼠区で共有地の取り扱いについて覚書を取り交わし、半分を鼠区に補助金として支払うこととしており、その分にあたる。

- 太陽光発電システム設置補助は何件の対象があったのか。
- △ 平成22年度中27件の申請があり、補助を行った。平成23年度は当初150万円を 予算計上し、さらに100万円を補正予算で計上した。補助内容は家庭用に限られるが、 1kW当たり1万5千円で、最大5kW、7万5千円が補助されている。
- 男女共同みんなの会の補助金は、どういったことに使われているのか。
- △ 定期的に会報をつくり、全戸へ配付している費用、また視察研修の費用、さまざまな会 議への参加費用などに使われている。
- 各種調査の調査員の選出基準はあるのか。
- △ 基準と言えるものはない。ただし、調査した内容に関する守秘義務は当然法律で定められているので、守っていただいている。
- 4カ所の同和対策集会所の管理状況は。
- △ 指定管理者制度により2つの団体に管理を委託している。南条、網掛、上平集会所は部落解放同盟坂城町協議会、坂城集会所は坂端区を指定管理者としており、1集会所ごと年間14万円の管理委託費を支払っている。

(産業振興課)

- 16名の農業委員のうち各種団体から推薦で選任される者の内訳と選出元の団体は。
- △ 全16名のうち議会から3名、農協理事から1名、土地改良区から1名、計5名の選任 をいただいている。なお、農業共済から1名選出できる規定になっているが、現在欠員と なっている。
- 農業者年金の加入状況は。
- △ 現在受給者は119名、加入者で受給年齢に満たない者が18名なので、計137名が加入状況となっている。
- 特産品振興事業補助金について、特産品とはどのようなものか。
- △ 特産品振興事業補助金80万円については、農産物加工センターで生産加工している味 ロッジわくわくさかきへの補助金で、ねずみ大根を活用したり地域の農産物を活用して製 品加工し、販売している。
- 平成22年度の有害鳥獣駆除実績は。また有害鳥獣を捕獲した際の報奨金制度の導入についての考えはあるか。
- △ 平成22年度の駆除実績は、イノシシ38頭、ハクビシン20頭、アナグマ9頭、タヌキ5頭、カラス約200羽、スズメ300羽である。ここ3年の状況からするとイノシシとハクビシンの捕獲数が増加している。千曲市など近隣では捕獲した際に報奨金を出している例も参考に今後の検討課題とさせていただきたい。
- 有害鳥獣被害対策防止施設補助金に制限はあるのか。

- △ 電気柵や金網等の材料費にかかわる費用の3分の1を補助する制度であり、特に制限を 設けることなく予算の範囲内で補助を行っている。
- 埴科郡土地改良区負担金の内容は。
- △ 埴科用水にかかわる事務経費、また頭首工と幹線水路の維持管理費として負担金を支払っている。
- ため池管理補助金とあるが、ため池数と補助金の内容は。
- △ ため池は町内に11カ所あり、1カ所当たり年額1,200円をため池管理者、水利組合代表者などに支払っている。
- 町の松くい虫防除対策の状況は。
- △ 伐倒駆除により対応しているが、空中散布をやめて3年目であり、今年は再開するか否 か検討の年になり、現在松くい虫防除対策会議を継続的に開催する中で専門家の意見をお 聞きしながら検討を重ね、今年12月ごろまでには方針を出していきたいと考えている。
- 観光案内板が見づらい。景観も大事だが、特にふるさと歴史館や鉄の展示館は歴史を感じるような案内板をつくるべきではないか。また坂城駅の案内板も必要であると思うが。
- △ 観光面だけの問題ではないので、景観を考慮したい。統一的な看板について建設課等を 含め、関係者と検討していきたい。
- 坂城テクノセンターの建設費償還補助金は、あと何年続くのか。
- △ 平成25年11月が最後である。(建設課)
- 合併処理浄化槽設置整備事業補助金の平成22年度の事業実施状況は。
- △ 平成22年度は28基の合併処理浄化槽の設置に対し、補助金の交付を行った。うち小網地区については、5基に対し、上乗せして補助金の交付を行っている。
- 合併処理浄化槽の小網地区の設置状況は。また平成25年度を過ぎると、それに間に合わなかった方の補助はないということか。
- △ 小網地区の合併処理浄化槽設置補助は汚水処理方針の見直しにより取り組んでいるものである。平成21年度から25年度までの時限を定めて補助要綱により設置促進を図るもので、22年度末で60世帯中29基の設置実績である。5年間は標準設置費用の8割相当を補助し、平成26年以降は下水道計画区域外の他の区域と同様に4割程度の補助となる。
- 町単補助工事の申請箇所と全体の概算工事見込み及び実施箇所数は。
- △ 22年度の申請箇所数は108カ所で、全体の概算工事費は1億9千万円弱である。実 施箇所数は35カ所である。
- 交通安全設備事業の内容は。

- △ 各区からカーブミラー、防護柵、路面表示等の設置や修繕の要望を受け、箇所を確認し、 設置工事や修繕を実施している。既存のミラーの向きの調整については職員直営での対応 も行っている。
- 損害賠償事件で報告があった道路の穴や側溝のグレーチングの事故対応状況は。
- △ 早期にアスファルト補修剤による修繕や傷んだグレーチングは交換し、はね上がり防止 等を講じている。
- 町営住宅の滞納状況はどうか。
- △ 町営住宅、横尾団地、網掛団地、戌久保団地、上平団地の5団地で滞納があり、現年分で25件、198万円ほど。滞納繰越分で14件、707万円ほどである。
- 特に横尾団地の滞納者が多い。もっと家賃の低い住宅へ転居することはできないか。また住宅に不在で普段は他のところに移住している人もあるが、町営住宅の入居希望者もあるので、何か手立てはないか。
- △ 個々の状況を伺いながら相談の上で検討していきたい。
- 耐震改修事業の22年度の実績と前年度までの実績は。
- △ 平成22年度は個人住宅の簡易診断・精密診断がそれぞれ5件で、21万円、耐震改修 工事が1件で60万円を実施をいたしました。今までは耐震診断は平成19年から実施し、 120件、精密診断は38件、耐震改良工事、平成20年から6件実施しております。
- 公園管理一般経費の施設整備等委託の内容は。
- △ さかき千曲川バラ公園の維持管理と町内ばら植栽花壇8カ所の作業をシルバー人材センターに委託している。
- 高速交通対策での渇水対策用の井戸として現在稼働しているポンプ数は幾つか。
- △ 現在8カ所のポンプが稼働している。
- 水資源対策営農推進基金の残高は。
- △ 平成22年度末で7,586万7,540円である。 最後であります。議会事務局。
- 議員年金の今後の見込みは。
- △ 議員年金制度は6月から廃止となった。3期12年以上の者は年金か一時金を選択できるが、12年未満の者は一時金となる。現議員で年金を選択できる者は1名である。
- 印刷製本の明細と業者の選定方法は。
- △ 主に年4回発行の議会報の印刷代である。業者は選定委員会を経て指名競争入札で決定 している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第39号「平成22年度 坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項に ついて、全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定をいたしました。 以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(宮島君) 委員長報告は終わりました。

委員長に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長(宮島君) 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(塚田君) 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第39号「平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について、9月14日、15日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査にあたっては町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、図書館長、子育て推進室長、各保育園園長、保健センター所長、地域包括支援センター所長、食育・学校給食センター所長及び担当係長の出席を求めて所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以上は委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

〈歳出〉(住民環境課)

(防犯対策)

- 防犯灯の設置要望は。
- △ 各区からの要望は36カ所あり、住民環境課では3カ所設置し、建設課の通学防犯街灯 整備事業で18カ所設置し、計21カ所設置した。
- 千曲警察ボランティア協会の活動内容は。
- △ 千曲警察ボランティア協会は千曲警察署管内6地区33名の会員がおり、坂城地区は6 名の会員が所属している。千曲警察署の生活安全課と協力して街頭啓発や声かけ運動、地 区パトロールを行っている。

(環境衛生費)

- 緊急雇用事業の実施状況は。
- △ 不法投棄撤去事業としてシルバー人材センターに委託している。不法投棄は山間地が多い。粗大ごみで多いものはタイヤで、地上デジタル化の影響からテレビが前年度対比約5

倍となっている。

- 旧指定袋用の手数料納付済みシールの販売状況は。
- △ 平成21年度に37万枚、22年度に8万枚印刷したが、完売しているため、平成23 年度にも作成している。
- ごみ減量化推進協力金の内容は。
- △ 平成22年から、ごみの有料化が開始された。各区で実施している減量化推進事業を目 的にシールの販売実績と均等割で算出した協力金を支出した。
- 葛尾組合負担金の減額理由は。
- △ 施設の老朽化に伴い、施設の修繕を実施しているが、昨年は基金からの繰り入れを増額 して市町村負担を減額した。
- 大震災による瓦礫を葛尾組合で処理することはあるか。
- △ 大量の瓦礫処理の対応をする必要から、以前環境省より葛尾組合にも照会があったが、 処理能力の関係から難しいとした。

(消防施設)

- 全国瞬時警報システムの機能は。
- △ 武力攻撃や地震、津波などの自然災害などの情報が人工衛星を通じて全市町村を網羅し、 伝達される。国の100%補助事業で実施されている。警報内容を有線放送や広報車等に より住民に周知するものである。
- 小型動力ポンプとポンプ車の整備予定は。
- △ 22年度は17年経過した第3分団町横尾設置のポンプを老朽化により更新した。今後の計画は第5分団、第11分団、第10分団の順番で更新する予定である。ポンプ車は、おおむね20年での更新計画であり、21年が経過した第4分団車両が次期の整備予定である。
- 町防災行政無線の状況は。
- △ 町防災行政無線は35台の基地局を持ち、30万円の保守点検委託により運用している。 導入後30年が経過しているが、地震などの非常時の通信手段として不可欠なものと考え る。平成28年度までには無線のデジタル化への移行のため整備を実施したいと考えてい る。

(福祉健康課)

(社会福祉)

- 平成22年度には民生委員が交代したが、状況はどうか。
- △ 平成22年度12月1日をもち、15名が新任となったが、受けてもらえる方を探すの は容易ではない。

- 法外援護費の状況は。
- △ 平成22年度は47件の給付である。
- 社会福祉協議会事業のヤングヒューマンネットワーク事業についての状況は。
- △ 平成22年度は結婚相談が65件あったが、成立は0だった。 (老人福祉)
- 更埴地域シルバー人材センターの負担金の算出根拠は。
- △ センター運営費は国庫補助金と同額を地元で負担している。(心身障害者福祉)
- 福祉タクシー委託事業費のタクシー委託についての内容は。
- △ タクシーは初乗り料金の利用券により月4回まで利用できる。平成22年度の利用回数は減っている。
- 補助犬飼育費補助金について、内容は。
- △ 身体障害者補助犬法に規定する盲導犬、聴導犬または介助犬などの飼育費用を助成する ものである。
- 福祉施設自主製品販売拡大等補助金90万円の内容は。
- △ けやき横丁にオープンした「風ととくべえ」の開設に伴う備品購入の補助である。
- 介護訓練等給付事業の内訳は。
- △ 主に施設入所の方の昼間の生活介護と夜間の施設入所支援、就労継続支援などである。
- 特定疾患見舞金の内訳は。
- △ 平成22年度が76名で、対象者は国の56疾患、県の2疾患に給付している。 (高齢者対策)
- 老人訪問員110人とあるが、内容は。
- △ 独り暮らしの申請をされた方について緊急時の連絡先や近くで見守り等の相談をする訪 問員への助成である。
- 老人福祉センター委託料700万円とあるが、平成21年度との比較と、その内容は。
- △ 平成21年度の委託料は750万円である。老人福祉センター夢の湯は町の指定管理者 として委託し、建物の維持や風呂、電気、水道等の諸経費を含んでいる。
- 家族介護支援事業で老々介護の状況は。
- △ 寝たきり状態であれば登録もしてあり、支援ができている。民生委員と連絡をとりながら見守りをしていく。

(母子福祉)

- 母子福祉費の内容は。
- △ 母子家庭には国や県の母子手当や児童扶養手当などの給付がある。

災害救助

- 災害見舞金事業について内容は。
- △ 災害見舞金要綱に沿って火事、落雷を含む風水害、地震、地滑り等の被害に対して見舞 金を給付している。

(保健衛生)

- 精神保健福祉等事業について。
- △ デイケアを月に2回開催している。1回平均10名ぐらいの参加者で音楽療法、書道、 茶道、ヨガやバラ公園散策等季節に応じて取り入れている。
- 心理判定員とは、どのような活動を行っているのか。
- △ 乳幼児健診等の発達フォロー教室、たんぽぽ教室を実施。臨床心理士3回、言語聴覚士 3回で個別相談や集団指導としてかかわっている。
- 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種の実施状況と今後の見通しは。
- △ 平成22年度は子宮頸がんが71.4%、ヒブと小児肺炎球菌については26.1%の接種率である。この3ワクチンについては、来年度国の補助金がなくなる。ほかの市町村の動向を見て検討していきたい。
- いきいきヘルスアップ事業の内容は何か。
- △ 一般健康診査受診者の結果から生活習慣病の危険性が高い人に栄養管理士が訪問し、食 生活の改善等について個別指導を実施している。
- 女性特有のがん検診の実施状況はどうなっているか。
- △ 子宮頸がん検診は対象者が399人で、受診者102人、乳房検診は対象者が502人で受診者は140人である。受診率向上のために専門封筒を使用したり、広報等を利用して啓発している。

(保育費)

- 広域入所委託では市町村別に何人入所しているか。
- △ 長野市3名、千曲市5名、上田市5名、計13名である。受託は11人で、委託の広域 入所負担金は支出の方が大きい。
- アレルギー食について、どう対応しているか。
- △ 食物アレルギーの園児は、南条保育園3人、坂城保育園1人、村上保育園4人いる。栄養士がアレルギーの状況を聞き取り、献立を立てている。
- 多動性などの発達障害の子に対しての対応は。
- △ 南条保育園 7 名、坂城保育園 6 名、村上保育園 9 名に対して加配保育士が対応している。
- 南条保育園の太陽光発電の状況は。

- △ 保育園で使用する総電気量の14%を太陽光発電で賄っている。総売電料金は3万 8,282円である。
- 平成22年度加配保育士3名の配置は。
- △ 4歳児のダウン症児1名、広汎性発達障害児1名、5歳児の広汎性発達障害児1名に配置している。
- 障害児の入学にあたって小学校と連携はどうしているか。
- △ 幼保小連絡会に引き継ぎをしてきたが、今後は臨床心理士にも相談しながら連携を密に していきたい。
- 村上保育園の土地賃借料とは。
- △ 22年度から賃借料を減額していただいたが、土地の売却の意向はないという。 (子育て支援センター)
- ブックスタート事業について、実施内容は。
- △ 98人の方に2冊ずつ絵本を提供した。初めての絵本ということで絵本好きになってくれるものと期待している。センター内の貸し出し絵本の利用は増えている。
- 支援センターの利用対象年齢は。
- △ 基本的には就学前と考えているが、相談業務については学校の不登校などの相談も多く、 必要に応じ、18歳までを対象と考え、対応している。

(教育文化課)

(学校教育)

- 教員住宅の入居状況は。
- △ 7戸のうち6戸に入居している。
- 文教施設整備基金の目標額は。
- △ 7億円程度の積み立てを必要と考える。
- 小学校の臨時職員の状況は。
- △ 南条小で2名、坂城小で1名、村上小で1名、外国籍児童対応で1名の臨時職員が配置 されている。配置された臨時職員は特定の児童生徒に対応するためだけでなく、学級全体 のサポートをしているため、発達障害の子どもたちも含めてフォローしている。
- 学力向上事業の取り組み状況は。
- △ 平成17年度からの5年計画としてNRTテストを実施してきた。要望が強く、平成25年まで実施を継続する予定でいる。NRTテスト結果を受け、授業カリキュラムの見直しや教職員の指導方法の見直し、校内では研究会の開催がされ、年4回の学校職員会でも情報の交換を実施している。教職員の負担や指導要領との整合性や全国平均との比較をする上で市販によるテストを使っている。

- 緊急雇用創出事業の状況は。
- △ 南条小、坂城小で各1名、村上小で2名、坂城中で1名の雇用をした。内容としては教職員の補助が主で、理科専科のいない学校への配置や中間教室の支援をしていただいた。
- 予備費から充当された内容は。
- △ 坂城小学校の水道管漏水の修繕及び校庭の陥没箇所の復旧工事である。予算編成の際に 各校の要望箇所を取りまとめ、緊急に応じて優先順位をつけ、予算措置を講じている。
- 学校医の業務内容は。
- △ 定期健診や医療相談が主な業務である。
- 学校医報酬は。
- △ 医師会との協議により一律となっている。

(児童館)

- 臨時職員の配置状況と坂城児童館は児童数が多い。今後のあり方は。
- △ 3児童館に館長、厚生員が各1名、臨時厚生員が各1名、代替厚生員が1名配置されている。23年度は職員の増員をした。これからも児童館を利用する家庭の事情も考慮しながら進めたい。

(社会教育)

- 文化の館の新たな活用方法は。
- △ 施設の環境等も含めて俳句会や茶会以外での利用方法を考えていきたい。
- 千曲川シネマフェスタの終了した理由は。
- △ 第10回ということと一定の成果を上げたということで見直しを行った。
- 図書館所有の書籍の除籍する基準と方法は。
- △ 年々情報が更新される書籍や落書きのあるものが対象となる。除籍後は図書館祭りで来 場者に提供し、雑誌類は資源物として処理する。
- 図書館利用者数の推移は。
- △ 平成21年度が1日57人、平成22年度が1日54人、ほぼ横ばいか若干の減少傾向 にある。
- 昨年、町民運動会が50回の節目を迎えたが、今後の実施方法は。
- △ 新たな企画や協議を加えて実施した。地域において催し物が減りつつあり、町民運動会 のようなイベントは積極的に実施していきたい。また若者が参加しやすいイベントにする ことも大切と考えている。
- 国道バイパス工事による発掘事業の対応は。
- △ 発掘作業は県埋蔵文化財センターが行う。上五明条里水田跡同様に展示活用を進めてい きたい。

- 坂城町青少年を育む町民会議の取り組みは。
- △ ウォークラリー大会や地区で遊具を使って遊べる環境づくり、町、PTA連合会と共催 で読書について講演会を開催した。
- 遊具整備等工事の概要は。
- △ 地区で管理する遊具を対象として修繕撤去、新設を実施した。地区の遊具は地区で保守 管理をしてもらうことを前提とし、設置した。
- 給食センターでの食育推進事業は。
- △ 地域の団体からの試食希望を受け入れ、食育に関する講座を実施している。地産地消に ついて学ぶ機会を給食センター見学の際に設け、栄養士を中心に食の文化を広げるための 事業を進めている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第39号「平成22年度 坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項に ついて全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長(宮島君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長(宮島君) 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番(柳澤君) 議案第39号「平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」 替成の立場から討論を行います。

国政においては、今月2日、新しく野田内閣が発足しましたが、東日本大震災の復旧・復興と終息の見えない福島第一原発事故への対応、歴史的な水準が続いている円高への対策、社会保障と一体改革と言われる税制など問題が山積しております。特に大震災からの復興・復旧と福島原発事故の問題は、被災者の立場に立った一日も早い、極めて迅速な対策が必要であり、あわせて誰もが安心して暮らせる社会の構築を心から願うものであります。

平成22年度の国内の経済情勢は、リーマン・ショック後の危機を克服しながらも急速な 円高の進行等により先行きの不透明感が強まり、雇用も厳しい状況にありました。これらの 諸情勢に対して、国においては円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策などをもり込ん だ補正予算を編成し、景気の回復と安定を図っているところではあります。

こうした国政の状況下での当町の22年度一般会計歳入歳出決算ですが、経済情勢の影響

を受けやすい我が坂城町の歳入は厳しい状況が伺えました。

自主財源の主たる町税については、景気後退の長期化による影響が個人所得の低下にあらわれ、前年度と比較すると、21年中の所得が反映する個人町民税はマイナス20.1%、企業においては、やや回復して法人町民税はプラス26.7%でした。厳しい経済情勢の中、企業の皆さんのご努力を感じるところであります。

固定資産税については、主として償却資産分について減少し、マイナス3.2%、町税全体ではマイナス5.9%、1億5千万余円の減少という厳しいものでありました。

町税については厳しい情勢のもと、納める町民も賦課徴収する行政側も大変なときですが、 行政サービスを行うため不可欠なものであります。個人町民税や固定資産税の現年度分の徴 収率が向上しているところに徴収の努力は伺えます。しかし、収納未済額は年々増加の傾向 にあります。財源の確保、負担の公平という観点から事情に配慮しつつも、その改善に引き 続き努力するよう強く要望する次第であります。

町税の落ち込みを反映し、地方交付税は25.2%、2億4,500万円の増加となっています。地方交付税総額については、平成20年度以降、数ポイントずつ増額されていますが、安定確保のため、引き続き国、県と関係機関に対する働きかけを望むところであります。県支出金については、安心こども基金事業や雇用創出関係の有利な補助金を的確に組み入れ、特定財源を有効に活用し、一般財源の支出を抑えた努力が伺えます。

繰入金については、小学校耐震化事業などに伴う文教施設整備基金あるいは地域活性化公 共投資臨時基金などからの繰り入れが行われましたが、地方交付税が伸びたことなどから財 政調整基金、減債基金からの繰り入れがなく、前年度と比較してマイナス 7 1. 5%と抑制 されました。今後の財政運営を見据え、基金の運用については広い視野で適正な取り扱いを と願うところであります。

一方、歳出でありますが、多様化する町民ニーズを十分把握するとともに、機をとらえた 財源の確保にも尽力し、公共事業の展開がなされました。

子どもたちの教育環境面では、坂城小学校体育館、南校舎の耐震補強改修工事が完了、南 条小学校体育館耐震工事に着手されました。

地産地消等の推進と産業の活性化を図るため、直売所あいさいの整備やびんぐし公園ほか 各地区公園の遊具整備なども行われました。

また昭和橋の安全通行を図るための補修工事のほか、継続事業のA01号線、坂都1号線 の道路改良事業や下水道整備が進められました。生活基盤の整備、教育環境の充実や町民福 祉の向上等については、一層の努力を期待するところであります。

家庭用太陽光発電システムの設置補助事業開始、ごみ減量化容器等設置補助事業の拡充な ど環境に配慮した事業への取り組みもされました。 地域づくり活動支援事業については、15区と2団体が主体的に地域づくりに取り組んでいます。

また中国上海市実験小学校との教育交流は、22年度は同時期に相互に訪日と訪中がされ、 それぞれホームステイによる滞在で交流が深められました。これら地域づくりも国際交流等 も、その場だけのものにならないことを望むものであります。

以上22年度に取り組まれたハード面・ソフト面について触れましたが、財政指標においては財政力指数が0.808から0.751~下降した一方、経常収支比率は88.6%から80.1%へ改善されています。人件費の抑制など継続した行財政改革の取り組みがされていますが、さらなる経常的経費の削減、行財政の効率化への努力を願うものであります。

財政健全化法により実質公債費比率や将来負担比率などの健全化判断指標が公表されました。坂城町はいずれの指標においても早期健全化基準を下回り、指標も改善されていますが、 今後も起債残高等に留意することはもちろん、行財政運営の透明化、町民への説明責任といった点でも十分な取り組みをお願いする次第であります。

東日本大震災から半年以上がたちました。この震災を機に行財政が取り組むべき課題の優先順位や内容に変化が起きていると感じます。安心・安全、そして産業振興、福祉と健康づくり、教育文化の向上など取り組む課題は大変多く、また職員の提案によるチャレンジSAKAKIの取り組みも始まることと思います。行政と町民が一体となって活力あふれる元気で明るい坂城町を目指して着実に前進することを期待し、総体的評価のもと私は議案第39号「平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成をいたします。

議長(宮島君) 次に、原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番(大森君) 議案第39号 平成22年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論いたします。

世界経済の動向に大きく左右される我が坂城町であります。財政運営の舵取りが難しくなってきております。ご苦労のあるところと推測いたします。

さて、22年度一般会計決算額は歳入総額は61億7,302万6,962円で、前年対比8.8%減の5億9,354万3,328円のマイナスとなりました。歳入歳出差引残高は1億294万8,757円で、前年度との比較では2,823万1,741円の増の決算状況であります。財政構造をあらわす指数では、指標である経常収支比率が80.1%で、前年度対比8.5ポイント減少となり、若干減少いたしました。財政力指数は0.751ポイント、単年度では0.653ポイントで厳しい経済状況の中でありながら、県下市町村で第7番目の位置に入ります。公債費比率は11.9ポイントで、前年度より0.2ポイントの減少でありました。実質公債費比率では単年度で見れば2.4ポイント、3年平均では

16.8ポイントで、1.7ポイントの減となっております。将来にわたり負担を負うものでありますので、減らしていくことは大変重要なことと評価したいと思います。

さて、歳入であります。

町税全体では前年度対比 5.9%の減、1億5,087万7,837円のマイナスとなりました。町民税全体については前年度対比 11.5%の減となり、個人町民税は企業の雇用調整や失業や派遣切りなど個人所得が減少しておりまして、マイナス 20.1%、法人町民税では、21年度は一昨年から世界同時不況の影響もあり、マイナス 62.5%と、このように大幅な減でありましたけれども、今度の22年度は企業業績がやや回復傾向にあります。そして 26.7%となりました。ものづくりの町坂城にとりましては、このままの回復傾向が持続し、景気回復を願うものであります。

安定財源である固定資産税は3.9%の減でありました。町税の収入未済額は現年課税分で3,765万4,001円、過年度分が2億1,506万3,421円で、2億5,271万7,422円となり、21年度比1,012万5,738円の増となりました。年々増加傾向が加速しております。町民の生活の厳しさがこの数字の上からも見えてくるではありませんか。

職員の収納への努力は特別期間を設けての取り組みなど評価するところでありますけれども、払えるのに払わない人、払うことが困難な人、このようなことを見極め、滞納整理に努めていただきたいと思います。新しく滞納者にならないよう、引き続き心がけていただきたいと思います。また県滞納整理機構への移管にならないよう、早目の徴収も求めるものであります。

財政運営では22年度も引き続き自主財源の減少、厳しい運営が心配されましたけれども、地方交付税が12億1,525万5千円、前年度対比で2億4,452万2千円で、25.5%増となりました。

さて、歳出であります。

子育て関係について。

子どもの医療費について無料化を拡大をいたしました。子育て家庭の要望を実現するための一歩前進と評価するところであります。しかし、それでも県下77自治体で最下位であります。多くの自治体では中学3年生まで入院・通院とも無料化を実施しております。当町も早い時期に実施をすべきと要望いたします。

国が創設した子ども手当は、中学修了前までの子ども1人に対し、月額1万3千円を支給いたしました。支給額は2億5,533万3千円となりました。

保育園についてはクラス数31に対し、正職員が15人、常勤的非常勤と臨時採用の職員が16人で、クラス担当の比でいけば52%が臨時の職員で賄っているという状況でありま

す。臨時職員の力量について云々ではなく、不安定雇用の中での責任を持つことに精神的に も大変ではないかと心配するところであります。十分な配慮を求めるものであります。また、 どの子も健やかな成長のために障害児保育に町独自で加配の延長などの対応が必要と考えま す。

環境エネルギーについて。

3・11福島原発の事故をきっかけに再生可能エネルギー、クリーンエネルギーの模索が大きく国民の中に関心が呼び起こされ、省エネに取り組むようになってまいりました。22年度に新規事業として太陽光発電システム設置補助事業が取り入れられました。27件の利用があり、23年度では増額となりました。ぜひこれを拡大していっていただきたいと思います。

また、ごみ減量化対策のひとつとして、生ごみ処理機の設置補助、そしてまた段ボール生ごみ堆肥化処理の取り組み、これらについては一定の評価をいたします。町民全体から出る生ごみのリサイクル化、そして農家や家庭菜園などにそれを肥料化に向けた取り組み、この取り組みをぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

福祉健康について。

町民が健康で元気に生活が送れるため、病気の早期発見・早期治療のため、特定健診を初め各種健診の受診率を上げていただきたいと思います。また健康相談や保健指導を充実させるため、保健師の増員が必要と考えます。子宮頸がん予防接種を高校1年生の女子に、ヒブ、小児肺炎球菌の予防接種を生後2カ月から5歳未満児まで対象にそれぞれ公費負担で実施いたしました。評価するところであります。23年度これを拡大し、24年度も引き続き実施を望むものであります。

節目年齢が対象であります歯周病疾患検診補助事業についてですが、818人の対象者に対し、受診者が63名で、7.7%であります。せっかくできた事業であります。対象者への周知など受診を促していただきたいと思います。

次に、まちづくり、地域づくりについてであります。

同和問題について。

運動体への補助金は年々減額してはいますが、180万円は、ほかの団体との比較でも大きな額であります。自治体が特定の団体に補助金を出すべきではなく、公平・公正施策の執行にも人権を守る上でもやめるべきと考えます。既に特別法が終了し、国や県でも終結しています。県下でも終了している自治体が増えています。期限を切って終結していくべきと考えます。

まちづくり推進事業の地域づくり活動支援事業では、15区2団体の支援し、活用されました。現代社会で人と人とのつながりが希薄な中、自治区が地域の文化、スポーツ、伝統芸

能など取り組むことで住民参加の地域づくりにも大きな役割を果たしております。これまで に申請の出ていない区などに対し、具体的な支援や援助を考えていただきたいと思います。

第5回ばら祭りを開催いたしました。町内外の3万6千人の方が来園されました。毎年増加してきております。薔薇人の会、企業のオーナーの皆さんのバラ公園づくりで献身的な努力があることは非常にうれしいものであります。感謝するところです。ばら祭りの来訪者を中心市街地の活性化につながる工夫と企画をぜひ検討していただきたいと思います。

産業振興について。

ねずみ大根の知名度を高め、観光産業振興につなげるため、ねずみ大根祭りが行われました。おしぼりうどんが食べられるお店を増やすことやグッズなどの商品開発、キャラクターのぬいぐるみの製作など、より一層のブランド化に取り組んでいただきたいと思います。

懸案でありました農産物直売所の坂城地場産直売所あいさいがオープンしました。町の特産品の販売、農業振興に多いに寄与するものと期待するところであります。

テクノセンターを中心に技術高度化経営技術革新などの研修事業の実施をしています。一 方で、工業の町坂城を下支えしてまいりました零細企業が年々廃業に追い込まれております。 事業者の実態調査を行い、それに即した支援が必要と考えます。

教育関係について。

子どもの安全・安心な学校生活が送れるよう、3小学校の耐震化事業に着手し、坂城小学校では耐震化補強工事は完了いたしました。残る南条小学校と村上小学校については耐震化工事に向け、一部工事に入っておりますが、耐震二次診断も実施しました。しかし、耐震化率65%と非常に遅れております。早い時点での完了を求めるものです。また3小学校とも、ほぼ同時期の建設であったことを考えるならば、建て替えの時期についても工程計画をつくり、計画的な改築を求めるものであります。

問題をかかえる子ども等の自立支援事業が取り組まれております。不登校対策について関係者による町相談支援推進協議会を設置し、事業展開が行われておりますが、保護者の経済状況など、これらにより子どもの貧困が心配されております。また、きめ細かな対応を引き続きお願いするところであります。

イベント運営について。

町民祭り「坂城どんどん」、工業団地祭り、ばら祭りやその他のイベントについて町がかかわらなければ準備・運営がスムーズにいかないことはよくわかっております。しかし、担当課の全職員を動員する、このことについては控えるべきではないでしょうか。イベントの企画運営は町も当然加わっていただきながら町民に委ねていく、こういう方向で取り組むことが必要ではないかと考えます。そうすることがまちづくり、地域づくりの人材育成にもつながるのではないかと思われます。

以上前進面を評価し、改善点を申し上げ、議案第39号「平成22年度坂城町一般会計歳 入歳出決算の認定について」総合的評価といたしまして賛成討論といたします。

議長(宮島君) ほかにございませんか。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(宮島君) 起立全員。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩といたします。

(休憩 午前11時10分~再開 午前11時21分)

議長(宮島君) 再開いたします。

◎日程第3「議案第40号 平成22年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定 について」

議長(宮島君) 総務産業常任委員長の審査の報告を求めます。

総務産業常任委員長(中嶋君) 去る9月13日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第40号「平成22年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」9月15日の委員会において、説明員として企画政策課長、まちづくり推進室長、まちづくり推進係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告を申し上げます。

- 加入者の状況は。
- △ 一般加入者は3,190件、スピーカー加入者は104件であり、加入率は56.3% である。
- 加入率が減少しているが、加入を促進する手段は考えているか。
- △ 平成22年度から使用料の減額を行っており、一般加入を1千円に、スピーカー加入を650円に引き下げている。また加入推進キャンペーンとして加入金の3万2千円を免除したり広報紙等を使ったPRも行っている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第40号「平成22年度 坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり 認定することに決定をいたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(宮島君) 委員長報告が終わりました。

◎日程第4「議案第41号 平成22年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(宮島君) 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(塚田君) 国民健康保険特別会計審査について報告申し上げます。

去る9月13日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第41号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

(国民健康保険特別会計)

- 不納欠損の内訳は。
- △ 不納欠損は、すべて滞納繰越分で出国した外国人7名、58件となっている。
- 収入未済額が多いが、対応と状況は。
- △ 現年課税分の滞納額を減らすことが全体の滞納を減らすことに結びつくということで、 特別滞納整理期間を年末及び年度末に設け、臨戸徴収等を実施し、102人、208件の 納付をいただいた。
- 徴収率が95%を割り、国保財政は厳しい。住所不明者の調査とその対応は。
- △ 転出した者についても転出先市町村へ照会する等納めていただくように対応している。
- 高額療養費の支給状況は。
- △ 高額の対象となる主な疾患を挙げると、糖尿病等による人工透析、心疾患、脳血管疾患 等による手術など医療の高度化も高額療養費増加の要因となっている。
- 滞納者の資格証明書の交付までの過程は。
- △ 1年以上未納で税相談の案内、督促状、年度末の臨戸訪問をしても相談に応じていただけない、誓約されても履行されない場合に資格証明書の交付を行っている。
- 基金の取り崩しの状況について。
- △ 基金取り崩しの要因として保険税収入の減収によるものが挙げられる。基金残高は1億 6千万円で1カ月の医療費の3倍ほどの基金の保有を目安とし、町国保の医療費支払額は 月に8千万円から9千万円であることから不足している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第41号「平成22年度 坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」挙手多数により原案のとおり認 定することに決定いたしました。 以上で審査報告といたします。

議長(宮島君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長(宮島君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を求めます。

1番(塩入君) 議案第41号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について」反対する立場から討論を行います。

平成22年度の歳入決算額は15億5,572万701円で、歳出決算額15億3,099 万9,789円、歳入歳出差引残額2,472万912円です。平成22年度の滞納額は現 年課税分と滯納繰越分の合計で1億190万9,876円です。滯納世帯は405世帯に上 ります。資格証が30世帯、短期証が99世帯となっています。収納担当職員の努力にもか かわらず、年々増えています。この原因は国保税が高過ぎるからです。22年度も値上げし て1人当たり9万9、761円になりました。前年度比で1人当たり5千円以上増えていま す。その原因は、医療費も増えていますけれども、国庫負担を半分に減らしてきている、ま た国保加入者は経済的弱者が多いということです。退職者が多く、社会保険に加入もできな い非正規労働者が増えております。年金から国保、介護、税金などを支払えば生活費がなく なってしまうと嘆かれている町民の声が聞こえてくるではありませんか。このような人たち に滞納したからといって短期証、資格証明書などペナルティを課すことには人道的に問題が あると思います。国が責任を負うべき国保制度を自治体や住民に責任を転嫁しています。国 がやらなければ自治体が住民の命と健康を守るしかないではないでしょうか。払いたくても 払えない経済状況であれば、ペナルティを与えるのは検討しようという町民の視点に立ち、 弱者に心を通わせた町政にすべきです。そのために全国の町村会を通して国に働きかけたり、 一般会計からも繰り入れるべきではないでしょうか。

また医療費の抑制のために予防医療が重要な課題になっております。特定健診、一般健診の受診率を高め、保健指導を徹底することが求められています。町民の健康実態を把握し、保健指導を強めるには、その中心的役割を果たしている保健師の数を増やすべきです。

ちなみに平成20年10月1日の統計ですが、人口10万人当たりの保健師の数が坂城町は24.8人です。県下で最低です。そして小布施町ですが、同じ自律を目指す小布施町は何と9人の保健師がおります。坂城町は4人と申しても3人が中心になって保健指導をやっており、もう1人は包括センターの方でやっている、そういう状況もあります。そういう意味で本当に保健指導の要である保健師の数を1人でも多く増やすことが当面の課題だと思い

ます。また人間ドックの補助の増額、脳ドックやペット検診の助成及び各種の予防接種を積極的に行い、医療費の抑制に努めるべきだと考えます。

以上、議案第41号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対討論を終わります。

議長(宮島君) 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番(西沢さん) 私は、議案第41号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算の認定について」賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は加入者の医療確保と健康増進という社会保障制度における重要な役割を担い、地域の住民福祉の向上に大きく貢献してきました。しかしながら、加入者の高齢化や医療の高度化などにより医療費は年々増大し、いかに健全な財政運営の確保に努めていくかが今後の重要な課題であると考えます。また昨今の社会経済状況の急激な変動による収納環境の悪化や医療制度改正による財源構成の変化に加え、後期高齢者医療制度への拠出負担金の増加も国保財政を圧迫する要因となっております。

このような状況の中、歳入の柱である国保税の徴収に際しても急激な経済状況の変動により厳しい状況が続いていますが、個別相談や納税相談、夜間臨戸徴収など年間を通じての滞納整理など税収の確保には常に大変なご苦労をいただいているところであります。

一方、歳出は、保険給付費の支払額は10億9,090万円と前年より0.8%増加するなど増加の傾向は依然として続いております。

このように増え続ける医療費の抑制と医療給付の適正化に向けた取り組みとして実施されている特定健診、特定保健指導による疾病の重度化の未然予防や健康づくりの推進、ジェネリック医薬品の普及啓発など中長期的な医療費の抑制に対する事業を展開されており、健全な制度運営に向けた取り組みが図られているものと思うわけであります。

今後も後期高齢者医療制度の廃止など国民健康保険を取り巻く環境は依然として不透明な部分が多く、安定した制度運営の見通しが懸念されるところでありますが、引き続き被保険者の負担の公平を図る観点から国保税の適正徴収を一層図られるとともに被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましても、さらなる取り組みをお願いいたしまして、議案第41号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」私の賛成討論といたします。

議長(宮島君) 次に、原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(宮島君) 挙手多数。

よって、本案は原案どおり認定することに決定をいたしました。

◎日程第5「議案第42号 平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計 歳入歳出決算の認定について」

議長(宮島君) 総務産業常任委員長の審査の報告を求めます。

総務産業常任委員長(中嶋君) 去る9月13日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第42号「平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月15日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告を申し上げます。

- この事業の将来的な方向は。
- △ 平成29年度で償還が終了する予定であり、それまでは制度として残る。
- 貸付者の状況は。
- △ 総勢16名、19件の利用があり、現在も継続して償還していただいている方が10名、 13件、滞っている方が6名となっている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第42号「平成22年度 坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成 により原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(宮島君) 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)認定」

◎日程第6「議案第43号 平成22年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(宮島君) 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(塚田君) 老人保健特別会計審査についてご報告申し上げます。

去る9月13日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第43 号「平成22年度坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員 会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたし ました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 平成22年度で特別会計による会計処理は終了するということだが、その後は。
- △ 医療給付にかかわる請求の時効は3年であることから、特別会計による事務処理について昨年度末をもって終了した。診療報酬の返還請求に係る時効期間は5年であることや、 国庫補助金の精算が1年遅れになること等により平成23年度以降は一般会計にて処理していく。
- 一般会計移行に係る懸案事項はあるか。また23年度以降主な事務はどんなものか。
- △ 特に懸案事項というものはない。今後想定される事務については国庫補助金等に係る処理が主なものと想定している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第43号「平成22年度 坂城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定 することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長(宮島君) 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)認定」

◎日程第7「議案第44号 平成22年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて」

議長(宮島君) 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長(中嶋君) 去る9月13日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました「議案第44号 平成22年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月15日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告を申し上げます。

- 受益者負担金の収入未済の状況は。
- △ 平成22年度の現年分で滞納者数25名、25件、滞納金額335万8千円、滞納繰越分で滞納者数72名、78件、滞納金額1,589万2,080円。合計滞納金額1,925万80円である。
- 平成22年度末の下水道の起債残高は54億1,298万6千円との説明を財政担当より受けたが、今後予定されている起債残高とこれに伴う公債費の元利償還金の返済のピークはいつか。
- △ 下水道の事業計画に基づき、毎年一定額の起債借入を想定した場合、起債残高は平成24 年度にピークが想定される。また公債費の返済に伴う元利償還金のピークは平成35年度 を想定している。

- 合併処理浄化槽の設置の状況と、それに伴う下水道への接続状況は。
- △ 合併処理浄化槽の設置補助は、平成5年度から平成22年度までに618基に対して補助を行ってきた。下水道の供用区域の拡大に伴い、平成22年度末については70基の合併処理浄化槽が下水道への接続となった。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第44号「平成22年度 坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認 定することに決定をいたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(宮島君) 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)認定」

◎日程第8「議案第45号 平成22年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(宮島君) 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(塚田君) 介護保険特別会計審査についてご報告申し上げます。

去る9月13日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第45 号「平成22年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員 会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を 実施いたしました。

以下その概要について報告申し上げます。

- 収入未済額721万3,155円と非常に多いが、内訳と取り組み状況は。
- △ 件数は現年度分が55人、326件、152万2,200円、滞納繰越分は67人、 1,297件、569万955円、滞納対策の取り組みについて、平成22年度は現年度 分の納付を優先したい。特別滞納整理を実施し、一定の成果があったものの、滞納繰越分 についても具体的対策を検討したい。
- 認定調査事業とは、どのように行われているか。
- △ 認定調査は介護保険に係るサービス利用の一番の入り口であり、認定申請を窓口で受け付け、介護者立ち会いのもとご本人と面接し、規定の調査項目について調査を行うものである。介護認定については認定調査と並行して主治医に意見書をお願いし、長野広域連合の認定審査会に審査を依頼するものである。
- 在宅のお年寄りで入所待機者はどのくらいいるか。
- △ 平成22年度末現在、在宅で特別養護老人ホームの入所待機者は31名となっている。 待機者が減少した要因については、千曲市等における入所施設の新設の影響が推測される。

- 居宅介護サービス給付費の状況は。
- △ 要介護1から要介護5で在宅の方のサービスに係る給付であり、訪問サービス、通所サービス、福祉用具のレンタル等利用が多いサービスは訪問介護、年間1,537件、月平均128件、通所介護、年間1,972件、月平均164件という状況である。
- 送迎サービスは給付費に入っているか。
- △ 送迎については介護保険の給付対象にはならないため、寝たきり等の方に対する事業として町ではストレッチャー車の無償貸出や社協において外出支援のサービスを行っている。以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第45号「平成22年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長(宮島君) 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)認定」

◎日程第9「議案第46号 平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(宮島君) 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(塚田君) 後期高齢者医療特別会計審査についてご報告申し上げます。

去る9月13日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第46 号「平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日 の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に 審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 保険料の収入未済額について状況は。
- △ 現年度分、滞納繰越分とも2名が滞納している。納入額の多少はあるが、毎月納入をいただいており、滞納繰越分については既に完納となっている。
- 後期高齢者医療制度運営に係る課題は。
- △ 制度そのものは定着してきており、課題は特にないが、後期高齢者医療制度については 廃止の方向が決まっており、今後、新制度が具体的に示されてくれば、さまざまな課題が 出てくるものと考えている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第46号「平成22年度 坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとお り認定することに決定いたしました。 以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長(宮島君) 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)認定」

◎日程第10「議案第47号 平成23年度坂城町一般会計補正予算(第4号)について」

議長(宮島君) これより質疑に入ります。

8番(**入日さん**) 10ページの款6農林水産費、目3林道事業費の説明の010652緊急雇 用林道作業道環境整備事業300万円、作業委託になっていますが、ここは具体的にどこの 林道を補修するのでしょうか。

産業振興課長(小奈君) ただいまのご質問についてお答えいたします。

こちらは新しく作業等委託という形ではなく、追加という形の中で緊急雇用という中で認 められたものがございます。そのところで現在やっているものの増工ということで考えてお

場所的には南条、中之条方面ということで考えております。

8番(入日さん) すみません、一遍に聞くのを忘れちゃって。

11ページの款8十木費、項5都市計画費、目4公園管理費で説明の010851の公園 管理一般経費、遊具整備等工事129万7千円、これはどこの遊具を整備する予定でしょう か。

- 建設課長(荒川君) 11ページ、公園管理一般経費の工事請負費でございますが、これは節の 名称が遊具等整備となっておりますけれども、内容的には、びんぐしの里公園の山にござい ますあずまやの修繕工事でございます。あずまや2棟の修繕工事でございます。以上です。
- 9番(大森君) 12ページの款8土木費で説明のところで駅周辺用防犯カメラ設置工事とある わけですが、ここに何か犯罪があったかどうか。それから何カ所を設置するのか、どの範囲 で設置するのかについてご説明願いたい。

もう1点、款10教育費、社会教育総務費で、説明のところで臨時職員が補正で入ってき ているわけですが、これはどういう理由で増員になるんでしょうか。以上です。

建設課長(荒川君) 高速交通対策一般経費の防犯カメラ設置の関係でございますけれども、事 故等はもちろんございません。ただ、駅周辺の防犯、町民の安心・安全という観点から警察 からも要請がございまして、今回補正計上といたしたものであります。

内容的には坂城駅、それから、テクノさかき駅、従前駅舎内にはカメラはございますけれ ども、駅の広場、それからあわせまして駐輪場の方も写せる範囲で防犯上防犯カメラを設置 をして保安を図りたい、そんな関係でございます。

カメラについては坂城駅で2台、テクノさかき駅で1台、あとカメラのモニターを写す関

係で、従前ございますモニター機器の更新も含めての工事請負費となっております。以上で す。

- **教育文化課長(中沢君)** 12ページ、臨時職員79万2千円の補正予算でございますが、これは6月末をもちまして正職員1名退職に伴う補充ということで臨時職員の賃金を計上させていただきました。
- **9番(大森君)** 防犯カメラの点ですけれども、管理はどこが責任持っているのか。それからプライバシーの保護について、どう保護するのか、どこが責任を持ってこれを運営するのかについて説明願います。
- 建設課長(荒川君) 防犯カメラの設置運用についてでございますけれども、町が責任を持って管理を行います。これにつきましては、駅及び駅周辺への防犯カメラ設置要綱、これを定めまして、管理責任者は建設課長が、また、そのカメラの実際の運用、映像の録画をした、記録したものの保持、こういったものを運用従事者で建設課の職員が行っていくと。無論、事故のない場合には、そのまま一定期間保存をした後消去をしていく。何かあった場合に警察等からの捜査の要請を受けて資料提示をしていく、そんな形で行ってまいります。

またプライバシーの保全の関係につきましては、特段そういう捜査等の要請に基づいて行う場合にはという決めの中で取り決めを行っていくと、そんな形でございます。

- **7番(山﨑君)** 今の関連ですけれども、そのモニターはどこで監視するようになるんでしょうか。今、テープの保管というのは建設課でやるとおっしゃいましたけれども、モニターはどちらで。その場で犯罪等防がなければいけない部分がありますから、どこで監視するのか、それをお聞かせください。
- **建設課長(荒川君)** 坂城駅、それからテクノさかき駅それぞれ駅の事務所内にモニター、それから記録装置を従前に備えてございます。今回、防犯カメラの周辺への設置にあわせまして、テクノさかき駅は今までからハードディスクによる記録装置が設けられております。

それに対して坂城駅は従前どおりのビデオテープを何本か入れ替えての記録装置になっておりましたが、データの一定期間保存をしておく、そんな都合上、また管理の保安上のことからもハードディスク装置に改めていくのが、ちょっと先ほど説明落としましたが、今回の工事費の中に含まれております。管理自体は駅にシルバー人材センターに事務を委託をしておりますけれども、その職員もこの映像を見ることはできないと。あくまでもこの映像はプライバシーの保護の観点から、これを取り扱うのは所管課であります建設課の職員が行って対応していく、そんな形で運用を考えています。

7番(山崎君) そういうことは、実際にライブというか、事件が起きたその場で何か対応する ということはできないという形になると思うんですけれども、モニターを夜間、人がいない 時間等はモニターを見ているという方はいらっしゃらないということですか、駅とか置いて あるということは。最後に事件が起きた後のディスクを見るという形と考えるんでしょうか。 建設課長(荒川君) 防犯カメラの設置については、常時モニターを監視をしているということ ではございませんで、駅及び駅周辺に防犯カメラが設置をされている、そういうことが犯罪 への抑止というものが大きな目的にございます。そしてひとたび事故・事件があった場合に、 捜査等の要請に基づいて、プライバシーの保護が優先をされるわけなんですけれども、それ にも増して事件捜査という中で情報を提供していく、そんな形になります。

1番(塩入君) 12ページ、款10の教育費の項、社会教育総務費、目、賃金のところですけれども、そこに臨時職員が書いてありますが、6月に退職されたということで、その理由と、かわりはどうなっているのか。その現状をお聞きします。

教育文化課長(中沢君) お答えします。

6月末に正職員1名退職いたしまして、6月の補正予算に間に合わないということで今回 予算計上させていただいております。一身上の都合ということで退職されました。

「質疑終結、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

議長(宮島君) 審議の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。 (休憩 午後12時09分~再開 午後1時30分)

議長(宮島君) 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出されました議案を日程に追加いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第11「議案第48号 平成23年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第1号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第12「議案第49号 平成23年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第13「議案第50号 平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」

◎日程第14「議案第51号 平成23年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第15「議案第52号 平成23年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第16「議案第53号 平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

議長(宮島君) 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発委第3号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書について」から 追加日程第2「発委第4号 原子力発電からの撤退を求める意見書について」までの2件を 一括議題として議決の運びまでいたしたいと思います。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長(宮島君) 朗読が終わりました。

趣旨説明を求めます。

10番(中嶋君) 私から発委第3号、発委第4号、2件一括で趣旨説明をいたします。

発委第3号「郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便・郵便貯金・簡易保険の、いわゆる郵政 3事業は、持ち株会社である日本郵政株式会社のもとに、それぞれの事業を承継した3つの 株式会社が窓口業務等を郵便局株式会社に委託する形で民営化・分社化された。

他の物流会社との業務提携や住宅ローン・クレジットカード事業への新規参入等業務拡大 路線を打ち出す一方で、利潤追求を図るために手数料の増額や不採算事業の縮小・廃止等が 行われるなど一部に利便性の低下が指摘されている。

また民営化後も引き続き全国一律のサービスを維持することについては、郵便事業は法律

に明記されている一方、金融・保険事業は長期間の委託契約や基金による赤字補てん等によって担保されているものの、将来にわたって契約が更新される保証はなく、基金による補てんにも一定の限界があることから、収益が期待できない過疎地・山間地で郵便局が現行のまま存続することを危ぶむ声は強い。郵便局が住民生活に不可欠な通信・金融の拠点となっている現状において、今後も独居老人等が郵便局の配達にあわせて年金の受け取りや保険料納付を行えるような地域住民のニーズに即した対応が求められている。

よって国においては郵政・貯金・保険のサービスが郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう万全を期すことを求めた国会附帯決議を遵守するとともに、地域の実情を踏まえ、郵政3事業が一体のサービスとして運営されるよう、必要な措置を講ずるために、将来にわたって税金を投入せずに全国一律の高いサービスの提供と健全経営の永続を確立させようとする郵政改革法案を早期に審議し、速やかに成立することを強く要請する。

以上よろしくご審議の上ご協賛賜りますようお願い申し上げまして趣旨説明といたします。 引き続きまして、発委第4号「原子力発電からの撤退を求める意見書について」意見書の 朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故は、1号機、2号機、3号機がメルトダウンを起こし、いまだに終息の道筋さえ見えない深刻な自体に陥っている。この重大な事故で、いまだに10万人近い人たちが避難を続け、放射性物質による農産物などへの汚染も広がっている。

日本国民は広島、長崎の被爆の後も太平洋上のビキニ環礁でアメリカの水爆実験による第 五福竜丸の被災を経験してきた。原発と原爆に共通するのは膨大な死の灰と放射線障害をも たらすことである。原発の安全神話が崩壊し、現在の技術では制御不能になること、さらに 放射性廃棄物を処理する方法がないなど、本質的に未完成で、たとえ平和利用であっても原 子力と人間社会が共存できないことが浮き彫りになっている。

福島の事故を契機にドイツでは2022年までに原子力発電から撤退することを決め、イタリアでは国民投票で94%の圧倒的多数で原子力発電からの撤退を選択した。

本議会は住民の命と暮らしを守る自治体の責務に基づき、国がエネルギー政策を根本的に転換し、原発から撤退を決断するよう、次のとおり要望する。

記

- 1、原子力発電から徹底を決断し、原子力発電をゼロにする期限を決めたプログラムをつくること。
- 2、現在稼働中の原子力発電については、二度とこのような事故を起こさないよう、安全確保に十分な措置をとること。

- 3、東京電力福島第1原子力発電所事故の終息に全力を挙げること。
- 4、原子力安全・保安院は経済産業省から分離・独立させ、権限を強化すること。

以上よろしくご審議の上ご協賛賜りますようお願い申し上げまして趣旨説明といたします。

議長(宮島君) 趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため暫時休憩といたします。

(休憩 午後1時43分~再開 午後1時45分)

議長(宮島君) 再開いたします。

◎追加日程第1「発委第3号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書について」 「質疑、討論なく(原案賛成、挙手多数により)可決」

◎追加日程第2「発委第4号 原子力発電からの撤退を求める意見書について」 「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第3「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長(宮島君) 各委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の委員会継続審査調査の申 し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査することに決定いたしました。

議長(宮島君) 以上で議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長(山村君) どうもありがとうございました。

では、一言ごあいさつ申し上げます。

平成23年第3回坂城町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

9月1日に開会されました定例会は、本日までの20日間の長きにわたりご審議を賜りました。提案いたしました平成22年度一般会計・特別会計決算の認定、人事案件と23年度一般会計・特別会計補正予算を原案どおりご承認ご決定を賜り、誠にありがとうございます。これから町の行政を進めていく上で何点かお話ししたいことがございます。お時間をいただきたいと思っております。

本会議の開会の日、その前後をいたしましてイトーヨーカ堂の上田支店の担当者とセブン イレブン・ジャパンの本社及び長野県の担当者が相次いで私のところに参りました。

内容は、坂城町をエリアとする車両による移動販売を展開したいということでございました。つまり車を使ってイトーヨーカ堂あるいはセブンイレブンさんが坂城町の町の中を歩いて店舗をしたいということなんですが、詳細につきましては、まだいろいろな調整が必要であります。しかしながら、私が以前から検討しておりました高齢者やハンディのある方で買い物に困っている方々の生活支援策の方策として私は大変結構な話だというふうに思いました。

一方、町内では食料品の宅配サービスをやっておられる方もいらっしゃいます。従いまして、町民にとってどのような最適な方法があるか、あるいは地域、場所がどこが最適か、あるいは一番必要と思われる商品類などの情報提供をしつつ協力してまいりたいと思っております。

いずれにしましても、近々スタートされるということでございますので、新たな事業展開 として期待しております。これに伴う財政支出はございませんので、非常に期待をしており ます。

それから次に震災関係でございます。

先ほどの話もありましたが、福島第一原発の事故による放射能汚染の拡大が懸念されているところ、県では収穫期を迎える米についての全市町村を対象に放射能測定検査を実施しております。

坂城町の分につきましては、最も早い刈り入れ箇所の検査を9月10日に実施し、13日 には未検出、出てこなかったとの検査結果が出ました。早速町のホームページ、有線放送に より町民の皆さんにお知らせをいたしました。

また東日本大震災の関連で坂城町へおいでの避難者の方の状況ですが、新たに1家族2名の方が福島市からお子さんへの放射能の影響を心配されて、仕事で坂城に単身赴任をされていた家族のところへ避難されました。現在、坂城町には6家族10名の方が避難されております。これで坂城町へ避難されていた方々は延べ9家族16名ということになりました。こういう話を伺うにつれ、現在もまだ震災はまだ続いているんだという認識を新たにいたしました。

次に、松くい虫の防除についてでございますが、私はこれは防災上の観点、それから健康被害に対する対処等含めて今後の町の方針を定めるために、10月に岐阜県森林文化アカデミーの客員教授をされている田畑勝洋様を招いて2回目の町の松くい虫防除対策会議を開催してまいります。松くい虫対策につきましては、あくまでも科学的・客観的根拠に基づく判断をしていきたいと思っております。できるならば年内中に結論を出したいというふうに思

っております。

次に、一般質問のありました南条小学校及び村上小学校校舎の耐震補強事業につきましては、2校一緒に実施計画が組めるように6月補正でお認めをいただいております。3月11日の震災の経験から何はさておき耐震対策が最優先されると考えます。国の動向もあり、町の思いだけでは進められない状況はありますが、実施計画に反映させながら、27年度と言わず、できる限り早い段階に耐震化率100%を達成するように取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、文部科学省の補助事業に採択が決まりました「地域における子どもたちを対象とした高度ICT人材育成事業」につきましては、株式会社学研教育出版とともに取り組んでおり、小学校高学年及び中学生20名を募集いたしまして、コーディネーターによる指導により、岡山県の真庭市、あるいはアメリカの西海岸の子どもたちとインターネットを通じて地域自慢をしたり、このような情報交換の体験学習などを計画しております。

ICTが社会・産業で果たしている役割、重要な社会インフラであることを学び、生涯学習の一環として21世紀を生きる子どもたちに求められる力、確かな学力、豊かな心、健やかな体等の「生きる力」と必要な情報を主体的に収集、判断、発信などができる能力等の「情報活用能力」を学び、社会で貢献できる人たちが育てばと思っております。

続きまして、10月2日に文化センターグラウンドにおきまして、スポーツを通じて健全な心身を養い、お互いの融和と親睦を図り、住みよいコミュニティづくりを進めるため「第51回町民運動会」が開催されます。あわせて町民一人一人が交通安全についての理解を深めてもらうために「第33回交通安全町民大会」も開催されます。大勢の町民の皆様のご参加をお願いいたすとともに、高齢化やいろいろな地域課題のある中で町民運動会をさらに発展させるためのあり方、進め方を考える機会になればと考えております。

また明日21日から30日までの10日間「秋の全国交通安全運動」が今年は「信濃路はゆとりと笑顔と ゆずりあい」をスローガンに実施されます。期間中26日には町独自の交通安全PR活動を国道18号線田町交差点で行います。

また10月29日、30日の2日間にわたり文化センターを会場に「したしむ・つくる・ ふれあう・ささえる」をテーマに「第40回坂城町文化祭」が開催されます。あわせて消費 生活の安定と向上を図り、明るく豊かな生活を送るため「第29回坂城町消費生活展」も開催されます。こちらも大勢の町民の皆様のご活躍をお願いいたします。

それから原稿にはなかったのですが、帝国ホテルで今月の25日、26日、米国の中西部、 真ん中でイリノイとかミシガンとかインディアナとか、そこの地区の日米の会議が帝国ホテ ルであります。その帝国ホテルのロビーに長野県の産物の一環として坂城の味ロッジの、何 パンというんでしたっけ、パウンドケーキが出品されることになったそうです。ですから坂城 の物産もアメリカ中西部に進出する機会になればと思っておりますので。帝国ホテルで25日、26日あるそうです。

さて職員提案によるクロスファンクションのタスクフォース「チャレンジSAKAKI」が始まりました。中でも坂城駅前の活性化、坂城駅エレベーターの設置は町民の皆さんにも関心の高い課題であると思います。去る8月24日には「坂城駅にエレベーター設置を求める会」の皆さんから766名の署名をお寄せいただいたところでもございます。

私は公約に掲げた「笑顔のまち」に向けてご高齢の方や交通弱者と言われるような方の支援に対する、まさに象徴的な課題として取り組みたいというふうに思っております。概算事業費や事業化へのスケジュールなど鉄道事業者のしなの鉄道と連携、加えて長野県とも協議をしながら実施計画に生かす取り組みをしてまいりたいと思っております。

さらに今年度から事業化となりました坂城更埴バイパス坂城町区間3.8kmにつきましては、秋の刈り入れ終了後、いよいよ本格的に地形及び地質調査が始まってまいります。来月開催予定の「坂城町新国道バイパス、県道整備促進期成同盟会」総会におきましても、長野国道事務所と現地作業の進捗や今後の事業予定について懇談を行いながら、なお一層の建設促進に努めてまいりたいと考えております。

今年は、ことのほか猛暑で日焼けが心配されるところでございますが、りんごの品質は昨年並、ぶどうについては、重さは去年より若干少ないものの糖度は非常に高いというふうに伺っております。

なお、さかき千曲川バラ公園では今月下旬から10月中旬にかけまして色鮮やかな秋のば らがお楽しみいただけるかと思います。

スポーツの秋、文化の秋、芸術の秋です。町内3小学校の運動会が先日、元気に実施されました。これからも坂城中学校の「大峰祭」、町内の3保育園、坂城幼稚園の運動会、町民運動会、町の文化祭など数多くのイベントが目白押しでございます。

議員各位におかれましても、お体に留意され、活躍されんことを祈念申し上げて閉会のご あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長(宮島君) これにて平成23年第3回坂城町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後1時58分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書

平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便・郵便貯金・簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持株会社である日本郵政株式会社の下に、それぞれの事業を承継した三つの株式会社が窓口業務等を郵便局株式会社に委託する形で民営化・分社化された。

他の物流会社との業務提携や住宅ローン・クレジットカード事業への新規参入等、業務拡大路線を打ち出す一方で、利潤追求を図るために手数料の増額や不採算事業の縮小・廃止等が行われるなど、一部に利便性の低下が指摘されている。

また、民営化後も引き続き全国一律のサービスを維持することについては、郵便事業は法律に明記されている一方、金融・保険事業は長期間の委託契約や基金による赤字補てん等によって担保されているものの、将来にわたって契約が更新される保証は無く、基金による補てんにも一定の限界があることから、収益が期待できない過疎地・山間地で郵便局が現行のまま存続することを危ぶむ声は強い。郵便局が住民生活に不可欠な通信・金融の拠点となっている現状において、今後も、独居老人等が郵便の配達に併せて年金の受取や保険料納付を行えるような地域住民のニーズに即した対応が求められている。

よって、国においては、郵便・貯金・保険のサービスが郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう万全を期すことを求めた国会附帯決議を遵守するとともに、地域の実情を踏まえ、郵政三事業が一体のサービスとして運営されるよう必要な措置を講じるために、将来にわたって税金を投入せずに全国一律の高いサービスの提供と健全経営の永続を確立させようとする、「郵政改革法案」を早期に審議し、速やかに成立することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 9月 日

衆議院議長 横 路 孝 弘参議院議長 西 岡 武 夫内閣総理大臣 野 田 佳 彦 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 宮島 祐夫

原子力発電からの撤退を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

原子力発電からの撤退を求める意見書

3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故は、1号機、2号機、 3号機がメルトダウンを起こし、いまだに収束の道筋さえ見えない深刻な事態に陥っている。

この重大な事故でいまだに10万人近い人たちが避難を続け、放射性物質による農産物などへの汚染も広がっている。

日本国民は広島・長崎の被爆の後も、太平洋上のビキニ環礁でのアメリカの水爆実験による「第 五福竜丸」の被災を経験してきた。

原発と原爆に共通するのは、膨大な「死の灰」と放射線被害をもたらすことである。

原発の安全神話が崩壊し、現在の技術では制御不能になること、さらに放射性廃棄物を処理する方法がないなど、本質的に未完成で、たとえ平和利用であっても、原子力と人間社会が共存できないことが浮き彫りになっている。

「フクシマ」の事故を契機に、ドイツでは2022年までに原子力発電から撤退することを決め、イタリアでは国民投票で94%の圧倒的多数で原子力発電からの撤退を選択した。

本議会は、住民の命と暮らしを守る自治体の責務にもとづき、国がエネルギー政策を根本的に 転換し、原発から撤退を決断するよう次のとおり要望する。

記

- 1 原子力発電からの撤退を決断し、原子力発電をゼロにする期限を決めたプログラムをつくること。
- 2 現在稼働中の原子力発電所については、二度とこのような事故を起こさないよう、安全確保 に十分な措置をとること。
- 3 東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に全力をあげること。
- 4 原子力安全・保安院は、経済産業省から分離・独立させ権限を強化すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 9月 日

衆議院議長 横路孝弘

参議院議長 西岡武夫

内閣総理大臣 野田佳彦 殿

経済産業大臣 枝野幸男

長野県埴科郡

坂城町議会議長 宮島 祐夫

一般質問通告一覧表

発言順位	要旨	通告者	答弁を求める者
	1. ゲリラ豪雨の被害について		
	イ. 小河川・前沢川の氾濫について		町長
	ロ. 坂都1号冠水による一時通行不能について		r.) X
	ハ. 県道坂城インター線の側溝と排水の状況		
	ニ. 中之条用水は都市排水路か		
	2. 下水道の不公平について		
1	イ. 受益者負担金の未納状況は	6 番	建設課長
	ロ. 使用料の滞納状況は	塚田正平	是 散 縣 戊
	ハ. 接続率向上の対策は		
	ニ. 取り残された面整備について		
	3. 森林整備について		
	イ. 農業経営基盤強化促進法の指針と現況は		産業振興課長
	ロ. 森林税の活用と効果は		生未派共体及
	ハ. 松くい虫対策は		
	1. 福祉施策について		
	イ. 在宅重度心身障害者等日常生活用具給付、貸与事業につい		
			町長
	ロ. 身体障害者用自動車改造費補助金交付について	8番入日時子	教育長
2	ハ. 知的障害施設等通園、通学補助金について		福祉健康課長
2	2. 町道について		建設課長
	イ. 側溝について		教育文化課長
	3. 小・中学校について		教育人们研究
	イ. 設備面について		
	ロ. 備品、消耗品費について		
3	1. 子育て支援について		町長
	イ. 5歳児健診と発達障がい児への支援は	2 番	
	2. 健康、長寿の町に	ープ ザ 吉川まゆみ	
	イ. 緊急時連絡カードの配布を	1775 F V	健康福祉課長
	口. 認知症予防の充実を		

発言順位	要	通告者	答弁を求める者
4	1. 町内の医療体制は イ. 緊急・救急医療体制は ロ. 町内の医療体制は 2. 町道等について イ. A01号線の完成予定は ロ. 町道等の保全、管理は	7 番山﨑正志	町 長福祉健康課長建設課長産業振興課長
5	 坂城町地域防災計画について 想定されなかった原発事故も考慮に 防災訓練について 災害時応急対策協定について 震災対策強化について ライフラインの確保について 給水計画について 飲料水調達計画について 難聴電波対策について ボ道工事について マンホールについて アメリカシロヒトリ駆除について 町ぐるみで駆除を 	11番 塚田 忠	町 長住民環境課長 建設課長 まちづくり推進室長
6	1. 中之条地区に防災センターを イ. 今後の対応は ロ. 地下歩道の再利用を その3 2. 公共施設の焼却炉対策は その2 イ. 3小学校の焼却炉は	10番中嶋 登	町 長住民環境課長建 設課長 教育文化課長

発言順位	要	通告者	答弁を求める者
7	1. チャレンジSAKAKIの町づくりとは		
	イ.チャレンジSAKAKIの町づくりとは		
	2. 地域経済の活性化に向けて		町 長
	イ. 住宅リフォーム助成制度の実施を	9 番	副町長
	ロ. 小規模事業者登録制度の現状は	大森茂彦	産業振興課長
	ハ. 町内建設業の振興策は	八林以珍	企画政策課長
	3. 中心市街地の活性化は		教育文化課長
	イ. 北国街道400年によせて		
	ロ. 坂木宿ふるさと歴史館の活用は		
	1. 医療費・国保の現状と課題について		
	イ. 坂城町の医療費の現状について		町 長
8	ロ. 国保の現状と問題点の改善を	1 番	福祉健康課長
O	2. 健康なまちづくりをどのようにすすめるか	塩入弘文	総務課長
	イ.特定健診、一般健診の現状と保健指導の充実を		教育文化課長
	ロ. 予防医療と啓発活動の改善を		
	1. 大型石油貯蔵タンクの安全対策について		
	イ. 地域住民の不安解消と安全対策について		
	ロ. 地域住民への情報の提供は		町長
	2. 認知症対策について		住民環境課長
9	イ. 家族の会全国アンケートの結果について	5 番	福祉健康課長
	ロ. 制度の不十分さ県内からも指摘	窪 田 英 子	企画政策課長
	3. びんぐし湯さん館について		正四以来除民
	イ. 町内の待遇は		
	ロ. 利用の現状と利益は		
	1. 災害に対する効果的体制を		
	イ. 災害発生時の具体的対応は		町 長
1 0	ロ. 災害には対する訓練は十分か	13番	副町長
	ハ. 弱者はどう整理、対応するか	柳澤澄	住民環境課長
	2. 公的役職へ女性や公募の人材を	1万6 1字 1豆	福祉健康課長
	イ. 各種委員の女性の比率は		企画政策課長
	ロ. 公的役職・委員等の選定は		

発言順位	要	通告者	答弁を求める者
1 1	1. 国道18号坂城更埴バイパスの建設促進について		
	イ. 5月の事前説明会以降の動きは		町 長
	ロ. 7月の関係区長等への説明会について	4 番 塩野入 猛	
	ハ. 力石バイパスと県道77号線(長野上田線)の接続箇所の		
	安全策を	<u>加</u> 到 /	
	ニ. 今年度の作業予定について		建設課長
	ホ. 円滑な作業の推進を		
1 2	1. 教育環境の整備について	3 番 西沢悦子	町長
	イ. 小学校の耐震化について		ш) 🔀
	ロ. 大規模改修について		教 育 長
1 2	2. 国際交流について		教 自 戊
	イ. 現状と今後について		教育文化課長
	ロ. 小中学校の国際交流について		
1 3	1. 坂城都市計画について		
	イ. 坂都1号線の今後の進捗状況は		町長
	ロ. 町内都市計画道路に進捗はあるのか		m) K
	ハ. 工業専用地域について	12番	
	2. 逆木通りの環境整備について	池田 弘	
	イ. 逆木通り北側の遊歩道公園について		建設課長
	ロ. 歩道と遊歩道の境の植栽について		医 以 味 艾
	ハ. シンフォニックヤードについて		